

福島県地域防災計画

震災対策編

(平成21年度修正)

福島県防災会議

<<震災対策編 目次>>

第1章 総 則	-----	1
第1節 計画の目的及び方針	-----	1
第2節 基本方針と活動目標	-----	3
第3節 福島県の概況と災害要因の変化	-----	7
第4節 福島県の地震災害と地震・津波想定調査	-----	21
第5節 調査研究推進体制の充実	-----	36
第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	-----	38
第2章 災害予防計画	-----	45
第1節 防災組織の整備・充実	-----	45
第2節 防災情報通信網の整備	-----	55
第3節 地震観測計画	-----	58
第4節 都市の防災対策	-----	60
第5節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策	-----	65
第6節 電力、ガス施設災害予防対策	-----	67
第7節 鉄道施設災害予防対策	-----	72
第8節 電気通信施設等災害予防対策	-----	74
第9節 道路及び橋りょう等災害予防対策	-----	76
第10節 河川・海岸等災害予防対策	-----	81
第11節 地盤災害等予防対策	-----	83
第12節 火災予防対策	-----	86
第13節 積雪・寒冷対策	-----	89
第14節 緊急輸送路等の指定	-----	91
第15節 避難対策	-----	104
第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	-----	108
第17節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	-----	112
第18節 航空消防防災体制の整備	-----	115
第19節 防災教育	-----	117
第20節 防災訓練	-----	120
第21節 自主防災組織の整備	-----	123
第22節 災害時要援護者予防対策	-----	126
第23節 ボランティアとの連携	-----	128
第24節 危険物施設等災害予防対策	-----	131
第25節 災害救助基金の積立及び運用	-----	135

第3章 災害応急対策計画	136
第1節 応急活動体制	136
第2節 職員の動員配備	161
第3節 地震災害情報の収集伝達	166
第4節 通信の確保	181
第5節 相互応援協力	185
第6節 災害広報	189
第7節 消火活動	192
第8節 救助・救急	195
第9節 自衛隊災害派遣	198
第10節 避難	203
第11節 医療（助産）救護	211
第12節 道路の確保（道路障害物除去等）	215
第13節 緊急輸送対策	217
第14節 警備活動及び交通規制措置	220
第15節 防疫及び保健衛生	225
第16節 廃棄物処理対策	229
第17節 救援対策	232
第18節 被災地の応急対策	235
第19節 死者の搜索、遺体の処理等	240
第20節 生活関連施設の応急対策	243
第21節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	258
第22節 文教対策	264
第23節 災害時要援護者対策	268
第24節 ボランティアとの連携	271
第25節 危険物施設等災害応急対策	273
第26節 災害救助法の適用等	278
第4章 災害復旧計画	282
第1節 施設の復旧対策	282
第2節 被災地の生活安定	286

第5章 津波災害対策	(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画)	- - - - - 293
第1節 総則	- - - - -	293
第2節 災害対策本部等の設置等	- - - - -	294
第3節 地震発生時の応急対策等	- - - - -	295
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	- - - - -	304
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	- - - - -	310
第6節 防災訓練計画	- - - - -	312
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	- - - - -	313

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び方針

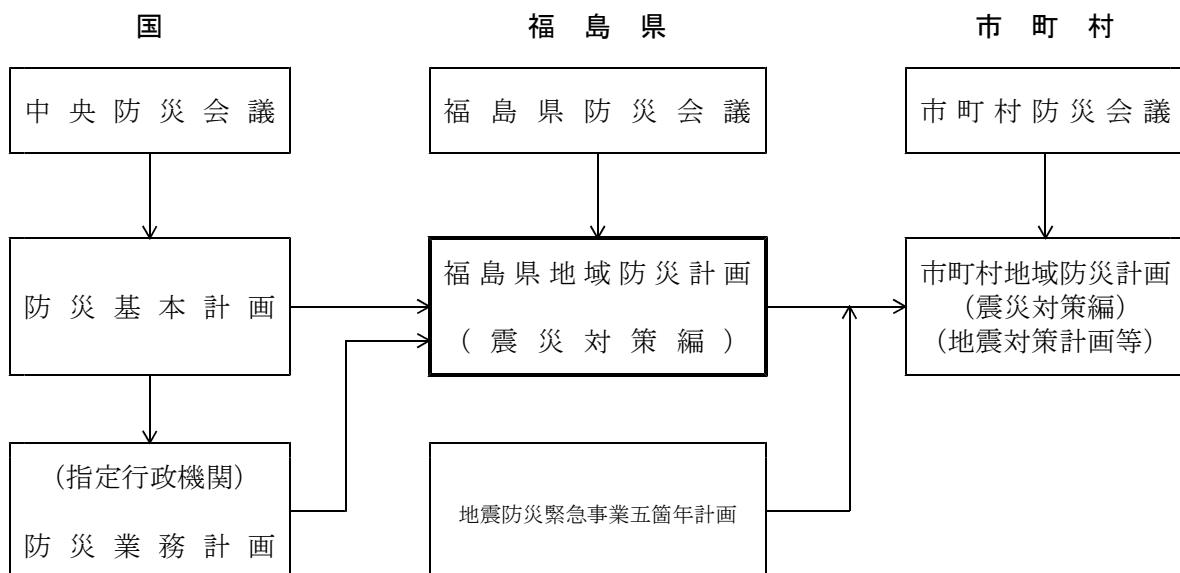
第1 計画の目的

地域防災計画震災対策編は、県内の地震災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、本計画に基づき災害に強い、安全な県土づくりを進めるとともに、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、地震災害が発生した際に的確な災害応急対策及び復旧対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県防災会議が作成する地域防災計画で、地震災害に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する計画であるとともに、市町村地域防災計画の指針となるものである。

国、県、市町村における防災会議と防災計画（震災対策編）の位置づけ



第3 計画の推進と修正

1 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等についての地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、市町村とともに積極的に事業の推進を図る。

2 計画の推進と修正

地域防災計画の計画的な推進を図るため、地震防災緊急事業五箇年計画に定められた実施事業を中心として緊急性の高いものから優先的に事業及び対策を実施する。

また、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正するものとする。

第4 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第5 市町村地域防災計画の作成又は修正

災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、市町村地域防災計画（震災対策編等）の作成又は修正に当たっては、この計画を参考として作成又は修正するものとする。

第2節 基本方針と活動目標

第1 基本方針

この計画は、地震防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な地震防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災空間の形成

本県は、中通り軸、会津軸、浜通り軸からなる縦軸と横断道軸、北部軸、南部軸からなる横軸を県土の骨格とし、その結節点を7つの生活圏と捉えた「多極ネットワークの形成」を地域整備の目標として掲げている。

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、これら7つの生活圏それぞれが自立的な防災性を高めていくことが重要である。

このため、災害に強い県土づくりを進める上で、それぞれの地域特性を活かし、7つの生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図るものとする。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していく体制をあらかじめ整備しておかなければならぬものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

地震・津波被害想定調査の結果から判断すると、福島県における「直下の地震（内陸部の活断層の破壊によって発生する地震）」により被害を受ける震度6弱以上の地域範囲は概ね半径20km程度と想定される。また、「海洋型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）」の場合は、震源から陸地まで比較的距離があることから、震度6弱以上の地震動を受ける地域は、「直下の地震」の場合よりもさらに狭い範囲に限られる。このため、7つの生活圏が同時に被災する可能性は低いものと想定される。

のことから、自立的な防災生活圏の形成を基本としながらも、被災地域による対応力を上回る大規模な地震災害が発生した場合には、県内の生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールやしくみづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

阪神・淡路大震災では、情報通信システムの全般的な被害の中で、災害対策本部等においては、被

害の全体像を結実させることができなかった。大規模な地震災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくとも、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るためには、県、市町村、国を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。さらには、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

5 平常時のネットワークを通した災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。県のそれぞれの機関、部課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

7 県民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、県民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日ごろから災害に備えておくことが大切である。

このため、県では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める県民運動を展開するとともに、県民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向か、

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づき、市町村、県民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、県民一人一人による自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

また、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」においてもうたわれているとおり、安全で安心な社会の実現のために、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、ハザードマップなどにより事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止や迅速な救助・復旧及び復興体制を構築していくものとする。

8 地震・津波被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、阪神・淡路大震災の教訓等の反映に努めるとともに、第4節の第2に掲げる「地震・津波被害の想定」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

第2 発災直前及び発災後の活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

発災後フェーズ		活動目標
直 後	即 時 対 応 期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊 急 時 対 応 期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関する対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策
4日目～1週間	応 急 対 応 期 1	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
1週間～1ヶ月	応 急 対 策 期 2	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（日常活動環境） <ul style="list-style-type: none"> ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1ヶ月～数ヶ月	復 旧 対 応 期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復 ・生活の再建
数ヶ月以降	復 興 対 応 期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

第3節 福島県の概況と災害要因の変化

第1 県土の自然的条件

1 位置及び面積

本県は、東北地方の最南端にあり、東は太平洋に面し、南は茨城、栃木の両県、西は大部分を新潟県と境し、西南の一部が群馬県に接しており、北は宮城、山形の両県に隣接している。本県の総面積は、 $13,782.75\text{Km}^2$ で、北海道、岩手県に次いで全国の第3位の面積を有し、東西約166Km、南北約133kmで、広大な県土を有している。各県境等における経度、緯度等は、次のようになっている。

方 位	地 名	経 緯 度
最東端 (E)	双葉郡浪江町請戸	東経 141度 2分49秒
最西端 (W)	南会津郡只見町毛猛山 南2,950m	〃 139度10分 5秒
最南端 (S)	東白川郡矢祭町明神 西1,000m	北緯 36度47分18秒
最北端 (N)	福島市飯坂町竜ヶ岳	〃 37度58分25秒

2 地勢

本県は、東に阿武隈山地、西に奥羽山脈が南北に走り、浜通り、中通り、会津の三地方に大別される。

浜通りでは、鮫川、夏井川、新田川、真野川など阿武隈山地を水源として東流し、直接太平洋に流入する単独河川が多く、これら河川の流域に発達した平坦面を連ねた形で海岸沿いに細長い平地を形成している。

阿武隈山地と奥羽山脈にはさまれた地域を中通りといい、阿武隈川が南から北へ流れ、郡山（安積）盆地、福島（信達）盆地などを形成し、大部分が肥沃な平坦地である。南端に位置する東白川郡の一部は、茨城県へ南下する久慈川の流域に属している。

奥羽山脈とその周縁部には、標高2千m級の成層火山と数多くの温泉及び大小の湖沼群が発達しており、美しい景観をつくっている。これと新潟県境に連なる越後山脈に抱かれた広大な地域が会津地方である。

この会津地域には、南会津郡の南端、尾瀬沼に源を発して北へ流れる只見川、猪苗代湖から流出して西流する日橋川、さらに栃木県境に源を発する阿賀川が流れ、これらの河川は合流して、新潟県に入り阿賀野川となって日本海に注いでいる。日橋川と阿賀川の合流点付近を中心に、広大な平地が南北に拡がっており会津盆地を形成している。

3 地質・地形

(1) 地質

本県は、奥羽山脈以西の新第三系が広く発達する”グリーンタフ地域”から、先第三系の基盤岩類からなる阿武隈山地、さらにはその東側の第三系・第四系が発達する太平洋沿岸の丘陵地域にまたがっている。そのため、古生代から第四紀にわたる様々な地質時代の、多種多様な地層・岩石が分布するという特徴がある。

ア 会津地方

本県の西半分をしめる広大な地域のため、その地質も多岐にわたっている。

北部の県境付近の飯豊山一帯、南会津郡西部の伊南川流域及び会津盆地南方の大戸岳周辺には、中生代の堆積岩類と花崗岩類が分布しており新第三系の基盤となっている。

会津盆地周辺山地及び阿賀川・只見川流域の広い地域には、緑色凝灰岩を主とする堆積岩類・

火山岩類からなる海成の新第三系が厚く発達している。また、会津盆地西縁の丘陵には陸水成の堆積物からなる鮮新・更新系が広く分布している。さらに、南会津町中央部から昭和村にかけての地域と沼沢湖周辺の地域及び会津盆地東南縁の背炙山一帯には、鮮新世以降の新しい時代に噴出したデイサイト質溶結凝灰岩が広く分布している。

一方、会津・田島・野沢などの内陸盆地には未固結の第四紀層が発達するほか、猪苗代湖付近の奥羽山脈には、新第三系をおおって磐梯山や猫魔ヶ岳などの火山噴出物が分布する。

地質構造としては、様々な方向性の褶曲や断層が各所にみられるが、比較的新しい時期のものとしては、棚倉破碎帶の北方延長部に位置する川桁山断層や会津盆地西縁に発達する褶曲構造などがある。

イ 中通り地方

阿武隈川及び久慈川に沿った低地と、奥羽山脈や八溝山地などの山地部でそれぞれ特徴ある地質が発達している。

南部の県境付近に位置する八溝山地には、一部花崗岩により熱変成を受けた中生代の堆積岩類が分布しており、会津地方の先第三系基盤岩類とともに一連の地質区（足尾帯）を構成している。

福島盆地周辺、本宮市及び郡山盆地の西側一帯、さらには棚倉町周辺の久慈川流域には新第三系中新統が広く分布している。また、白河市北方から須賀川市の西部にかけては、新第三系を不整合におおって、デイサイト質の溶結凝灰岩が広く分布している。

阿武隈川流域の福島・郡山・白河などの内陸盆地には第四系が広く発達しているほか、奥羽山脈には、脊梁火山列に属する吾妻・安達太良・那須などの火山があり、安山岩質の火山噴出物が新第三系をおおって分布している。

地質構造としては、島弧の地質区を画する棚倉破碎帶が久慈川に沿って発達するほか、新しい構造としては福島盆地西縁断層などがある。

ウ 阿武隈山地

この地域は、大部分が中生代白亜紀の花崗岩類からなっている。このうち北部阿武隈山地には主として古期花崗閃緑岩が分布し、新期の各種花崗岩類は山地西縁部や東縁部に分布している。南部の東白川郡からいわき市西部にかけては、高温低圧型の御斎所变成岩及び竹貫变成岩が発達している。また、各所に小規模なはんれい岩体が、花崗岩に貫入された形で分布している。

一方、山地内部の谷底部には、最終氷期以降の第四紀層が小規模に分布している。

エ 浜通り地方

この地域北部の阿武隈山地北東縁には、畠川破碎帶の東側に相馬古生層が、さらに双葉断層に沿って中生代の相馬中村層群が分布している。また、南部のいわき地域にも古生層と中生代後期の双葉層群が分布している。これらはいずれも、砂岩、泥岩（粘板岩）、石灰岩などの堆積岩からなっている。

いわき地域には、石灰層を挟む古第三系（白水層群）が白亜系を不整合におおって発達するほか、双葉郡以南には新第三系が南北に分布している。また、太平洋沿岸の丘陵及び低地には、鮮新系や第四系が広く分布している。

地質構造としては、阿武隈山地東縁部の畠川破碎帶のほか、双葉断層が阿武隈山地の縁に沿ってほぼ南北に発達している。

(2) 地 形

地形はその形成過程を反映した結果として形成されるものであり、地形が類似している場合、地盤の性質も類似している場合が多い。国土数値情報等で整備されている地形分類は、地盤の成因、形態、構成する地質、形成年代がそれぞれの基準の中において等質となるものをまとめたものであ

り、地盤の構成と関係が深い。地震動は、地盤の統制により様々な大きさに増幅されるが、この特性と地形との間に一定の相関関係があることがわかっている。

つまり、地域の地形を把握することで地震動の危険度を概ね予測することが可能である。

表 地形と災害の関係

地 形 区 分	震 害 特 性			
	振 動 災 害	液 状 化 災 害	地 盤 崩 壊 等	
山 地 ・ 火 山 地	・ 比較的地盤が安定しており、安全。	・ 危険性はない。	・ 30度以上の急傾斜地、風化の進展した地域、表土層が厚く堆積した地域では非常に危険。 ・ 火山噴出物が厚く堆積した斜面や、火山活動により岩石の変質が進んだ地域で危険性が非常に高い。	
丘 陵 地 ・ 台 地	・ 比較的地盤が安定しており、安全。	・ 危険性はない。	・ 近年、都市近郊の宅地開発が進み、丘陵の傾斜地、台地の崖付近にも住宅が増加、人工の崖も急増しており、崖崩れによる被害を生じやすい。	
盆 地	・ 過去の事例より、本地形の端部等において大きな被害が出たとの報告もある。	・ 河川沿い、湖沼付近、地下水位の高い所では危険性あり。	・ 比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。	
低 地	扇状地低地	・ 一般に砂礫からなる硬地盤で、比較的安全。 ・ 末端（扇端）は粒子が細かく砂礫層も薄く、下部に軟弱層があり、危険性は高い。	・ 地下水位の高い所や末端部では危険。	・ 比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。
	三角州性低地	・ 危険性が高い。	・ 水路沿い等砂質の多い三角州、砂丘の背後、砂堆、砂州の縁辺部の海岸平野では危険。	・ 危険性は低い。
	自然堤防・砂州	・ 砂・礫からなり、低地の一般面に比べて安全。 ・ 軟弱地盤上に粗粒砂が薄く堆積している場合、危険。	・ 地表付近に砂質土が堆積している所は危険。 ・ 周辺部の地下水位が高い場所は危険。	・ 比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。

出所) 各種資料より作成

本県の地形特性を地形分類からみると、以下に示すとおりである。

地形分類からみた本件の地形特性

地 形		特 性
山 地	大 起 伏 山 地	山地は、起伏量200m以上で、地質構造の複雑な部分で、細部分は傾斜が15度以上となっている。そのうち大起伏山地は起伏量600m以上である。中央山地の豪士・栗子・檜原・熱塩、築部・高森、川桁・額取、西部山地の飯森・大塚、飯豊、大鳥、荒海、駒ヶ岳・朝日、帝釈などの諸山地などの高所に分布する。
	中 起 伏 山 地	山地のうち起伏量400～600mの部分で、阿武隈山地の分水界附近および北東部、八溝山地、中央布引山地の半田・雨塚、豪士・栗子、川桁・額取、会津布引・背炙、鬼面・天栄西部山地の博士、駒止・船ヶ鼻、七ツ岳
	小 起 伏 山 地	山地のうち起伏量200～400mの部分で、阿武隈山地の大部分、中央山地の東西縁、会津盆地の周縁などに分布する。
	山 麓 地	山地のうち起伏量200m以下の丘陵性山地で、山地に連続して分布する。阿武隈山地の西縁、特に北西部、鬼面、天栄山地の南東部、飯豊山地の南部などに広く分布する。
火 山 地	大 起 伏 火 山 地	起伏量600m以上で、主として溶岩そのものからなる火山地である。吾妻、安達太良、鎌房、那須、燧岳などの火山地の高所に分布する。
	中 起 伏 火 山 地	起伏量400～600mで、主として溶岩からなり、吾妻、安達太良、磐梯、猫魔、鎌房、燧岳、浅草などの諸火山の中腹に分布する。
	小 起 伏 火 山 地	起伏量200～400mで、溶岩や火山岩屑からなり、吾妻、安達太良、磐梯、猫魔、鎌房などの諸火山の中腹以下に分布する。
	火 山 麓 地	火山麓にあり、主として火山碎屑物の二次的堆積物からなり、扇状地状の緩斜面をなす安達太良の南東麓および西麓の沼尻山原、磐梯南麓の磨上原、猫魔西麓の雄国、上原附近に広く分布する。
丘 陵 地	大 起 伏 丘 陵 地	起伏量100～200mの丘陵地で、浜通り低地帯の南部、中通り低地帯の南西部などに分布する。
	小 起 伏 丘 陵 地	起伏量10m以下の丘陵地で、浜通り低地帯の中北部、中通り低地帯の南部に分布する。
	火 山 性 丘 陵 地	寄付苦慮200m以下で、火山性泥流または火碎流などからなり、多数の小丘が群がる丘陵地である。磐梯山の北側および南側、鎌房山の北西部などに分布する。
台 地	ロ 一 ム 質 台 地 (上位)	火山灰質のロームによって覆われている台地で、浜通り低地帯中部に断片的に分布する上位の台地、中通り低地帯では南部の台地の大部分がこれに属する。標高は地域によって差がある。
	ロ 一 ム 質 台 地 (中位)	火山灰質ロームによって覆われているが、相対的に高度が低い。浜通り低地帯中部に広がる大部分の台地、中通り低地帯南部の一部の台地はこれに属する。
	ロ 一 ム 質 台 地 (下位)	火山灰質ロームによって覆われる下位の台地は面積がかぎられ、断片的に分布するだけである。
	砂 磨 台 地 (上位)	洪積世の砂、礫、粘土などからなる台地、丘陵で、堆積層中にうすい火山灰をはさむこともある。中通り低地帯中部の台地はこれに属するが、断片的には中通り北部および浜通り低地帯南部にも分布する。海拔高度は地域によって差がある。
	砂 磨 台 地 (中位)	主として洪積世の砂、礫、粘土からなる台地で、浜通り低地帯北部および南部中通りでは、福島盆地、郡山盆地の一部に分布する。
	砂 磨 台 地 (下位)	主として洪積世の砂、礫、粘土からなる低い台地で、浜通り低地帯の北部、福島盆地の南部、郡山盆地の一部などに分布する。
低 地	扇 状 地 性 低 地	沖積低地のうち、扇状地と砂礫質の氾濫原が含まれる。各川の谷底平地は大部分これに属する。
	三 角 州 性 低 地	静水面を基準に堆積した低平な平地で、多くはシルトおよび粘土からなり、氾濫原、三角州などを含む。概して排水不良の低地で、宇田、新田、藤原、木戸、夏井、鮫川などの諸川の川口付近や猪苗代湖北の長瀬川川口に広く分布する。
	自 然 堤 防 ・ 砂 州	自然堤防は阿武隈川の氾濫原に広く所在し、福島盆地北東部、郡山盆地の東部から本宮付近にかけて典型的な自然堤防が分布する。砂州は太平洋に面する砂丘海岸に分布するが一般的にその幅はせまい。

出所)「平成7年度 福島県地震・津波被害想定調査」平成8年3月

(3) 地盤の固有周期分布特性

地震計の振り子を自由に（制御のない状態で）振らせると、ある定まった（地震計に固有な）周期で震動を続ける。このときの周期を固有周期という。固有周期は地震計の特性を表わす重要な定数である。

同様に建物や橋などの構造物もそれぞれ固有周期がある。地震動の周期が構造物の固有周期に近い場合には構造物は大きく揺れる。このような状態を共振という。

地盤の固有周期とは地盤が最も強くゆれる周期で、地盤固有の特性である。地盤が固ければ固有周期が短く、逆に地盤が軟らかければ固有周期が長い。その地盤の上に立つ建物の固有周期と近ければ共振現象により、被害が大きくなる可能性が高い。

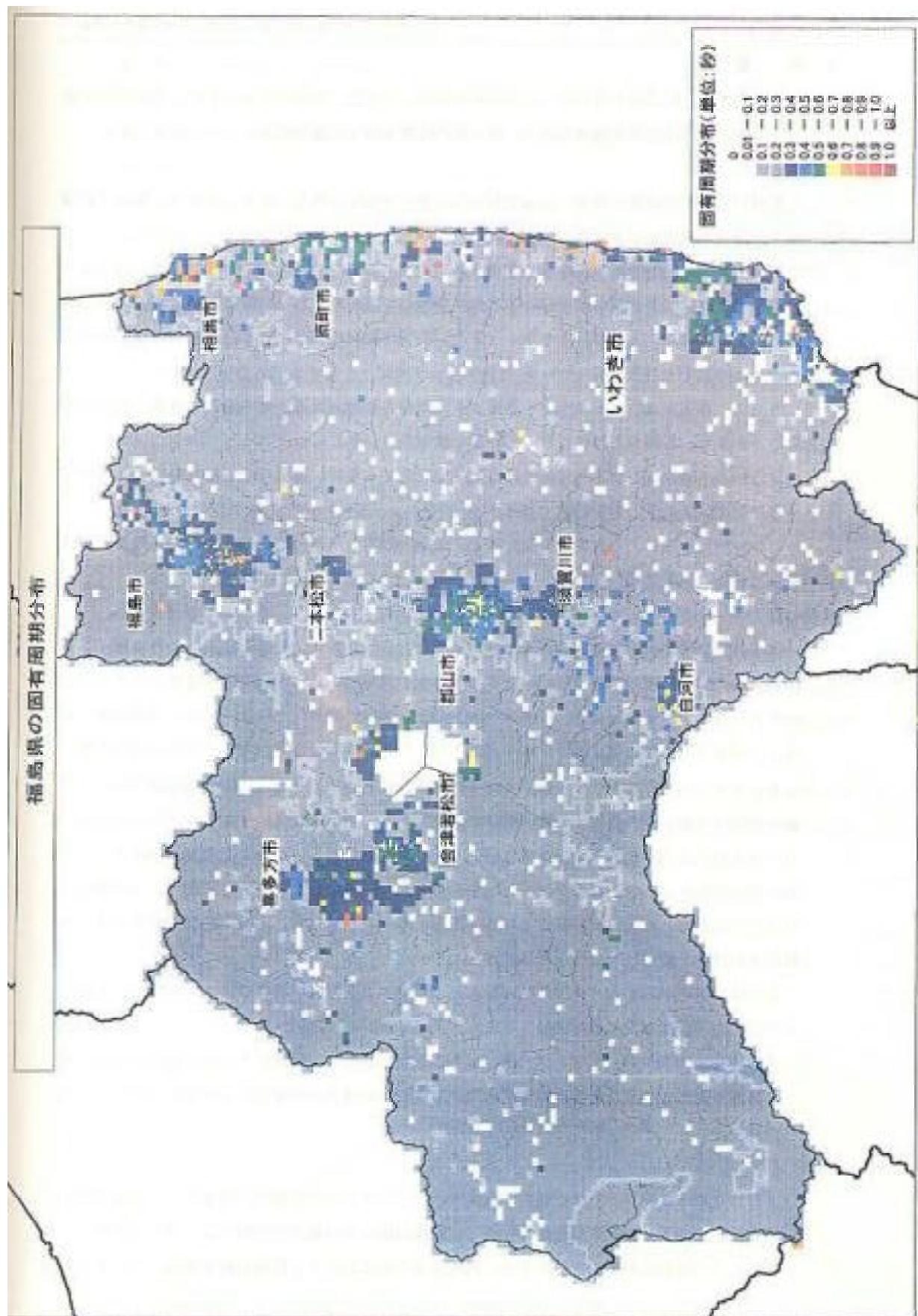
通常の木造建物の固有周期は、古いものが0.5～0.6秒程度、新しいものが0.3秒程度である。非木造建物は階数と比例しており、住宅（2階建）の場合、0.1～0.2秒程度であることから、地盤の固有周期がわかれば、それだけでも被害程度のおおよその見当をつけることが可能である。

本県の地盤の固有周期分布をみると、中通りの福島市付近、郡山市付近、会津地域の喜多方市から会津若松市にかけての盆地部では、地盤の固有周期が長い地盤となっており、比較的軟らかい地盤であるといえる。

また、浜通りの相馬市、南相馬市、いわき市など沿岸部の地域でも地盤の固有周期が長い地盤となっており、比較的軟らかい地盤であるといえる。

固有周期が長い（＝地盤が軟らかい）地域では一般に地震動が大きくなりやすいことから、これらの地域では、被害が大きくなる可能性がある。

なお、次に示す固有周期分布図は、福島県地震・津波被害想定調査の中で作成したもので、一部には周辺のボーリングデータ等から類推された地区もあるため、実際の地盤の固有周期は異なる場合がある。



4 気 象

本県の地勢は、阿武隈・奥羽の二つの山系により三分され、気候区についても、日本海側気候の会津、太平洋気候の浜通り、両気候の特徴を持つ中通りの三つに区分される。

(1) 春

冬型の気圧配置が緩み始め、高温で湿った太平洋高気圧の勢力が徐々に強まり、寒冷で乾燥した大陸の高気圧が弱まる勢力の交替期間である。

この時期は、低気圧と高気圧が3～5日おきに通過するため、周期的に天気が変化し、フェーン現象や季節風による寒の戻りなど寒暖の差が激しい時期でもあり、移動性高気圧圏内では晴れて空気が乾燥し、火災が起きやすく、また、夜間は放射冷却が著しく農作物への霜害が起こりやすい時期でもある。

さらに、春先には、本州の南岸を通過する低気圧のため、浜通りや中通りでは湿った雪になることが多く、浜通りでは冬よりこの時期の積雪の方が多くなる。

また、この時期は、日本海で低気圧が急速に発達するため、強風を伴うことが多く、本県でも春は10m/s以上の風が吹く日数が最も多い時期である。

(2) 夏

太平洋高気圧が次第に勢力を強め、日本の南海上に張り出す。この高気圧により本州沿岸沿いに前線（梅雨前線）が停滞し始め、この前線上を低気圧が2～3日おきに通過し、6月中旬～7月中旬にかけ梅雨となり、降水量が中・浜通りでは年間最大となる。また、日照時間も少なく、梅雨の始め頃にはオホーツク海高気圧からの北東の冷湿気流が入り、気温の上昇も抑えられ、ぐずついた天気となる。太平洋高気圧の強まりと共に梅雨前線は北上して梅雨が明けるが、その過程で前線の活動が活発化し、会津に大雨をもたらすことがある。

夏の気圧配置は南高北低型で、本県は弱い南よりの風が卓越して高温多湿の日が持続する。福島や会津若松などの盆地ではフェーン現象などにより猛暑日となる日があり、また、中通り、会津では連日の高温により大気が不安定となり、雷雨となりやすくなる。太平洋高気圧が強い時には、無降水が続き、時には干ばつとなることもある。

太平洋高気圧が弱まる8月中旬頃になると、夏型の気圧配置が崩れやすく、朝晩涼しくなり、このころから台風が東日本に来襲することが多くなる。

(3) 秋

9月になると太平洋高気圧の勢力が弱まり、前線が再び日本付近に南下して、本州付近に停滞し、秋雨前線となり梅雨の時期のような天気が続く。また、この時期に台風の来襲が多く、台風本体の雨に加えて、台風からの暖かく湿った空気が秋雨前線の活動を活発化して、更に雨量を増し、大雨となることがある。

10月半ば頃になると大陸の高気圧の勢力がさらに強まり、前線も南下し、秋雨の時期も終わる。このころから移動性高気圧や低気圧が次々と日本付近を東進するようになり、天気は周期的に変わる。

10月後半から11月になると移動性高気圧に広く覆われ、晴天の日が多く、放射冷却により明け方霜が降りるようになり、農作物に対する早霜の被害が発生する時期でもある。また、会津では、盆地特有の放射霧が朝方発生して、交通機関等に大きな影響を与える。その後、更に大陸の高気圧が強まり、日本付近を低気圧が通過した後、一時冬型の気圧配置となり、初雪となるのもこの時期である。

(4) 冬

12月中旬以降になるとシベリア高気圧が強まって、前線帶は遙か南方海上に押し下げられ、西高

東低の冬型の気圧配置となり、日本は寒冷で乾燥したシベリア高気圧からの吹き出しで、強い北西の季節風が卓越するようになる。

会津は日本海側の天気となり、雲に覆われ、雪の降る日が多く、浜通りは太平洋側の天気となり、乾燥した晴天の日が続き、降水量が年間で最も少なく、このため、空気の乾燥が著しく火災の起きやすい時期となる。中通りは、太平洋側の天気に近い中間の天気となる。

冬型の気圧配置が強まると北西風が強くなり、これが2～3日続き、会津や中通りの山沿いに雪をもたらし、特に、奥会津では日本有数の豪雪地帯になっており、会津の年間降水量の半分がこの時期に降っている。

第2 本県の社会的条件

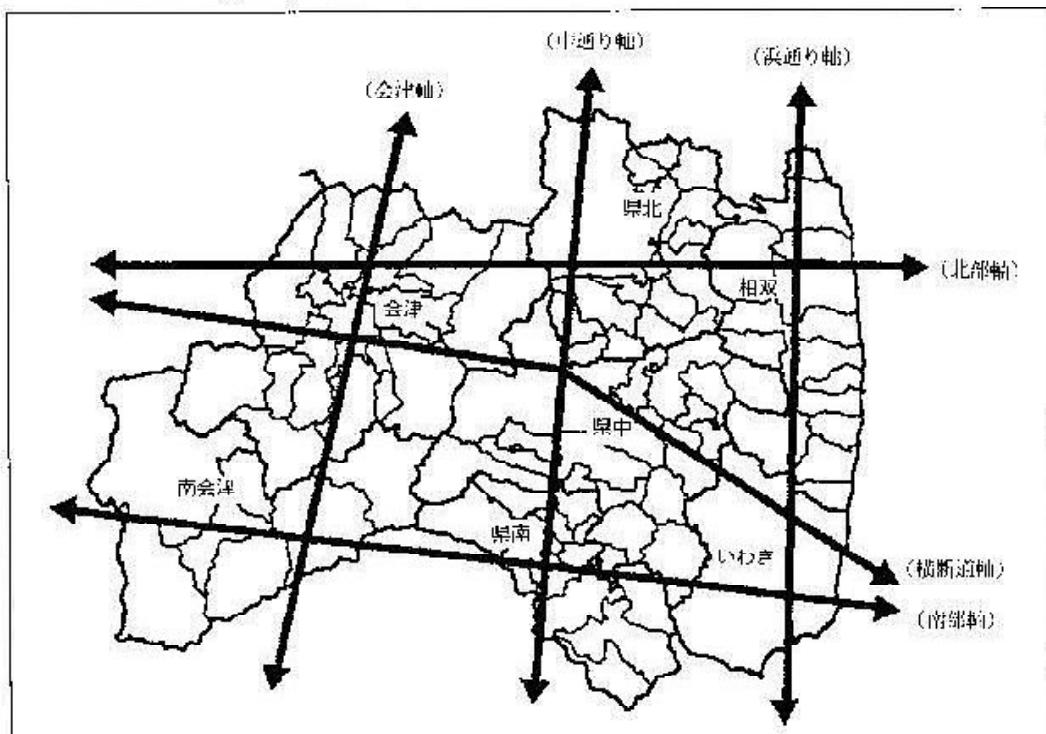
1 県土構造

本県は、地形的に浜通り、中通り、会津と大きく分けられる地域区分となっており、それぞれの地域に人口集積からみると、2~3の核が存在している状況である。

また、本県の長期総合計画では、浜通り、中通り、会津それぞれの地域を南北に通る縦軸（浜通り軸、中通り軸、会津軸）と、構想レベルのものも含めてそれぞれの地域間を東西に通る横軸（北部軸、横断道軸、南部軸）の、計6つの軸が設定されている。

これらの核および軸により、本県は7つの生活圏が構成される県土構造となっている。

図 本県の県土構造（6つの軸と7つの生活圏）



2 人口

人口の推移を長期的にみると、戦前の160万人台から戦時中の疎開による人口流入や、戦後の海外からの引き揚げ、第1次ベビーブームなどから人口が急増し、昭和23年には200万人台にのり、昭和32年3月の209万9千7百人をピークとして、その後、新規学卒者の就職や進学のため、若年層を中心とした首都圏への人口流出が相次ぎ、年々減少の傾向をたどり、昭和47年4月には192万7千9百人となり、この間で約17万2千人の減少となっている。

しかし、これを底に首都圏からのUターンや第2次ベビーブームなどから増加に転じ、昭和50年の国勢調査では197万1千人と増加し、昭和53年には再び200万人台にのり、平成2年国勢調査では210万4千人と少しづつ回復した。平成7年国勢調査では、213万4千人と過去最高となっているが、その後の平成17年国勢調査では、209万1千人と減少している。

自然増減のすう勢をみると、出生率は昭和25、26年頃から低下を続け、最近では当時の1/3程度のところで横ばいの状態であり、減少傾向にある。また、死亡率においてもは、出生率とほぼ時期を同じくして低下の兆しをみせ始め、年々、わずかずつではあるが減少傾向を示してきたが、昭和63年

以降は増加傾向にある。

一方、社会増減に目を転じると、昭和35、36年頃を中心に転出者の数は転入者の2倍前後に達していたが、その後、転出者の減少傾向が続いていたが、平成4年より僅少ながら社会増加に転じ、国勢調査間でみても、平成7年までの5年間は、戦後初めて社会増加を記録した。

3 土地利用

平成20年における本県の土地利用については、森林が $9,707\text{km}^2$ と県土面積の70.4%を占め、次いで農用地 $1,534\text{km}^2$ （11.1%）、道路 514km^2 （3.7%）、宅地 479km^2 （3.5%）の順となっており、森林、農用地が土地利用上高い比率を占めている。農用地、森林、農道などの農林業的土地利用については83.0%、一般道路及び宅地による都市的利用については6.2%となっており、平成11年と比較すると、農林業的土地利用は1.0%低下し、都市的土地利用は9.6%増加している。

4 交 通

(1) 道 路

本県の道路網は、県の面積が広大であることから主要幹線道路も多く、東北縦貫自動車道、常磐自動車道及び磐越自動車道の三つの高速道路と広域的な一般幹線道路である国道4号、6号、49号、121号を主軸として基本的なネットワークを形成している。これらの幹線道路に加えて、前記以外の国道、主要地方道、一般県道がこれを補完し、さらに地域住民の日常生活に密着した市町村道を加えて、全体として一つの道路網を構成している。

(2) 鉄 道

本県中央部を東北新幹線が縦貫し、新白河、郡山、福島の三つの駅が設置されている。また、山形新幹線が、平成4年7月、ミニ新幹線として開通した。在来線については、東北本線、常磐線、磐越東・西線など7路線が県民の足として活用されており、このほか第3セクターによる会津線、会津鬼怒川線、阿武隈急行線の3路線、民間運営による福島交通飯坂線が、地域住民の重要な交通機関となっている。

また、貨物用路線として福島臨海鉄道が利用されている。

(3) 空 港

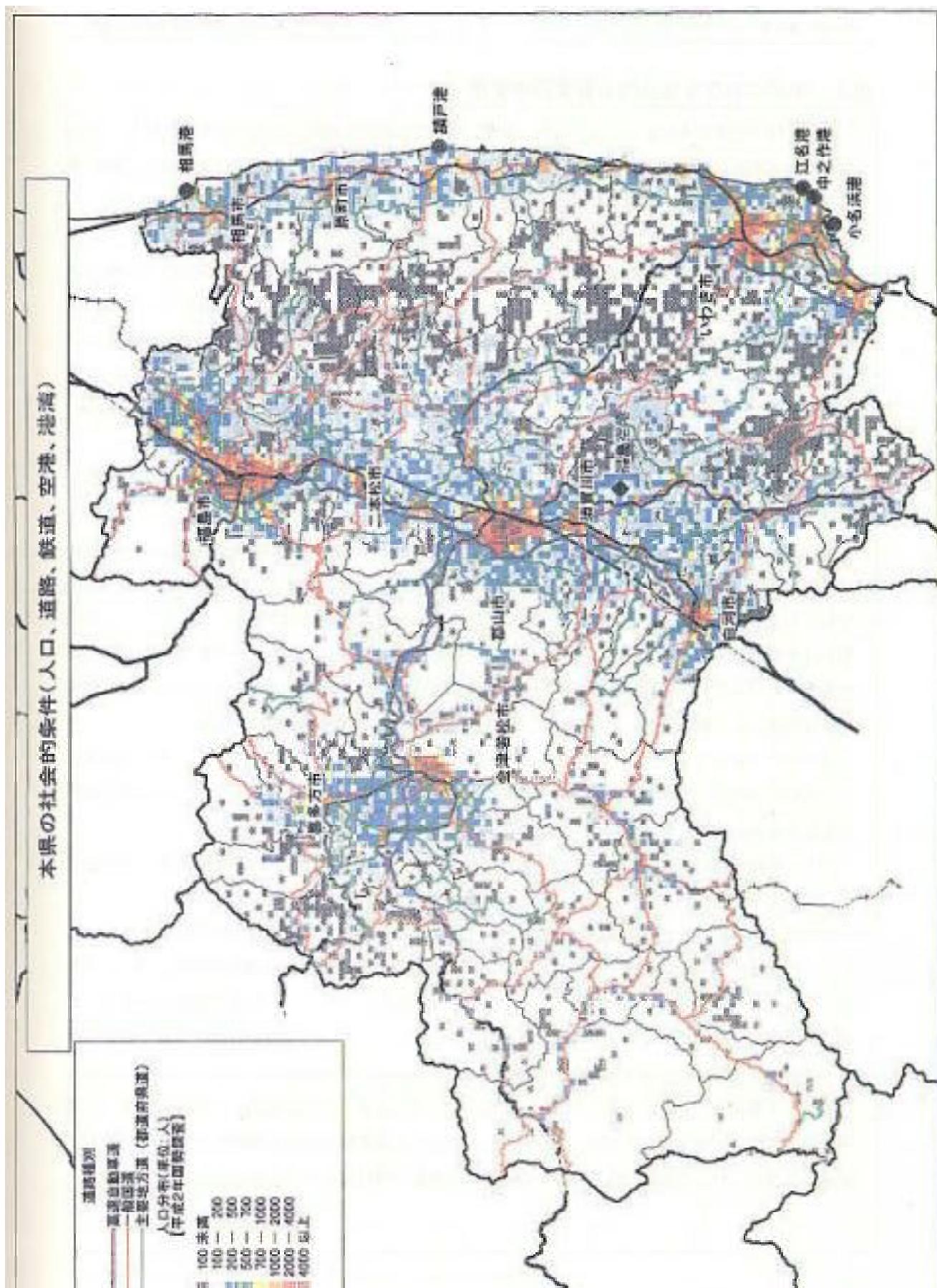
福島空港は、平成5年3月に滑走路長2,000mの空港として開港し、平成12年には滑走路長2,500mへ拡張され、全面供用を開始した。

現在、県内はもとより隣接県まで利用圏域が広がっており、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。

(4) 港 湾

本県は、小名浜港、相馬港の二つの重要港湾を有し、小名浜港は国際貿易港として、南東北の物流拠点及び背後企業を支援する港湾としての役割を果たし、相馬港は相馬地域開発の拠点及び相双・県北地域の流通拠点としての役割を担っている。

また、地方港湾として江名港、中之作港のほか、猪苗代湖で観光の役割を果している翁島港、湖南港、さらに避難港の久之浜港の7つの港湾が指定されている。



第3 本県における社会的災害要因の変化

災害、特に地震災害においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものほか、としへの人口の集中と農山村部の過疎化、高齢化の進行や都市機能の集中、建築物の状況等の社会的条件の変化によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

まず第1は、地域間の人口分布の変化である。都市部への人口の集中による都市化の急速な進展により、現在、本県では都市部に全人口の約65%が集中している。都市部への人口集中に伴った農山村部の過疎化と高齢化の進展により、都市部では高齢化比率（65歳以上人口が全人口に占める割合）が15%程度であるのに対して、農村部では20～30%となっている。

このために、災害時には都市部に被災者が集中して、かつ増大する可能性が非常に高い。さらに、農山村部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。

また、国際化に伴う外国人の増大や高齢者の増加等、いわゆる災害時要援護者の増大についても配慮しなければならない。

第2には、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布の変化である。昼間時には市街地中心部に人口が集中し、住宅地等の周辺部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるという傾向がある。本県では大都市圏ほどは昼夜間人口格差が大きくなるものの、部分的にはその格差の大きな地域も存在する。このため、昼間に発災した場合は、市街地中心部に人口が集中しているために、市街地中心部に被害が集中する可能性が非常に高くなる一方で、その周辺部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが起こりうる。

第3は、人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、2次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第4は、コミュニティー意識の低下である。本県においては、他地域と比べて低下の度合は小さいが、徐々に低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限に止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という県民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような本県における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不斷に続けていくことが必要である。

市町村毎の高齢者比率

市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)
7201	福島市	20.6	7361	田島町	29.4	7465	中島村	21.0
7202	会津若松市	22.7	7362	下郷町	34.3	7466	矢吹町	22.1
7203	郡山市	17.8	7363	館岩村	35.5	7467	大信村	24.0
7204	いわき市	22.4	7364	檜枝岐村	28.2	7481	棚倉町	23.4
7205	白河市	19.7	7365	伊南村	41.8	7482	矢祭町	30.7
7207	須賀川市	20.0	7366	南郷村	38.3	7484	塙町	29.6
7208	喜多方市	28.7	7367	只見町	39.6	7485	鮫川村	29.7
7209	相馬市	23.9	7401	熱塩加納村	33.2	7501	石川町	25.6
7210	二本松市	22.3	7402	北塩原村	26.3	7502	玉川村	21.5
7211	田村市	26.7	7403	塩川町	25.9	7503	平田村	23.7
7301	桑折町	27.1	7404	山都町	38.9	7504	浅川町	23.7
7302	伊達町	24.2	7405	西会津町	39.7	7505	古殿町	29.6
7303	国見町	26.3	7406	高郷村	34.7	7521	三春町	23.6
7304	梁川町	26.4	7407	磐梯町	32.1	7522	小野町	26.5
7305	保原町	22.6	7408	猪苗代町	29.4	7541	広野町	22.5
7306	靈山町	28.7	7421	会津坂下町	28.3	7542	楢葉町	24.1
7307	月館町	30.5	7422	湯川村	28.1	7543	富岡町	19.8
7308	川俣町	29.0	7423	柳津町	36.7	7544	川内村	33.8
7309	飯野町	27.8	7424	河東町	26.2	7545	大熊町	20.3
7321	安達町	23.4	7444	三島町	43.2	7546	双葉町	24.5
7322	大玉村	22.2	7445	金山町	51.8	7547	浪江町	24.1
7323	本宮町	21.0	7446	昭和村	52.4	7548	葛尾村	31.4
7324	白沢村	23.6	7447	会津美里町	30.2	7561	新地町	25.5
7325	岩代町	29.1	7461	西郷村	17.0	7562	鹿島町	27.3
7326	東和町	30.7	7462	表郷村	25.1	7563	小高町	27.0
7342	鏡石町	19.0	7463	東村	22.5	7564	飯舘村	28.1
7344	天栄村	26.0	7464	泉崎村	21.7			

出所) 平成17年国勢調査

表 将来の本県の高齢者比率

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
高齢者比率	65歳以上	20.3	22.2	23.6	26.2	28.7	30.2	31.1
生産年齢人口比率	15~64歳	63.7	62.9	62.1	59.9	58.0	56.9	56.4
年少人口比率	14歳以下	16.0	14.9	14.2	13.8	13.4	12.9	12.4

出所) 国立社会保障・人口問題研究所推計値(2002年3月推計)

本県における過去5年間の社会構造変化の比較

区分		平成12年	平成17年	備考	
人口		2, 126, 935人	2, 091, 319人	国勢調査10月1日現在	
世帯数		687, 828世帯	709, 644世帯	国勢調査10月1日現在	
宅地面積		448平方km	470平方km	1月1日現在	
危険物施設数		12, 963施設	12, 650施設	3月31日現在	
石油 コン ビナ ート	特定事業所数		20事業所	4月1日現在	
	貯蔵取扱 数量	石油	2, 549千k l		
		高圧ガス	10, 947 千N m ³ /D	10, 057 千N m ³ /D	
自動車保有台数		1, 474, 392台	1, 555, 252台	3月31日現在	
水道給水人口 と普及率		1, 918, 069人 (90. 1%)	1, 920, 009人 (91. 8%)	3月31日現在	
都市ガス供給世帯数と供給 地区内普及率		236, 908世帯 (61. 6%)	240, 663世帯 (60. 8%)	平成12年12月31日現在 平成16年12月31日現在	
電話加入権数		765, 812	745, 757	3月31日現在	

第4節 福島県の地震災害と地震・津波想定調査

第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海洋型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

(1) 活断層分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、すでに先第四紀に形成された断層帶の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M6.0）が発生したといわれている。

(2) 地震発生履歴

ア 1611年（慶長16年）9月（会津地方）M6.9

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の3郡で被害が多かった。会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し（2万余戸）、死者3,700名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では、16平方キロメートルほどの山崎湖が出現した。

イ 1659年（万治2年）4月（会津地方）

会津地方で大地震があり39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

ウ 1821年（文政4年）12月（大沼郡） M=5.5～6.0

大沼郡大石村の狭い範囲に強震。130戸壊れ、大小破300余、死若干。

2 海洋型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

(1) 本県沖における地震発生特性

海洋型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

(2) 地震発生履歴

ア 1677年（延宝5年）11月（磐城地方）M≈8.0

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

イ 1696年（元禄9年）6月（磐城地方）強震地域一磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

ウ 1793年（寛政5年）2月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖）M=8.0～

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

エ 1938年（昭和13年）5月 塩屋崎沖地震 M=7.0

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。

オ 1938年（昭和13年）11月 福島県東方沖地震 M=7.5

県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。

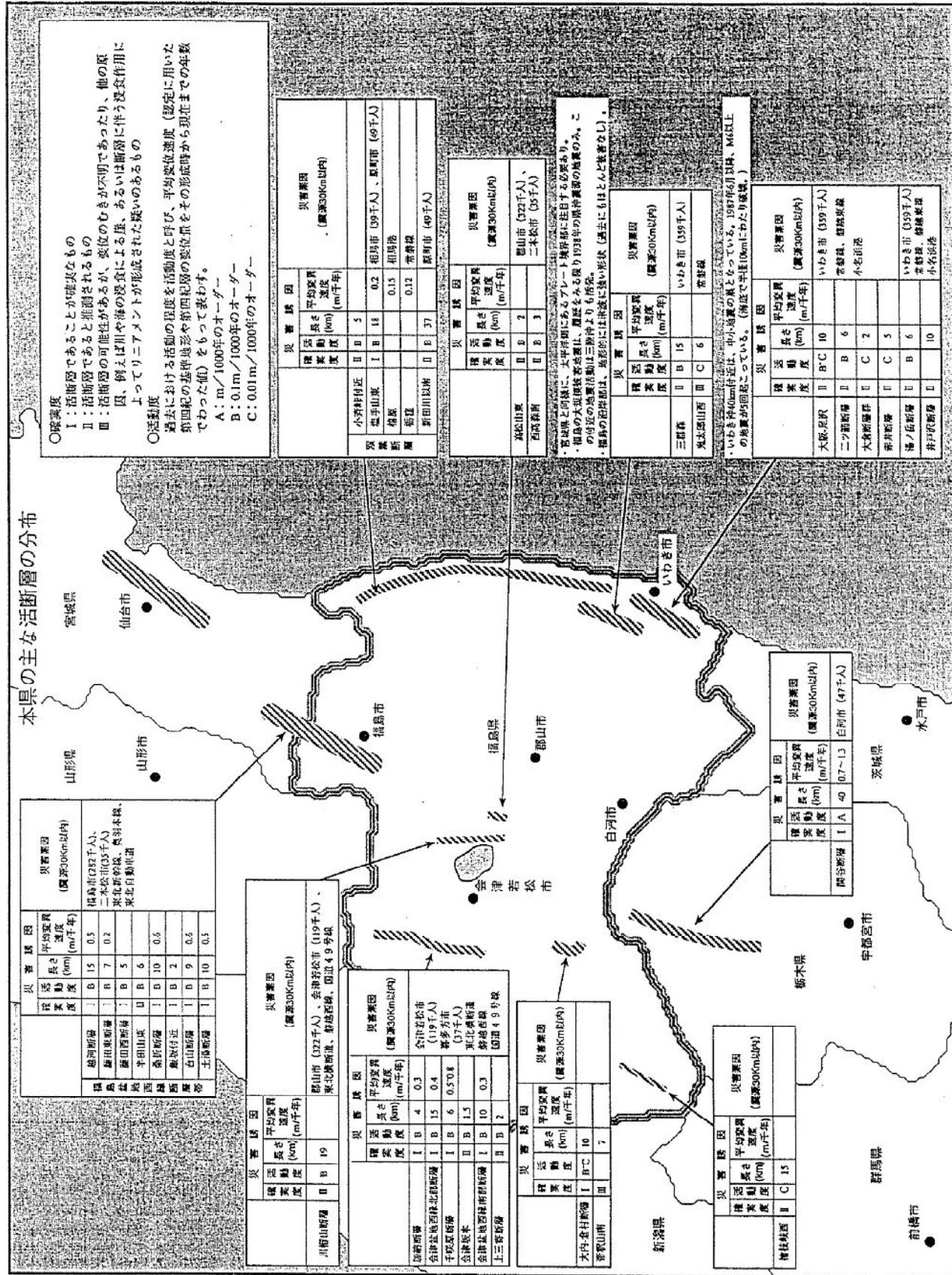
また、同日にM=7.3、翌日にM=7.4の強い余震を観測している。

カ 1964年（昭和39年）6月 新潟地震 M=7.5

16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。

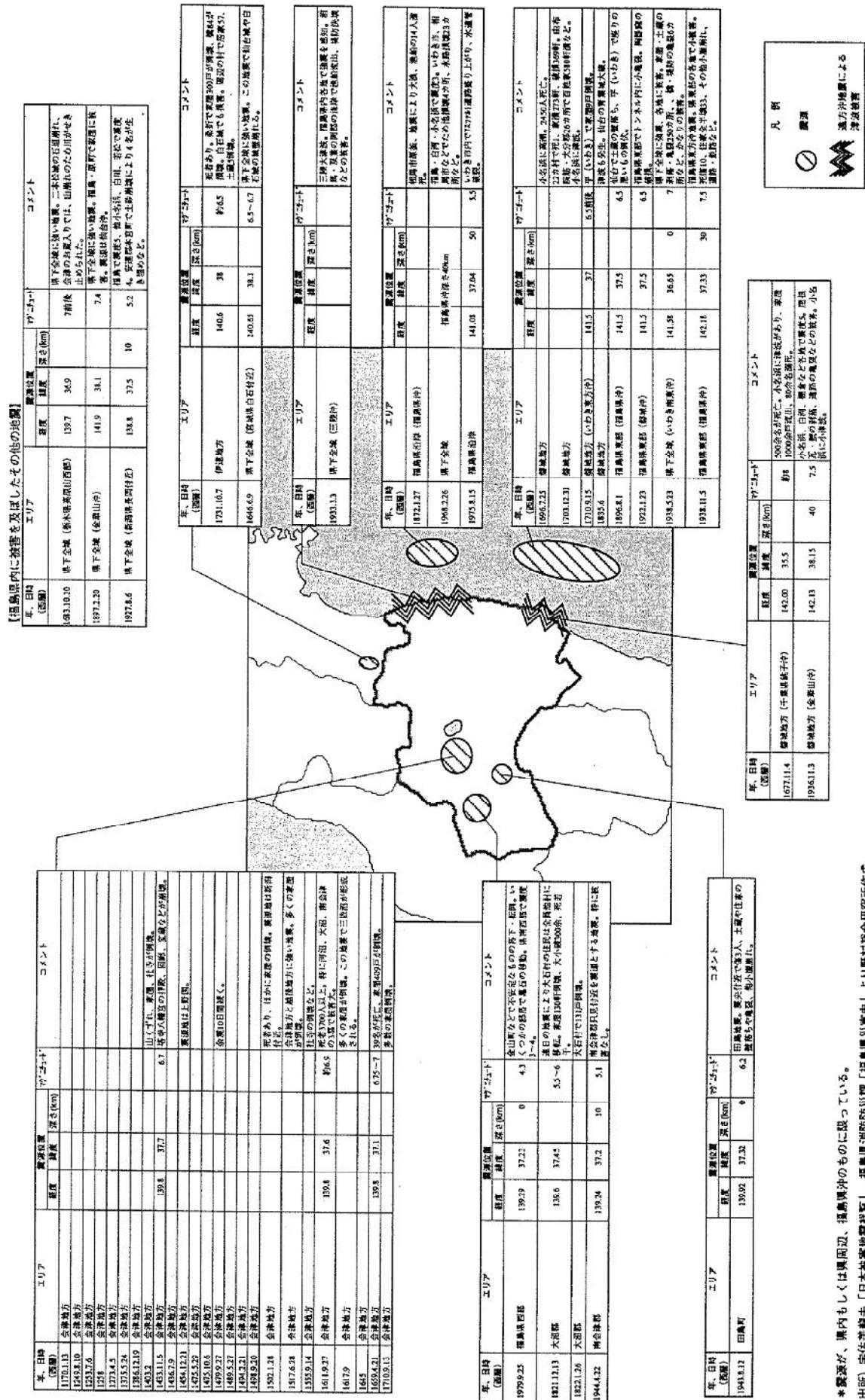
キ 1978年（昭和53年）6月 宮城県沖地震 M=7.4

12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山（崖）崩れ26等の被害も発生している。



震央分布図

■福島県内の被害地盤および津波の履歴*



*震源が、県内もしくは県周辺、福島県沖のものに限っている。
出所) 宇佐美編夫「日本枕崎地震調査」、福島県消防防災課「福島県災害史」より野村総合研究所作成



第2 地震・津波被害の想定

1 地震・津波被害想定調査の実施

地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、本県においては、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。

まず、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進にあたっては、学識経験者から構成される専門委員会議を設置し、その指導と助言のもとに必要事項の見当を行ってきた。さらに、そこで見当された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、本地域防災計画の策定に反映されている。

2 津波浸水想定区域図等調査の実施

津波の浸水による被害を最小限に抑えるためには、津波の影響により浸水する可能性のある地域や予測浸水深を予測し、避難計画を立案するとともに、津波ハザードマップを作成し、住民等に周知することが重要である。

このような考え方から、本県においては、平成18年度から2カ年を通じて、「福島県津波浸水想定区域図等調査」を実施した。

まず、水深や標高などの地形データ及び防波堤や河川堤防などの構造物データから地形モデルを作成した。次に想定地震を設定し、それに伴う津波の挙動をシミュレーションし、地形データと津波シミュレーションから各地の浸水想定エリアや浸水深、津波到達時間等を計算した。さらに、冬期夜間と夏期昼間の2パターンに分けて、人的被害や住宅被害、交通支障の被害想定を行った。

この調査結果は、市町村に提供し、津波ハザードマップ作成の推進に活用するとともに、ホームページに掲載し、県民等に情報提供を行っている。

3 想定地震の設定

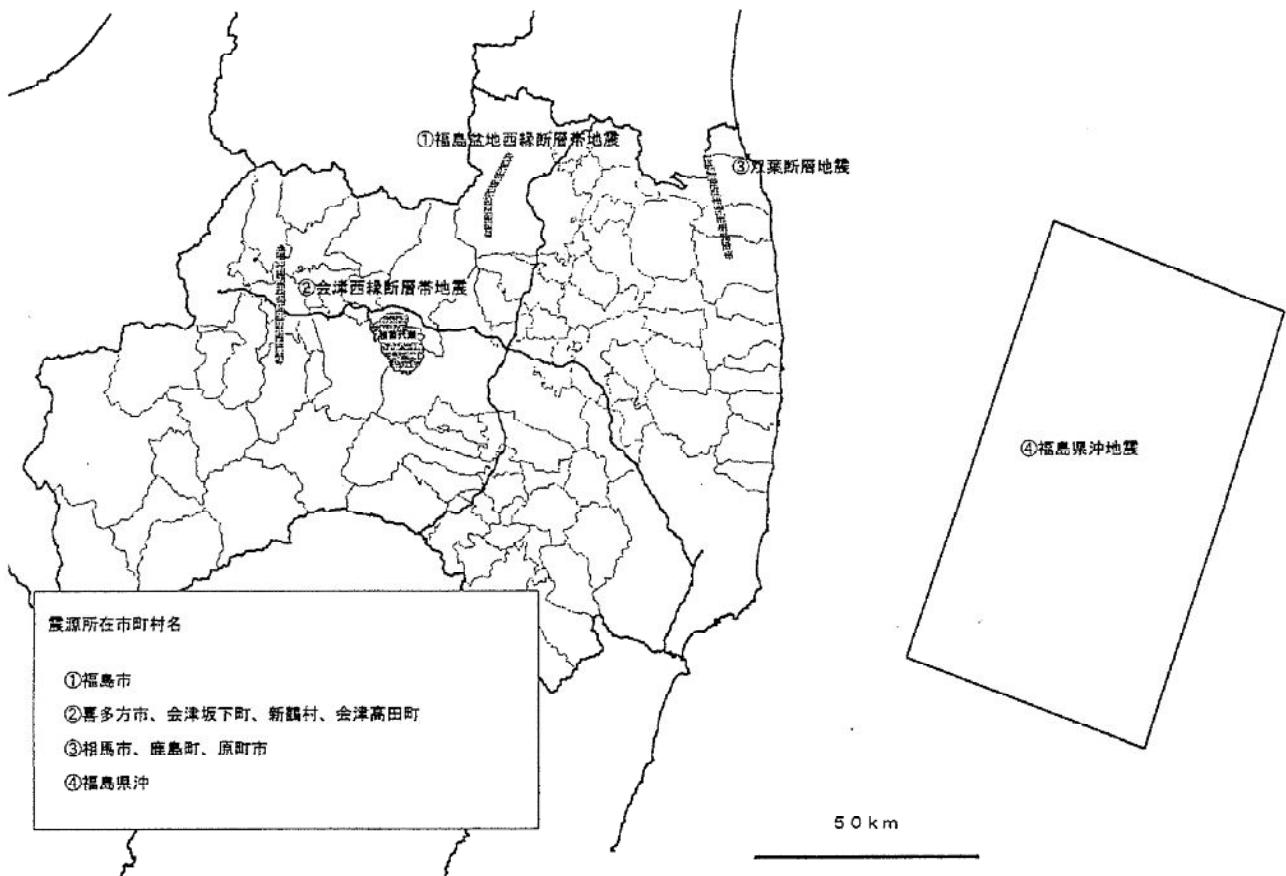
本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海洋部1）とする。

想定地震の概要

地 震 名		マグニチュード	震源深さ等
内 陸 部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M 7. 0	震源深さ 長 幅 10km 20km 5 km
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M 7. 0	震源深さ 長 幅 10km 20km 5 km
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M 7. 0	震源深さ 長 幅 10km 20km 5 km
海 洋 部	④ 福島県沖を震源とする地震	M 7. 7	震源深さ浅部 東西幅 20km 南北長さ 60km 100km

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記の3つの地震を選定した。

海洋部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行った。



4 定量被害想定結果の概要

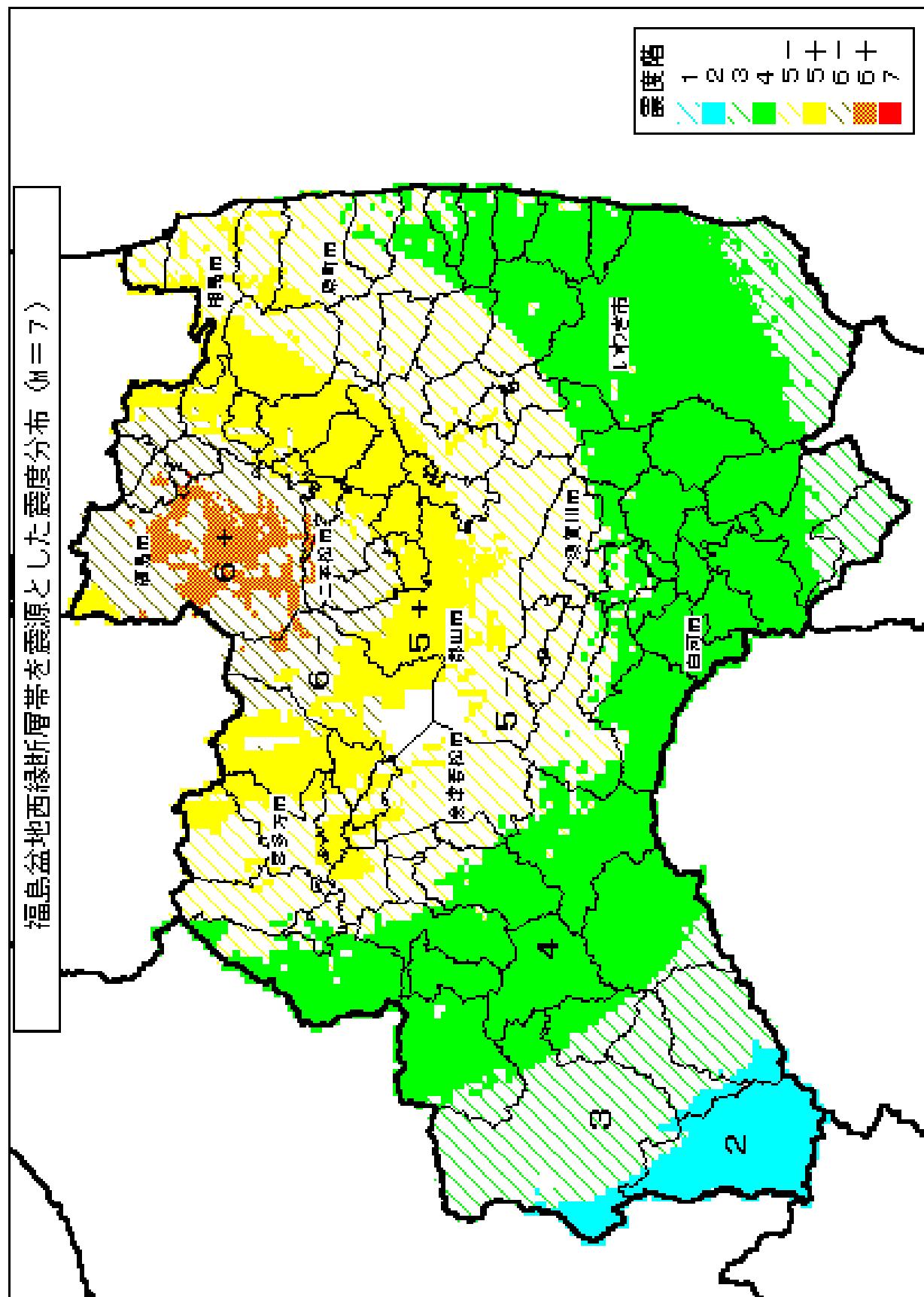
各想定地震ごとの定量被害想定結果の概要及び震度分布図を以下に示す。

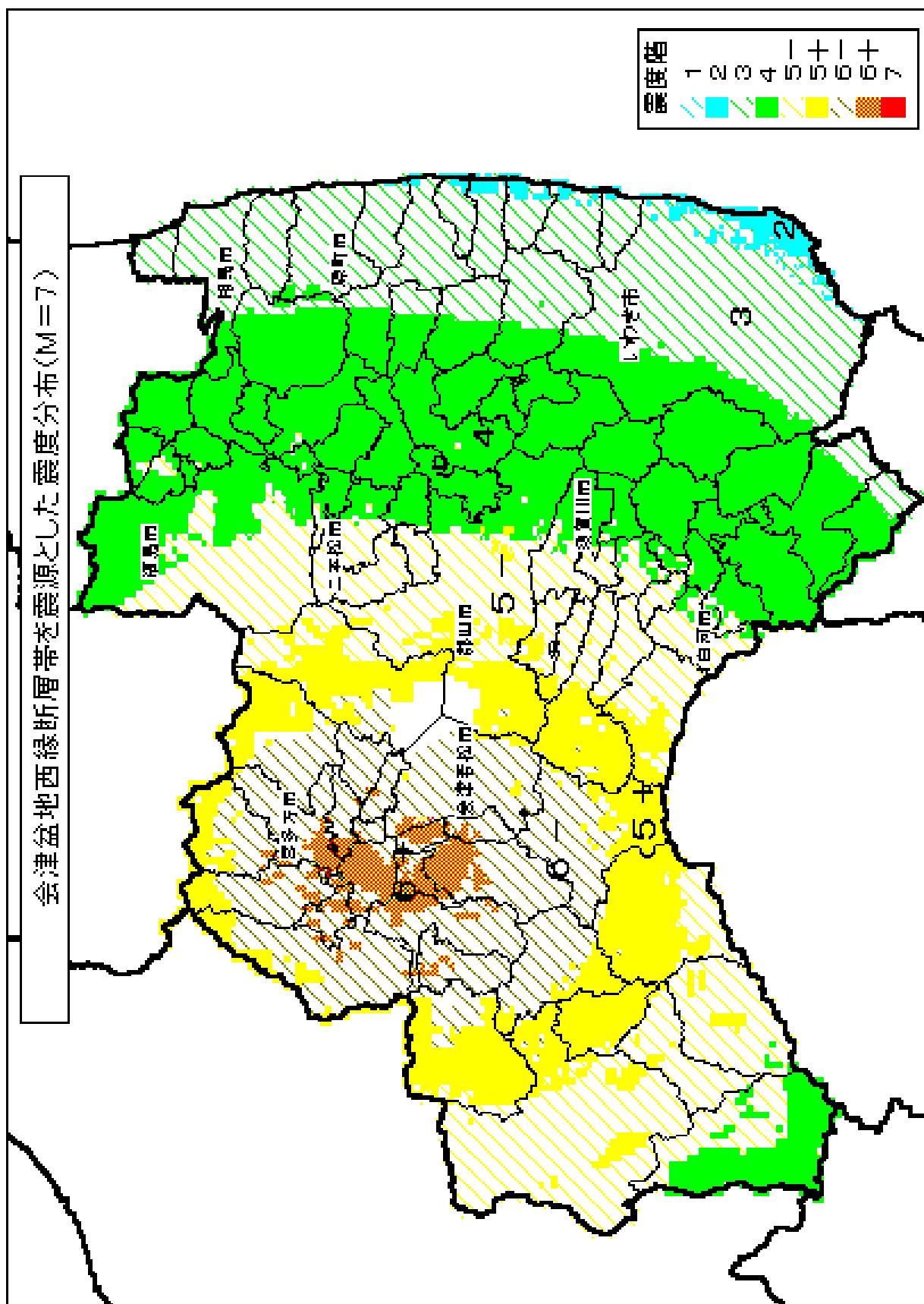
定量被害想定結果の概要

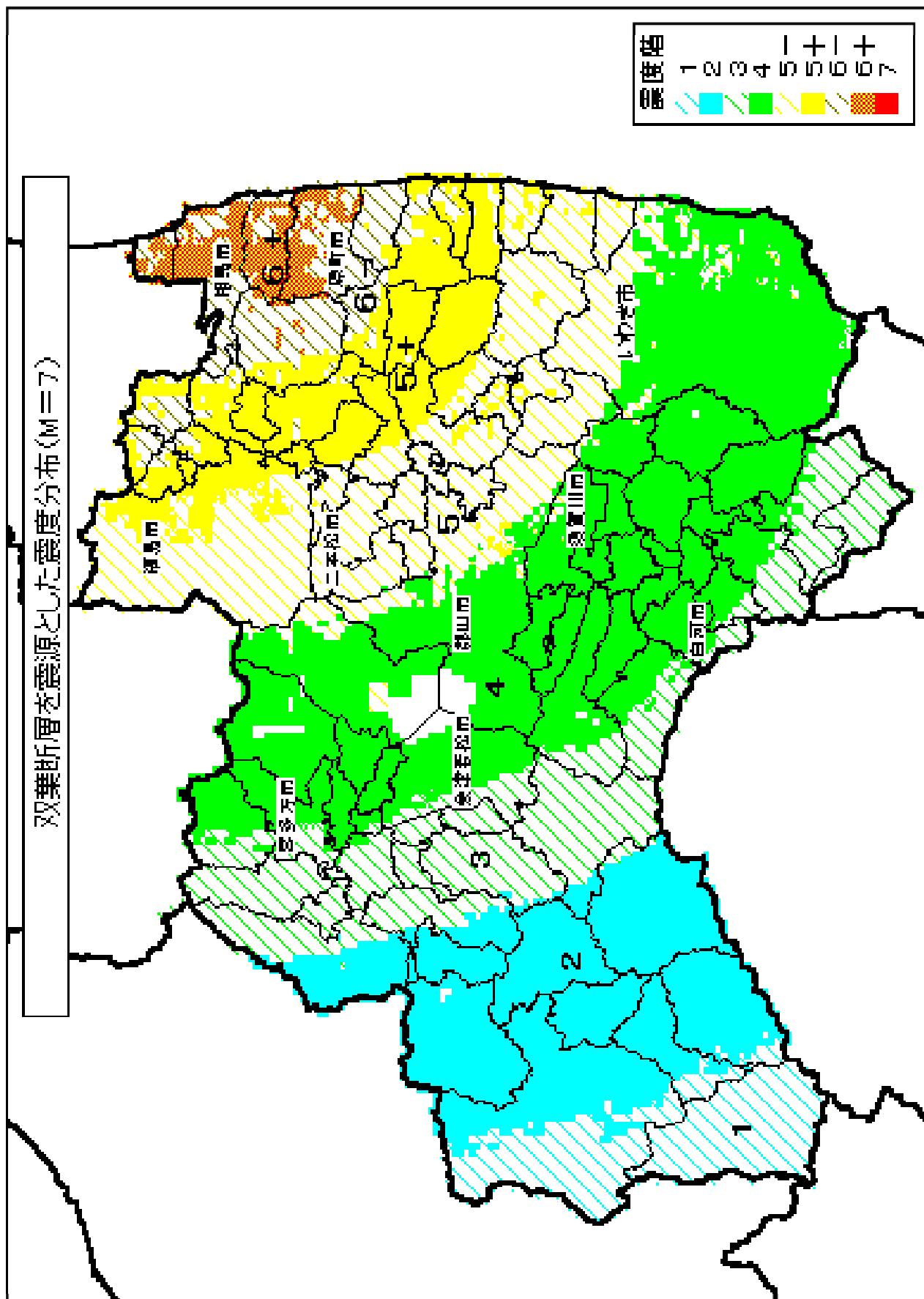
被 害 想 定 分 野		被 害 想 定 結 果			
想 定 地 震		福島盆地西縁断層地震	会津盆地西縁断層地震	双葉断層地震	福島県沖地震
地震動 (1kmメッシュ数)		M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km
液 状 化 危 險 度	地震動 (1kmメッシュ数)	6強：約290メッシュ 6弱：約1,160メッシュ 5強：約1,860メッシュ	6強：約300メッシュ 6弱：約2,010メッシュ 5強：約1,900メッシュ	6強：約310メッシュ 6弱：約760メッシュ 5強：約1,370メッシュ	6強：0 6弱：約540メッシュ 5強：約2,090メッシュ
斜 面 崩 壊 危 險 度	液 状 化 危 險 度	極めて高い：21メッシュ	極めて高い：139メッシュ	極めて高い：91メッシュ	極めて高い：87メッシュ
津 波 被 害 想 定	斜 面 崩 壊 危 險 度	① 福島県沖低角断層（地震被害想定の福島県沖地震のモデル）注 • 概ね2～4mの津波高 • 津波による越流は予測されない。 • 海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ② 福島県沖高角断層注 • 概ね2～6mの津波高 • 1箇所で越流可能性予測 • 海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。			
建 物 被 害	津 波 被 害 想 定	木造大破棟：11,306棟 非木造倒壊棟：497棟	木造大破棟：11,031棟 非木造倒壊棟：342棟	木造大破棟：7,723棟 非木造倒壊棟：217棟	木造大破棟：4,733棟 非木造倒壊棟：158棟
火 災 災 害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合	建 物 被 害	出火数：最大99火点 消失棟数：1,604棟	出火数：最大97火点 消失棟数：863棟	出火数：最大64火点 消失棟数：898棟	出火の可能性は低い
人 的 被 害	火 災 災 害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合	死者（夜間）：840人 死者（昼間）：327人 負傷（夜間）：4,324人 負傷（昼間）：4,343人 避難者：51,621人	死者（夜間）：749人 死者（昼間）：278人 負傷（夜間）：4,604人 負傷（昼間）：4,476人 避難者：38,366人	死者（夜間）：553人 死者（昼間）：203人 負傷（夜間）：2,908人 負傷（昼間）：2,948人 避難者：28,599人	死者（夜間）：346人 死者（昼間）：131人 負傷（夜間）：1,632人 負傷（昼間）：1,661人 避難者：35,798人
ラ イ フ ラ イ ン の 被 害	上 水 道	送水管被損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所
	配水管被損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
	支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下 水 道	幹線管きよ被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所
	枝線管きよ被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電 力	電柱被害本数	約1,000本 (410本) ()は支障対象の本数	約2,500本 (1,000本) ()は支障対象の本数	約3,100本 (1,220本) ()は支障対象の本数
	ガ ス	架空線被害延長	約24km (約10km)	約58km (約23km)	約71km (約28km)
	電 話	地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km
	電 話	支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件
	電 話	中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所
	電 話	低圧管被害箇所数	約390箇所	約450箇所	約160箇所
	電 話	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本
	電 話	架空線被害延長	約54km	約54km	約63km
	電 話	地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km
	電 話	支障回線数	約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線
道 路 被 害 箇 所 数		緊急輸送道路第1次指定路線：20 緊急輸送道路第2次指定路線：27	緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：27	緊急輸送道路第1次指定路線：12 緊急輸送道路第2次指定路線：20	緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：17
鉄 道 被 災 区 間		JR東北本線 伊達～南福島 JR東北本線 松川～杉田 JR磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線 泉～福島	JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR常磐線 坂元（宮城県）～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR常磐線 原ノ町～大野 JR常磐線 夜ノ森～末続 JR常磐線 久ノ浜～勿来 JR常磐線 いわき～小川郷

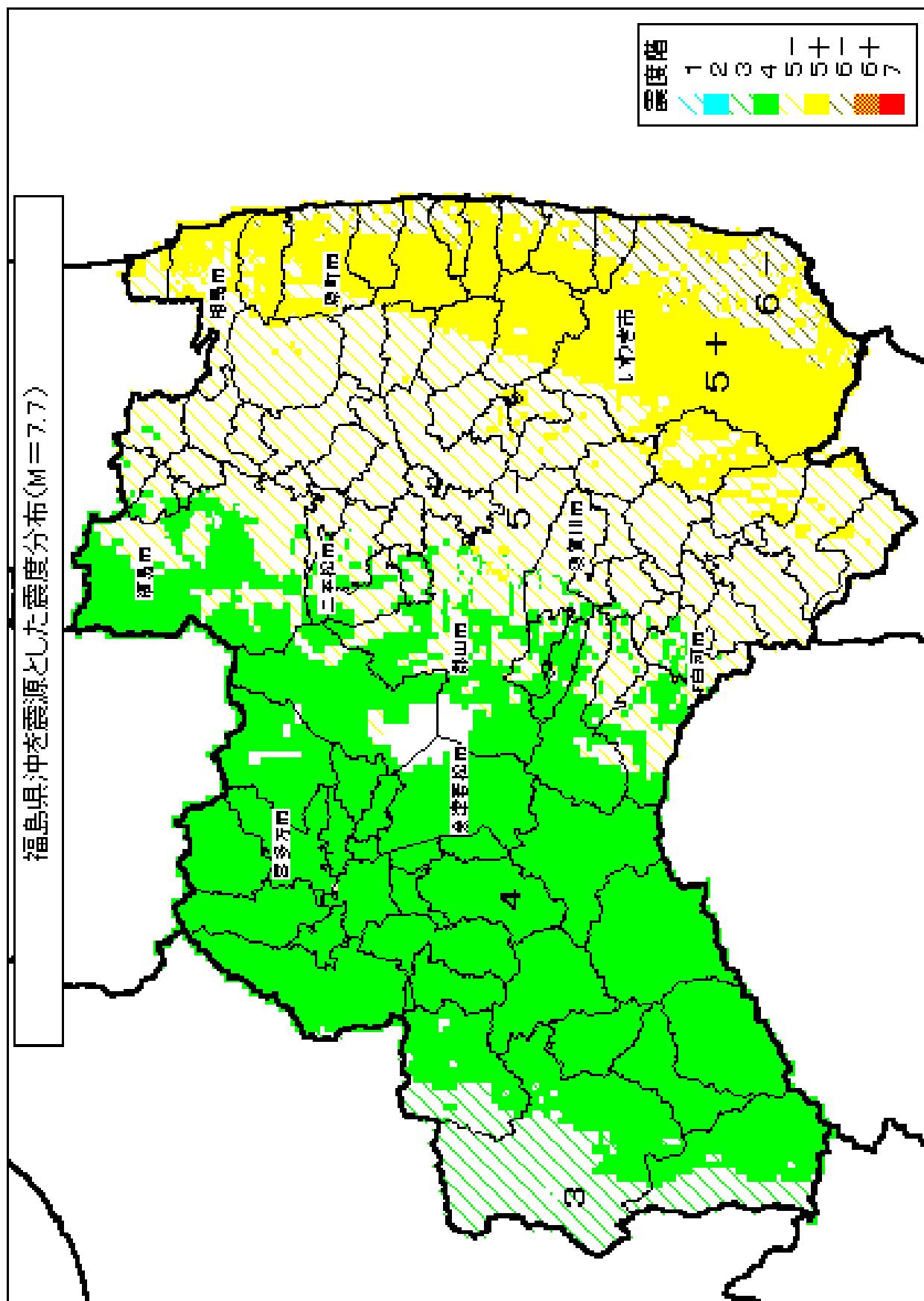
【注】福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

断層の走向（断層線（地表面と断层面との交線）の方向を真北から時計回りに測定したもの）と垂直な方向での断层面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。この傾斜角が小さい場合、すなわち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである。









5 想定地震別の地震被害発生の特性

「2 想定地震の設定」において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、以下に示すような特性を有する地震被害の発生が想定される。

(1) 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。この地震により、最大で800名を上回る多くの尊い人命が奪われる可能性があるほか、建物についても木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定される。また、道路や鉄道、ライフライン供給施設等の都市基盤を始め、市民生活や社会経済活動全体に甚大な被害がもたらされるものと予想される。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能停止に結び付く危険性も有している。

また、都市部では、交通混雑が激しい朝夕の時間帯に地震が発生した場合には、路上での事故や高架橋、駅舎等交通施設の被害、走行中の電車の脱線等により通勤・通学者を中心とする死傷者の発生規模がさらに拡大されるものと予想される。

さらに、都市部には、行政機関庁舎、警察署、消防署、ライフライン関係機関等の防災関係機関の施設を始めとして、病院、避難所、主要幹線道路など防災上重要な施設が集積しており、これらの施設が被害を受け、機能が損なわれた場合には、被災地で展開される様々な災害対策活動に支障をもたらすことになる。

(2) 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町会津若松市、新鶴村などでは、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、福島盆地西縁断層帯地震による被害の発生規模とほぼ同じ水準に達している。この地震による人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回るなど極めて深刻な被害がもたらされるものと想定される。

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺は、冬期間において豪雪等の影響により交通などの都市機能や市民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれもある。

(3) 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。この地震による死者は最大で550名を超え、建物の大破・倒壊棟数は概ね8,000棟にも及ぶものと想定される。

さらに、太平洋に面する大熊町、双葉町、富岡町、楢葉町沿岸部に立地する原子力発電所（福島

第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）については、国がその耐震安全性を確認しており、地震によって原子力災害が発生することはないと考えられるが、発電、送電が停止した場合、あるいは、送電施設が被災した場合には、首都圏への電力供給が停止され、国内外の社会経済活動に大きな混乱が引き起こされることも考えられる。

(4) 福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想され、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者を始め、5,000棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

また、福島県沖地震による津波では、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位が想定されているが、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられる。また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努めることが重要である。

また、いわき市、広野町に形成されている石油コンビナート等では、地震による被災により大量の危険物が漏洩した場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。さらに、津波来襲地には、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もある。

第3 想定調査成果の活用

第2に示した「地震・津波被害の想定」の成果は、県地域防災計画震災対策編へ反映させる等、震災対策の立案に活用するととともに、市町村における震災対策の検討及び県民の防災意識の向上への活用を図る。

1 県地域防災計画震災対策編等震災対策立案への活用

地震・津波被害想定調査は、本県の地域防災計画震災対策編へ反映させる等、震災対策の立案に活用する。具体的な検討内容としては、次のものが挙げられる。

① 防災基本方針と具体的な被害軽減目標の検討

被害想定結果を踏まえて、すべての震災対策の拠り所とすべき基本方針を示し、中長期的な被害軽減目標量の具体的に設定する。

② 被害軽減目標の達成に向けた、予防対策や応急対策上の具体的な戦略・戦術と施策優先順位の検討

例えば、定量的な被害量及び対策活動需要量の想定に基づく各種対策活動要員・資機材の配備や緊急必要物資の備蓄・調達等の数量的な整備目標の設定等を行う。

③ 災害フェーズに対応した人的・物的資源の効果的な投入方策の検討

発災直後から時系列で起こり得る被害連鎖の様相や対策活動別の活動支障想定等のシナリオ被害想定の検討成果を踏まえ、被害連鎖の鎖を断ち切るための、限られた人的・物的資源の効果的な投入方策を検討する。

2 市町村における震災対策の検討

市町村においては、地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、震災対策の検討、市町村地域防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

3 県民防災意識の向上

地震・津波被害想定調査結果について、広く普及、啓発を図り、本県の地震・津波被害発生の可能性に関する県民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第5節 調査研究推進体制の充実

第1 県による調査研究体制

1 活断層調査の推進

来るべき地震発生に備えた震災予防対策、応急対策及び復旧対策を立案するに当たっては、いつ、どこで、どの程度の地震が発生するのか等の地震発生環境を、科学的な手法に基づき調査研究し、予測することが重要である。特に、阪神・淡路震災では、活断層の分布が地震被害の大きさと密接に関係していることが再確認され、活断層の位置や活動特性を正確に把握することの重要性が明らかとなつた。

このような考え方から、本県においては、平成8年度から13年度まで、福島盆地西縁断層帯、双葉断層、会津盆地西縁断層帯の詳細な調査を実施したところである。

この調査は、活断層が存在していると考えられる場所を直接掘削するなどして、過去の活動履歴、最新の活動時期、発生周期、起こりうる地震の規模等を調査・分析して、今後の活動予測を行い、震災対策の検討に活かすこと目的としている。

2 災害素因情報の蓄積と利用環境の整備

地盤特性の震害との間に深い関係があることは、古くから多くの調査研究により示されてきた。震源から同じ距離にある地域でも、地盤特性の違いにより、被害の程度が大きく異なることは、阪神・淡路大震災をはじめ過去の地震災害でも確認されている。つまり、地域の地盤特性を正確に把握しておけば、地震発生時の被害分布の様相がある程度想定できるとも考えられ、各地の地盤情報をできる限り正確に調査・把握し、活用可能な形で整理することは、震災対策を検討する上で非常に重要な作業といえる。

本県では、平成7年度から9年度までの3カ年で地震・津波被害想定調査を実施した。この調査では、福島全県を市街地は概ね500m四方、その他の地域は概ね1km四方のメッシュ地区に区分して、メッシュ区分ごとの地盤特性を、ボーリングデータの収集・整理に基づき数値情報としてデータベース化している。

今後、建設工事、その他の目的でボーリング調査が行われた場合、このデータベースにその成果を順次蓄積していくとともに、震災対策の検討への利用が容易に図られるよう、一般にも公開するなど、利用環境の整備に努めていくことが必要である。

3 防災情報システムの研究・整備

阪神・淡路大震災の経験から、日頃から防災に関する情報を広く共有化すること、地震直後における迅速な対応に「情報」が重要な鍵を握っていることが明らかとなった。平成7年7月に改正された国の防災基本計画においては、地震の予防、応急対策、復旧・復興の3つの段階における「情報の重要性」を指摘しており、「国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。」と記述されている。

本県では、この点を踏まえ、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設などの情報をコンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（G I S）を利用することにより、地震に対する「事前の備え」、「応急対策」、「復旧・復興対策」の各段階における対応を支援するものとして、防災情報システムの研究・整備に努める。

第2 市町村による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施

県で実施した被害想定は、県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。市町村は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。市町村における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため各市町村においては、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施を図る必要がある。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

市町村により整備された詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第3 自主防災組織等地域における取り組み

阪神・淡路大震災では、行政による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、1人暮らしの老人や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する時、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 市町村

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関名のあとに記した（ ）書きの機関名は、県防災会議又は同幹事会の構成機関を示している。

- (1) 東北管区警察局
 - ア 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局及び警視庁との連携
 - ウ 管区内防災関係機関との連携
 - エ 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - オ 警察通信の確保及び統制

(2) 東北総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理に関すること
- イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監督に関すること
- ウ 各種非常通信訓練に関すること
- エ 非常通信協議会の指導育成に関すること

(3) 東北財務局（福島財務事務所）

- ア 地方公共団体に対する災害融資
- イ 金融機関等に対する緊急措置の指導
- ウ 地方公共団体からの応急措置の用に供するため申請のあった普通財産の無償貸付

(4) 東北厚生局

- 災害時の国立病院等における医療助産救護の指示及び調整

(5) 福島労働局

- 工場事業場における労働災害の防止

(6) 東北農政局

- ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
- イ 農業関係被害情報の収集報告
- ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
- エ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- オ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策

(7) 東北農政局福島農政事務所

- 災害時における主要食糧の供給

(8) 関東森林管理局（福島森林管理署）

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(9) 東北経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- ウ 被災中小企業の振興
- エ 工業用水道施設等の灾害応急・復旧対策

(10) 関東東北産業保安監督部東北支部

- ア 鉱山に関する災害の防止
- イ 鉱山における災害時の応急対策
- ウ 火薬類、高圧ガス、電気、ガス等危険物の保全

(11) 東北地方整備局（小名浜港湾事務所）

- ア 港湾施設、海岸保全施設等の整備
- イ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力
- ウ 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策
- エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(12) 東北地方整備局（福島河川国道事務所）、北陸地方整備局（阿賀川河川事務所）

- ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援

- イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
- エ 水防活動の指導
- オ 災害時における交通規制及び輸送の確保
- カ 被災直轄公共土木施設の復旧
- キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(13) 東北運輸局（福島運輸支局）

- ア 災害時における応急海上輸送の調達・あっせん
- イ 鉄道等の安全確保及び道路輸送対策
- ウ 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保

(14) 東京航空局（福島空港出張所）

- ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
- イ 遭難航空機の捜索及び救助
- ウ 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底

(15) 仙台管区気象台（福島地方気象台）

- ア 気象予報・警報の発表及び伝達
- イ 津波警報等、津波情報の伝達並びに地震情報の発表及び伝達
- ウ 気象、地震等に関する統計の作成及び調査並びにその発表

(16) 第二管区海上保安本部（福島海上保安部）

- ア 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- イ 海難救助、海上警備、海上治安維持及び海上安全確保
- ウ 海上災害に関する指導啓発、訓練

4 自衛隊

- (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 県、市町村、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

5 指定公共機関

- (1) 郵便事業(株)及び郵便局(株)
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 日本銀行（福島支店）
 - ア 災害時における通貨の円滑な供給確保
 - イ 災害時における金融機関等に対する緊急措置の指導及びあっせん
- (3) 日本赤十字社（福島県支部）
 - ア 医療、助産等救護の実施
 - イ 義援金の募集
 - ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (4) 日本放送協会（福島放送局）
 - ア 気象（津波）予報・警報等の放送
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
 - エ 県民に対する防災知識の普及

- (5) 東日本高速道路(株)（東北支社福島管理事務所）
 - ア 道路の耐災整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧
- (6) 東日本旅客鉄道(株)（仙台支社福島支店）
 - ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - ウ 災害時における応急輸送対策
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (7) 東日本電信電話(株)（福島支店）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ
 - ア 電気通信施設の整備及び防災管理
 - イ 災害非常通信の確保 及び気象予警報の伝達
 - ウ 被災電気通信施設の復旧
- (8) 日本通運(株)（福島支店）
 - 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
- (9) 東北電力(株)（福島支店）
 - ア 電力供給施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧
- (10) 東京電力(株)（福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）
 - ア 原子力施設の防災管理
 - イ 放射能災害対策の実施

6 指定地方公共機関

- (1) バス機関 ((社)福島県バス協会、福島交通(株)、常磐交通自動車(株)、会津乗合自動車(株))
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (2) 放送機関 (福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)レビュー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島)
 - ア 気象(津波)予報、警報等の放送
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
 - エ 県民に対する防災知識の普及
- (3) 新聞社 (株)福島民報社、福島民友新聞社(株))
 - 災害状況及び災害対策に関する報道
- (4) 運輸業者 ((社)福島県トラック協会、東北トラック(株)、郡山運送(株)、磐城通運(株)、東石通運(株))
 - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (5) (社)福島県医師会、(社)福島県歯科医師会、(社)福島県薬剤師会、(社)福島県看護協会、(社)福島県放射線技師会
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力

- (6) (社)福島県エルピーガス協会
災害時におけるL P ガスの安全対策の実施
- (7) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティアの受入れ
 - イ 生活福祉資金の貸付
- (8) (社)福島県警備業協会
災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (2) 森林組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (3) 漁業協同組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
 - ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
 - エ 漁具及び漁家生活資材の確保、あっせん
- (4) 商工会議所、商工会等商工業関係団体
 - ア 県、市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (5) 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - イ 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備
- (6) 金融機関
 - 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (7) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (8) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (9) 学校法人
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ア 安全管理の徹底
- イ 防護施設の整備
- ウ 災害応急対策及びその復旧対策の確立

(11) L P ガス関係 ((社)福島県エルピーガス協会、福島県卸売協議会、L P ガス販売業者)

- ア 安全管理の徹底
- イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

(12) 都市ガス・簡易ガス事業者

- ア 安全管理の徹底
- イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

(13) 火薬類事業者

- ア 安全管理の徹底
- イ 火薬類施設の災害応急対策の実施

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第1 県の防災組織

1 福島県防災会議

県は、防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

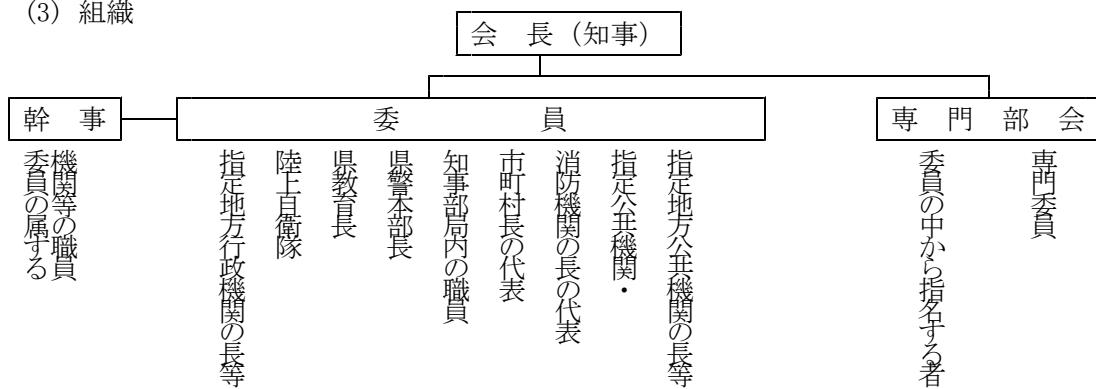
(1) 設置の根拠

災害対策基本法第14条

(2) 所掌事務

- ア 地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- イ 県の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。
- ウ 県の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。
- オ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織



2 福島県災害対策本部

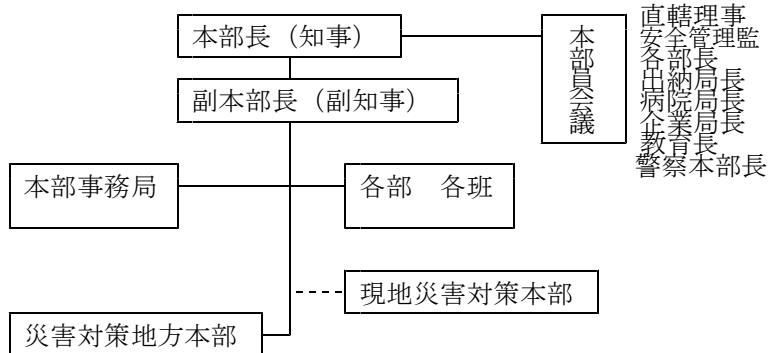
(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条

(2) 所掌事務

防災会議と緊密な連絡をもとに、県地域防災計画の定めるところにより県内の災害予防及び応急対策を実施する。

(3) 組織



3 福島県水防本部

(1) 設置の根拠

水防法第7条

(2) 所掌事務

洪水又は高潮等による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

(3) 組織

水防計画（第3章災害応急対策計画 第7節）のとおり

(4) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

4 福島県石油コンビナート等防災本部

(1) 設置の根拠

石油コンビナート等災害防止法第27条

(2) 所掌事務

- ア 県石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- イ 防災に関する調査研究を推進すること。
- ウ 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- エ 関係機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- オ その他防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

(3) 組織

県石油コンビナート等防災計画（計画編）のとおり

第2 市町村の防災組織

市町村は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

1 市町村防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置し、その設置目的及び組織構成は、県防災会議に準じる。

2 市町村災害対策本部

災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、その設置目的及び組織構成は、県災害対策本部に準じる。

3 水防管理団体（市町村）

水防法第3条に基づき設置し、市町村における河川、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、防御する。

第3 防災関係機関の防災組織

県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、福島県地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

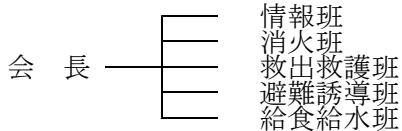
第4 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るために、町内会、自治会等を単位として設置するものであり、市町村は、その組織の充実を図ることが、義務付けられている。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第15節自主防災組織の整備」のとおりである。



第5 応援協力体制の整備

1 他都道府県との相互応援

県は、大規模災害時において他道県の相互応援が必要となる場合に備えて、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」及び「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」を締結している。

県は、大規模災害時において他道県の相互応援が必要となる場合に備えて、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」及び「災害時における福島県、茨城県及び栃木県3県相互応援に関する協定」を締結している。

さらに、県は、上記以外の都道府県からの災害対策基本法第74条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部的事項について、十分な検討を行っておくものとする。

なお、上記の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合のために、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」が締結されており、全国知事会の調整の下に広域応援が行われることになっている。

2 県内市町村間及び県外市町村との相互応援

市町村は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、あらかじめ隣接市町村広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定、さらには県外市町村との応援協定の締結を促進するものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部的事項について、十分な検討を行っておくものとする。

3 県内防災関係機関の相互応援

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を發揮するため、情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努めるものとする。

4 消防の相互応援

市町村及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

また、大規模災害時における消防活動に当たるため、消防組織法による広域応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されており、さらに他都道府県及び他都道府県市町村の所有するヘリコプターによる広域航空消防応援体制等の整備についても、検討が進められている。

5 指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための資料整備

県は、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は他都道府県知事から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

6 経費の負担

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

7 民間協力計画

県、市町村及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、県の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法等を明らかにしておき、災害時ににおいて積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

第6 他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設、石油コンビナート等の施設の管理者は、消防法、石油コンビナート等の災害防止法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

第7 県の各部局における平常時からの業務

県（「知事部局及びその他の執行機関等」をいう。）は、災害応急対策を的確かつ確實に実施するため、平常時から災害に備え、次に掲げる業務をおこなうものとする。

各所属における平常時からの業務分担

所属		業務分掌
知事直轄	知事公室	<p>1 危機管理における県庁内（以下「庁内」という。）調整に関すること。</p> <p>2 災害発生時における広聴及び県民の苦情、陳情、相談等の処理手続きに関するこ と（臨時災害相談所への派遣を含む。）。</p> <p>3 放送事業者等の指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。</p> <p>4 災害発生時における広報活動その他広報の実施手続きに関すること。</p> <p>5 室内の配備編成計画の作成に関すること。</p> <p>6 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（インターネットを利用 した災害情報の提供）の把握に関すること。</p>
	総合安全管理室	1 危機管理における庁内調整に関すること。
総務部	財務総室	<p>1 部内各総室における防災対策の推進に関すること。</p> <p>2 災害発生時における県税の減免及び猶予措置手続きに関すること。</p> <p>3 部内の配備編成計画の作成に関すること。</p> <p>4 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。</p>
人事総室		<p>1 各部等における配備計画の把握に関すること。</p> <p>2 災害発生時における職員の非常招集に関すること。</p> <p>3 災害発生時における職員の宿泊及び食料確保に関すること。</p> <p>4 災害発生時における職員の福利厚生手続きに関すること。</p> <p>5 災害発生時における都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請 に関すること。</p> <p>6 借上げ避難施設の把握に関すること。</p>
文書管財 総室		<p>1 公立大学法人及び私立大学の連絡体制に関すること。</p> <p>2 災害発生時における個人情報の取扱いに関すること。</p> <p>3 災害発生時における公立大学法人及び私立学校の安否情報の収集に関すること。</p> <p>4 県庁舎・合同庁舎・公舎及びこれらの附属施設等の情報収集体制に関すること。</p> <p>5 私立学校における災害時要援護者対策に関すること。</p> <p>6 災害発生時における私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関するこ と。</p> <p>7 災害発生時における私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関するこ と。</p> <p>8 災害発生時における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルス ケアに関すること。</p> <p>9 災害発生時における災害対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置に関する こと。</p> <p>10 災害発生時における通信連絡体制（防災行政無線を除く。）の確保に関するこ と。</p> <p>11 災害時における集中管理自動車の配車手続きに関すること。</p>
市町村総 室		<p>1 災害発生時における市町村の起債に関すること。</p> <p>2 災害発生時における市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関するこ と。</p> <p>3 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（安否情報の収集及び整 理）の把握に関すること。</p>
企画調整部	企画調整 総室	<p>1 部内各総室における災害対策業務の推進に関すること。</p> <p>2 災害発生時における政府及び国会に対する要望等並びに資料の作成の総合調整に に関すること。</p> <p>3 政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。</p> <p>4 部内の配備編成計画の作成に関すること。</p> <p>5 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。</p>
	地域づくり 総室	1 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（原子力安全対策課所管 業務及び支援物資等の受入及び配達）の把握に関すること。

情報統計 総室	1 災害発生時における通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関すること。 2 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（安否情報の収集、整理及び提供）の把握に関すること。
文化スポーツ局	1 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（ボランティア情報の収集及び提供等）の把握に関すること。 2 文化施設、体育施設等の防災対策に関すること。
生活環境 総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 外国人に対する支援に関すること。 3 災害発生時における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。 4 災害発生時における消費者保護対策に関すること。 5 災害発生時における物価対策についての連絡調整に関すること。 6 災害発生時における食料品類、寝具、外衣、日用品、その他生活必需品の調達に関する事（福島県生活協同組合連合会からの調達に限る。）。 7 輸送事業者等の指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間輸送事業の輸送力の把握に関する事。 8 輸送事業者等の指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間輸送事業者に関する事。 9 部内の配備編成計画の作成に関する事。 10 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関する事。 11 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（緊急通行車両等の確認証明書の発行等、安否情報の収集等）の把握に関する事。
県民安全 総室	1 防災行政無線の管理統制に関する事。 2 災害対策基本法に関する事。 3 災害救助法に関する事。 4 災害救助基金に関する事。 5 災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事。 6 被災者生活再建支援法に関する事。 7 県地域防災計画及び市町村地域防災計画に関する事。 8 指定地方公共機関の指定に関する事。 9 災害ボランティアに関する事。 10 防災ヘリコプターに関する事。 11 応援・支援物資の受入れ及び配分に関する事。 12 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する事。 13 災害時要援護者対策の取りまとめに関する事。 14 災害発生時における通信設備の確保に関する事。 15 関係機関との調整等に関する事。 16 消防機関に関する事。 17 自主防災組織に関する事。 18 高圧ガス及び火薬類に関する事。 19 ガス関係施設に関する事。 20 ガス事業者等である指定地方公共機関に関する事。 21 原子力発電所に関する事。 22 緊急時環境モニタリングに関する事。 23 災害対策本部設置時に他総室に移管する業務の実施要領等の作成及び移管先総室への移管業務の周知に関する事。 24 その他防災対策一般に関する事。
環境共生 総室	1 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（災害対策課所管業務）の把握に関する事。
環境保全 総室	1 災害発生時における被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事。 2 災害発生時における被災地における環境汚染（廃棄物、水、大気・土壤関係に限る。）の応急対策に関する事。 3 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（消防保安課所管業務）の把握に関する事。
保健福祉	1 部内各総室における防災業務の推進に関する事。

健 福 祉 部	総室	2 災害発生時における県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 災害時要援護者対策に係る部内の調整に関すること。 4 災害発生時におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 5 災害発生時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 6 福祉避難所の把握及び部内の調整に関すること。 7 部内の配備編成計画の作成に関すること。 8 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	生活福祉 総室	1 生活保護施設等、老人福祉施設及び老人保健施設の連絡体制に関すること。 2 災害発生時における県立社会福祉施設等の安否情報の収集に関すること。 3 生活保護世帯及び高齢者等の災害時要援護者対策に関すること。 4 災害発生時における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。 5 福祉避難所の把握に関すること。 6 災害対策本部設置時に出納局に移管する業務の実施要領等の作成及び出納局への移管業務の周知に関すること。 7 災害発生時における災害義援金品の受付及び配付手続き等に係る府内調整に関すること。
	自立支援 総室	1 心身障がい者（児）福祉施設、精神障がい者社会復帰施設及び児童福祉施設等の連絡体制に関すること。 2 災害発生時における県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 心身障がい者（児）、精神障がい者、児童及び母子世帯の災害時要援護者対策に関すること。 4 災害発生時における心身障がい者（児）世帯、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 災害発生時における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。 6 福祉避難所の把握に関すること。
	健康衛生 総室	1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の連絡体制に関すること。 2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 災害発生時における感染症の予防に関すること。 4 N B C 災害発生時における関係機関との連絡体制及び対処に関すること。 5 災害発生時における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 6 災害発生時における応急医療の提供及び助産に関すること。 7 災害発生時における医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関すること。 8 災害発生時における環境衛生及び食品衛生に関すること。 9 災害発生時における飲料水の供給に関すること。 10 災害発生時における医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 11 災害発生時における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関すること。 12 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 13 借上げ避難所対応施設等の把握に関すること。 14 災害発生時における動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 15 毒物及び劇物に関すること。
	商工労働 総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 商工関係機関との連絡体制に関すること。 3 災害発生時における協力事業者等の把握に関すること。 4 部内の配備編成計画の作成に関すること。 5 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（支援物資等の受入及び配送に係る府内調整、支援物資の受入・配送施設）の把握に関すること。 6 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	産業振興 総室	1 災害発生時における食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関するこ（福島県生活協同組合連合会からの調達を除く。） 2 災害発生時における物資の調達及び被災地への物資の配送に係る府内調整に関するこ。
	観光交流 局	1 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（県民からの問い合わせ、相談対応（安否情報の提供を除く。））の把握に関するこ。

		2 災害対策本部設置時に県民安全総室から移管される業務（支援物資の受入及び配送）の把握に関すること。 3 借り上げ避難施設等の把握に関すること。
農林水産部	農林総務総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 部内の配備編成計画の作成に関すること。 3 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	農業支援総室	1 農業気象に関すること。 2 災害発生時における農林金融（他総室の所掌に属しないものに限る。）及び農業災害補償法に関すること。 3 農作物の技術対策に関すること。
	生産流通総室	1 災害時における家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。 2 災害発生時における応急救助用漁船の調達に関すること。 3 災害時における水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関すること。 4 災害発生時における応急救助のための主食の調達に関すること。 5 災害発生時における応急救助のための農産物の調達に関すること。 6 災害発生時における応急救助のための畜産物の調達に関すること。 7 災害発生時における応急救助のための水産物の調達に関すること。 8 災害発生時における家畜救護対策に関すること。
	農村整備総室	1 災害発生時における農業水利の確保に関すること。 2 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関すること。
	森林林業総室	1 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関すること。
土木部	土木総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 部内の配備編成計画の作成に関すること。 3 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	企画技術総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 国土交通省（東北地方整備局）の災害発生時における連携体制に関すること。
	道路総室	1 緊急輸送路に関すること。 2 災害発生時における道の駅等の活用方法の国土交通省（東北地方整備局）等との調整に関すること。
	河川港湾総室	1 水防管理団体に関すること。 2 水防情報の収集及び通報体制に関すること。 3 水防活動に関する事（水防資材の調達を含む。）。 4 災害発生時における港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受け入れに関する事。 5 災害発生時における福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受け入れに関する事。
	建築総室	1 建築物の耐震対策に関する事。 2 災害発生時における災害関係住宅及び臨時の医療施設等の建設に関する事。 3 災害発生時における災害関係住宅等の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関する事。 4 災害発生時における被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5 災害発生時における公営住宅等の一時使用に関する事。
出納局	出納局	1 局内における防災業務の推進に関する事。 2 局内の配備編成計画の作成に関する事。 3 災害対策本部設置時に生活福祉総室から移管される業務（義援金品の受付及び配付）の把握に関する事。
病院	病院局	1 局内における防災業務の推進に関する事。 2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関する事。

局	3 災害時における応急医療の提供及び助産の実施手続きに関すること。 4 被災地への医療救護班（県立病院関係）の派遣手続きに関すること。 5 局内の配備編成計画の作成に関すること。
企業局	1 局内における災害対策業務の推進に関すること。 2 局内の配備編成計画の作成に関すること。 3 災害対策本部等設置時に県民安全総室から移管される業務（避難住民等の救援の為の通信設備の確保）の把握に関すること。
教育総務課	1 庁内各課域における防災業務の推進に関すること。 2 災害発生時における教育関係職員の動員に関すること。 3 災害発生時における教育関係職員の非常招集に関すること。 4 災害発生時の被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関すること。 5 教育庁内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 6 教育庁内の配備編成計画の作成に関すること。 7 庁内他課の所掌に属しない事務に関すること。
財務課	1 公立学校の応急復旧に関すること。
職員課	1 災害対応要員の安全確保に関すること。
福利課	1 借上げ避難施設の把握に関すること。 2 災害発生時における被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること。
社会教育課	1 美術館及び博物館等収蔵品の防災対策に関すること。 2 災害発生時における避難所の開設支援等に関すること。 3 社会教育施設の防災対策に関すること。
文化財課	1 文化財の防災対策に関すること。
学習指導課	1 災害発時における公立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給手続きに関すること。
学校生活健康課	1 児童及び生徒の災害時要援護者対策に関すること。 2 災害発時における公立学校の児童及び生徒の健康管理及び学校給食に関するこ と。 3 災害発時における公立学校における被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関するこ と。 4 学校における安全教育等に関するこ と。
特別支援教育課	1 児童及び生徒の災害時要援護者対策に関するこ と。
学校経営支援課	1 災害発時における学校教育の確保及び教職員の動員に関するこ と。 2 災害発時における教育関係職員の宿泊及び食料確保に関するこ と。
警察本部	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関するこ と。 2 防災関係機関との連絡に関するこ と。 3 災害警備部隊の運用に関するこ と。 4 住民避難、誘導等に関するこ と。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関するこ と。 6 犯罪の予防、取締りに関するこ と。 7 災害発時における交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関するこ と。 8 災害発時における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関するこ と。 9 広報、報道対策に関するこ と。 10 警察通信に関するこ と。 11 その他災害対策一般に関するこ と。
その他委員会事務局	1 事務局内における災害応急対策事務の推進に関するこ と。 2 事務局内の配備編成計画の作成に関するこ と。

そのほか、共通事務は次のとおりとする。

- 1 所掌事務に係る災害対策の実施に関する業務の実施要領等の整備に関すること。
- 2 発災時所掌する業務・活動に必要な基礎的情報の収集、整理、更新に関すること。
- 3 所掌事務に係る関係部署・機関との連携体制の構築・整備（協定締結等を含む。）に関すること。
- 4 職員の安全確保に係る職員の周知に関すること。
- 5 職員に対する災害応急対策の実施に必要な知識の習得に関すること。
- 6 災害対策に関する訓練への参加に関すること。

第2節 防災情報通信網の整備

(企画調整部、生活環境部、市町村、東北地方非常通信協議会、(社)テレコムサービス協会)

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、県、市町村及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

第1 防災情報通信網の整備（県生活環境部）

1 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ無線通信によるネットワークである。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

従来のシステムは、昭和58年4月1日から運用を開始したが、更新時期を迎えて、平成7～9年度の3か年事業で従来のシステムを包含した福島県総合情報通信ネットワークの整備を行った。

このシステムでは、衛星系と地上系による通信の多ルート化、無線設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信及び機動的な情報収集活動を行うため、衛星可搬局の導入や地上系の画像伝送システムの整備など、防災通信機能が一段と拡充・強化された。

2 無線局数

固定局数は県庁統制局など133機関173局（うち中継局10局）であり、このうち衛星系、地上系の両方が整備されているのは82機関115局である（下表の※印82機関112局、大峠・日中総合道路管理事務所、消防防災航空センター及び消防学校）。

移動局数は車載型88局、可搬型30局及び衛星可搬局2局の合わせて120局である。

区分	県 庁 ※	合 庁 ※	土 木	市町村 ※	消防本部 ※	県出先	防災関係機関
衛 星 系	○	○	—	○	○	—	—
地 上 系	○	○	○	○	○	○	○
移 動 系	○	○	○	—	—	—	—
整備機関数	1	9	11	60	12	26	14

(注1) 合庁とは県合同庁舎をいい、土木とは土木事務所をいい、県出先とはその他の県出先機関をいう。

(注2) 整備機関数のうち、市町村合併により会津若松市が3局、白河市が4局、喜多方市が5局、二本松市が4局、田村市が5局、南相馬市が3局、伊達市が5局、本宮市が2局、南会津町が4局、会津美里町が3局である。

3 各機関の機能

区分	県庁	合庁	土木	市町村	消防本部	県出先	防災関係機関
一斉指令	送信	送受信	受信	受信	受信	受信	受信
電話、FAX	○	○	○	○	○	○	○
データ通信	○	○	○	○	○	—	—
画像	送受信	受信	—	受信	受信	—	—
移動局交信	○	○	○	—	—	—	—

4 防災事務連絡システム

県は気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などを県機関、市町村及び消防機関へ配信し、災害対策に役立てるとともにインターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供する。

5 職員参集システム

勤務時間外においても、迅速に地震の発生、津波の注意報、警報の発表及び気象警報の発表を伝達するため、職員参集システムを整備している。

このシステムでは、福島地方気象台からのアデス（気象情報伝送処理システム）による情報、県震度情報ネットワークシステムによる情報に基づき、県民安全総室を中心とする防災関係総室職員及び県幹部職員の携帯電話及び加入電話に、自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図ることを目的としている。

6 代行統制局の設置検討

不測の事態により県庁統制局が機能できなくなった場合に備えて、県庁と同時に被災する可能性の小さい場所を候補として、代行統制局の設置について検討を行う。

第2 市町村防災行政無線の整備

県内市町村における防災行政無線の整備率は、同報系、移動系とともに全国平均をやや上回っているが、市町村は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段として、市町村防災行政無線の整備充実に努める。

なお、同報系の整備に当たっては、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機の導入に努める。

第3 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

県（生活環境部）、市町村及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県は、社団法人アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関若しくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関若しくは団体について、加入促進を図る。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

県（生活環境部等）、市町村及び関係機関は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット、CATV等の有線系メディアの活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

また、デジタル放送や携帯端末等を活用し、防災情報の提供を検討する。さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、日頃から訓練を通じて使用方法の習熟を図るものとする。

なお、県（企画調整部等）、市町村、国、公共機関においては、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取り組みを促進する。

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化を推進する。

第3節 地震観測計画

(生活環境部、福島地方気象台、文部科学省、国土地理院、東京大学、
東北大学、日本大学、J R 東日本)

地震の発生が予知されることが地震被害の軽減に極めて有効であるが、現在の技術水準で予知の可能性があるとされるのは、気象庁を中心とする国の観測網による東海地震の予知のみである。

このため、国に対して福島県東部地域における地震予知観測体制の整備・強化を要望するとともに、県として、計測震度計を設置するなど観測体制を整備し、地震動の基礎的データの充実及び初動体制の確立を図る。

第1 地震観測網

県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。

No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考
(1)	福島県	計測震度計	83	気象庁の7箇所利用も含め、県内90箇所をネットワーク化
(2)	気象庁	計測震度計（地震計併用4）	16	
(3)	文部科学省	強震計	31	
(4)	東北大学	地震計（微小地震観測）	9	
(5)	日本大学	地震計	1	
(6)	J R 東日本	震度計	15	
(7)	国土地理院	電子基準点 G P S 地殻変動観測施設等	35 4	
(8)	東京大学	ラドン、水温等を観測	5	

第2 福島県震度情報ネットワークシステムの概要

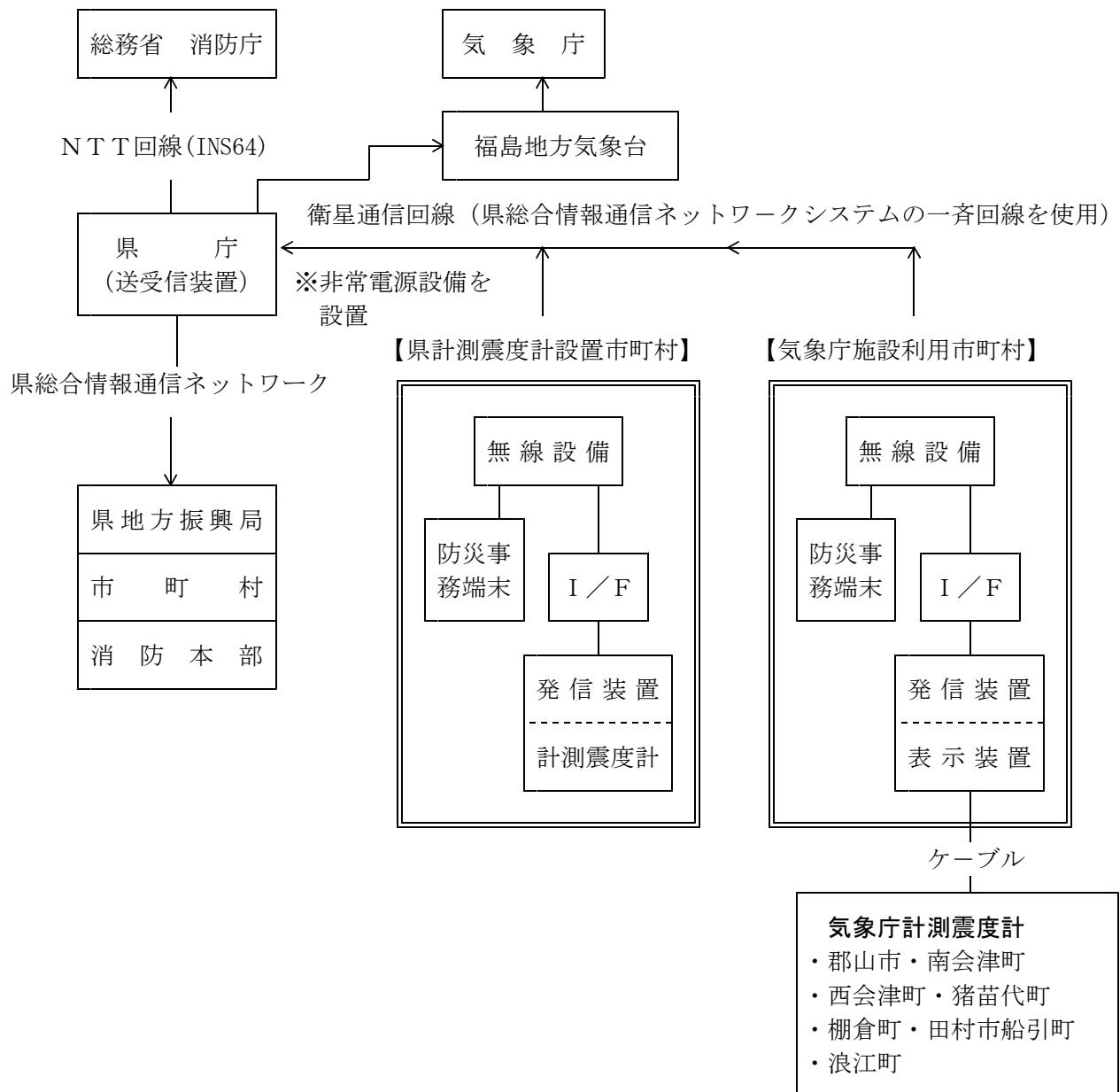
県（生活環境部）では、県内の83箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所（郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町）と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、総合情報通信ネットワークを通して県の各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信され、市町村別の被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、県の職員参集システムに組み入れられることにより、初動体制の充実・強化に活用されている。

また、平成13年度に福島地方気象台と接続したことにより、詳細な震度発表が可能となっていることから、震度データの正確な伝送の確保に努めている。

なお、消防庁においても、全国都道府県から送られてくる各市町村別の震度情報を早期に把握することにより、迅速な広域応援が可能となるよう体制の整備を図っている。

第3 震度情報ネットワークシステムの概要図



第4節 都市の防災対策

(土木部、各部局施設管理者、市町村)

本県においても都市への人口集中が進行しており、県土の約2割の都市地域に人口の約8割が集中しております、特に福島市、郡山市、会津若松市、いわき市及びその周辺地域において顕著である。

これらの市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、県及び市町村は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既成市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策

1 福島県耐震改修促進計画の策定

県（土木部）及び市町村は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な福島県耐震改修促進計画を策定する。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 落下物対策
- (3) アーケード安全対策
- (4) ブロック堀等安全対策
- (5) 定期調査報告の推進

2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、県（土木部）及び市町村は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

(1) 耐震化に関する県民相談の実施

県は、県民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずると共に、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

(2) 耐震性に関する知識の普及

県は、耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を図る。

(3) 建築士会等の協力

県は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

県（土木部）及び市町村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」を設けるとともに、判定活動体制の構築を行う。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

(1) 一般建築物の落下物防止対策

県（土木部）及び市町村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 市町村は、容積率400%以上の地域内に存する建築物及び市町村地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。

イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(2) 県有施設のガラス飛散防止対策

県（各施設管理者）は、6階建以上の県有施設のうち、ベランダ、ひさし（0.6m以上）、強化ガラス及び網入ガラス等以外で危険防止対策が講じられていないものについて、ガラス飛散の防止措置を講ずる。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

県（土木部）及び市町村は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施設を推進する。

(1) 県及び市町村は、県民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 市町村は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

(3) 市町村は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

(4) 県及び市町村は、ブロック塀を新設又は改修しようとする県民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

県（土木部）及び市町村は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

ア 防火地域は、原則として容積率400パーセント以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。

イ 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300パーセント以上の区域及び建築物が密集し、または、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

(2) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

県（土木部）及び市町村は、百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

県（土木部）及び市町村は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

1 県有施設の耐震性確保

県は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

(1) 防災上重要建築物の指定

県は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

ア 防災拠点施設

県庁舎、県合同庁舎、警察署、保健福祉事務所、県の出先庁舎等

イ 避難施設

県立高等学校、県立体育館、県立社会福祉施設等

ウ 緊急医療施設

県立病院、公立大学法人医科大学付属病院、県立診療所

(2) 耐震診断・耐震化の実施

県（各施設管理者）は、防災上重要建築物について、「福島県県有建物の耐震改修計画」に基づき耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、耐震化を行う等、耐震性の確保を図る。

※ 「福島県県有建築物の耐震改修計画」：建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「福島県耐震改修促進計画」における県有建築物の耐震対策実施計画

(3) 建築設備の耐震性確保

県（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の不測の事態に備え、非常用設備の整備に努める。

(4) 防災拠点施設の主な設備等

改築等によって、新たに防災拠点施設の整備を行う場合には、下記の設備の整備について配慮する必要がある。

(ア) 非常用電源設備

(イ) 耐震性貯水槽

(ウ) 防災行政無線

(エ) 備蓄倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）

(オ) 臨時ヘリポート

(カ) 非常用排水設備又は排水槽

なお、地方振興局を含む合同庁舎の整備に当たっては、上記の施設に加え、災害対策地方本部が設置されることから、災害対策地方本部室、国の現地対策本部要員、防災関係機関からの対策要員等を含めた応急対策にあたることのできるスペース、通信回線等の確保を図る必要がある。

2 市町村及び公共的施設管理者による施設の耐震化

市町村及び公共的施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

第3 防災空間の確保

1 緑地保全地区の指定

都市における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区を指定し、県（土木部）及び市町村は、県が定める「福島県広域緑地計画」及び市町村が定める「緑の基本計画」に基づき、計画的に指定の推進を図り、防災効果を發揮する防災空間の確保に努める。

2 都市公園等の整備

都市公園等は、都市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であるとともに、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難地あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

また、国の防災公園等に関する施策の拡充を踏まえ、県（土木部）及び市町村は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を發揮する防災空間の確保に努める。

3 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されているとともに、災害時には、避難路や救援路さらには防火帶の役目を果たすなど重要な役割を果している。

県（土木部）及び市町村は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を發揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

4 都市空間の利用

都市の基盤として整備される道路や都市公園等は都市の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、県（土木部）及び市町村はライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

5 オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グランド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、市町村は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第4 市街地の開発等

1 市街地再開発の推進（県土木部）

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地を共同化してオープンスペースを確保するとともに、不燃建築物の建築及び交通広場、街路、公園、緑地等の公共施設の整備を行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

(1) 市街地再開発事業

土地の適正な高度利用と都市機能の更新及び都市防災を推進するために、市街地再開発基本計画及び事業計画等の作成を進めている地区の事業化を促進する。

(2) 優良建築物等整備事業等

市街地の環境の整備改善、防災性の向上に資する良好な建築物の整備を図るため、優良建築物等整備事業等の再開発関連諸制度を活用し、安全で快適なまちづくりを促進する。

(3) 市街地再開発資金融資制度

耐火建築物の建設を行う者に、その建設資金を融資し、防災性の高いまちづくりを促進する。

2 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等は災害時に被害の拡大が懸念される。

これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備することにより、良好な市街地が形成され、防災性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

3 土地区画整理事業の推進

県（土木部）及び市町村は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを推進する。

県及び市町村は、土地区画整理事業の計画をおおむね次の基準により策定する。

(1) 地方公共団体施行土地区画整理事業

ア 施行地区の面積は、原則として5ヘクタール以上とする。

イ 施行地区は、都市計画道路、公園、緑地等の新設を含む地区で、地震災害時においては、当該区域内の施設が防災効果を発揮するよう整備する。

ウ 施行地区が、主要駅付近又は中心市街地にある場合は、交通の円滑化を図るとともに、地震災害時においては、避難路や延焼防止帯となる幹線道路、区画道路等を整備する。

エ 施行地区は、非常時の防災拠点を形成するため、避難地となる公園や医療・福祉・行政施設等を集積した街区を持った市街地として整備する。

(2) 組合施行土地区画整理事業

ア 施行地区の面積は、原則として10ヘクタール以上とする。

イ 事業施行後、施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用地に供する土地の面積の合計が施行面積のおおむね25パーセント以上となるものとし、防災効果を発揮するよう整備する。

ウ 都市計画道路（幅員12メートル以上）を適切に配置する。

第5節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策

(保健福祉部、水道事業者、水道用水供給事業者、土木部、下水道事業者、工業用水道事業者)

上水道、下水道及び工業用水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、市町村の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

水道事業者等は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

3 相互応援

- (1) 水道事業者等は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。
- (2) 県（保健福祉部）は、広域的な応援活動の連絡・調整のための体制の整備を図るものとする。

4 福島県水道地震対策推進計画書

県（保健福祉部）は、震災による水道施設の被害の軽減、あるいは被災後の水の供給及び施設の復旧を効率的に進めていくために、「福島県水道地震対策推進計画書」を策定しており、県の応急給水、応急復旧時の支援内容及び市町村の事前対策、災害時対策、恒久復旧対策等の行動指針が定められている。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の整備

下水道施設の管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施するものとする。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図るものとする。

- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図るものとする。
また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮するものとする。
- (3) 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うものとする。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行うものとする。
- (5) ポンプ場及び処理場内の各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保等

下水道施設の管理者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図るものとする。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

4 福島県下水道防災連絡会議

県（土木部）、市町村及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議が組織されており、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を目的としている。

第3 工業用水道施設予防対策

1 工業用水道施設等の整備

工業用水道事業者は、災害時における工業用水の安定供給を確保するため、次により工業用水道施設等の耐震化等に努めるものとする。

- (1) 工業用水道施設設計指針に基づき、基幹施設等の耐震化を図る。
(2) 機械・電気設備における予備電源の整備等により安定給水に向けた機能の強化を図る。
また、工業用水使用企業に対し、災害時の対策として受水槽の設置等の指導に努める。
(3) 施設の維持管理については、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

第6節 電力、ガス施設災害予防対策

(生活環境部、東北電力㈱、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPGガス事業者、(社)福島県エルピーガス協会)

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力およびガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び各事業所（以下、「店舗」という。）に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 施設の耐震性の強化計画

ア 水力発電設備

(ア) ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤震動に耐えるよう設計するものとする。

(イ) 水路工作物及び基礎構造が建物基礎と一体である水車、発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行うものとする。

(ウ) その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づいて行うものとする。建物については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

イ 火力発電設備

機器の耐震は、発電所の重要度、その地域で予想される地震動などを考慮するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行うものとする。建物については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

ウ 送電設備

(ア) 架空電線路

地震力の影響は、冰雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さいので、これらを考慮した設計を行うものとする。

(イ) 地中電線路

油槽台設計については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

エ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行うものとする。建物については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

オ 配電設備

軟弱地盤箇所について、根かせの増加取付等による支持物基礎の補強、変台コマの取付けや捕縛方法の強化等で柱上変圧器の設置を行う。

(2) 電気工作物の調査・点検等

法令に定める電気設備技術基準に適合するよう、自社の電気工作物の維持管理を実施するほか、事故・災害の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 本店及び店舗は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

本店及び店舗は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 本店及び店舗は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 本店及び店舗は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2－1 ガス施設（都市ガス）災害予防対策**1 防災体制の確立**

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場所に対処するため、初動措置段階における組織についての災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) 設備の耐震性の強化計画

ア ガス工作物の維持・管理

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー、導管等のガス工作物については、耐震性の維持管理の徹底を図るものとする。

イ 耐震性導管への取替え

新設導管については、耐震性資材をもって施設し、既設導管についても順次、耐震性の高い導管へ取替えを行うものとする。

ウ 液状化対策

供給区域内の液状化発生の可能性を把握し、液状化の高い場所においては、ガスしゃ断装置による導管被害箇所へのガス供給の速やかなしゃ断等所要の対策を講じるものとする。

エ 導管網のブロック化

地震時に被害を最小限におさえ、供給停止した場合には、被害軽微な地区から早期に復旧でき

るよう、導管網の構成状況及び緊急対応能力等を考慮のうえ、適切な規模の緊急措置ブロック化を図るものとする。

オ 安全器具の設置

マイコンメーター等は、災害防止に効果があることから、未設置箇所に設置するものとする。

カ 地震計の設置

地震発生直後に、地震動の強さを正確に把握し、その後の被害調査や緊急措置及び救援要請等の対処を的確かつ迅速に行うため、地震計を設置しておくものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。

また、復旧作業時に大量に必要となる資材等については、非常時の調達ルートを整備しておくものとする。

ア 導管材料

イ その他材料（ガスマーティー、バルブ他）

ウ 修理用工具類

エ 車両、機械

オ 漏えい検査機器

カ 無線機

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）に当たっては、原則として人命にかかる箇所及び避難場所等の優先度を考慮して策定するものとする。

また、復旧作業は道路掘削等を伴うため、安全かつ効率的に行えるよう、道路管理者等と事前に協議しておくものとする。

(5) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による二次災害防止等の対策を適切に行えるよう、日ごろから防災関係機関と必要な相互協力について協議しておくものとする。

第2－2 ガス施設（簡易ガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復

旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) 設備の耐震性の強化計画

ア ガス工作物の維持・管理

容器、貯槽、集合装置、気化装置及びその附属設備、導管等については、耐震性能の維持・管理の徹底を図るものとする。

イ 耐震性導管への切り替え

新設導管については、省令（基準）に基づき設置することはもちろんのこと、既設導管についても計画的に耐震性の高い導管へ切替えを行うものとする。

ウ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所への設置を図るものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業等に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(5) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第2－3 ガス施設（L Pガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) L Pガス設備の耐震性の強化計画

ア 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、必要に応じ、強化等の措置を講ずるものとする。

イ 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

ウ 耐震性配管への切り替え

埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替えを行うものとする。

エ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、感震機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

オ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、地震発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスマーティー、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、社団法人エルピーガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

ア 住宅地図の整備・管理の在り方

イ 集合住宅の開栓の在り方

ウ 合理的な緊急点検の方法

(5) 防災訓練の実施

地震発時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第7節 鉄道施設災害予防対策

(各鉄道事業者、東北運輸局)

地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設毎に予防措置を講ずるものとする。

第1 東日本旅客鉄道株式会社施設災害予防対策

1 防災体制の確立

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、仙台支社内及び現地に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営の方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。
- (2) 災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、災害対策組織内の状況報告の方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関及び地方自治体（県、市町村）と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 施設の耐震性の強化計画

- ア 土木建築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、気象異常等の線路巡回計画を定める。
- イ 関係箇所長は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

(2) 地震計の設置

地震計を設置するとともにあらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図るものとする。

(3) 要員及び資機材の確保

- ア 災害復旧に必要な要員及び資機材を確保するため、あらかじめ非常招集計画を定め、必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力会社との協議要領を定める。
- イ 復旧に必要な資機材及び災害予備貯蔵品を備蓄している関係箇所長は、定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努める等の保守管理体制を確立する。
- ウ 自動車を保有する関係箇所長は、災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、緊急通行車両の事前届出を警察関係機関に行い、事前承認を受けておく。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

- ア 関係気象官署（福島地方気象台等）との連絡を緊密に行い、津波警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。
- イ 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備しておくものとする。

(5) 電力の確保

災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる等、早期給電体制の整備に努める。

(6) 防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会・説明会の開催、パンフレット等の配付を行うとともに、日常業務を通じて次により必要な教育を行う。

- ア 予想される災害及び対策に関する知識
- イ 風水害及び地震発生時にとるべき初動措置
- ウ 事故処理要領に関する知識
- エ 社員が果たす役割及びその他必要な教育

(7) 防災訓練の実施

社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災関係機関が行う合同防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

- ア 非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練
- イ 消防（通報、消火、避難）訓練及び救出・救護訓練
- ウ 旅客等の避難誘導訓練

第2 その他民有鉄道事業者の災害予防対策

県内のその他の民有鉄道事業者は、地震による災害発生時における旅客の安全確保と円滑な輸送を図るため、各事業者の災害予防対策規程等の定めるところにより、東日本旅客鉄道株式会社に準じて予防対策を実施するものとする。

第8節 電気通信施設等災害予防対策

(東日本電信電話㈱福島支店)

電話施設の予防対策は、災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて、東日本電信電話㈱福島支店に災害対策内規を制定し迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

第1 施設の現況

1 建造物・設備等の現況

(1) 交換機設置ビル

過去の大規模な地震や被害状況を参考として、耐震、耐火構造のビル設計を行うとともに、地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火扉、防水扉等を設置している。

(2) 所内設備

ア 所内に設備する通信用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行うとともに、脱落防止等の措置を行っている。

イ 通信機械室に装備してある器具・工具、試験器等は、耐震対策を施し、棚等は不燃性のものを使用している。

(3) 所外設備

ア 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。

イ 橋梁添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

2 災害対策用機器

(1) 災害対策用無線機

ア 地域的な孤立を防止するための孤立防止用衛星通信方式（KU-1ch）を県内の役場、支所、出張所等の7箇所に配置している。

イ その他、復旧作業用として工事用車両無線機及び衛星携帯電話機を常備している。

(2) 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換機装置として、全国主要都市に非常用可搬型交換装置を配備している。

(3) 移動電源車

災害時等の長時間停電対策として、移動電源車を福島県内主要拠点に配備している。

N T T 東日本福島支店	(500 KVA)	1台
〃	(150 KVA)	1台
〃	(30 KVA)	1台
N T T 東日本 郡山支店	(500 KVA)	1台
〃	(150 KVA)	1台
〃	(30 KVA)	1台
N T T 東日本 会津支店	(150 KVA)	1台

"	(30 KVA)	1台
N T T 東日本 いわき支店	(150 KVA)	1台
"	(30 KVA)	1台

(4) 所外設備応急用資材

所外設備が被災した場合、応急措置として、各種応急用ケーブル等を配備している。

第2 実施計画**1 施設・設備等の確保施策**

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- (2) 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般県民の使用に供する。
- (3) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
- (4) 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- (5) 商用電源が停止した場合の対策として、予備エンジンを常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。
- (6) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置、非常用可搬型交換装置等を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

2 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう次の訓練を、単独又は共同するなどして実施する。

- (1) 気象に関する情報伝達訓練
- (2) 災害時における通信疎通訓練
- (3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (4) 消防及び水防の訓練
- (5) 避難及び救助訓練

3 防災関係機関との相互協力、連携強化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する必要がある場合の要請方法等を明確にしておくものとする。

- (1) 物資対策
県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請。
- (2) 電源対策
商用電源の供給要請。
- (3) お客様対策
お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請。

第9節 道路及び橋りょう等災害予防対策

(土木部、農林水産部、警察本部、東北地方整備局、東日本高速道路(株))

県をはじめ施設等の施設管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 県管理の道路及び橋りょう災害予防計画（県土木部）

1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部における路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

本県の場合、複数の破碎帯、断層が存在しており、危険箇所を数多く抱えている。橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないもの等があるため、耐震性の向上を図るとともに、落橋防止対策が必要である。また、トンネルにおける、二次的な災害を防止するための防災施設についても今後改善する必要がある。

2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋梁については、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

3 実施計画

(1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

ア 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について」（平成8年8月9日付け建設省通知）に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架等の技術基準について」（平成13年12月27日付け国土交通省通知）を適用し、耐震対策を実施することとする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要のある橋りょうについては、「『緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム』の策定について」（平成17年6月28日付け国土交通省事務連絡）にある「『緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム』耐震補強マニュアル」を適用し、耐震対策を実施することとする。

イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成8年11月1日付け建設省通知）を適用し、さらに、平成14年度以降に着手する建設に係る設計については、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成13年12月27日付け国土交通省通知）を適用し建設するものとする。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

(ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

- (イ) 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。
- (3) 道路情報提供装置の整備
道路障害発生時における道路交通情報の提供を図るため、道路情報提供装置を整備する。
- (4) 道路開通用資機材の確保
事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう(社)福島県建設業協会各支部との協定等に基づき民間業者との協力体制を充実し、レッカ車、クレーン車、工作車の道路開通用資機材を緊急配備ができるよう体制の整備を図る。

第2 直轄管理の国道及び橋りょう災害予防計画（東北地方整備局）

1 現況

地震による道路の被害としては、洪積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土部では地すべり・地割れ等が、また切土部・山岳部においては土砂崩壊・落石等が予想される。その他、軟弱地盤地帯では地震による液状化も予想される。

また、橋りょうについては、損傷等も予想される。

2 計画目標

土砂崩壊、落石等の危険箇所については、法面防護工の設置、また、老朽橋については架換え、補強等を行い、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

3 実施計画

(1) 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、必要な点検・調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

ア 道路切土法面、盛土法面等の点検調査

道路路面への崩落が予想される法面箇所等について、必要な点検・調査を実施する。

イ 道路の防災対策工事

上記アの点検・調査に基づき道路の防災対策工事が必要な箇所について、工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

震災時における橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについて必要な点検・調査を実施し、補強等対策工事を推進する。

ア 橋りょう耐震点検調査

所管施設の地震に対する安全性等について必要な点検・調査を実施する。

イ 橋りょうの耐震補強の実施

上記アの点検・調査に基づき補強等対策工事が必要な橋りょうについて、補強工事を実施する。

ウ 耐震橋りょうの建設

新設橋りょうは、道路橋示方書に基づき建設する。

(3) 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材を緊急配備ができるよう体制の整備を図る。

第3 高速自動車道及び橋りょう災害予防計画

1 現況

現在、本県を通過する東日本高速道路(株)管理の高速道路は、東北自動車道、磐越自動車道及び常磐自動車道の3路線であり、県内の総延長は、約335キロメートルである。構造は高架、橋りょう、トンネル、盛土部等からなり、高架、橋りょうなどについては、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成13年12月27日付け国土交通省通知）に従い設計されている。

県内に18箇所あるトンネルの防災設備については、手動通報機、消火器、非常用電話、情報板は、全箇所に整備されている。

その他、非常用電話は、本線上の上下線各路肩に約1kmピッチで配置され、可変式情報板は本線上の上下線各インターチェンジ出口付近及び各料金所入口と一般道路との接続部等に設置されている。

* 東北道～福島トンネル

磐越道～合戸、渡戸、新風越、高玉東、高玉西、新中山、鞍手山、関都、七折、東松、鳥屋山、西会津、長坂、龍ヶ獄トンネル、黒森山トンネルの一部、

常磐道～好間、大久トンネル

2 計画目標

高速道路は、耐震設計基準に従い、地質・構造等の状況に応じて安全性の確保が図られているが、さらに安全性を高めるために、必要な補強、点検、整備等を行う。

3 実施計画

- (1) 地震に対し十分耐え得るよう設計施工されており、落橋の可能性は少ないが、定期的に点検を実施する。
- (2) 通行障害発生時における道路情報提供を図るべく、必要な箇所については各種情報板の改良整備を行う。
- (3) トンネル内障害発生時における防災設備について、必要に応じてトンネル内の防災設備の改良整備を行う。
- (4) 災害応急復旧用各種車両、資機器材等の備蓄、拡充に努める。

区分	東北自動車道		磐越自動車道		常磐自動車道	
	箇所	延長	箇所	延長	箇所	延長
高架、橋りょう	箇所 79	m 4,150	箇所 98	m 13,436	箇所 45	m 11,642
トンネル	1	909	15	21,591	2	1,778
盛土、その他		110,541		116,973		53,905
合計		115,600		152,000		67,325

(盛土、その他の数字は土工延長)

第4 農道・林道及び橋りょう災害予防計画（県農林水産部）

1 現況

地震による農道・林道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが、高盛土部分の路体の破壊が予想される。

橋りょうについては、経年により老朽化しているもの、耐震上不十分なもの等が見受けられ、落橋防止対策が必要である。

2 計画目標

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

3 実施計画

(1) 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていく。

(2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議のうえ対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については架替え、補強の必要があり、林道管理者の調査計画により順次実施する。

第5 道路付帯施設災害予防計画（県警察本部）

1 現況

地震による交通安全施設の被害は、施設の倒壊、損傷、信号灯器の滅灯等が予想される。

したがって、軟弱地盤地帯における施設の調査と補強及び老朽施設の更新並びに主要交差点信号機の滅灯に対処するため、交通信号機電源付加装置（発動発電機等）の整備が必要である。

2 計画目標

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。

主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

3 実施計画

(1) 地盤軟弱地帯の調査と補強

施設の設置場所について必要な調査を行うとともに、人家や道路上に倒壊するおそれのあるものについては、補強、補修を実施する。

(2) トンネル防災施設の整備

県内の主要トンネルについて、トンネル防災施設の整備を促進する。

(3) 老朽信号機等の更新、整備

老朽信号機、道路標識等の交通安全施設については、交通安全施設等整備計画により計画的に更新、整備する。

(4) 信号機電源付加装置の整備

県内の主要交差点に信号機電源付加装置を整備する。

(5) 災害時応急可搬式信号機の整備

災害により信号機に障害が発生した場合、重要交差点の交通処理を行うための応急可搬式信号機を整備する。

(6) 道路交通情報収集、提供装置の整備

道路障害発生時における、道路交通情報の収集、提供を図るため道路交通情報収集、提供装置を整備する。

(7) 電源バックアップシステムの整備

災害の発生に備え、交通管制センター（サブセンター）の耐震機能の強化を推進するとともに、停電に対処するため、電源バックアップシステムを整備する。

第6 電線共同溝の整備（各道路管理者）

1 現況

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、電線類（電力線、電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝の整備を図る必要があると考えるが、福島県における整備率は低い状況にある。

2 計画目標

道路管理者は、東北電力株式会社、東日本電信電話株式会社等の事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を推進する。

第10節 河川・海岸等災害予防対策

(土木部、農林水産部)

河川、港湾、漁港、海岸、ダムなどは、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

第1 河川管理災害予防対策

1 現状

本県の管理する河川は、一級河川、二級河川あわせて491河川、延長約4,642kmであり、その整備率は47.2%となっている。一方、流域内においては都市化が急速に進み、人口、資産が集中しており、このような状況で地震により堤体等の被災が生じた場合には、特に堤内地盤高が低い箇所では、大きな被害が発生するおそれがある。（平成21年3月31日現在）

2 計画（土木部）

河川改修については、今後とも計画的に推進する。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 港湾・漁港施設災害予防対策

1 現状

(1) 港湾

本県の管理する港湾は重要港湾の小名浜港、相馬港、地方港湾の江名港、中之作港及び猪苗代湖の翁島港、湖南港、さらに避難港の久之浜港の合計7港がある。

小名浜港は、新産都市、常磐・郡山地区の中核として、また、南東北の物流拠点として重要な役割を担っており、背後の陸上交通網の整備、特に高速自動車道路網等の整備と相まって、より広域的な背後経済圏をもつ物流港湾としての機能を持っている。なお、緊急輸送物資等の輸送のため、5号ふ頭第1号岸壁を耐震化岸壁として供用している。

相馬港は、本県北部と山形、宮城両県南部を経済圏域とし、地域経済の振興上重要な役割を担っており、物資流通の拠点港湾として、また、背後地における相馬地域開発計画に基づく相馬中核工業団地等を支える港湾として重要な役割をもっている。

地方港湾については、地域産業の振興を促す基盤として、各港の特性を生かし施設の整備を図る必要がある。これらの港湾施設が地震災害を受けると生活基盤や、経済活動に大きな影響を与える。

(2) 漁港

本県の管理する漁港は、第3種漁港2港（松川浦、請戸）、第2種漁港6港（豊間、久之浜、勿来、四倉、釣師浜、真野川）、第1種漁港（小浜、富岡）の計10港がある。

松川浦漁港、請戸漁港は沖合、沿岸漁港の拠点として重要な役割を担っている。

また、第2種漁港の釣師浜漁港、真野川漁港、久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港、勿来漁港及び第1種漁港の小浜、富岡漁港は、各地域の水産業の振興に役立っている。

これらの施設は漁業生活者に欠かせないものであり、地震による被災は、これら漁民の生活に大きな影響を与える。

2 計画（土木部）

港湾については、社会资本整備重点計画に基づき港湾施設の整備を促進し、漁港については、水産基盤整備計画に基づき施設の整備を促進する。

これらの施設整備に当たっては緊急輸送物資等の輸送のため、相馬港3号ふ頭地区、請戸漁港において耐震強化岸壁の整備を図るほか、アクセス経路等に関しても必要に応じ、耐震強化を図る。

また、被災地の復旧・復興の支援拠点港としての港湾、漁港の機能強化を図るため、岸壁だけではなく、背後地域等とも一体となった空間として機能する防災拠点としての強化を図る。

第3 海岸保全施設災害予防対策

1 現状

本県の海岸線の延長は約163kmあり、このうち約115kmについては、国土交通省、水産庁、農林水産省の3省庁によって所管される海岸保全区域に指定されている。また、海岸保全区域のうち約93kmについては堤防・消波堤等の海岸保全施設が設置されており、高潮や津波などの災害から背後地の人々・資産を防護している。（平成19年3月末日現在）

この海岸保全施設に、地震による被害が生じた場合、特に堤内地盤高が低いところでは、高潮・津波の来襲時には大きな浸水被害が発生するおそれがある。

2 計画（県土木部、県農林水産部）

高潮や津波等の危険から国土の保全を図るべく、今後とも海岸保全施設の新設・強化を推進する。

また、地震により海岸保全施設が被災した場合は、早急に復旧し、高潮・津波の来襲に備える。

第4 ダム施設等災害対策

1 現状

本県のダムは、国土交通省所管の管理ダムが、現在、国直轄で3カ所、県で10カ所の計13カ所あり、建設中のダムが県で1カ所となっている。一方、農林水産省所管ダムは、国直轄が10カ所、県が21カ所の計31カ所が供用開始されており、建設中のダムが国直轄が0カ所、県が1カ所の計1カ所となっている。また、東北電力㈱、電源開発㈱等が管理するダムが18カ所となっている。

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び同施行規則により、構造計算に用いる設計震度の値が、ダムの種類及び地域別に定められており、これに基づき設計施工されているので十分安全性を有している。

2 計画（土木部、農林水産部、東北地方整備局等）

ダムは、上記構造令等に基づき設計、施工されたものであり、防災計画目標として、改訂・ダム構造物管理基準（1986年5月社団法人日本大ダム会議）により保守管理を行う。

第5 ため池施設災害対策

1 現状

本県には、貯水量1,000m³以上のため池が2,869カ所あり、大半が江戸時代後期、明治初期に築造された老朽化したため池である。このような老朽ため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。

2 計画（農林水産部）

土地改良事業長期計画により、ため池等整備事業により、災害を及ぼすおそれのある緊急性の高い地区について重点的に整備を進める。

第11節 地盤災害等予防対策

(土木部、農林水産部)

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 土石流災害予防対策

1 現状

土石流危険渓流では、地震により山腹崩壊等が発生し、渓流内に堆積した土砂が土石流として県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。本県では、土石流の発生するおそれのある渓流は4,272渓流であり、その対策として砂防えん堤等により施設整備を図っており、現在、363渓流が概成している。（平成21年3月31日現在）

また、山地に関連する崩壊土砂流出危険地区数は3,088箇所となっており、これまで822箇所が概成している。（平成21年3月31日現在）

2 計画

(1) 県（土木部）

地震やその後の降雨に伴う土石流による災害から県民の生命と財産を守るため砂防事業を推進するとともに、関係市町村に対し、土石流危険渓流や土石流危険区域、土石流災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。また、土石流災害による被害を軽減するため、土石流に関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、関係市町村と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。砂防施設の整備にあたっては、耐震性を確保するとともに、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する対策を重点化する。

(2) 県（農林水産部）

関係市町村に山地災害危険地区についての関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、地震後及び梅雨期など必要とするときには、危険箇所の点検を実施する。

また、地震やその後の降雨等により、山腹崩落及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生する恐れがあると想定される集落等に近接する危険渓流について、治山事業の促進を図る。

第2 地すべり災害予防対策

1 現状

地すべり危険箇所では、地震により地すべりが誘発助長され、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。県内の地すべり危険箇所は、国土交通省が所管しているものが143箇所、農林水産省が所管しているものが263箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で60箇所（平成21年3月31日現在）、農林水産省所管で73箇所（平成21年

3月31日現在)が概成している。

2 計画

(1) 県(土木部)

地震やその後の降雨に伴う地すべりによる災害から県民の生命と財産を守るため、地すべり対策地形を推進するとともに、関係市町村に対し、地すべり危険箇所や地すべり危険区域、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。また、地すべり災害による被害を軽減するため、地すべりに関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、関係市町村と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難対策の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。地すべり防止施設の整備にあたっては、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関する施設に対する対策を重点化する。

(2) 県(農林水産部)

急峻な地形と、脆弱な地質、豪雪等の気象条件により地すべり危険箇所が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘因されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり対策事業を推進する。

第3 急傾斜地災害予防対策

1 現状

急傾斜地崩壊危険箇所では、地震より地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。県内の急傾斜地崩壊危険箇所は4,274箇所あり、その対策として法面工等により施設整備を図っており、342箇所が概成している(平成21年3月31日現在)。

また、山地に関連する山腹崩壊危険地区数は、2,332箇所となっており、これまで803箇所が概成している(平成21年3月31日現在)。

2 計画

(1) 県(土木部)

地震やその後の降雨に伴うがけ崩れによる災害から県民の生命と財産を守るため、急傾斜地対策事業を推進するとともに、関係市町村に対し、急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。また、がけ崩れ災害による被害を軽減するため、急傾斜地の崩落に関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、関係市町村と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。急傾斜地崩壊施設の整備にあたっては、耐震性を確保するとともに、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関する施設に対する対策を重点化し、老朽化した砂防設備については、その安全性の検討を行い、計画的な補強を実施する。

(2) 県(農林水産部)

関係市町村に山地災害危険地区についての関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要と判断される時には危険箇所の点検を実施する。

また、地震により、山地災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所について、治山事業の促進を図る。

第4 造成地の災害予防対策

1 現状

造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行っている。

2 造成地における基準等（県土木部）

(1) 災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

(4) 消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

(5) 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。

(6) 小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

第5 液状化災害予防対策

公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発に当たって、国及び地方公共団体と十分な連絡調整を図るものとする。

また、県（土木部）及び建築主事を置く市は、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

第6 二次災害予防対策

県（土木部、農林水産部）及び市町村は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図るものとする。

また、市町村は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第12節 火災予防対策

(生活環境部、保健福祉部、土木部、市町村、消防本部)

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、県（生活環境部）、市町村及び消防本部は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

市町村及び消防本部は地震発時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

第2 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

市町村及び消防本部は、震災時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

市町村及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

第3 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

県（土木部）及び市町村は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

県及び市町村は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

地震発生時には、教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発し、被害を拡大する危険性があるため、県（保健福祉部）及び消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

1 消防力の強化

県（生活環境部）は、各市町村が「消防力の整備指針」による目標を達成するため、国庫補助制度や防災対策事業等を活用して、地震に対応できる高度な資機材の整備を含めた年次計画を作成するよう指導するとともに、特に、地震・津波被害想定調査の結果、消防力が不足するとされた各市町村に対しては、個別的な（より一層の）消防力の強化の指導を行う。

また、第一線において消防活動を行う消防職団員については、技術の向上と組織の活性化に努め、地域の実情に応じた適正な配置を行うよう指導を行う。

2 広域応援体制の整備

市町村及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても隨時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。さらに、県（生活環境部）及び消防本部は、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

今後、地震・津波被害想定調査のシナリオをもとに、県（生活環境部）及び消防本部は、広域応援のマニュアルづくりの検討を行っていく。

3 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、市町村間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定をしている。

さらに、県及び消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第5 消防水利の整備

県（生活環境部）は、各市町村に対し、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備や海水利用型消防水利システムの導入、また、河川水、海水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準を達成するよう指導を行う。

第6 救助体制の整備

各消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、震災に対応できるよう訓練を

充実する。

また、市町村は自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第13節 積雪・寒冷対策

(企画調整部、生活環境部、土木部、市町村、各道路管理者)

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定される。

このため、県、積雪寒冷地域の市町村及び防災関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第1 積雪・寒冷対策の推進

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、県（企画調整部、土木部、警察本部）、市町村及び防災関係機関は、福島県豪雪地域対策連絡協議会による豪雪時における対策要領を定め、この要領に基づき、相互に連携協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

地震発生時には、県や市町村と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るために、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者（国、県（土木部）、市町村、東日本高速道路（株）等）は、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩予防柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

（1）防災体制の充実

道路管理者は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るために、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の充実に努める。

（2）積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るために、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地域では孤立する集落が発生することが考えられるため、県（生活環境部）及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

また、県及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

県（土木部）及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、市町村は、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

2 積雪期における避難路・避難場所の確保

県（土木部）、市町村及び防災関係機関は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

3 雪崩危険箇所の対策

県（土木部）は、雪崩による危険の著しい箇所については、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、雪崩対策事業等を推進するとともに、関係市町村と連携しながら雪崩危険区域等を地域住民に周知し、専門技術者等を活用して定期的な巡回を行うなど、警戒避難体制を強化する。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、積雪寒冷地域の市町村はストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく必要がある。

第5 スキー客等に対する対策

多数のスキー客等が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多くのスキー客が被災することも想定される。

このため、市町村、スキー場管理者は、連携して救急搬送体制、医療救護体制、さらにはスキー場周辺の宿泊能力等の調査に基づくスキー客の受け入れ体制などのスキー客等への対策についてあらかじめ計画しておくものとする。

第14節 緊急輸送路等の指定

(生活環境部、土木部、警察本部、東北地方整備局、市町村、東日本高速道路(株))

県は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため緊急輸送路等を指定する。

1 緊急輸送路

(1) 県は、県庁（県災害対策本部）、地方振興局（県災害対策地方本部）、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等（別表1）を緊急輸送路として指定する。

なお、図面については土木部（道路総室）に備えおくものとする。

(2) 確保すべき路線の順位は、次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

イ 第2次確保路線

県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

2 物資受入れ港

県は、海路からの物資受入れ拠点として別表2の港湾、漁港を指定する。

3 物資受入れ空港

県は、空路からの物資受入れ拠点として、福島空港の活用を図る。

4 ヘリコプター臨時離着陸場

県は、空路からの物資受入れ拠点として別表3のヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

5 広域地上輸送拠点

他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うための地上輸送の拠点として各地方振興局管内ごとに別表4の広域地上輸送拠点を指定する。

6 市町村緊急輸送路等の指定

市町村は、地域内における緊急輸送を確保するため、市町村緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入れ拠点を指定するものとする。

第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

別表1

緊急輸送路線

(1) 第1次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国 道	4 号 6 号 13 号 49 号 113 号 115 号 118 号 121 号	栃木県境～宮城県境 茨城県境～宮城県境 国道4号～山形県境 国道6号～新潟県境 相馬港線～宮城県境 国道6号～国道4号 茨城県境～国道4号、 国道121号～国道49号 栃木県境～山形県境
高 速 自 動 車 道	東 北 自 動 車 道 常磐 自 動 車 道 磐越 自 動 車 道	栃木県境～宮城県境 茨城県境～常磐富岡IC いわきJCT～新潟県境
主 要 地 方 道	古 殿 須 賀 川 線 中 野 須 賀 川 線 小 名 浜 平 線	福島空港西線～国道118号 国道118号～須賀川IC 全線
一 般 県 道	玉 川 田 村 線 長 塚 請 戸 浪 江 線 日 中 喜 多 方 線 相 馬 港 線 福 島 空 港 西 線	古殿須賀川線～国道49号 請戸漁港～国道6号 国道121号バイパスを結ぶ区間 全線 全線
臨 港 道 路	小 名 浜 臨 港 道 路 相 馬 臨 港 道 路	臨港道路5・6号ふ頭内線～臨港道路1号渚地区～国道6号 臨港道路3号ふ頭内線～幹線臨港道路1号線～県道相馬亘理線

(2) 第2次確保路線

種別	路線名	区間	種別	路線名	区間
国道	114号	全線	主要地方道	会津坂下本郷線	国道49号～会津高田上三寄線
	115号	国道4号～国道49号		会津坂下会津高田線	国道49号～国道401号
	118号	古殿須賀川線～国道49号		喜多方西会津線	喜多方停車場線～会津坂下山都線
	252号	国道289号～国道49号			国道49号～上郷舟渡線
	288号	全線		喜多方会津坂下線	国道459号～喜多方停車場線
	289号	赤坂東野塙線鮫川村～塙町 国道118号～西郷村役場入口 国道121号～下郷町役場入口 国道121号～国道252号 国道6号～勿来IC 国道289号～国道118号		塙川山都線	国道121号～塙川町役場
	294号	赤坂東野塙線鮫川村～五十沢国見線		会津坂下山都線	喜多方西会津線～山都柳津線
	349号	国道121号～椿枝岐村役場		猪苗代塙川線	金線
	352号	国道6号～小川支所		小野富岡線	国道6号～国道399号
	399号	小野富岡線～国道114号 国道349号～福島飯坂線		相馬亘理線	国津6号～新地停車場釣師線
	400号	国道252号～舟ヶ鼻下郷線		相馬浪江線	国道115号～草野大倉鹿島線
	401号	国道118号～会津坂下会津高田線		いわき上三坂小野線	常磐勿来線～いわき石川線
	459号	国道349号～国道4号 国道115号～喜多方会津坂下線		日立いわき線	国道289号～常磐勿来線
				いわき浪江線	国道6号～四倉IC
				小名浜小野線	国道6号～小名浜四倉線
				いわき石川線	金線
				矢吹小野線	国道4号～古殿須賀川線 (福島空港・あぶくま南道路含む)
				塙大津港線	国道118号～赤坂東野塙線
				常磐勿来線	国道289号～日立いわき線
主要地方道	福島保原線	国道115号～国道349号	一般県道	飯坂桑折線	国道4号～国見福島線
	福島飯坂線	全線		国見福島線	飯坂桑折線～桑折町役場入口
	飯野三春石川線	国道114号～川俣安達線		飯坂保原線	国道13号～福島保原線
	福島吾妻裏磐梯線	国道13号～国道13号福島西道路		二本松安達線	国道4号～須賀川二本松線
	盡山松川線	飯野三春石川線～大沢広美線		須賀川二本松線	二本松安達線～国道459号
	川俣安達線	飯野三春石川線～国道114号		福島安達線	国道4号～安達停車場線
	白石国見線	国道4号～国見IC		本宮岩代線	本宮三春線～白沢村役場
	本宮三春線	国道4号～本宮熱海線		五十沢国見線	国道4号～国道349号
	原町川俣線	全線		石塙本宮線	国道4号～大玉村役場入口
	浪江国見線	国道4号～国道349号		大沢広美線	盡山松川線～市道金沢立子山線
	本宮熱海線	国道4号～本宮三春線		伊達盡山線	国道349号～梁川盡山線
	船引大越小野線	全線		水原福島線	国道13号～国道115号
	小野猪附山線	国道4号～東部ニュータウン入口		南福島停車場線	国道115号～市道鳥川大笛生線
	中野須賀川線	須賀川IC～郡山長沼線		梁川盡山線	国道349号～伊達盡山線
	中沢熱海線	国道49号～磐梯熱海IC		北方遅沢線	国道49号～石川鶴子線
	郡山長沼線	国道4号～長沼喜久田線		石川鶴子線	国道49号～北沢遅沢線
	長沼喜久田線	郡山長沼線～国道118号		河内郡山線	国道4号～国道49号
	郡山停車場線	全線		下松本鏡石停車場線	全線
	郡山湖南線	国道4号～国道4号ハイバス		社田浅川線	国道118号～浅川町役場入口
	白河羽鳥線	国道4号～増見小田倉線		赤坂東野塙線	塙大津港線～国道289号
	塙泉崎線	国道4号～棚倉矢吹線			国道289号～国道349号
	棚倉矢吹線	国道289号～矢吹小野線		南湖公園線	国道289号～白河石川線
	白河石川線	国道294号～南湖公園線		増見小田倉線	白河羽鳥線～村道役場前線
	会津高田上三寄線	国道118号～会津坂下本郷線		小栗山宮下線	国道252号～国道252号
	会津若松裏磐梯線	国道49号～猪苗代塙川線 国道118号～国道49号		浜崎高野会津若松線	国道49号～湯川村役場
	会津坂下河東線	国道49号湯川村～国道49号河東町		湯川大町線	若松が久を結ぶ
				会津若松会津高田線	国道118号～会津高田会津本郷線

種別	路線名	区間	種別	路線名	区間
一般県道	会津高田会津本郷線	町道2008号線～会津若松会津高田線	郡山市道	荒井八山田線	国道4号～郡山長沼線
	山都柳津線	国道49号～会津坂下山都線	"	笛川多田野線	国土交通省郡山国道事務所を結ぶ
	猪苗代停車場線	国道115号～町道堅田五百刈線	"	大町大槻線	小野猪山線～郡山大越線
	喜多方停車場線	国道121号～喜多方西会津線	"	根木屋鬼生田線	郡山東IC～国道288号
	大久保野沢停車場線	国道49号～野沢駅	"	麓山一丁目大久保線	郡山湖南線～河内郡山線
	上郷舟渡線	山都柳津線～喜多方西会津線	須賀川市道	町道1301号	国道118号～長沼支所
	熱塩加納山都西会津線	日中喜多方線～熱塩加納総合支所	白河市道	昭和町16号線	国道289号～白河羽鳥線
	下郷会津本郷線	国道121号～舟ヶ鼻下郷線	"	総合公園線	白河総合公園を結ぶ
	舟ヶ鼻下郷線	下郷会津本郷線～国道400号	"	昭和町南真舟線	国道4号～白河羽鳥線
	会津田島停車場線	国道121号～会津田島駅	"	立石山線	白河市水道事業所を結ぶ
	新地停車場釣師線	相馬亘理線～赤柴中島線	"	白河駅八竜神線	白河駅～総合運動公園
	赤柴中島線	国道6号～新地停車場線	"	市役所中央線	国道294号～白河市役所
	草野大倉鹿島線	浪江鹿島線～相馬浪江線	"	白河白城線	東北ガスを結ぶ
	浪江鹿島線	草野大倉鹿島線～鳥崎江垂線	棚倉町道	中居丸内線	棚倉町役場を結ぶ
	鳥崎江垂線	国道6号～浪江鹿島線	"	広畑古町線	棚倉町役場～広畑古町線
	小浜宇町線	原ノ町駅～原町川俣線	"	広畑古町線	中井丸内線～国道118号
	小良ヶ浜野上線	国道6号～大熊町役場	"	館ヶ丘崖ノ上線	棚倉消防署を結ぶ
	幾世橋小高線	国道6号～浪江鹿島線	西郷村道	村2078号	国道289号～増見小田倉線
	浪江鹿島線	幾世橋小高線～北泉小高線	会津若松市道	幹I-9号	会津若松消防署を結ぶ
	北泉小高線	国道6号～浪江鹿島線	"	市幹I-11号	国道118号～会津若松裏磐梯
	小高停車場線	浪江鹿島線～小高駅	会津美里町道	町道2008号	会津美里警察署を結ぶ
	下浜佐南新田線	国道6号～南相馬警察署	喜多方市道	上高額桜が丘線	喜多方合同庁舎を結ぶ
	小名浜港線	小名浜平線～小名浜港湾事務所	"	押切西線	喜多方水道局を結ぶ
市町村道			"	桜が丘稻村線	喜多方合同庁舎を結ぶ
福島市道	南町稻場線	小倉寺大森線～国土交通省福島市川原邊事務所	"	東四ツ谷新町線	ヘリポート(押切川)を結ぶ
"	北八幡金山線	国道4号～県立医大	"	中通り線	喜多方第一中学校を結ぶ
"	松山町北中原線	信夫ヶ丘競技場を結ぶ	西会津町道	松尾菅本停車場	西会津町役場を結ぶ
"	曾根田三本木線	国道4号～福島市役所	猪苗代町道	城南六角線	猪苗代町役場を結ぶ
"	太平寺山口線	国道13号～福島テレビ	"	猪苗代新町線	猪苗代町役場を結ぶ
"	金沢立子山線	国道4号～大沢広表線	飯舘村道	草野飯舘線	飯舘村役場を結ぶ
"	松浪町春日町2号線	国道4号～済生会病院	いわき市道	上下湯長谷線	湯本高校を結ぶ
本宮市道	万世舞台線	国道4号～本宮市役所	"	南君ヶ塙寺廻線	磐城中央病院を結ぶ
大玉村道	町宮ノ前線	石筵本宮線～大玉村役場	"	横町九反田線	市営小名浜球場を結ぶ
二本松市道	金色区画街路25号線	国道459号～二本松安達線	"	隼人大原線	いわきガスを結ぶ
桑折町道	町203号線	国道4号～桑折町役場を結ぶ	"	三倉尼子線	いわき地方振興局を結ぶ
伊達市道	梁川駅前線	梁川靈山線～梁川総合支所	"	南町東荒田線	国道6号～常磐勿来線
郡山市道	赤沼方八町線	東部ニュータウンを結ぶ	"	内郷平線	国道49号～福島労災病院
"	吹田一桑野四丁目線	太田西の内病院を結ぶ	"	五反田1号線	湯本高校を結ぶ
"	桑野大槻線	陸上自衛隊郡山駐屯地を結ぶ	"	田町三崎線	NTTいわき支店を結ぶ
"	向河原大町線	東部ニュータウンを結ぶ	"	小太郎町尼子線	松村総合病院を結ぶ
"	宮ノ前宮本線	郡山東IC～国道288号	"	長尾仲山線	市営平球場を結ぶ
"	本町鶴見担線	福島中央テレビを結ぶ	"	十五町目若葉台線	国道6号～国道6号バイパス
"	桑野一五丁目線	福島放送、今西病院、市役所を結ぶ	臨港道路	小名浜臨港道路	幹線臨港道路2号線 (小名浜四倉線～小名浜港湾建設事務所)
"	若葉桑野線	国道4号～国道49号		相馬臨港道路	相馬亘理線～相馬港湾建設事務所

(3) 第3次確保路線

種別	路線名	区間	種別	路線名	区間
主要地方道	須賀川三春線	国道118号～須賀川二本松線	棚倉町道	館ヶ丘線	棚倉消防署を結ぶ
	矢吹天栄線	国道4号～白河消防署大信分署		上志宝一本松線	棚倉土木事務所を結ぶ
	棚倉鮫川線	磐城棚倉停車場線～棚倉土木事務所		古町花園線	棚倉土木事務所を結ぶ
	日立いわき線	国道289号～勿来第一小学校		合同庁舎線	棚倉土木事務所を結ぶ
	常磐勿来線	閑船体育館を結ぶ		会津若松市道	門3-86号
	勿来浅川線	錦小学校を結ぶ		若3-121号	第4中学校を結ぶ
	小野四倉線	四倉支所を結ぶ		幹Ⅱ-10号	東山小学校を結ぶ
	原町二本松線	国道349号～東和消防出張所を結ぶ		一算3-02号	城山小学校を結ぶ
一般県道	保原伊達桑折線	桑折消防署を結ぶ		若3-264号	美高校を結ぶ
	荒井郡山線	奥羽大学を結ぶ		若3-42号	東北電力会津若松支社を結ぶ
	母畑白河線	白河石川線～高萩久田野停車場線		若3-206号	会津工業高校を結ぶ
	久田野停車場線	国道4号～高萩久田野停車場線		幹Ⅰ-12号	鶴ヶ城公園を結ぶ
	高萩久田野停車場線	母畑白河線～久田野停車場線		喜多方市道	図書館東線
	磐城棚倉停車場線	国道118号～棚倉鮫川線		猪苗代町道	東谷地八幡線
市町村道	甲塙古墳線	東北電力いわき宮業所を結ぶ		南会津町道	後原舟橋線
				"	田島小中学校を結ぶ
				風下線	びわのかげ公園を結ぶ
				いわき市道	川部錦線
	福島市道 小倉寺大森線	国土交通省福島国道維持出張所を結ぶ		"	東田町佐糖線
	" 矢刹町鳥谷下線	福島ガスを結ぶ		"	植田東部21号線
	郡山市道 八山田1号線	郡山北工業高校を結ぶ		"	久保田六間門線
	" 静町大徳南線	郡山高校を結ぶ		"	新町戸田線
	須賀川市道 市1-17号	須賀川土木事務所を結ぶ		"	川原田八反田線
	白河市道 豊年線	白河旭高校を結ぶ		"	援道小路北目線
鏡石町道	" 登町線	白河高校を結ぶ		"	南富岡元分線
	" 旭町2号線	白河旭高校を結ぶ		"	町通中郡線
	" 造場小路金勝寺線	国道4号～白河羽鳥線		"	白水高野線
	" 白河西線	白河旭高校を結ぶ		"	前沼中町境線
	" 城山線	城山公園を結ぶ		"	援道小路揚土線
	" 駅前東線	新白河駅～国道289号		"	胡麻沢桜町線
	笠石482、483号線	鏡石消防署を結ぶ		"	道匠小路1号
	泉崎村道 上野館中島線	泉崎中島分署を結ぶ		"	磐城高校を結ぶ
	" 中島門平線	泉崎中島分署を結ぶ		"	久世原迎田線
	" 桂内如信沢線	泉崎中島分署を結ぶ		"	北白土14号線
	" 新田矢吹線	泉崎中島分署を結ぶ		"	花畑船引場線
				"	栄田1号線
				"	移平援道小路線
					磐城高校を結ぶ

別表2 物資受入れ港

港湾・漁港名	種別	管理者	耐震強化岸壁
小名浜港	重要港湾	福島県	・5号ふ頭 ・5-1ハーバー (バース延長240m、水深12m)
相馬港	重要港湾	福島県	—
請戸漁港	第3種漁港	福島県	4m岸壁 (岸壁延長 80m、水深 4m)

別表3

ヘリコプター臨時離発着場

(1) 陸上自衛隊第44普通科連隊管内

No.	市町村名	所在地	名称	管理者
1	福島市	福島市松川町字上桜内 3-4	松陵中学校	教育長
2	〃	福島市飯坂町字館 11-3	飯坂野球場	福島市スポーツ振興公社
3	〃	福島市大森字南内町 31-1	信夫中学校	教育長
4	〃	福島市古川 14-1	信夫ヶ丘競技場	福島市スポーツ振興公社
5	〃	福島市町庭坂字原田 8	吾妻中学校	教育長
6	〃	福島市吉倉字桜内 48	吉井田小学校	教育長
7	〃	福島市大笹生字芋畠 169	ふくしまスカイパーク	ふくしま飛行協会
8	〃	福島市飯野町明治字遠久内 2	市立飯野小学校	教育長
9	〃	福島市飯野町字西金山 10	福島市飯野野球場	福島市教育委員会保健体育課長
10	二本松市	二本松市郭内 4-228	城山総合グラウンド	市長
11	〃	二本松市永田 6-513-2	永田農村広場	市長
12	〃	二本松市岳温泉 2-271	岳公園グラウンド	市長
13	〃	二本松市上葉木坂 3-1	スカイピアあだたら	市長
14	〃	二本松市七ッ段 128	杉田農村広場	市長
15	〃	二本松市平石町 564-2	石井運動広場	市長
16	〃	二本松市太子堂 327	大平農村広場	市長
17	〃	二本松市油井字長谷堂 230	安達運動場	市長
18	〃	二本松市小浜字芳池 2	岩代運動場	市長
19	〃	二本松市田沢字鳥上 44	旭小学校グラウンド	校長
20	〃	二本松市百目木字鹿畠 16	旭運動場	市長
21	〃	二本松市西新殿字太郎田 212	サンフィールド二本松ゴルフクラブ	支配人
22	〃	二本松市針道字大町西 2	カントリーパークとうわ	市長
23	〃	二本松市針道字蔵下 23	東和文化センター駐車場	市長
24	相馬市	相馬市中村字北町 97	長友グラウンド	市長
25	〃	相馬市中村字本町 132	中村第一中学校グラウンド	学校長
26	〃	相馬市馬場野字岩穴前 198	JAそうま総合研修センター駐車場	センター所長
27	〃	相馬市岩子字長谷地 13	松川浦スポーツセンター・グラウンド	市長
28	南相馬市	南相馬市鹿島区寺内字迎畠 22-1	鹿島生涯学習センター	市長
29	〃	南相馬市鹿島区寺内字落合 28	鹿島中学校	市長
30	〃	南相馬市鹿島区南右田字二ツ沼 115	南右田駐車場	市長
31	〃	南相馬市小高区片草字南原 46-1	小高片草運動場	市長
32	〃	南相馬市小高区飯崎字北原 51	小高西部運動場	市長
33	〃	南相馬市原町区萱浜字掛巣場 45-134	萱浜ニュースポーツ広場	市長
34	〃	南相馬市原町区高見町一丁目 5	南相馬市サッカー場	市長
35	〃	南相馬市原町区中太田地内	雲雀ヶ原祭場地	市長
36	桑折町	桑折町大字上郡字弁慶 20	桑折町民運動場	町長
37	伊達市	伊達市伏黒一本石 41-2	東公民館グラウンド	市長
38	〃	伊達市梁川町鶴ヶ岡 93	梁川中学校校庭	教育長
39	〃	伊達市梁川町山舟生字高倉 17	山舟生農村広場	市長
40	〃	伊達市保原町中瀬字上松 27	市営グラウンド	市長

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
41	伊達市	伊達市保原町字豊田 1 - 1	桃稜中学校校庭	教育長
42	〃	伊達市保原町大泉字宮脇 2 6 5	ほばら大泉グラウンド	市長
43	〃	伊達市保原町大柳向山 1	松陽中学校校庭	教育長
44	〃	伊達市靈山町掛田字高ノ上 3	掛田小学校校庭	教育長
45	〃	伊達市靈山町掛田字荷鞍廻 1	運動広場	市長
46	〃	伊達市月館町糠田字館山 1	月館町農村広場	市長
47	国見町	国見町大字大木戸字新田原 3	町民運動場	町長
48	〃	国見町大字森山字上野台 7	上野台運動公園総合運動場	町長
49	川俣町	川俣町大字東福沢字坊の入	川俣町農村広場	町長
50	〃	川俣町山木屋字間屋 6 8 - 3	山木屋中学校グラウンド	学校長
51	大玉村	大玉村大山字六社山 1	大玉村村民運動場	村長
52	二本松市	本宮市本宮字懸鉄 1	本宮第一中学校グラウンド	教育長
53	〃	本宮市高木字黒作 1	運動公園多目的グラウンド	市長
54	〃	本宮市青田字来ノ池 5 5	青田運動広場	教育長
55	〃	本宮市仁井田字寺下 1 5	仁井田運動広場	教育長
56	〃	本宮市荒井字恵向 1 2 1 - 6	恵向公園広場	教育長
57	〃	本宮市白岩字堤崎 4 9 4 - 4 4	白沢運動場	教育長
58	〃	本宮市糠沢字石神 5 5	白沢グリーンパークサッカー場	教育長
59	広野町	広野町中央台 1 丁目 5 - 1	広野町総合グラウンド	町長
60	楨葉町	楨葉町大谷字上ノ原 7 3 - 1 7	楨葉町総合グラウンド	町長
61	〃	楨葉町北田字天神原 1	天神岬スポーツ公園	町長
62	富岡町	富岡町小浜 2 8 1	富岡町営野球場	町長
63	〃	富岡町大字本岡字王塚 8 4	富岡町総合運動場	町長
64	大熊町	大熊町大字夫沢字中央台 8 7 3 - 1	大熊町総合グランド	町長
65	〃	大熊町大字夫沢字中央台 8 3 0	大熊中学校グラウンド	学校長
66	〃	大熊町下野上字原 1	双葉翔陽高校グラウンド	学校長
67	双葉町	双葉町大字新山字東館 1	双葉中学校グラウンド	学校長
68	〃	双葉町大字新山字広野 8 0	双葉高校グラウンド	学校長
69	浪江町	浪江町大字酒田字東二丁目 9 - 1	浪江高校グラウンド	学校長
70	〃	浪江町大字権現堂字矢沢町 6	ふれあいセンターなみえ広場	町長
71	〃	浪江町大字高瀬字丈六 6 4 4	高瀬野球場	教育長
72	〃	浪江町大字下津島字大和久 5 6 - 6	津島総合グラウンド	教育長
73	〃	浪江町大字川添字南大坂 2 8	浪江中学校	教育長
74	〃	浪江町大字幾世橋字来福寺西 7 3	浪江東中学校	教育長
75	〃	浪江町大字加倉字下加倉 4 0 - 1	町営加倉運動公園	教育長
76	浪江町	浪江町大字棚塩字向川原 2 1 4	マリンパークなみえ	町長
77	葛尾村	葛尾村大字落合字菅ノ又 1 4 - 2	村民グランド	教育長
78	新地町	新地町小川字川向 9 - 1	総合公園陸上競技場	町長
79	飯舘村	飯舘村飯樋字町 4 7	飯舘村村民グランド	教育長
80	〃	飯舘村伊丹沢字山田 3 8 0	飯舘スポーツ公園陸上競技場	教育長

(2) 陸上自衛隊第6特科連隊管内

No.	市町村名	所在地	名称	管理者
1	郡山市	郡山市片平町字小林1	片平スポーツ広場	市長
2	〃	郡山市開成二丁目5-12	開成山陸上競技場・サブグランド	市長
3	〃	郡山市横塚六丁目25-31	第四中学校グランド	校長
4	〃	郡山市阿久津町字大閻250	東芳小学校グランド	校長
5	〃	郡山市熱海町高玉字樋口170	熱海小学校グランド	校長
6	〃	郡山市熱海町高玉字南泥布沢2-7	熱海サッカー場	市長
7	〃	郡山市日和田町字山ノ井72-2	日和田野球場	市長
8	〃	郡山市日和田町高倉字館腰25-3	高倉小学校グランド	校長
9	〃	郡山市白岩町字柿ノ口1-1	白岩小学校グランド	校長
10	〃	郡山市芳賀二丁目20-17	芳賀小学校グランド	校長
11	〃	郡山市成山町1	安積中学校グランド	校長
12	〃	郡山市湖南町三代字京塚581-1	湖南小中学校グランド	校長
13	〃	郡山市安積町成田字東丸山61	郡山カルチャーパーク駐車場	市長
14	〃	郡山市富久山町八山田字大森新田70	明健小学校グランド	校長
15	〃	郡山市大槻町字横山26	西部サッカー場	市長
16	〃	郡山市富久山町久保田字中台12	郡山河川防災センター	国土交通省
17	須賀川市	須賀川市弘法坦151	第二小学校グランド	校長
18	〃	須賀川市並木町153	並木町運動場	教育長
19	〃	須賀川市牡丹園19	牡丹台野球場	教育長
20	〃	須賀川市仁井田字北明石田30	仁井田中学校グランド	校長
21	〃	須賀川市岩渕字岡谷地1	稻田中学校グランド	校長
22	〃	須賀川市雨田字芳ヶ平62	大東中学校グランド	校長
23	〃	須賀川市長沼字鹿ノ内入2	長沼総合運動公園	教育長
24	〃	須賀川市柱田字南谷地42	岩瀬中学校グランド	校長
25	〃	須賀川市畠田字荒池27	ヘリポート(多目的広場)	市長
26	鏡石町	鏡石町緑町199	鳥見山公園野球場	町長
27	〃	鏡石町緑町199	鳥見山公園多目的広場	町長
28	〃	鏡石町旭町159	鏡石町公民館グラウンド	教育長
29	天栄村	天栄村大字白子字志吉山6	村営グランド	村長
30	〃	天栄村大字下松本字日向26	総合農村運動広場	村長
31	〃	天栄村大字田良尾字五倫林山10	湯本中学校グランド	校長
32	三春町	三春町大字貝山字泉沢100	三春町町営グラウンド	教育長
33	田村市	田村市滝根町神俣字河原146-1	滝根運動場	教育長
34	〃	田村市大越町下大越字大荷場1-2	つつじヶ丘運動公園	教育長
35	〃	田村市都路町古道字北町102	都路運動場	教育長
36	〃	田村市常葉町常葉字猿子田22	常葉運動場	教育長
37	〃	田村市船引町船引字源次郎120-3	船引運動場	教育長
38	〃	田村市船引町上移字橋本125	田村市立船引町中学校グランド	教育長
39	〃	田村市船引町堀越字丸森70	田村市立船引南中学校グランド	教育長
40	小野町	小野町大字小野新町字七生根135	小野運動公園 野球場	町長
41	石川町	石川町字閑根234	町民グランド	教育長
42	〃	石川町大字母畠字梅木入71-8	母畠レーゲンサイドセンター	町長
43	〃	石川町字渡里沢296-8	総合体育館前駐車場	町長
44	玉川村	玉川村大字小高字大谷地88	玉川村村民グランド	村長

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
45	平田村	平田村大字上蓬田字切山27	平田村切山グランド	教育長
46	〃	平田村大字永田字切田113-2	平田村総合運動場多目的グランド	教育長
47	〃	平田村大字北方字後川14	平田村後川グランド	教育長
48	白河市	白河市北中川原223	白河総合運動公園陸上競技場	教育長
49	〃	白河市白坂牛清水117	じらさかの森スポーツ公園(多目的広場)	教育長
50	〃	白河市表郷金山字瀬戸原108	表郷小学校グランド	教育長
51	〃	白河市表郷番沢字久ノ内39	表郷総合運動公園(多目的グランド)	教育長
52	〃	白河市大信上新城字原畠	大信総合運動公園(多目的グランド)	教育長
53	〃	白河市大信隈戸字鍛冶屋場	大信第2運動公園(多目的グランド)	教育長
54	〃	白河市東釜子字狐内50	東風の台総合運動公園(グランド)	教育長
55	〃	白河市東下野出島字滑志14	東第2グランド	教育長
56	西郷村	西郷村大字熊倉字下山8	米多目的運動場	村長
57	〃	西郷村大字小田倉字中島6	西郷村総合グランド	村長
58	泉崎村	泉崎村大字泉崎字下陣場	さつき運動公園陸上競技場	教育長
59	〃	泉崎村大字泉崎字高屋原	泉崎村立第一小学校	教育長
60	中島村	中島村大字滑津字二ツ山75	農村環境改善センターグランド	教育長
61	矢吹町	矢吹町神田西130-2	三神小学校	教育長
62	〃	矢吹町大町184-10	矢吹幼稚園	教育長
63	〃	矢吹町一本木100-11	矢吹町文化センター	教育長
64	〃	矢吹町中畑127-1	中畑公民館	教育長
65	〃	矢吹町中町100	矢吹小学校	教育長
66	〃	矢吹町小松384-2	善郷小学校	教育長
67	〃	矢吹町中畑329	中畑小学校	教育長
68	〃	矢吹町文京町118	矢吹中学校	教育長
69	〃	矢吹町曙町17	矢吹町中央公民館	教育長
70	〃	矢吹町神田西130-3	三神公民館	教育長
71	〃	矢吹町一本木101	矢吹町役場庁舎	町長
72	浅川町	浅川町大字浅川字古語宮134	町民グランド	町長
73	棚倉町	棚倉町大字関口字一本松43-1	ルネサンス棚倉多目的広場	町長
74	〃	棚倉町大字棚倉字館ヶ丘73	館ヶ丘町有地	町長
75	矢祭町	矢祭町大字東館字蔵屋敷河川敷	久慈川河川敷	福島県
76	塙町	塙町大字竹之内字草田3	塙町立塙中学校グラウンド	教育長
77	〃	塙町大字台宿字下川原5	塙町立塙小学校グラウンド	教育長
78	〃	塙町大字台宿字下川原	塙町立塙小学校東側河川敷	棚倉土木事務所
79	鮫川村	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作130-4	鮫川村立鮫川中学校校庭	村長
80	鮫川村	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入108	鮫川村青少年広場	村長
81	古殿町	古殿町大字松川字横川273-1	古殿町民グランド駐車場	町長
82	会津若松市	会津若松市城東町1	市営陸上競技場	市長
83	〃	会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂99	市下水道浄化工場	市長
84	〃	会津若松市東栄町7-7	鶴城小学校グラウンド	教育長
85	〃	会津若松市城北町2-1	城北小学校グラウンド	教育長
86	〃	会津若松市行仁町6-1	行仁小学校グラウンド	教育長
87	〃	会津若松市川原町4-1	城西小学校グラウンド	教育長
88	〃	会津若松市米代一丁目5-33	謹教小学校グラウンド	教育長

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
89	〃	会津若松市日新町 7 - 4 0	日新小学校グラウンド	教育長
90	〃	会津若松市山見町 2 2 0	一箕小学校グラウンド	教育長
91	〃	会津若松市一箕町松長四丁目 9 - 2	松長小学校グラウンド	教育長
92	〃	会津若松市高野町大字上高野字村内 43-1	永和小学校グラウンド	教育長
93	〃	会津若松市神指町大字高瀬字大道東 108-3	神指小学校グラウンド	教育長
94	〃	会津若松市門田町大字中野字村前1-1	門田小学校グラウンド	教育長
95	〃	会津若松市門田町大字黒岩字大坪 25-1	城南小学校グラウンド	教育長
96	〃	会津若松市慶山一丁目 2 - 1	東山小学校グラウンド	教育長
97	〃	会津若松市門田町大字日吉字小金井48	小金井小学校グラウンド	教育長
98	〃	会津若松市湊町大字共和字上馬渡 171	湊小学校グラウンド	教育長
99	〃	会津若松市大戸町上三寄字大豆田 116	大戸小学校グラウンド	教育長
100	〃	会津若松市北会津町下荒井字八幡前13	荒館小学校グラウンド	教育長
101	〃	会津若松市北会津町小松 490-2	川南小学校グラウンド	教育長
102	〃	会津若松市河東町広田字塩新 2 0 5	旧河東第一小学校グラウンド	教育長
103	〃	会津若松市河東町八田字八田野 127	旧河東第二小学校グラウンド	教育長
104	〃	会津若松市河東町大字大田原字村中 186	旧河東第三小学校グラウンド	教育長
105	〃	会津若松市河東町南高野字金剛田 1	河東学園小学校グラウンド	教育長
106	〃	会津若松市蚕養町 1 1 - 1	第一中学校グラウンド	教育長
107	〃	会津若松市城前 1 - 7	第二中学校グラウンド	教育長
108	〃	会津若松市湯川町 4 - 2 0	第三中学校グラウンド	教育長
109	〃	会津若松市桜町 1 1 0	第四中学校グラウンド	教育長
110	〃	会津若松市門田町大字御山字村下 314	第五中学校グラウンド	教育長
111	〃	会津若松市神指町大字黒川字湯川東 2 9 6	第六中学校グラウンド	教育長
112	〃	会津若松市一箕町大字八幡字堰下 7 0	一箕中学校グラウンド	教育長
113	〃	会津若松市湊町大字共和上馬渡	湊中学校グラウンド	教育長
114	〃	会津若松市湊町大字赤井字赤井 5 - 1	旧赤井小学校グラウンド	教育長
115	〃	会津若松市湊町大字原字新橋 1 1 8	旧原小学校グラウンド	教育長
116	〃	会津若松市湊町大字静潟字宮ノ前 19-1	旧双潟小学校グラウンド	教育長
117	〃	会津若松市大戸町上三寄番 211-1	大戸中学校グラウンド	教育長
118	〃	会津若松市北会津町中荒井 2107-1	北会津中学校グラウンド	教育長
119	〃	会津若松市河東町大字広田字東 116	河東中学校グラウンド	教育長
120	〃	会津若松市門田町大字御山字村上 16 4	会津総合運動公園	市長
121	〃	会津若松市門田町大字一ノ堰字土手外	大川緑地	市長
122	〃	会津若松市桧町 418	東部公園	市長
123	〃	会津若松市河東町浅山字石堀山 45	河東総合運動公園	市長
124	〃	会津若松市北会津町蟹川字上川崎 2760	会津若松市ヘリポート	市長
125	〃	会津若松市河東町東長原字東高野 86-1	河東野球場	教育長
126	〃	会津若松市河東町代田字北畠 396	西部農村公園	市長
127	〃	会津若松市古川町 9 - 2 1	会津若松消防署城南分署	組合管理者
128	猪苗代町	猪苗代町字酸漿沢 1 3 4	町営磐梯山牧場	町長
129	〃	猪苗代町字上園 1 3 4 0 - 1	猪苗代町運動公園	教育長
130	〃	猪苗代町大字川桁字上川原 2 2 6 2 - 7 5	東中学校グラウンド	学校長
131	〃	猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲 2 8 5 5 - 1 7	町営中ノ沢運動場	教育長
132	磐梯町	磐梯町大字磐梯字仁渡 977	磐梯町市民運動場	教育長

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
133	〃	磐梯町大字磐梯字仁渡914	磐梯中学校校庭	教育長
134	喜多方市	喜多方市字押切一丁目地内	押切川公園自由広場	市長
135	〃	喜多方市岩月町喜多方字北山ノ神244	ひばりが丘野球場	市長
136	〃	喜多方市熱塩加納町相田字大森5000	熱塩加納多目的広場	教育長
137	〃	喜多方市塩川町遠田字沼上地内	御殿場公園運動場	教育長
138	〃	喜多方市山都町字三津合山4021-2	山都総合グランド	市長
139	〃	喜多方市高郷町夏井字菅沼3691-1	高郷運動広場	教育長
140	北塩原村	北塩原村大塩字下六郎屋敷2134	さくら小学校グラウンド(旧大塩小)	学校長
141	〃	北塩原村北山字村東150	村民運動場	村長
142	〃	北塩原村桧原字水梨原1134	明治大学セミナーハウスグラウンド	村長
143	〃	北塩原村桧原字劍ヶ峯1093-732	裏磐梯小学校グラウンド	学校長
144	西会津町	西会津町登世島字西林乙2599-10	さゆり公園多目的広場	町長
145	〃	西会津町尾野本字下平甲275	西会津中学校グランド	学校長
146	〃	西会津町上野尻字下神ノ原2663-1	旧群岡中学校グランド	教育長
147	〃	西会津町奥川大字豊島字太田630	旧奥川中学校グランド	教育長
148	会津坂下町	会津坂下町大字福原字殿田地内	ばんげひがし公園	町長
149	湯川村	湯川村大字笈川字長瀬900	湯川中学校グラウンド	学校長
150	〃	湯川村大字笈川字館24	笈川小学校グラウンド	学校長
151	〃	湯川村大字勝常字堂後827	勝常小学校グラウンド	学校長
152	〃	湯川村大字三川字の場50	湯川村営野球場	教育長
153	柳津町	柳津町大字柳津字金谷沢乙1795番地	B & G グラウンド	教育長
154	〃	柳津町大字柳津字上村道下乙1580番地	柳津小中学校グラウンド	学校長
155	〃	柳津町大字砂子原字居平316番地	西山小中学校グラウンド	学校長
156	三島町	三島町大字宮下字建堀	三島小学校グラウンド	学校長
157	〃	三島町大字宮下字上ノ原	三島中学校グラウンド	学校長
158	〃	三島町大字西方字上原	三島町生涯学習センター(グラウンド)	町長
159	〃	三島町大字大登字寺沢	三島町市民運動場	町長
160	金山町	金山町大字大塩字宮ノ下	金山町営野球場	町長
161	〃	金山町大字中川字沖根原	町営中川グランド	町長
162	〃	金山町大字川口字蛇沢	県立川口高校グランド	学校長
163	昭和村	昭和村大字下中津川字二十苅255	昭和小学校グラウンド	学校長
164	〃	昭和村大字野尻字下平300	昭和村運動広場	村長
165	会津美里町	会津美里町字外川原4260-1先	宮川河畔公園子供の広場交通安全教育センター	町長
166	〃	会津美里町字外川原4316-1	二本柳運動場	教育委員長
167	〃	会津美里町字山道上47	本郷運動場	教育委員長
168	〃	会津美里町鶴野辺字北三百苅830	新鶴中学校・校庭	教育委員長
169	下郷町	下郷町沢田字下林1911番地	大川ふるさと公園(多目的広場)	町長
170	〃	下郷町中妻字大百刈5番地	下郷中学校(駐車場)	教育長
171	南会津町	南会津町田島字後原甲3437	田島中学校グランド	教育長
172	〃	南会津町永田字枇杷影19-1	びわのかげ運動公園(陸上グランド)	教育長
173	〃	南会津町針生字昼滝山1951	台藏山スキー場駐車場	町長
174	〃	南会津町山口字舟場916	南郷第一小学校グランド	教育長
175	〃	南会津町下山字下川原31	南郷第二小学校グランド	教育長
176	〃	南会津町鴇巣字平林573	南郷中学校	教育長

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
177	〃	南会津町水石19	館岩中学校	教育長
178	〃	南会津町井桁3	上郷小学校グランド	教育長
179	〃	南会津町古町字石原521	伊南中学校グランド	教育長
180	〃	南会津町小塩字上ミ原	仲川原運動公園	町長
181	〃	南会津町山口字村山1074	南郷体育館	教育長
182	〃	南会津町界字湯の入293	南郷スキー場駐車場	南会津町長
183	〃	南会津町大桃字一の間々20-3	高畠スキー場駐車場	町長
184	〃	南会津町古町字千苅	まるやヘリポート	(株)まるや
185	〃	南会津町高杖原甲535	高杖グランド	町長
186	〃	南会津町湯ノ花1389-2	白樺公園多目的運動場	町長
187	〃	南会津町宮里字向山2847	さいたま市立館岩少年自然の家グランド	さいたま市教育長
188	檜枝岐村	檜枝岐村字燧ヶ岳地内	御池駐車場	村長
189	〃	檜枝岐村字燧ヶ岳地内	七入駐車場	村長
190	〃	檜枝岐村字上河原地内	ミニ尾瀬公園駐車場	村長
191	〃	檜枝岐村字上ノ原地内	公園駐車場	村長
192	〃	檜枝岐村字滝沢地内	村民野球場	村長
193	〃	檜枝岐村字見通地内	村民スキー場	村長
194	只見町	只見町大字只見字町下2591-1	只見町下広場	教育長
195	〃	只見町大字黒谷字上野300	只見中学校グラウンド	校長
196	〃	只見町大字小林字上照岡1336	旧明和中学校グラウンド	教育長
197	〃	只見町大字長浜字久保田31	保健福祉センター前	町長
198	〃	只見町大字亀岡字前通1-2	多目的活性化広場	町長
199	いわき市	いわき市平上荒川字島田68	平野球場	公園緑地観光公社
200	〃	いわき市常磐湯本町吹谷11	湯本第一中学校グランド	校長
201	〃	いわき市常磐上湯長谷町五反田55	県立湯本高校グランド	校長
202	〃	いわき市小名浜林城字日代鳥19	小名浜野球場	小名浜地区体育協会
203	〃	いわき市小名浜岡小名字池袋11	小名浜第二中学校グランド	校長
204	〃	いわき市内郷御厩町二丁目59	天上田公園	公園緑地観光公社
205	〃	いわき市錦町飯盛町1	錦中学校グランド	校長
206	〃	いわき市東田町向山3	植田小学校グランド	校長
207	〃	いわき市山田町沖42	勿来市民運動場	勿来地区体育協会長
208	〃	いわき市遠野町上遠野字赤坂10-1	遠野高校グランド	校長
209	〃	いわき市遠野町上遠野字久保作34	遠野市民運動場	市教育長
210	〃	いわき市田人町黒田字寺の下76	田人市民運動場	市教育長
211	〃	いわき市田人町貝泊字久子ノ内35	貝泊中学校グランド	校長
212	〃	いわき市好間町上好間字上川原25	県立好間高校グランド	校長
213	〃	いわき市小川町柴原字館下6	小川市民運動場	市教育長
214	〃	いわき市三和町下市萱字竹ノ内126	沢渡小学校グランド	校長
215	〃	いわき市四倉町字東一丁目65	四倉中学校グランド	校長
216	〃	いわき市川前町川前字下ノ内25	川前市民運動場	教育長
217	〃	いわき市平下荒川字南作86	いわき陸上競技場	公園緑地観光公社
218	〃	いわき市泉町下川字大剣1-34	みなと運動公園	市長
219	〃	いわき市平絹谷字高田49-1	東北電力(株)いわきヘリポート	いわき技術センター
220	〃	いわき市常磐湯本町上浅貝地内	21世紀の森公園駐車場	公園緑地観光公社

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
221	〃	いわき市四倉町字栗木作53-1	四倉市民運動場	教育長
222	〃	いわき市泉町字小山10-209	小名浜市民運動場	教育長
223	〃	いわき市常磐湯本町日渡92-1	常磐市民運動場	教育長
224	〃	いわき市好間工業団地24-5	好間多目的広場	教育長
225	〃	いわき市久之浜町金ヶ沢字北磯場	久之浜市民運動場	教育長
226	〃	いわき市平下大越北萱野地区	夏井川河口運動場	市長
227	〃	いわき市平下高久字南谷地16-1	新舞子ハイツグランド	市長
228	〃	いわき市川前町上桶壳字小久田73-3	鬼ヶ城山村広場	(財)いわきの里鬼ヶ城社長
229	〃	いわき市泉町下川字大剣1-21	東緑地野球場	市長
230	〃	いわき市小名浜下神白字大作93	三崎公園ソフトボールグランド	市長
231	〃	いわき市植田町下川原35	鮫川河川敷ラグビー場	市教育長
232	〃	いわき市常磐藤原町湯ノ岳	湯ノ岳山頂公園駐車場	市長
233	〃	いわき市三和町中三坂字湯の向105	(株)アルティア橋本 福島工場駐車場	工場長
234	〃	いわき市小川町西小川字沢ノ釜1-44他	小玉ダム東側広場	地権者代表
235	〃	いわき市小名浜上神白字東大沢1-61	磐城沖石油開発(株)小名浜ヘリポート	磐城沖石油開発(株) 小名浜鉱業所長

別表4
広域陸上輸送拠点

管 内	施設名称	所 在 地
県北地方振興局	福島トラックターミナル あづま総合運動公園 消防学校	福島市飯坂町平野字若狭小屋14-6 福島市佐原字神事場1 福島市荒井字仲沢7
県中地方振興局	郡山トラックセンター 県産業交流館(ビッグパッケージ)	郡山市喜久田町御二丁目1-1 郡山市宇川向地内
県南地方振興局	白河中央スポーツ公園	白河市字北中川原
会津地方振興局	会津若松トラックセンター 会津総合運動公園	会津若松市インター西20 会津若松市門田町大字御山字村山164
南会津地方振興局	びわのかげ運動公園	田島町大字永田字枇杷影
相双地方振興局	Jビレッジ	楢葉町大字山田岡字美シ森8
いわき地方振興局	いわき流通センター	いわき市泉町下川字大剣1-30

なお、状況に応じて、物資受入れ港、物資受入れ空港に指定されている小名浜港、相馬港、福島空港を利用することがある。

第15節 避難対策

(生活環境部、保健福祉部、県教育委員会、市町村、消防本部、その他関係機関)

大地震による災害は、火災、津波などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、県、市町村及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 避難計画の策定

市町村は、地震による火災、家屋の倒壊、津波、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村地域防災計画の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとする。

1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う基準

2 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法

3 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

4 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法

5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(1) 給水措置

(2) 給食措置

(3) 毛布、寝具等の支給

(4) 衣料、日用必需品の支給

(5) 負傷者に対する応急救護

6 避難所の管理に関する事項

(1) 避難所の管理者（原則として市町村職員を指定）及び運営方法

(2) 避難収容中の秩序保持

(3) 避難者に対する災害情報の伝達

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(5) 避難者に対する各種相談業務

7 避難所の整備に関する事項

(1) 収容施設

(2) 給食施設

(3) 給水施設

(4) 情報伝達施設

(5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

8 高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対する救援措置に関する事項

(1) 情報の伝達方法

(2) 避難及び避難誘導

(3) 避難所における配慮等

(4) 老人デイサービスセンターの活用等

なお、市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難支援の

体制を整備し、本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮の上、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 住民に対する巡回指導
- (3) 防災訓練等

第2 避難所の選定等

市町村が策定する避難計画の避難場所の選定基準等はおおむね次のとおりとするが、選定基準により難い場合は、地域の実情に応じて定めるものとする。

1 避難所の選定基準

- (1) 避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。
- (2) 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 避難所は、崖くずれや浸水などの危険がないところとする。
- (4) 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物で、できる限り生活面での障害が除去（バリアフリー化）された公共施設することが望ましい。
- (5) 学校のグランド等を選定する場合、臨時ヘリポートの指定箇所と重複しないように注意する。

2 避難地区分けの実施

- (1) 避難地区分けの境界線は、市町村の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。
- (2) 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせる。

3 学校を指定する場合の措置

学校を避難所と指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 県有施設の利用

市町村は、地域の実情等を考慮し、県有施設を避難場所又は避難所として市町村地域防災計画に定める必要があるときは、当該施設の財産管理者にあらかじめ協議し、承諾を得るものとする。

なお、市町村から避難所等として指定された施設の管理者は、施設等の整備に努めるものとする。

5 その他の施設の利用

市町村は、指定した避難所で不足する場合には、厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第3 避難路の選定等

市町村が策定する避難計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

1 避難路の選定

- (1) 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難いときは地域の実情に応じて選定する。

- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないものとする。
- (4) 避難路の選定については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を考慮して行う。

2 避難場所の選定

- (1) 避難場所は、安全が確保され、必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、一次避難場所、広域避難場所を避難路の選定と合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

第4 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

市町村は、地震災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、住民に地域内の避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

第5 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の保護者等への引渡し方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法

(10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

高層ビル及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同で防災体制などの事項に関する避難確保計画を作成し、市町村長への報告するとともに、その公表に努めるものとする。

第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

（保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、福島県医師会、福島県薬剤師会、福島県病院協会、福島県看護協会）

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分に予測される。

県及び市町村は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

県及び市町村は、地震災害による医療救護活動体制について、関係機関と調整し、その確立を図る。

(1) 県（保健福祉部）

県は、市町村が行う医療（助産）救護体制の確立について協力するとともに、次の事項を含めた後方支援体制の確立を図る。

また、医療救護活動に関する標準的な活動指針として策定した福島県災害救急医療マニュアル（平成9年3月）に基づき、保健福祉事務所は、医療機関、医師会及び市町村などの関係機関と災害医療ネットワークの確立を推進する。

- ア 統括調整機関としての県保健福祉事務所の機能強化
- イ 災害医療センターの整備
- ウ 医療救護班の編成計画及び救急医療資器材等の整備
- エ 県医師会、関係団体との協議・支援体制の整備

(2) 市町村

市町村は、地震災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

- ア 救護所の指定及び整備と住民への周知
- イ 救護班の編成体制の整備

(3) その他の機関

ア 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、常備救護班の編成体制及び福島赤十字病院の災害医療における機能の整備充実を図る。

イ 福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県看護協会

福島県医師会、福島県歯科医師会及び福島県看護協会は、地震災害時において迅速な医療（助産）救護活動を実施するため、都市地区医師会、地域歯科医師会及び看護協会支部の協力により、救護班の編成体制の整備充実を図る。

ウ 福島県薬剤師会

福島県薬剤師会は、地震災害時において医師会等が行う医療（助産）救護活動を支援するため、救護組織を編成し、救護活動に必要な医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け及び調剤体制の整備充実を図る。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

(1) 県（保健福祉部）

ア 県は、福島県医薬品卸組合の協力を得て、県内6地域に備蓄体制を整備するとともに、「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱」・「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の備蓄及び円滑な供給体制の整備を図る。

イ 県保健福祉事務所は、「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱」に基づき管内の医薬品卸営業所の備蓄状況を把握する。

(2) 市町村

市町村は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「災害時医薬品等備蓄実施要綱」・「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 血液確保体制の確立

(1) 県（保健福祉部）は、緊急時における血液確保対策として、県内の赤十字血液センターに常時血液製剤を備蓄するとともに、血液製剤の供給に万全を図るため、災害時における血液製剤の輸送体制の確立を図る。

(2) 県及び市町村は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について県民への普及啓発を図る。

4 後方医療体制の整備

(1) 後方医療機関

救護所や救急医療機関等では対応できない重症者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害医療センターを指定し、また、この機能に加え、要員の訓練・研修機能を有する基幹災害医療センターを一箇所指定している。

(2) 後方医療機関としての機能

震災時、後方医療機関に求められる主な機能は、既存入院患者などの治療の継続、震災による傷病者の受入及び救護班の派遣であるが、災害医療センターとして以下の機能の整備を図る。

ア 重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能

イ 患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能

ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能

エ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能

(3) 後方医療機関としての機能確保ための防災措置

震災時、後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、主に以下の防災措置について整備を図る。

ア 耐震構造の強化

イ 受水槽、自家発電装置等の整備強化

ウ 備蓄倉庫の整備

エ 救急医療資器材の備蓄

オ 簡易ベット、仮設テント等の整備

カ 通信連絡網の整備強化

キ その他必要な整備

(4) 災害医療センターの整備

県（保健福祉部）は、救命救急センターをはじめ地域の中心的な病院を中心に後方医療機関として災害医療センターを指定し、前記(3)の災害時対応力の計画的な整備を推進する。

5 災害時医療情報連絡体制の整備

県（保健福祉部）は、平常時において、医療機関及び消防機関等の間で応需情報等の収集・提供を行う救急医療情報システムの機能を強化し、平成10年4月から災害時には県域を超えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等の医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムを運用している。

6 トリアージ・タグの整備

県（保健福祉部）は、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊要度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）を整備し、保健福祉事務所、災害医療センターなど救急医療機関等に配備する。

7 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

市町村、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター、船舶等複数の手段を確保しておく。

(2) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

8 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 防災訓練の実施

県（保健福祉部）及び市町村は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

(2) 災害医療従事者研修の実施

県（保健福祉部）は、災害医療センター等の医療救護班スタッフに対して、災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関しての研修を行う。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

県（保健福祉部）及び市町村は、地震災害における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

県（保健福祉部）及び市町村は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 伝染病患者隔離収容体制の確立

県（保健福祉部）及び市町村は、地震災害の発生による伝染病患者又は病原体保有者の発生が予測されることから、隔離病舎の把握と患者又は病原体保有者の搬送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

震災時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の救護需要を賄うため、県（保健福祉部）は県内他地域又は県外地域からの応援活動について、各医療関係団体等との協定の締結を推進し、広域的医療協力

体制の確立を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

震災時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等全ての医療救護局において、県（保健福祉部）は広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関係自治体、関係機関との調整及び整備を図る。

第17節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

(総務部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、警察本部、東北農政局福島農政事務所、市町村)

県、市町村及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、県民は、3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食 料

- (1) 市町村は、住民に最も身近な行政主体として、地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食糧関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。
- (2) 県（農林水産部）は、市町村が行う食料応急対策を補完する立場から、東北農政局福島農政事務所と米穀等の緊急引渡しに関する協定を結ぶとともに、広域的な調達能力を有する販売業者等と連携し、地震災害発時における円滑な供給体制の整備に努める。

このため、県内の広域的な調達能力を有する米穀の販売業者10社、全国農業協同組合連合会福島県本部と物資調達に関する協定を締結し、これに基づき、円滑な食料供給を図ることとしている。

さらに、県商工労働部は、広域的な調達能力を有する販売業者と、県生活環境部は福島県生活協同組合連合会と、食料供給を図ることとしている。

- (3) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じることも必要である。

- (4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、備蓄数量の設定に当たっては、地震・津波被害想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (5) 県（生活環境部）及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、3日分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

- (6) 県（総務部・警察本部）及び市町村は、災害応急対策に従事する職員用として食料の確保に努めるものとする。

2 生活物資

- (1) 市町村は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等との物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定するものとする。

- (2) 県（商工労働部）は、市町村が行う生活物資応急対策を補完する立場から、必要に応じ、広域的

な調達能力を有する販売業者等との災害発生時における円滑な供給体制の整備に努める。

このため、県（商工労働部）は、広域的な調達能力を有する小売業者と締結した「災害時における物資等の調達に関する協定」に基づき、円滑な生活必需物資の供給を図ることとしている。

また、県（生活環境部）においては、福島県生活協同組合連合会との協定に基づき災害時における食料品、生活必需物資の供給について連絡・調達を行う。

- (3) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、災害時要援護者向け用品などが考えられる。また、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても検討しておく必要がある（第3章災害応急対策計画 第11節避難 第4避難所の設置を参照。）。

県は、このうち簡易トイレなど協定による調達が困難なものについて、備蓄の検討を行う。

- (4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、備蓄数量の設定に当たっては、地震・津波被害想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の分を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (5) 県（生活環境部）及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努めるものとする。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 市町村は、発災後3日間は被災者1人1日3㍑に相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 市町村は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努める。
- (3) 県（生活環境部）及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 市町村及び県（生活環境部）は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、地震災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

- (1) 県（保健福祉部）は、市町村が応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置などに対して指導を行う。
- (2) 市町村は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

市町村、県警察本部、消防本部及び県（生活環境部）は、地震時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。

2 備蓄倉庫等の整備

市町村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるものとする。また、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

また、県は、公用施設、公共施設の整備に当たって、災害応急対策従事職員用の備蓄スペースの確保に努めるとともに、既存の不用となった施設の活用についても検討を行い、資機材等の保管場所の確保に努める。

第18節 航空消防防災体制の整備

(生活環境部、市町村、消防本部)

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想され、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。このため、県は市町村及び消防本部との連携して、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点

1 活用の目的と範囲

地震発生により予想される被害形態を踏まえ、ヘリコプターの持つ、機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

(1) 救急・救助活動

- ・ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ・ 陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

(2) 災害応急対策活動

- ・ 被害等の状況把握及び応急対策指揮
- ・ 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ・ 上空からの住民への避難誘導及び情報等の伝達

(3) 火災防御活動

- ・ 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- ・ 陸上交通が遮断された地域への消火資機材、消防要員等の輸送

(4) 災害予防対策活動

- ・ 地震災害危険箇所等の調査
- ・ 各種防災訓練等への参加
- ・ 住民への災害予防の広報

(5) 広域航空消防防災応援活動

2 消防防災ヘリコプター基地の整備

消防防災ヘリコプターの活動拠点となる基地は、県内を広域的にカバーし、かつヘリコプターの機動性を十分に確保するとともに、大規模災害時における消防防災活動の拠点基地となる必要があることから、福島空港に隣接して設置されている。

3 消防防災ヘリコプターの運航体制

機動的な運航を確保し、消防防災活動を円滑に行うため、専任消防職員による消防防災航空隊を編成している。

第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保

1 場外離着陸場（臨時ヘリポート）の指定の推進

消防防災ヘリコプターは地震災害発生時等の緊急出動時においては、航空法で認められたヘリポート等の飛行場以外の場所においても離着陸できることとなっている。

しかし、消防防災ヘリコプターは、災害予防対策や各種防災訓練への参加等、地震発生時以外にも

様々な日常活動を予定しており、そのため、県は市町村等関係機関の協力のもとに、場外離着陸場（臨時ヘリポート）候補地について調査を行い、航空局の許可を得たうえで、隨時使用可能な場外離着陸場としての指定を計画的に行う。

2 訓練地の確保

ヘリコプターを利用しての消防防災活動は、地上での活動と異なった専門的な知識及び高度な技術を要求されるため、地震発生により予想される様々な被害態様に即応できる訓練を常に積み重ねることが必要である。

そのため、県は、市町村等関係機関と協議・検討を行いながら、予想される様々な災害現場を想定した訓練地の確保に努めるものとする。

第3 広域航空消防防災応援体制の確立

1 消防防災ヘリコプター応援協定

県は、消防防災ヘリコプターによる迅速かつ効果的な運航体制を確立するため、県内各市町村・消防本部とへの間で締結している福島県消防相互応援協定に新たにヘリコプター応援に係る協定を加えて、体制の整備を図っている。

2 隣接県等とのヘリコプター相互応援

県は、阪神・淡路大震災を踏まえ、大規模災害発生時の北海道・東北8道県相互応援協定等を締結しており、ヘリコプターによる初動応援体制の構築が重要となることから、隣接県、近隣の政令市等との連携を強化するとともに、運航不能期間を相互に補完する体制を確立する。

なお、他都道府県が保有するヘリコプター及び他都道府県市町村が保有するヘリコプターを用いて、地震、台風、水火災等の非常の場合において消防業務を行う場合の体制については、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定められている。

第19節 防災教育

(総務部、生活環境部、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防本部)

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は日ごろから地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、県民一人ひとりが自らの生命と財産を守るために、地域の中で積極的な防災活動を開拓することが重要である。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、県民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるものとする。

また、消防学校において自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

第1 一般県民に対する防災教育

1 防災知識の普及啓発

県（生活環境部）、市町村及び防災関係機関は、県民に対する地震発生時における対応等の防災知識について、広く県民に普及啓発を行うものとする。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

(1) 実施期間

実施時期については、9月1日の「防災の日」、8月30日～9月5日の「防災週間」及び1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日～1月21日の「防災とボランティア週間」を重点に実施し、併せて年間を通して計画的な普及啓発活動に努めるものとする。

(2) 普及の内容

防災知識の普及啓発に当たっては、地震災害発生時の心得等の災害に関する一般的な知識とともに、3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、応急救護方法、市町村地域防災計画に定める避難場所、住宅内外の危険箇所の把握等、県民一人ひとりが日ごろから心がけておくべき実践的な事項について十分配慮したものとする必要がある。

(3) 普及の方法

県（生活環境部）、市町村及び防災関係機関は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、県民一人ひとりに十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等の広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

また、地震体験車等の地震疑似体験装置等を積極的に利用し、より訴求効果の高い効果的な教育を行う。

(4) 消防学校における教育の充実

県（生活環境部）は、消防学校の機能強化に合わせて、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者を対象とする防災教育や、市町村防災担当者や防災ボランティアについてのコーディネーター育成等についての研修を計画的に実施する。

第2 防災上重要な施設における防災教育

県（生活環境部）、市町村及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設

における防災教育の徹底を図る。

1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、地震発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、地震に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的に実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

2 ホテル及び旅館等における防災教育

(1) 避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設等においては、地震発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的に実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

(2) 防火管理体制の強化

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

ターミナルビル、大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

第3 防災対策要員に対する防災教育

県、市町村及び防災関係機関は、地震発時における適切な判断及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、各機関に属する職員に対し、講習会や研修会等を開催し、必要な防災教育を実施するものとする。

第4 学校教育における防災教育（総務部、県教育委員会、市町村教育委員会）

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようになると、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようになることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練や地震体験車等による地震疑似体験の実施等、内容を工夫する。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科目による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようとする。

4 教職員に対する防災研修

防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 消防学校の防災教育

県（生活環境部）は、施設設備の老朽化等に対応するため、平成7年度から消防学校の改築整備を進め、平成17年3月に完成した。

この結果、入校定員は従来56人が120人になり、主な施設として視聴覚教室、救急実習室、CAI教室、体育館・屋内訓練場、水難救助訓練場、AFTシステム、放水訓練場等が整備された。

1 目的

県民の願いである「安全で安心できる生活」を確保するため、教育訓練機能の拡充強化による消防職員及び消防団員の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及啓発と教育の充実を図ることにより、21世紀の消防防災を担うにふさわしい人材を育成する。

2 整備の基本方針

(1) 消防職員及び消防団員の教育訓練の充実強化

近年の社会経済状況は、急激な都市化、山間部における過疎化、さらには高齢化を進展させるとともに、県民生活の多様化をもたらし、火災をはじめとして災害の態様も複雑かつ大規模化しているところである。

このため、消防に対するニーズも一層増大かつ高度化してきており、各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防職員及び消防団員を養成するため、消防学校における教育訓練の充実強化を図る。

(2) 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要であり、また、阪神・淡路大震災を契機とした県民の防災意識の高揚、災害ボランティア活動への関心の高さもあり、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者等や市町村防災担当者を対象とした教育の拡充を図る。

第20節 防災訓練

(生活環境部、地方振興局、市町村、消防本部、防災関係機関)

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、県及び市町村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の参加についても配慮するものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

県（生活環境部）及び市町村は、大規模な地震の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

県においては、10市持ち回り（10市との共催）により実施する総合防災訓練を原則として「防災の日」（9月1日）を中心とする防災週間に毎年実施するとともに、各地方振興局ごとに市町村との共催で実施する地方総合防災訓練についても原則として毎年開催している。

また、各市町村においても、市町村単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するよう努めるものとする。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて行うものとする。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（災害時要援護者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPGガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等

第2 個別訓練

1 概要

県、市町村及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。

2 個別訓練の種類

(1) 通信訓練

県、市町村及び防災関係機関は、地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、防災行政無線等の通信施設及び非常電源電設備を使用する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(2) 動員訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練の実施についても適宜実施する。

(3) 災害対策（地方）本部運営訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行うため、災害対策（地方）本部運営訓練を実施する。

(4) その他の訓練

県及び市町村は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

(5) 訓練の評価と地域防災計画等への反映

県及び市町村は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策活動により、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び災害時要援護者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 一般県民の訓練

県民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、県及び市町村をはじめとした防災関係機関は、防災

訓練に際して広く住民の参加を求める、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第21節 自主防災組織の整備

(生活環境部、市町村、消防本部)

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るために、県、市町村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日ごろから防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

県（生活環境部）、市町村及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し地震災害発生時における自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、市町村は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、町内会、自治会単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、地震発生時に効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次

の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の地震発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての家具の転倒防止、非常持出品の準備や地震に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

地震による災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、市町村及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

ア 地震災害情報の収集伝達訓練

地震災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

大規模な地震発生時においては、多くの家屋が倒壊することが想定され、倒壊家屋の下敷きとなつた人の早期救出が重要であることから、救出用資機材の使用方法等について習熟に努める。

また、負傷者に対しては、消防機関が到着するまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であり、そのため消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、災害時要援護者の安全確保に留意して行うものとする。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は地震災害発生時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

第22節 災害時要援護者予防対策

(生活環境部、保健福祉部、市町村、社会福祉施設等管理者、病院・診療所等施設管理者)

地震災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、災害時要援護者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「災害時要援護者」となるため、施設の耐震化を図るなど施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、地震災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、市町村との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、地震災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市町村の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（P T S D））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

第2 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

市町村は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため、災害時の通報システム等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器、火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

市町村は、災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、地震災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

市町村は、発生時に災害時要援護者を適切に避難誘導するため、民生委員等と連携を図り、町内会、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、市町村等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、町内会、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市町村は、災害時要援護者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第3 病院入院患者等対策

県（保健福祉部）は、病院、診療所等施設管理者に対し、入院中の寝たきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な病室に収容するなど、特別な配慮をするよう指導する。

第4 外国人に対する防災対策

県（生活環境部）及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害時要援護者」として位置付け、地震災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- ア 多言語による広報の充実
- イ 広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- エ 外国人の雇用、又接する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第5 避難所における災害時要援護者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（バリアフリー化）

市町村が避難所として指定する施設は、生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された公的施設とすることを原則とするが、バリアフリー化されていない避難所に災害時要援護者が避難した場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めておくものとする。

2 福祉避難所の指定

市町村は、災害時要援護者が生活相談等の必要な生活支援が受けられる安心して生活ができる体制を整備した老人福祉センター等の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとする。

第23節 ボランティアとの連携

(生活環境部、保健福祉部、市町村、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会)

大規模な地震災害時における県内外からの多くのボランティアの申し入れに対して、県、市町村及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、老人介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義と福島県災害ボランティア連絡協議会の設置

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進めるため、県は、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会等と福島県災害ボランティア連絡協議会を設置し、災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立を図る。

なお、県及び市町村は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

県及び市町村は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

なお、応急危険度判定士については、講習会を実施の上、県土木部（建築総室）において認定登録を行っており、さらに消防職員OBを対象とした消火・救急救助ボランティア等のボランティア登録制度の導入についても検討していくものとする。

第3 ボランティアの受入れ体制の整備

1 県、市町村からの情報提供

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのか、情報がないと効果的な活動が行われにくくことが予想される。

そのため、県及び市町村は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア団体に対する活動に関する情報収集・提供の窓口を設けるなど、情報提供に努めるものとする。

この場合において、県の総合的な窓口は、災害対策本部文化スポーツ班が担当となる。

なお、情報提供の際には、県の医療、福祉、土木、建築等の各担当部局においても、窓口を設けて対応するものとする。

2 コーディネート体制の整備

市町村は、市町村社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携をとりながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、行政

組織内においてはボランティアセンターを設置することは、市町村の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

県においては、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部、一般ボランティアコーディネート組織（一般ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ災害ボランティア専門組織）等と連携を図りながら、災害時におけるボランティアセンターの設置・立ち上げなどを含むコーディネート体制の整備を図る。

また、県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

3 ボランティア保険

県、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

また、県、市町村及び県社会福祉協議会は、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の助成について検討する。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、労務提供型の一般ボランティアと、専門知識、技能を有する専門ボランティアの2つが考えられる。

専門ボランティアには、医師や看護師等の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは寮母等の経験をもつ介護ボランティア、建物の倒壊、外壁等の落下の危険度を調査し、建築使用の可否の判定に当たる応急危険度判定士、外国人との通訳・翻訳を行う語学ボランティア、消防・警察業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターも有効であると考えられる。

県及び市町村は、上記の専門ボランティアやボランティアコーディネーターなどの育成方法等について検討していくものとする。

県は、下記の分野を中心として、関係団体等と連携して、ボランティア意識の醸成、災害ボランティア活動の普及・啓発を図るとともに、災害時の受け入れ体制について検討を行う。

記

(1) 一般・福祉ボランティア	文化スポーツ局、 生活福祉総室	県社会福祉協議会
(2) 高齢者支援ボランティア	生活福祉総室	関係支援団体
(3) 障がい者支援ボランティア	自立支援総室	関係支援団体
(4) 医療ボランティア	健康衛生総室	県医師会、看護協会、歯科医師会 県薬剤師会
(5) 語学ボランティア	県国際交流協会 生活環境総室	
(6) 応急危険度判定士	建築総室	県建築士会
(7) 山地災害、	森林林業総室	

- 砂防ボランティア 河川港湾総室
(8) 救助・救急ボランティア 県民安全総室、各消防本部 県消防協会
(9) アマチュア無線 県民安全総室 アマチュア無線連盟福島県支部

第24節 危険物施設等災害予防対策

(生活環境部、保健福祉部、市町村、消防本部、(社)福島県危険物安全協会連合会、各危険物取扱事業者、(社)福島県火薬類保安協会、各高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）、福島県地域防災協議会、福島県L Pガス卸売協議会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会、(社)福島県冷凍空調設備工業会、各毒物劇物取扱事業所)

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 危険物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、地震災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、地震発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

地震発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の確立

県（生活環境部）及び市町村は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、地震時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

(ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。

(イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

3 安全対策の強化

県（生活環境部）及び市町村は、地震発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防機関等による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 火薬類施設災害予防対策

1 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者（以下「関係事業者」という。）は、災害の発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害対策に関する規程を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物（以下「施設等」という。）については、地震火災等による災害防止及び盗難防止を図るために、火薬類取締法に基づく管理を徹底するものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行うものとする。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

(2) 予防教育計画

ア 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図るものとする。

イ 関係事業者は、保安計画に基づく保安教育を実施し、保安の確保を促進するものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

地震発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者の自主保安体制の推進

県（生活環境部）は、関係事業者の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 施設等の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について、指導するものとする。

イ 危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導するものとする。

第3 高圧ガス施設災害予防対策

1 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び危害予防規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や製造設備等の早期復旧を図るために地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) 高圧ガス施設の耐震性の強化計画

ア タンク・塔槽類の維持・管理

タンク・塔槽類については、耐震性能の維持・管理の徹底を図るものとする。

イ 配管系の耐震性の強化

配管系については、高圧ガス保安法の高圧ガス設備等耐震設計基準による他、自社の設置状況に応じた耐震性の強化等を図るものとする。

ウ 高圧ガス設備関連の液状化対策

自社区域内の液状化調査等を実施し、液状化の可能性の高い場所に設置されている高圧ガス設備については、液状化発生に対する防止措置等を講ずるものとする。

エ 計装制御系、保安電力系の耐震化対策

計装制御系、保安電力系については、地震が発生した場合においても、確実に作動するよう耐震化対策を講ずるものとする。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県（生活環境部）は、高圧ガス製造事業者等及び関係団体の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 高圧ガス設備の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

イ 福島県地域防災協議会、福島県L Pガス卸売協議会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会及び(社)福島県冷凍空調設備工業会の育成及び自主保安体制の促進を図るため、積極的な支援を行うものとする。

ウ 危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導するものとする。

エ 災害予測段階での体制の確立及び災害発生時における対応マニュアル等の整備について、指導するものとする。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業所は、地震による災害の発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について整備するものとする。

2 事業計画

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物劇物取締法（以下この項目において「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

ウ 毒物劇物配管系については、耐震性の強化等を図るものとする。

エ 毒物劇物設備関連施設の液状化対策を図るものとする（防液堤等の関連設備の液状化対策）。

オ 地震時の災害拡大防止のための安全管理を図るものとする（計装制御系、保安電力系の耐震化対策）。

カ タンク・塔槽類の耐震性能の維持、管理の徹底を図るものとする（基礎部の補修、不同沈下の測定の確実な実施）。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行うものとする。

(5) 毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県（保健福祉部）は、毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 法に基づく製造、貯蔵、取扱、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導するものとする。

イ 予防教育の徹底を図るため、毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等に対し、災害時危害防止対策や定期自主点検の実施を指導し、災害防止の徹底を図るものとする。

第25節 災害救助基金の積立及び運用

(生活環境部)

この計画は、応急救助の実施に要する費用にあてるため、災害救助法に基づいて積み立てる災害救助基金について定める。

第1 災害救助基金の概要

- 1 災害救助に要する費用については、最終的に国庫が相当の負担をするとはいへ、都道府県が一応すべての費用を支弁しなければならないので、その財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならぬとされている（災害救助法第37条）。
- 2 災害救助基金の最少額は、当該年度の前3カ年における普通税収入額決算額の平均年額の千分の5相当額（500万円に満たないときは500万円とする。）であり、災害救助基金が最少額に達していない場合は、都道府県はその最小額を超えるまで、その年度の災害救助基金の最少額の5分の1相当額を積み立てなければならない。
- 3 災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない（災害救助法第39条）。
- 4 災害救助基金を財源として支出できる費用は、法による救助を行った場合の救助に要した費用であり、災害の際の見舞金品あるいは平常時における都道府県災害救助訓練に要する費用は支出することができない。
ただし、災害救助基金の管理に要する費用（証券の手数料、保管料、備蓄物資の保管費用等）は、支出することができる（災害救助法第42条）。

第2 災害救助基金の運用

- 1 基金の運用は、次の方法によらなければならないこととされている。

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金 |
| (2) 国債証券、地方債証券、勧業債券、その他確実な債券の応募又は買入 |
| (3) 救助に必要な給与品（食品、生活必需品等）の事前購入（備蓄） |

なお、(3)の事前購入品（備蓄物資）については、当該年度に購入したものを受け、毎年度当初において、公正な評価者により時価による評価をしなければならない。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

防災関係機関は、県内の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 県の活動体制（県災害対策本部）

1 県災害対策本部の設置

(1) 知事は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく福島県災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、知事は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

設置基準

- 1 県内において震度6弱以上を観測したとき。
- 2 県内において震度5弱、5強を観測し、県内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき。
- 3 気象庁の発表にかかわらず、県内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき。
- 4 気象庁が、福島県沿岸に「大津波」の津波警報を発表したとき。
- 5 津波により県内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき。

なお、設置基準1（県内において震度6弱以上が観測したとき）及び基準4（「大津波」の津波警報が発表されたとき）に該当する場合は、本部を自動的に設置する。

(2) 知事は、本部を設置、又は廃止したときは、速やかに国（総務省消防庁）及び次に掲げる者たちに必要と認める者に通報する。

- ア 市町村長
- イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ウ 陸上自衛隊（第44普通科連隊長、第6特科連隊長）
- エ 厚生労働大臣及び関係大臣
- オ 北海道・東北の7道県及び隣接県知事

(3) 大規模災害発生時における知事の不在等の非常時において、知事による災害対策本部設置の決定が困難な場合は第1に第一順位副知事、それも困難な場合には第2に第二順位副知事、第3に生活環境部長が決定する。

なお、自衛隊への災害派遣要請など、緊急を要する判断については、知事不在時等の非常時にお

いては、第1に第一順位副知事、第2に第二順位副知事、第3に生活環境部長、第4に生活環境部次長（県民安全担当）、第5に災害対策課長の順に判断するものとする。

※副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成20年3月25日福島県規則第13号）に定める順位をいう。

2 災害対策地方本部の設置

県災害対策本部長（以下、この節においては「本部長」という。）は、各地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認めたとき、地方振興局に、当該地方振興局の所管区域をその所管区域とする災害対策地方本部（以下、この節においては「地方本部」という。）を設置する。

また、1の(1)に掲げる本部の設置基準の1及び基準4に該当した場合は、県災害対策本部の設置とともに、災害対策地方本部を設置する。

3 地方地震対策本部の設置

知事は、災害の規模、範囲等から本部を設置するには至らないが、地震対策のため、出先機関の体制を確立する必要があると認めるときは、次の要領により地方に地震対策本部を設置することができる。

また、地方振興局長が、その所管地域において、大規模な地震が発生し、いち早く出先機関の体制を確立する必要があると認める場合においても地方振興局長の判断により設置することができる。

- (1) 福島県災害対策本部規程第6条から第8条までの規程を準用し、運用すること。
- (2) 名称は、○○地方地震対策本部

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置の場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度本部長が定めるものとする。

5 国の現地対策本部との連絡調整

国の非常（緊急）災害対策本部による現地対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、政府が実施する対策に対して、協力等を行うものとする。

この場合において、県現地災害対策本部が設置された場合においては、必要により合同して本部を設置することとし、市町村、消防本部、自衛隊等の防災関係機関の参加を求め、現地における応急対策の総合調整を行う。

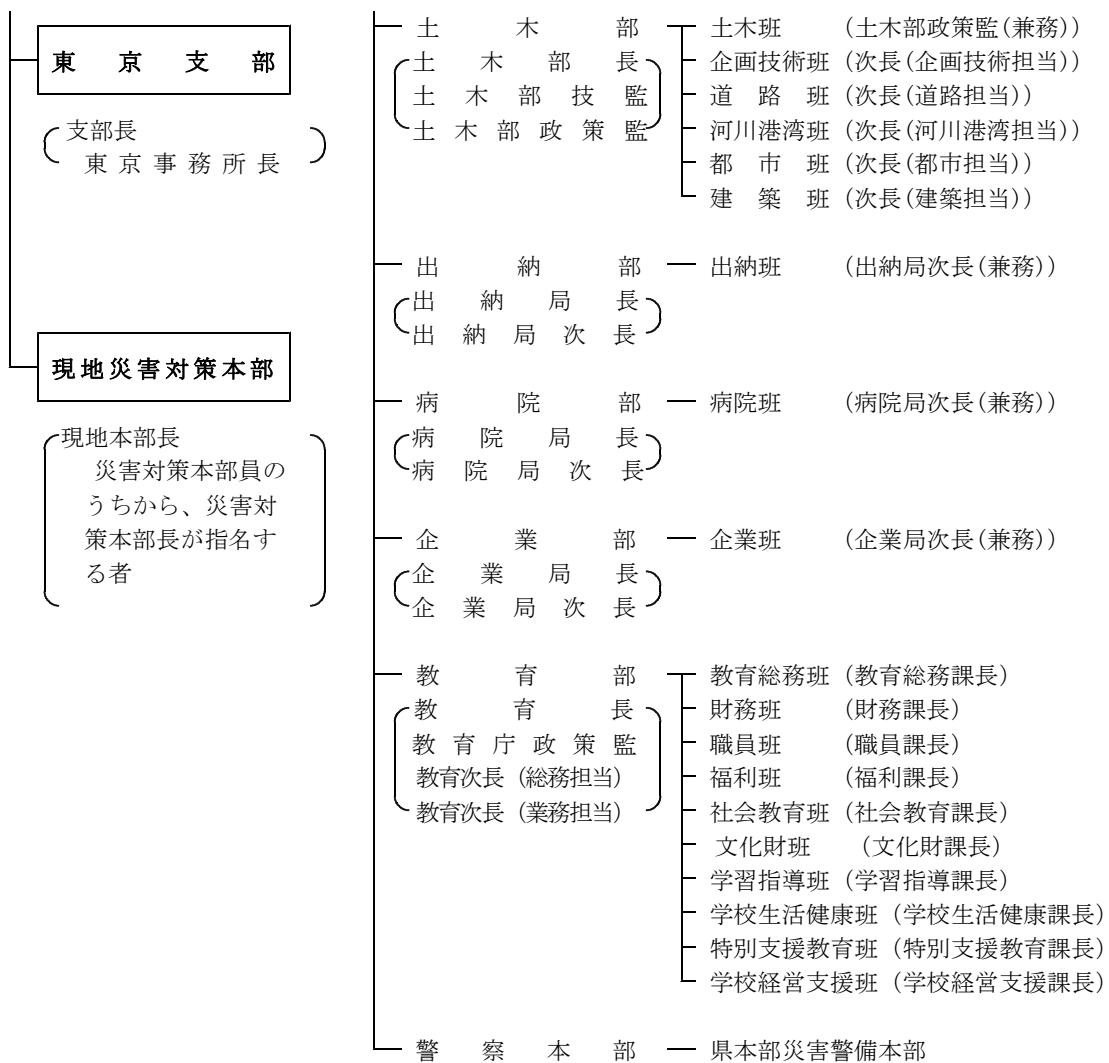
6 県災害対策本部組織

(1) 県災害対策本部組織

本部の組織編成及び事務分掌は、「福島県災害対策本部条例」、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」により、次のとおりとなっている。

ア 福島県災害対策本部組織編成表





大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成（部、班編成）を変更することができる。

イ 福島県災害対策本部事務分掌

部・班は次に掲げる分掌事務を行うとともに、福島県行政組織規則（昭和53年3月31日規則第9号）第9条から17条に定める分掌事務にかかる被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。

分掌事務を実施するに当たり、出先機関が被害の調査及び実質的な応急対策・復旧対策を行う場合は、各部・各班と各出先機関の連携方法、役割分担等について、あらかじめ詳細に定めておく必要がある。

なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援するものとする。

部	班	事務分掌	担当事務局班
知事直轄部	知事公室班	<p>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</p> <p>2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、陳情、相談等の県庁内（以下「府内」という。）調整に関するこ（臨時災害相談所への派遣を含む。）。</p> <p>3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関するこ。</p> <p>4 広報活動その他広報に関するこ。</p> <p>5 インターネットを利用した災害情報の提供に関するこ。</p> <p>6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関するこ。</p> <p>7 プレスルームの運営に関するこ。</p>	<p>総括班</p> <p>情報収集班</p> <p>広報班</p>
総合安全管理部	総合安全管理室班	1 危機管理における府内調整に関するこ。	総括班
財務部	財務班	<p>1 部内各班の連絡調整に関するこ。</p> <p>2 災害応急対策費の予算措置に関するこ。</p> <p>3 県議会との連絡に関するこ。</p> <p>4 県税の減免及び猶予措置に関するこ。</p> <p>5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関するこ。</p> <p>6 部内他班の所掌に属しない事務に関するこ。</p>	<p>総括班</p> <p>活動支援班</p> <p>関係班</p>
人事班		<p>1 災害時における職員の動員に関するこ。</p> <p>2 職員の非常招集に関するこ。</p> <p>3 対応要員の確保及びローテーションに係る府内調整に関するこ。</p> <p>4 対応要員の宿泊及び食料確保に関するこ。</p> <p>5 被災地の職員の福利厚生に関するこ。</p> <p>6 被災職員（家族も含む。）の集計等に関するこ。</p> <p>7 対応要員の安全確保に関するこ。</p> <p>8 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関するこ。</p> <p>9 借上げ避難所に関するこ。</p>	<p>活動支援班</p> <p>総括班</p> <p>救援班</p>

部	班	事務分掌	担当事務局班
総務部	文書管財班	<p>1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関すること。</p> <p>2 被災者情報等の個人情報の取扱いに関すること。</p> <p>3 公立大学法人及び私立学校の安否情報に関すること。</p> <p>4 県庁舎・合同庁舎・公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関すること。</p> <p>5 集中管理自動車の配車に関すること。</p> <p>6 私立学校における災害時要援護者対策に関すること。</p> <p>7 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関するこ と。</p> <p>8 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関するこ と。</p> <p>9 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。</p>	情報収集班 情報収集班、活動支援班 活動支援班 救援班
	市町村班	<p>1 市町村の起こす災害復旧事業債の許可等に関すること。</p> <p>2 発災時以降における安否情報の収集及び整理に関するこ (市町村か らの情報に限る。) と。</p> <p>3 市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関するこ</p>	総括班 情報収集班 総括班
企画調整部	企画調整班	<p>1 部内各班の連絡調整に関するこ</p> <p>2 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整 に関するこ</p> <p>3 政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関するこ</p> <p>4 激甚災害法の各部調整に関するこ</p> <p>5 県民からの問い合わせ、相談対応の調整・協力に関するこ</p> <p>6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関するこに関するこ</p> <p>7 部内他班の所掌に属しない事務に関するこ</p>	総括班 渉外班 情報収集班 活動支援班 関係班
	地域づくり班	<p>1 災害支援物資等の受入及び配送に関するこ</p> <p>2 その他原子力安全課所管業務の補助に関するこ</p>	活動支援班 関係班
	情報統計班	<p>1 発災時以降における安否情報 (日本国籍の者に限る。) の収集及び提 供に関するこ</p> <p>2 通信連絡体制 (福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネ ットワークに限る。) の確保に関するこ</p>	情報収集班 活動支援班

部	班	事務分掌	担当事務局班
文化スポーツ部	文化スポーツ班	1 ボランティア情報の収集及び提供に関すること。 ----- 2 文化施設、体育施設等の被害に関すること。	総括班 情報収集班
生活環境部	生活環境班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 ----- 2 生活交通関係の被害の調査に関すること。 3 青少年及び女性に係る施設の被害の調査に関すること。 4 外国人に対する支援に関すること。 5 発災時以降における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。 ----- 6 被災地区における消費者保護対策に関すること。 7 物価対策の連絡調整に関すること。 8 被災地における物価の安定に関すること。 ----- 9 避難誘導時及び避難住民等の救援のための食料品類、寝具、外衣、日用品、その他生活必需品の調達に関するこ（福島県生活協同組合連合会からの調達に限る。）。 ----- 10 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関するこ。 11 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間輸送事業者との連絡調整及び輸送協力依頼に関するこ。 12 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関するこ。 ----- 13 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関するこ。 ----- 14 部内他班の所掌に属しない事務に関するこ。	総括班 情報収集班 広報班 物資班 住民避難・安全班 活動支援班 関係班
		※ 県民安全総室職員は、事務局各班員として災害対策に係る事務を行うため、県災害対策本部設置後における県民安全総室所管事務のうち事務局各班が所有していないものについては、次の各部各班に事務を移管する。 ○ 災害対策課所管業務（被災者再建支援法関係等） ○ 消防保安課所管業務（消防団・自主防災組織関係、ガス・火薬関係） ○ 原子力安全対策課所管業務（原子力発電所関係）	環境共生班 環境保全班 地域づくり班

部	班	事務分掌	担当事務局班
生活環境共生部	環境共生班	1 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。 2 被災者生活再建支援法の実施に関すること。	総括班
		3 自然公園等に係る施設の被害の調査に関すること。 4 ライフライン（ガス・上・下水道関係を除く。）の供給状況等に係る情報収集に関すること。	情報収集班
		5 その他災害対策課所管業務の補助に関すること。	関係班
環境保全部	環境保全班	1 消防機関及び自主防災組織に関すること。	総括班 関係班
		2 ガス関係施設の被害の調査に関すること。 3 被災時における高圧ガス及び火薬類による被害の調査に関すること。	情報収集班
		4 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。	救援班
		5 被災地における環境汚染（廃棄物、水、大気・土壤関係に限る。）の応急対策に関すること。 6 ガス事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び民間のガス事業者との連絡調整及びガスの供給依頼に関すること。	住民避難・安全班
		7 その他消防保安課所管業務の補助に関すること。	関係班
		1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関すること。 3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。 4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。	情報収集班
保健福祉部	保健福祉班	5 災害時要援護者対策に係る部内の調整に関すること。 6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 8 福祉避難所の指定及び部内の調整に関すること。	救援班
		9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		10 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
	生活福祉班	1 保護施設等、老人福祉施設及び老人保健施設の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報収集班
		3 生活保護世帯及び高齢者等の災害時要援護者対策に関すること。 4 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。 5 保護施設等、老人福祉施設及び老人保健施設の応急復旧に関すること。	救援班
		6 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。 7 福祉避難所に関すること。	
		8 災害義援金品の受付及び配付手続き等に係る府内調整に関すること。	物資班

部	班	事務分掌	担当事務局班
保健福祉部	自立支援班	1 心身障がい者（児）福祉施設、精神障がい者社会復帰施設及び児童福祉施設等の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報収集班
		3 心身障がい者（児）、精神障がい者、児童及び母子世帯の災害時要援護者対策に関すること。 4 被災地における心身障がい者（児）世帯、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 心身障がい者（児）福祉施設、精神障がい者社会復帰施設及び児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。 7 福祉避難所に関すること。	救援班
	健康衛生班	1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。 2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報収集班
		3 被災地における感染症の予防に関すること。 4 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 5 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 7 災害時における応急医療の提供及び助産に関すること。 8 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関すること。 9 環境衛生に関すること。 10 被災地における飲料水の供給に関すること。 11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 12 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関すること。 13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関すること。 14 借上げ避難所に関すること。	救援班
		15 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 16 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関すること。	救援班・住民避難安全班
		17 被災地における毒物及び劇物の管理に関すること。	住民避難安全班

部	班	事務分掌	担当事務局班
商工労働部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 商工関係施設の被害の調査に関すること。	情報収集班
		3 商工関係施設の応急復旧に関すること。	救援班
		4 協力事業者等による災害支援に関すること。	
		5 被災事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。 7 災害支援物資等の受入及び配送（府内調整含む。）に関すること。 8 災害支援物資等の受入・配送施設に関すること。	物資班
		9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		10 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
		1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関するこ（福島県生活協同組合連合会からの調達を除く。）。 2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る府内調整に関するこ。	物資班
		1 県民からの問い合わせ、相談対応（安否情報の提供を除く）に関するこ。	情報収集班
		2 災害支援物資等の受入及び配送に関するこ。	物資班
		3 借上げ避難所に関するこ。	救援班
観光交流部	農林水産部	1 部内各班の連絡調整に関するこ。	総括班
		2 災害復旧予算に関するこ。	
		3 農林水産関係の被害の取りまとめに関するこ。	情報収集班
		4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関するこ。	活動支援班
		5 部内他班の所掌に属しない事務に関するこ。	関係班
	農業支援班	1 農業災害の調査に関するこ。 2 農業気象に関するこ。	情報収集班
		3 被災農業者に対する農林金融（他班の所掌に属しないものに限る。）及び農業災害補償法に関するこ。	関係班
		4 農作物の技術対策に関するこ。	
		5 農業災害の応急対策に関するこ。	救援班

部	班	事務分掌	担当事務局班
農林水産部	生産流通班	<p>1 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の被害の調査に関すること。</p> <p>2 応急救助のための主食の調達に関すること。</p> <p>3 応急救助のための農産物の調達に関すること。</p> <p>4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。</p> <p>5 応急救助のための畜産物の調達に関すること。</p> <p>6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関すること。</p> <p>7 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関すること。</p> <p>8 家畜救護対策に関すること。</p>	<p>情報収集班</p> <p>物資班</p> <p>救援班、住民避難・安全班</p>
農村整備班		<p>1 農地及び農業用施設の被害の調査に関すること。</p> <p>2 農地及び農業用施設の応急復旧に関すること。</p> <p>3 農業水利の確保に関すること。</p> <p>4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関すること。</p>	<p>情報収集班</p> <p>救援班</p>
森林林業班		<p>1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関すること。</p> <p>2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関すること。</p> <p>3 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関すること。</p>	<p>情報収集班</p> <p>救援班</p>
土木部	土木班	<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害復旧予算に関すること。</p> <p>3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。</p> <p>4 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。</p>	<p>総括班</p> <p>活動支援班</p> <p>関係班</p>
	企画技術班	<p>1 土木関係の被害の取りまとめに関すること。</p> <p>2 部内の災害応急対策の取りまとめに関すること。</p>	<p>情報収集班</p> <p>関係班</p>
	道路班	<p>1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不可能な箇所の被害に関すること。</p> <p>2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関すること。</p> <p>3 通行路線の調整（自衛隊、東日本高速道路株式会社等の調整を含む。）に関すること。</p> <p>4 緊急輸送路の確保に関すること。</p> <p>5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関すること。</p>	<p>情報収集班</p> <p>住民避難・安全班</p>

部	班	事務分掌	担当事務局班
土木部	河川港湾班	1 水防情報の収集及び通報に関すること。 2 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。 3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関すること。 4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関すること。	情報収集班
		5 水防活動に関すること。 6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関すること。	救援班
		7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。 8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に 関すること。 9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに 関すること。	救援班、住 民避難・安 全班
都市班	都市班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。	情報収集班
		2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。	救援班
建築班	建築班	1 災害関係住宅及び仮設災害救護所等の建設に関すること。 2 災害関係住宅等の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関 係の資金融通に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 公営住宅等の一時使用に関すること。 5 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 6 県営住宅の応急復旧に関すること。	救援班
		7 県営住宅の被害調査に関すること。	情報収集班
出納部	出納班	1 義援金品の受付及び配付に関すること。	物資班
病院部	病院班	1 県立病院の被害の調査に関すること。 2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報収集班
		3 災害時における応急医療及び助産に関すること。 4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣に関するこ と。 5 県立病院の応急復旧に関すること。	救援班
企業部	企業班	1 所管する施設等の被害の取りまとめに関すること。	情報収集班
		2 所管する施設の応急復旧に関すること。 3 応急対策のための通信設備の確保に関すること。	救援班

部	班	事務分掌	担当事務局班
教育部 教育総務班	教育部内各班の連絡調整に関すること。	総括班 活動支援班 関係班	
	2 災害発生時における教育関係職員の動員に関すること。 3 教育関係職員の非常招集に関すること。 4 被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関すること。 5 教育部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。		
	6 教育部内他班の所掌に属しない事務に関すること。		
財務班	1 公立学校の応急復旧に関すること。	救援班	
職員班	1 対応要員（教育関係職員に限る。）の安全確保に関すること。	活動支援班	
福利班	1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に関すること。	救援班	
	2 被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関すること。	活動支援班	
社会教育班	1 社会教育施設の被害に関すること。	情報収集班	
	2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関すること。	救援班	
	3 避難所の開設支援に関すること。		
文化班	1 文化財の被害の調査に関すること。	情報収集班	
	2 文化財の保全に関すること。	救援班	
学習指導班	1 被災した公立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	救援班	
学校生活健康班	1 公立学校の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関すること。 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 3 被災地における公立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。	救援班	
	4 公立学校の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報収集班	

教育部 特別支援教育班	1 公立学校の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関すること。	救援班
	1 公立学校の被害の調査に関すること。 2 避難所の開設支援等に関すること。 3 被災地の学校教育の確保及び教職員の動員に関すること。 4 対応要員（教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関するこ と。	
警察本部 県本部 灾害警備本部	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関すること。 2 防災関係機関との連絡に関すること。 3 災害警備部隊の運用に関すること。 4 住民避難、誘導等に関すること。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。 6 犯罪の予防、取締りに関すること。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 9 広報、報道対策に関すること。 10 警察通信に関すること。 11 その他災害警備活動一般に関すること。	住民避難・安 全班
	1 他班への災害派遣要員の応援に関すること。 2 他班に属しない業務に関すること。	
	1 他班への災害派遣要員の応援に関すること。 2 他班に属しない業務に関すること。	
その他委員会事務局	1 他班への災害派遣要員の応援に関すること。 2 他班に属しない業務に関すること。	活動支援班 関係班

そのほか、共通業務は次のとおりとする。

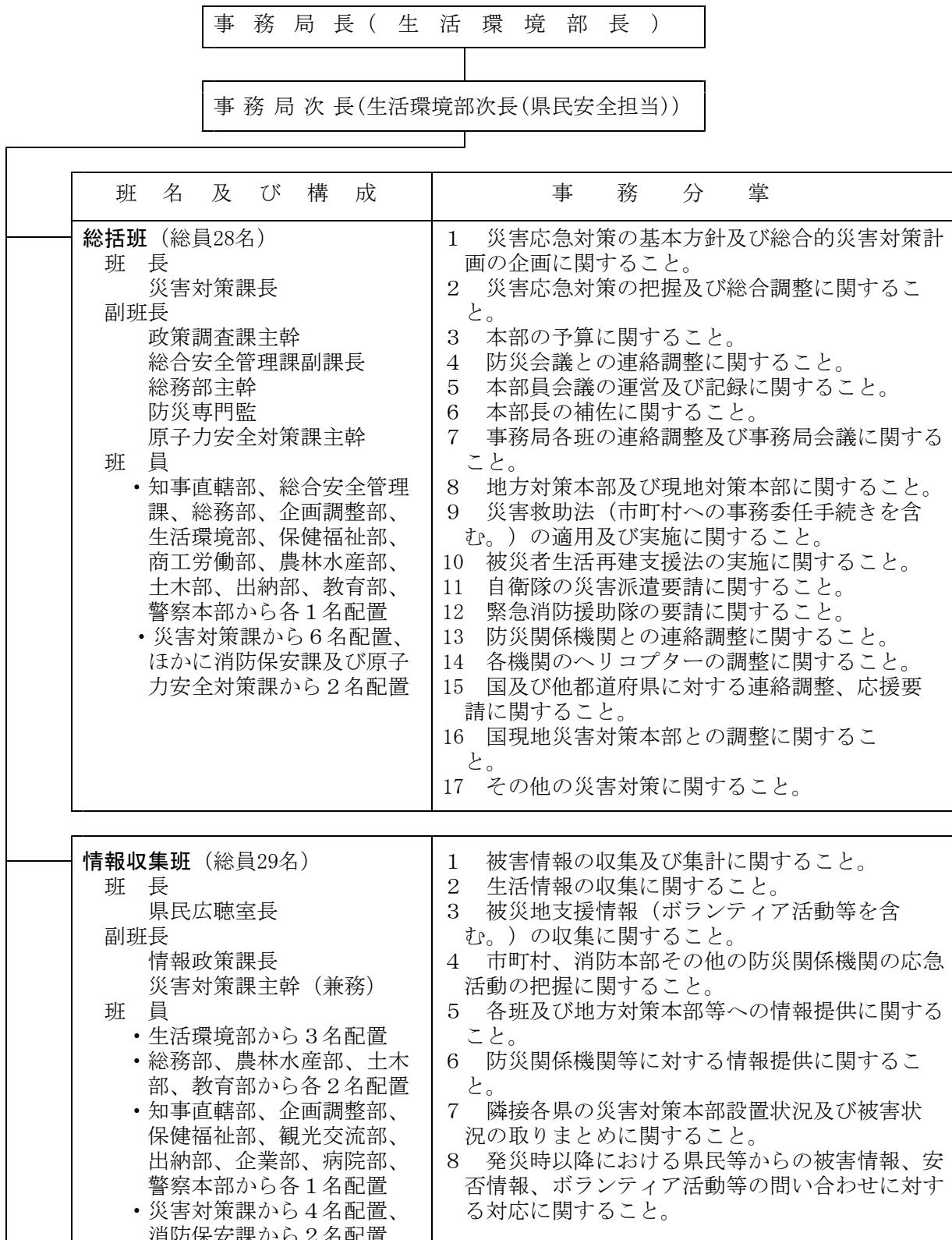
- 1 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。
- 2 管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。
- 3 関係各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。
- 4 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。
- 5 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
- 6 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。
- 7 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。
- 8 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。

なお、議会事務局、各種委員会の職員は、隨時各部へ応援できるよう態勢を整えておくものとし、他都道府県からの調査については、議会事務局において対応を行う。

(2) 県災害対策本部事務局組織

本部事務局の組織編成及び事務分掌は、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」により、次のとおりとなっている。

ア 事務局体制



	ほかに原子力安全対策課から 1名配置	
	通信班 (総員 5名) 班 長 災害対策課主幹（兼務） 副班長 災害対策課主任主査 班 員 • 災害対策課から 3名配置	1 防災行政無線の管理統制に関する事。 2 気象情報等の収受及び通報に関する事。
	広報班 (総員 5名) 班 長 広報課長 副班長 生活環境部企画主幹 班 員 • 広報課から 2名配置 • 生活環境部から 1名配置	1 災害に関する広報、防災関係機関等に対する情報提供及び報道機関の取材対応等に関する事。 2 情報及び記録の整理及び保存に関する事。 3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関する事。
	涉外班 (総員 7名) 班 長 企画調整課長 副班長 総合計画課長 班 員 • 総務部、農林水産部、土木部から各 1名配置 • 企画調整部から 2名配置	1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。 2 政府及び国会の視察団の対応に関する事。 3 激甚災害法の各部調整に関する事。
	活動支援班 (総員10名) 班 長 人事課長 副班長 施設管理課長 情報システム課長 教育庁主幹 班 員 • 総務部から 4名配置 • 企画調整部及び教育部から各 1名配置	1 県災害対策本部の庶務に関する事。 2 対策本部室等の確保及び設置に関する事。 3 災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関する事。 4 災害対応職員、県有管理職員及び県有管理施設の安全の確保に関する事。 5 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関する事。 6 通信・連絡体制（防災行政無線を除く。）の確保に関する事。 7 県有車両の運用に関する事（土木作業用車両を除く。）。 8 事務用品、備品の管理・補給に関する事。 9 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関する事。

救援班 (総員21名) 班長 保健福祉総務課長 副班長 一般廃棄物課長 医療看護課長 建築住宅課長 病院総務課長 学校経営支援課主幹 班員 ・保健福祉部から3名配置 ・生活環境部、土木部、病院部、教育部から各2名配置 ・農林水産部、企業部から各1名配置 ・消防保安課及び原子力安全対策課から各1名配置	1 応急救助（避難施設の供与、医療等の提供、学用品の供与、埋葬・火葬、死体の処理、通信設備の提供及び被災住宅の応急修理等）の実施に関する事。 2 避難所等の開設、運営及び避難所における通信設備の確保に関する事。 3 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関する事。 4 医療及び医薬品の確保に関する事。 5 医療救護班（所）の編成及び設置（支援）に関する事。 6 保健衛生の確保に関する事。 7 災害時要援護者対策に関する事。 8 被災住宅の応急修理等に関する事。 9 ライフラインの確保に関する事。 10 廃棄物の処理に関する事。 11 動物（ペットに限る。）救援対策に関する事。
物資班 (総員16名) 班長 商工総務課長 副班長 農林総務課長 出納総務課長 班員 ・商工労働部から4名配置 ・農林水産部、出納部から各3名配置 ・保健福祉部から2名配置 ・消防保安課から1名配置	1 応急救助（食品、生活必需品等の供与等）の実施に関する事。 2 食品、生活必需品等の確保に関する事（協定締結先等）。 3 義捐金（物資）及び支援物資の受入及び配分に関する事。 4 被災者等に対する資金等のあっせん等に関する事。
住民避難・安全班 (総員21名) 班長 生活環境総務課長 副班長 生活交通課長 食品生活衛生課長 技術管理課長 経営企画課長 警察本部警備課課長補佐 班員 ・生活環境部及び警察本部から各3名配置 ・土木部、企業部及び教育部から各2名配置 ・保健福祉部から1名配置 ・消防保安課及び原子力安全対策課から各1名配置	1 市町村が行う住民避難の支援に関する事。 2 被災住民の避難（避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く。）に関する事。 3 避難路及び緊急輸送路等の確保に関する事。 4 避難手段及び輸送手段の確保（緊急通行車両の申請手続きを含む。）に関する事。 5 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に関する事。 6 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む。）に関する事。 7 県本部災害警備本部との連絡調整に関する事。

事務局各班は、各部各班から、要員派遣、情報提供及び対応結果の報告等を受ける。また、各部各班へは応急救助の実施の調整及び情報提供等を行う。

なお、事務局各班の業務について（総括班を除く。）、上記以外に次の業務を共通業務とする。

- 1 事務局各班の業務計画の作成に関すること。
- 2 行動記録の作成に関すること。
- 3 所管事務に関する関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施に関すること。
- 4 所管事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- 5 所掌事務に係る各部各班に対する事務の実施についての指示及び連絡調整に関すること。
- 6 その他事務局長の命ずること。

さらに、災害の状況によっては、この他に各部各班から組織する現地調査班を組織し、被害状況の把握を行うため、情報収集、事情偵察を行う。

・ 広域応援要請

「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」による応援等他都道府県に対する応援窓口は、県民安全総室となるが、応援内容等に関する連絡調整については、総括班の構成員をもって行う。

イ 本部事務局への防災関係機関連絡員の派遣要請等

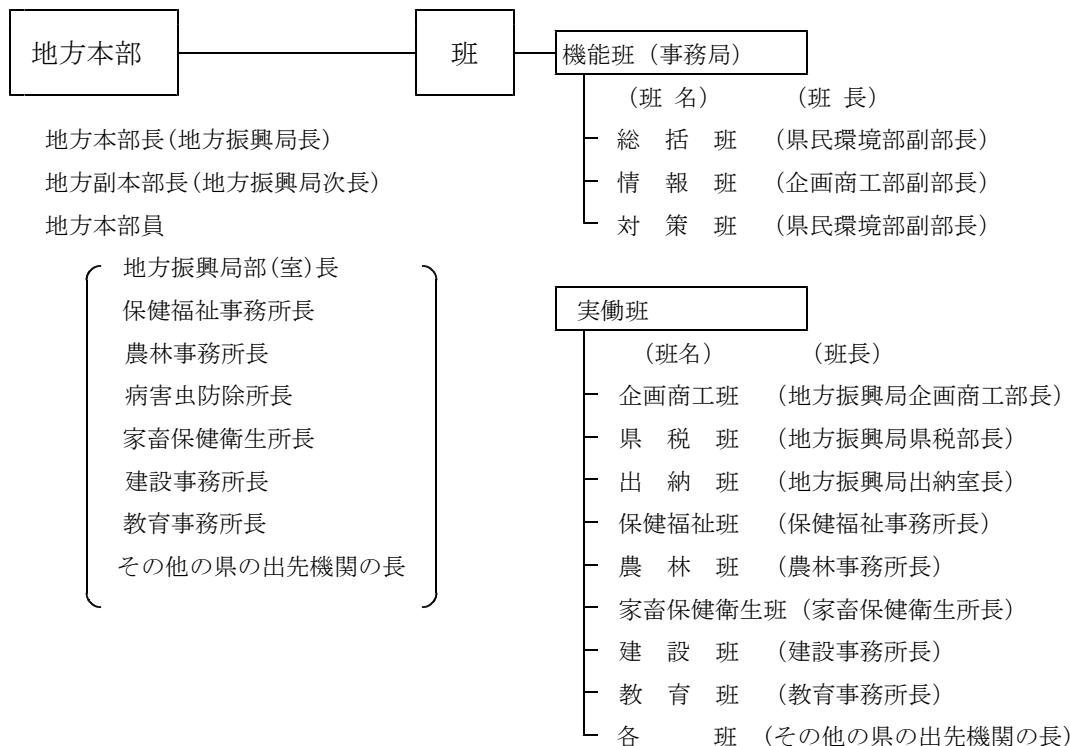
本部長は、被害状況及び応急対策の実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するために防災関係機関等に対し、本部事務局への連絡員派遣を要請する。

また、ライフライン施設相互の応急復旧作業の調整又は他の災害応急対策活動との調整が必要になる場合には、ライフライン事業者の参加を求め、ライフライン等連絡調整会議を設置する。

(3) 災害対策地方本部組織

地方本部の、組織編成及び事務分掌は、次の表を基準とし、かつ地域の実情を考慮して地方振興局長があらかじめ定めておくものとする。

ア 災害対策地方本部組織編成表



イ 災害対策地方本部事務分掌

各班（機能班及び実働班）は次に掲げる分掌事務を行うとともに、福島県行政組織規則（昭和53年3月31日福島県規則第9号）別表第1に定める 分掌事務にかかる被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、地方本部長の命ずるところにより、他班の行う事項について応援するものとする。

(ア) 機能班（事務局）

事務局長（地方振興局次長）	
事務局次長（地方振興局県民環境部長）	
班名（班長・班員）	事務分掌
総括班 班長：県民環境部副部長 班員： 企画商工部 1名 県民環境部 2名 出納室 1名 保健福祉事務所 1名 農林事務所 1名 建設事務所 1名 教育事務所 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方本部室の確保及び設置に関すること。 ・ 対応要員の確保及び勤務ローテーションに関すること。 ・ 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・ 本部員会議の運営及び記録に関すること。 ・ 本部長の補佐に関すること。 ・ 各機能班との連絡調整に関すること。 ・ 管内市町村、消防本部及びその他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 管内市町村の支援についての調整に関すること。 ・ 自衛隊との連絡調整に関すること。 ・ ボランティア情報の収集及び提供に関すること。 ・ 視察団の視察に関すること。 ・ その他災害対策の実施に関すること。
情報班 班長：企画商工部副部長 班員：企画商工部 1名 県税部 1名 県民環境部 4名 農林事務所 1名 建設事務所 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災情報の収集及び集計に関すること。 ・ 生活情報の収集に関すること。 ・ 被災地支援情報の収集に関すること。 ・ 管内市町村、消防本部その他の防災関係機関の災害対策の把握に関すること。 ・ 避難の指示等の伝達に関すること。 ・ 各班への情報提供に関すること。 ・ 防災関係機関等に対する情報提供に関すること。 ・ 災害発災時以降における、県民等からの問い合わせに対する対応に関すること。 ・ 災害に関する広報及び報道機関の取材対応に関すること。 ・ 情報及び記録の整理及び保存に関すること。 ・ 防災行政無線の管理統制に関すること。
対策班 班長：県民環境部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援に関する措置（収容施設の供与、食品・生活必需品の給与等医療等の提供、被災者の捜索・救出、埋葬、火葬、通信設備の提供、住宅の応急修理、学用品の給与、死体の捜索及び処理等）の実施（市町

(企画商工部副部長)	村との調整を含む。)に關すること。
班員：県民環境部3名	・ 広域陸上輸送拠点の開設及び運営に關すること。
保健福祉事務所2名	・ 義援金品及び緊急物資等の受入、配分及び配送に係る調整に關すこと。
農林事務所2名	・ 避難経路及び運送経路等の確保に關すること。
建設事務所2名	・ 避難誘導の状況の把握及び支援に關すること。
教育事務所1名	・ 災害時要援護者対策に關すること。
	・ 消費者保護対策及び物価対策に關すること。
	・ 廃棄物の処理及び清掃に關すること。

そのほか、共通事務は次のとおりとする。

- 1 業務計画の作成に關すること。
 - 2 行動記録の作成に關すること。
 - 3 所管業務に係る福島県災害対策本部担当機能班との連絡調整に關すること。
 - ・ 総括班－県災害対策本部総括班、涉外班、活動支援班
 - ・ 情報班－県災害対策本部情報収集班、広報班、通信班
 - ・ 対策班－県災害対策本部救援班、物資班、住民避難・安全班
 - 4 所管業務に關する関係機関に対する情報提供に關すること。
 - 5 所管業務に關する関係機関との連絡調整に關すること。
 - 6 所管業務に係る実働班に対する業務の実施についての連絡及び調整に關すること。
 - 7 その他事務局長の命ずること。
- ※ 対策班の班長は、県民環境部副部長とするが、県民環境部副部長が1名の地方振興局にあっては、企画商工部副部長を充てる。

(イ) 実働班

本部長（地方振興局長）	
副本部長（地方振興局次長）	
班名（班長）	事務分掌
企画商工班 (地方振興局 企画商工部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関すること。 ・ 対応要員及び県管理施設の安全確保に関すること。 ・ 県職員等及び県管理施設（合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等に限る。）の被害の集計等に関すること。 ・ 避難所における通信設備の確保に関すること。 ・ 物資の調達（主要食料を除く。）に関すること。 ・ 緊急物資等の受入及び配送に関する農林班への協力に関すること。
県税班 (地方振興局 県税部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民等からの問い合わせに対する対応に関すること。 ・ 緊急通行車両の確認等に関すること。 ・ 県税の減免及び猶予措置に関すること。 ・ 緊急物資等の受入及び配送に関する農林班への協力に関すること。
出納班 (地方振興局 出納室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品、備品の管理・補給に関すること。 ・ 義援金品の受付及び配布に関すること。 ・ 緊急物資等の受入及び配送に関する農林班への協力に関すること。
保健福祉班 (保健福祉 事務所長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係機関及び福祉関係施設の被害の調査に関すること。 ・ 医療関係機関及び福祉関係施設の安否情報の収集に関すること。 ・ 医療情報の提供に関すること。 ・ 医療救護班の編成に関すること。 ・ 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関すること。 ・ 医療救護所への医療チームの派遣調整及び派遣された医療チームとの連絡調整に関すること。 ・ 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 ・ 福祉避難所に関すること。 ・ 被災地における飲料水の供給に関すること。 ・ 被災地における防疫、その他環境衛生及び食品衛生に関すること。 ・ 被災地における健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 ・ 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 ・ 災害時要援護者対策（外国人の支援を除く。）に係る市町村との調整に関すること。 ・ 心身障がい者（児）世帯、児童、母子世帯、高齢者（世帯）等の援護対策に関すること。

農林班 (農林事務所長)	<ul style="list-style-type: none"> 物資の調達（主要食料に限る。）に関すること。 農林業関係の被害の調査に関すること。 被災農業者に対する農林金融に関すること。 農林産物の技術対策に関すること。 農林業関係施設の応急復旧に関すること。 緊急物資等の受入及び配送に関すること。
家畜保健衛生班 (家畜保健衛生所長)	<ul style="list-style-type: none"> 動物（家畜に限る。）救護対策に関すること。
建設班 (建設事務所長)	<ul style="list-style-type: none"> 土木関係の被害の調査に関すること。 道路、橋梁等の通行不能箇所の調査に関すること。 緊急輸送路の確保に関すること。 水防活動及び水防情報の収集・通報に関すること。 被災建築物の相談に関すること。 公営住宅等の一時使用に関すること。 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 土木関係施設の応急復旧に関すること。
教育班 (教育事務所長)	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の学校教育の確保及び教育関係職員の動員に関すること。 対応要員（県教育関係職員に限る。）の食料等及び宿泊先の確保に関すること。 対応要員（県教育関係職員に限る。）の安全確保に関すること。 児童及び生徒（私立学校を除く。）の安否情報の収集に関すること。 避難の指示等の伝達（教育関係施設（私立学校を除く。）に対する伝達に限る。）に関すること。 避難誘導（教育関係施設（私立学校を除く。）からの避難に限る。）の状況の把握及び支援に関すること。 被災した児童及び生徒（私立学校を除く。）に対する学用品の給与に関すること。 被災した児童及び生徒（私立学校を除く。）の保健管理及び学校給食に関すること。 公立学校、社会教育施設、体育施設等の被害の調査に関すること。

そのほか、共通業務は次のとおりとする。

- 1 所属職員及び家族の被災状況の把握に関すること。
- 2 管理する施設、設備及び備品の被害状況の把握に関すること。
- 3 所掌事務に係る本庁関係部署・関係機関との連絡調整に関すること。
- 4 所属職員の安全確保に関すること。
- 5 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
- 6 公用令書の交付及びこれに伴う損失の補償に関すること。
- 7 行動記録の作成に関すること。
- 8 その他本部長の命ずること。

ウ 災害対策地方本部事務局組織

県災害対策地方本部事務局組織のモデルを参考に、管内の実情に応じて地方本部においても、事務局体制の整備を図るものとする。

エ 東京支部の組織及び事務分掌

支 部 名 (支 部 長)	事 務 分 掌
東 京 支 部 (東京事務所長)	国会、中央官庁等との連絡調整に関すること。

7 本部設置の場所

(1) 本部は、本庁5階正庁とし、平常時から通信施設等を整備するなど、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

県庁本庁舎が被災した場合には、福島県自治会館3階大会議室を本部室にあてる。

なお、災害対策本部の活動に必要となる資機材等の整備についても、平常時からその整備に努めるものとする。

(2) 地方本部は、特別な場合を除き、県合同庁舎に置き、設置予定場所、通信設備等については、常に地方本部で計画整備しておくものとする。

8 福島県特別警戒本部

(1) 設置

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部の設置に至るまでの間又は本部の設置まで至らない程度の災害において必要と認められたときには、総合的かつ迅速な災害応急対策を講ずるため、福島県特別警戒本部設置要綱に基づき福島県特別警戒本部を設置する。

(2) 組織

特別警戒本部は、知事を除く災害対策本部員全員と必要に応じ副知事が特別警戒本部設置の都度指定する次長、課長等をもって構成し、本部長には副知事を充てる。

※副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成20年3月25日福島県規則第13号）に定める順位をいう。

(3) 業務

災害情報等の収集連絡、総合的な災害対策の樹立等の協議調整を行い、総合的な災害応急対策を実施する。

第2 市町村の活動体制

1 組織及び配備体制

市町村は、その責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等を定めておくものとする。この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、市町村が災害応急対策の第一次的な主体であることを基本として、地域の実情に応じて定めるものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における市町村の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

第3 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、災害に対処するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員に配備及び動員の基準を定めるものとする。

2 職員の派遣

指定地方行政機関等の長は、県災害対策本部長から災害応急対策を円滑に実施するため、職員の派遣要請があった場合において、必要があると認めるときは、その所属職員を派遣するものとする。

第4 防災連絡員の設置

府内の各部各総室、各出先機関及び防災関係機関は、防災に関する所掌事務の円滑なる遂行及び防災諸活動に即応する体制を確立し、防災関係機関相互の有機的連携を図るため、防災連絡員を指定しておくものとする。

第2節 職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

配備区分	配 備 体 制	配 備 時 期
警 戒 配 備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔県民安全総室班体制〕	1 県内において震度4の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波注意報が発表されたとき。 3 その他特に生活環境部次長（県民安全担当）が必要と認めたとき。
特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔県民安全総室全員体制〕	1 県内において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波警報「津波」が発表されたとき。 3 東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき。 4 その他特に生活環境部長が必要と認めたとき。
特別警戒体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔特別警戒本部設置〕	1 県内において震度5強の地震が観測されたとき。 2 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 3 その他特に副知事が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策にあたる体制とする。〔災害対策本部設置〕	1 県内において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波警報「大津波」が発表されたとき。

	3 その他特に知事が必要と認めたとき。
--	---------------------

* 特別警戒配備、特別警戒本部体制及び災害対策本部体制における配備要員数は、別表に定めるとおりとする。

第2 職員の配備体制

- 1 警戒配備にかかる指揮監督は、生活環境部次長（県民安全担当）が行う。
- 2 特別警戒配備にかかる指揮監督は、生活環境部長が行う。
- 3 特別警戒本部体制にかかる指揮監督は、副知事が行う。
- 4 本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長及び災害対策地方本部長に連絡することとし、各部長及び災害対策地方本部長は、配備編成計画に基づく配備体制をとる。

なお、県の出先機関における配備基準及び配備体制は、「震災対策編における地方振興局等の動員配備体制モデル」を参考に、地域の実情に応じて地方振興局長が定める。

第3 配備人員

配備人員は、各部長及び各地方振興局長があらかじめ定める配備編成計画において、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して所属長があらかじめ指定しておくものとする。

第4 動員伝達方法

動員の伝達は、生活環境部次長（県民安全担当）より防災連絡員を通じてあらかじめ定められたルートにより行う。一般加入電話等によるほか、「災害対策基本法第57条の規定による放送に関する協定」によりラジオ・テレビ等を通じて行うものとする。

なお、県民安全総室を始めとする防災関係総室職員及び県幹部職員については、職員参集システムによっても、動員伝達を行う。

第5 非常参集等

配備編成計画に基づき指定された職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記第4の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

県内において震度6弱以上の地震が観測、発表されたときは、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等により職員の参集が困難となり、災害対策本部要員が不足することが想定されるので、参集可能な全ての職員が一旦参集し、配備につくこととする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を災害対策本部事務局（県民安全総室）に報告するものとする。

ただし、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、

次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- ア 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- イ 県庁又は各地方振興局

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各所属長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を各部局筆頭総室を通じて、災害対策本部事務局に報告する。災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める時は、関係部長を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各所属長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部活動支援班に報告する。

(別表)

特別警戒配備、特別警戒本部及び災害対策本部の配備編成計画

配備要員数

部 名	班 名	配 備 要 員 の 数		
		特別警戒配備	特別警戒本部体制	災害対策本部体制
知事直轄部	知事公室班	4	4	全員
総合安全管理部	総合安全管理室班	1	2	全員
総務部	財務班 人事班 文書管財班 市町村班	2 1 4 —	2 2 4 —	全員 全員 全員 全員
企画調整部	企画調整班 地域づくり班 情報統計班	2 — —	2 — —	全員 全員 全員
文化スポーツ部	文化スポーツ班	1	2	全員
生活環境部	生活環境班 環境共生班 環境保全班	2 — 1	4 — 2	全員 全員 全員
保健福祉部	保健福祉班 生活福祉班 自立支援班 健康新生班	2 2 2 2	2 4 4 4	全員 全員 全員 全員
商工労働部	商工労働班 産業振興班	2 —	2 —	全員 全員
観光交流部	観光交流班	—	—	全員
農林水産部	農林水産班 経営支援班 生産流通班 農村整備班 森林林業班	2 2 1 4 2	4 4 2 6 4	全員 全員 全員 全員 全員

部 名	班 名	配 備 要 員 の 数		
		特別警戒配備	特別警戒本部体制	災害対策本部体制
土 木 部	土 木 班	2	3	全 員
	企 画 技 術 班	1	1	全 員
	道 路 班	4	班員の 1 / 2	全 員
	河 川 港 湾 班	8	班員の 1 / 3	全 員
	都 市 班	—	—	全 員
	建 築 班	1	2	全 員
出 納 部	出 納 班	2	2	全 員
病 院 部	病 院 班	2	2	全 員
企 業 部	企 業 班	2	2	全 員
教 育 部	教 育 総 務 班	2	4	全 員
	財 務 班	2	4	全 員
	職 員 班	2	4	全 員
	福 利 班	2	4	全 員
	社 会 教 育 班	2	4	全 員
	文 化 財 班	2	4	全 員
	学 習 指 導 班	2	4	全 員
	学 校 生 活 健 康 班	2	4	全 員
	特 別 支 援 教 育 班	2	4	全 員
	学 校 経 営 支 援 班	2	4	全 員
警 察 本 部	県本部災害警備本部	所 要 人 数	所 要 人 数	全 員

※ また、災害対策本部設置前に水防本部が設置されていた場合の特別警戒配備及び特別警戒本部体制の要員の数は、福島県水防計画書によるものとする。

第3節 地震災害情報の収集伝達

(生活環境部、警察本部、福島地方気象台、市町村、指定地方行政機関、
指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関)

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。また、県下に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 地震情報等の受理伝達

1 気象庁の地震情報

気象庁及び福島地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報等の受理伝達は、次のとおり実施する。

(1) 情報等の種類

ア 地震情報

- ・ 震度速報（地域震度）
- ・ 震源に関する情報（震源要素・地震の規模、津波による被害の心配なしのコメント）
- ・ 震源・震度に関する情報（震源要素・地震の規模、地域震度、大きな揺れを観測した市町村震度）
- ・ 各地の震度に関する情報（震源・規模、震度1以上を観測した震度観測点）
- ・ 地震回数に関する情報（地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震の回数）
- ・ 頗著な地震の震源要素切替えのお知らせ
- ・ 地震の活動状況等に関する情報

イ 津波情報

- ・ 津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報（津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、震源・規模）
- ・ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報（各地の満潮時刻、津波到達予想時刻、震源・規模）
- ・ 津波観測に関する情報（津波第一波観測時刻及びその高さ、津波の最大高さの観測時刻及びその高さ）
- ・ 津波に関するその他の情報（津波に関するその他必要な事項を発表、津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表）

(2) 福島地方気象台の情報の発表基準

ア 気象庁、独立行政法人防災科学技術研究所、並びに県が整備した県内の各観測点のうち震度1以上が1箇所以上の地震を観測したとき（「震度速報」及び「震源・震度に関する情報」は主に震度3以上、「各地の震度に関する情報」は震度1以上で発表）。

イ 福島県沿岸に津波警報、津波注意報が発表されたとき。

ウ その他、地域住民に周知させることが適當と思われるとき（群発地震等）。

エ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) その他

ア 地震解説資料

(2) のアの観測施設で震度4以上を観測又は福島県沿岸に津波注意報又は津波警報が発表された場合、概要の解説資料を福島地方気象台が発表する。

イ 津波警報及び津波注意報の発表は、気象庁が行い、福島地方気象台を経由して伝達される。

(4) 地震情報等の受理伝達

ア 関係機関は、地震情報等について、次の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達する。

イ 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、市町村、防災関係機関に伝達する。

ウ 市町村は、地震情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の必要な措置を行う。

(5) 緊急地震速報

ア 気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

ウ 県及び市町村は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

(1) 震源の地域名称（福島県の陸域）

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を187に区分した地域のことである。

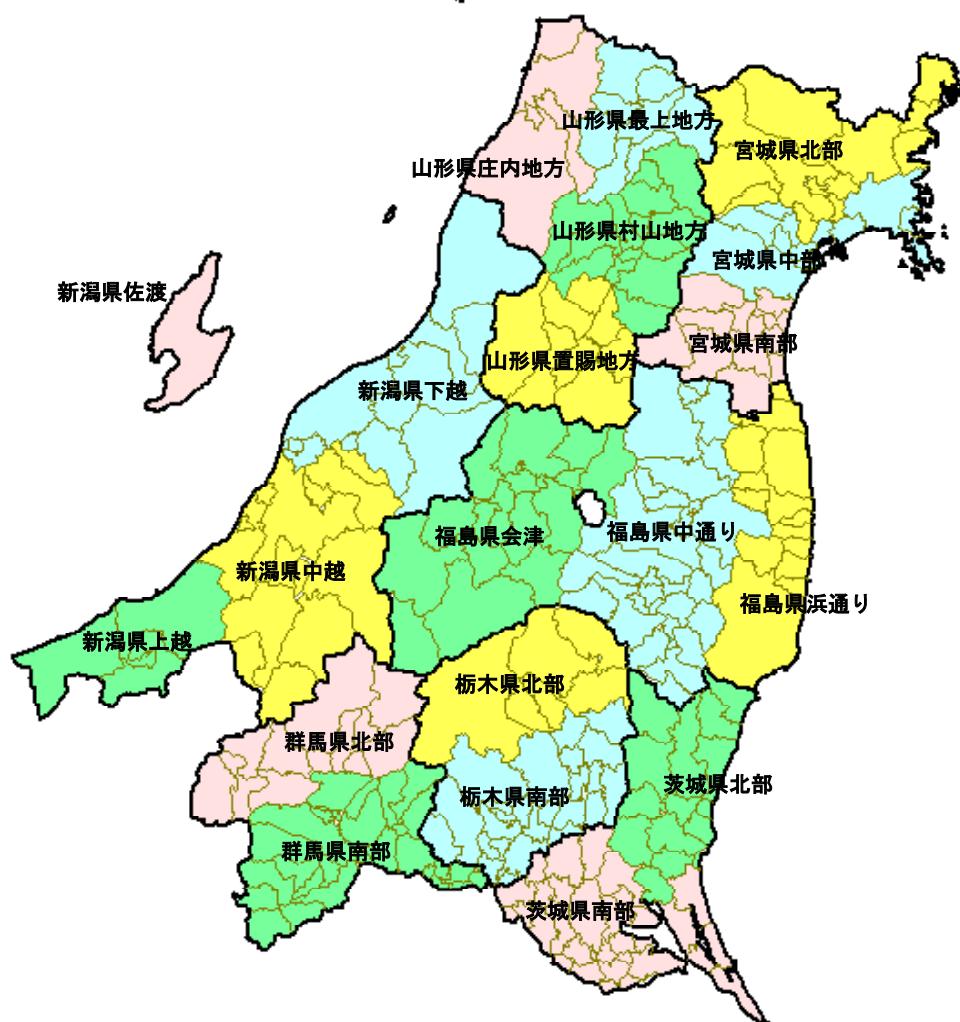
また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

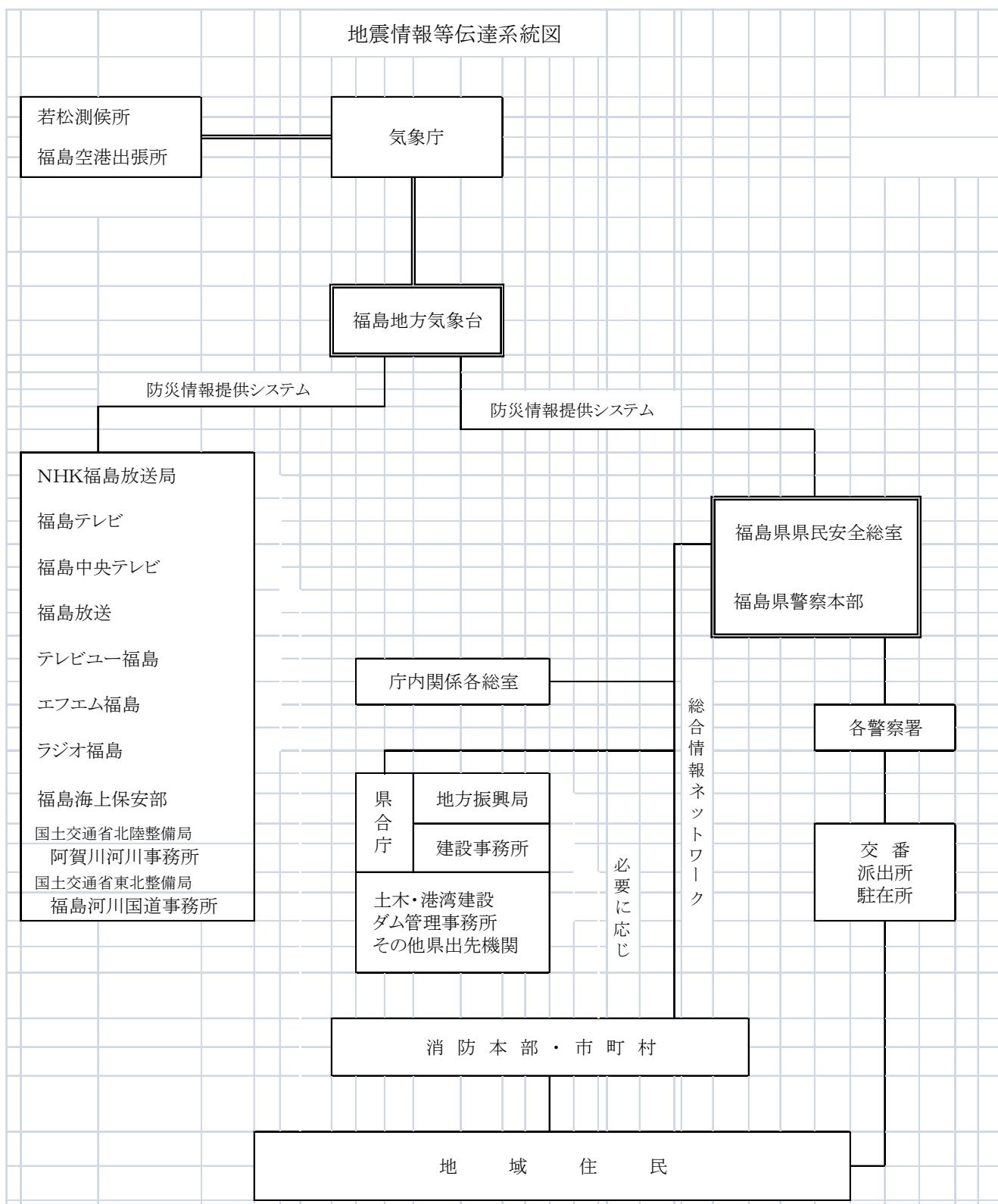


震度の地域名称（福島県の陸域）

(2) 震央地名

福島県隣県の陸域の震央地名





3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総合情報ネットワークシステムの自動FAX送信装置により市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信される。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査

県、市町村及び防災関係機関は、地震災害が発生した場合、直ちに県内の被害状況について調査を行う。

この場合、必要に応じ航空機、船艇等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療・衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

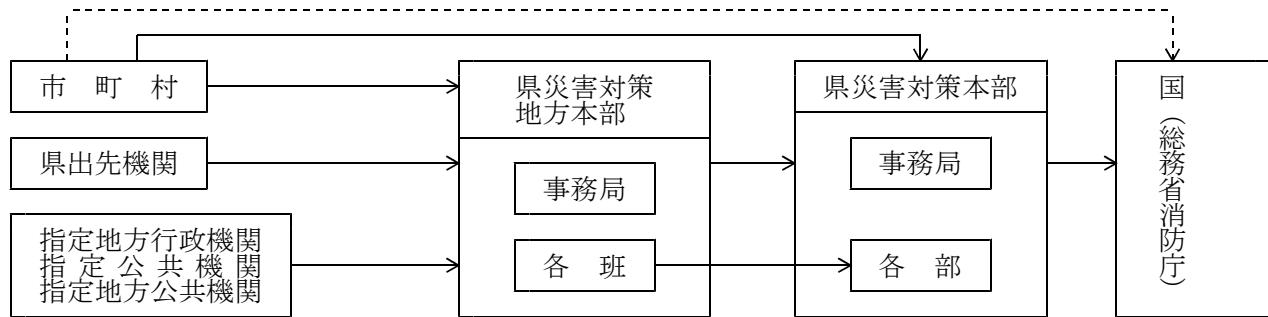
2 被害状況等の報告

県、市町村及び防災関係機関は、地震発生後に調査収集した被害状況等について、以下の経路により、速やかに報告を行う。

市町村の県への報告に当たっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、合わせて地方振興局にも報告するものとする。

なお、この場合において、市町村が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

また、地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市町村はその状況を直ちに総務省消防庁及び県県民安全総室に報告するものとする。



【被害状況の報告先】				
県	N T T回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
	総合情報通信ネットワーク	衛星系 地上系	TN-80-200-2632、2633 TN-81-11-200-2632、2633	(FAX) TN-80-200-5523、5524 (FAX) TN-81-11-200-5523、5524
国 (消防庁等)	回線別	区分	平日 (9:30~18:15) ※ 応急対策室	左記以外 ※宿直室
	N T T回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
	消防防災無線	電話 FAX	90-49013 90-49033	90-49102 90-49036
	地域衛星通信ネットワーク	電話 FAX	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

(注) TNは、内線から無線への乗り入れ番号

- ・ 県地方災害対策本部構成機関以外の県出先機関は、被害状況等を地方災害対策本部に報告する。
- ・ 災害対策本部を設置しない場合、県地方災害対策本部は地方振興局に、県災害対策本部は県民安全総室と読みかえる（以下、この節において同様とする。）。
- ・ 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が国に被害状況等を報告すべき災害は以下のとおりとされている。
 - ① 県において災害対策本部を設置した災害
 - ② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害
- ・ 県は、火災・災害等即報要領に基づき、次の基準に該当するものについて、国（総務省消防庁）へ報告する。
 - ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - ② 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
 - ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
 - ⑥ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの

- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの
- ・ 市町村は、火災・災害等即報要領に基づき、地震が発生し、区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

3 被害状況等の報告方法

被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から

市町村 ⇒ 県 ⇒ 国（総務省消防庁等）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

さらに、県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも被害規模に関する概括的情報の把握に努め、国（総務省消防庁）への報告を行うものとする。

県と総務省消防庁間の地上マイクロ無線回線に加え、内閣府を中心とする中央防災無線網とも接続する地上無線回線が整備されており、有線通話不能時においても、知事から直接、首相官邸と連絡を取ることが可能となっている。

有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局、又はその他の無線局を利用する。

通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

4 現地の状況確認

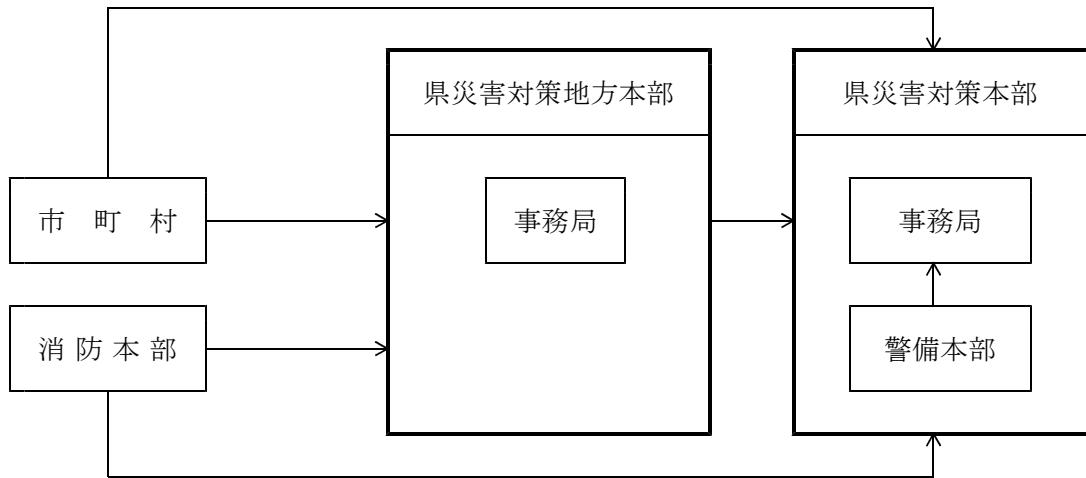
- (1) 県災害対策本部又は災害対策地方本部は、震度情報ネットワークシステム等の震度情報に基づき、激甚な被害が予想され、かつ、通信が不能である地域に移動無線局を搬入し、現地偵察を行う。
また、総合情報通信ネットワークを利用し、衛星可搬局及び地方本部から県本部への被害状況等の現地映像情報の伝送を行う。
- (2) 県（生活環境部）は震度4以上の地震が観測された場合には、県消防防災ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行う。
- (3) 県災害対策地方本部は、災害が激甚で119番通報が殺到するような事態のときは、管轄消防本部に職員を派遣し、消防本部の協力を得て被害情報を収集する。
- (4) 県警察本部は、災害警備隊を出動させるとともに、テレビカメラ搭載のヘリコプター（ヘリテレ）により被災地の被害状況の把握し、県災害対策本部等に画像を伝送する。

5 被害区分別報告系統

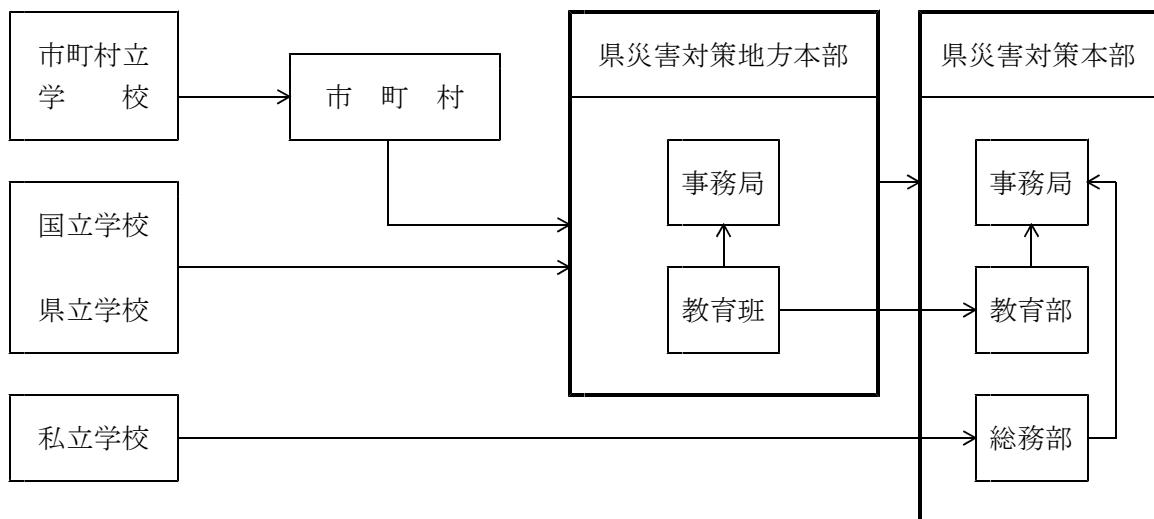
被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備するものとする。

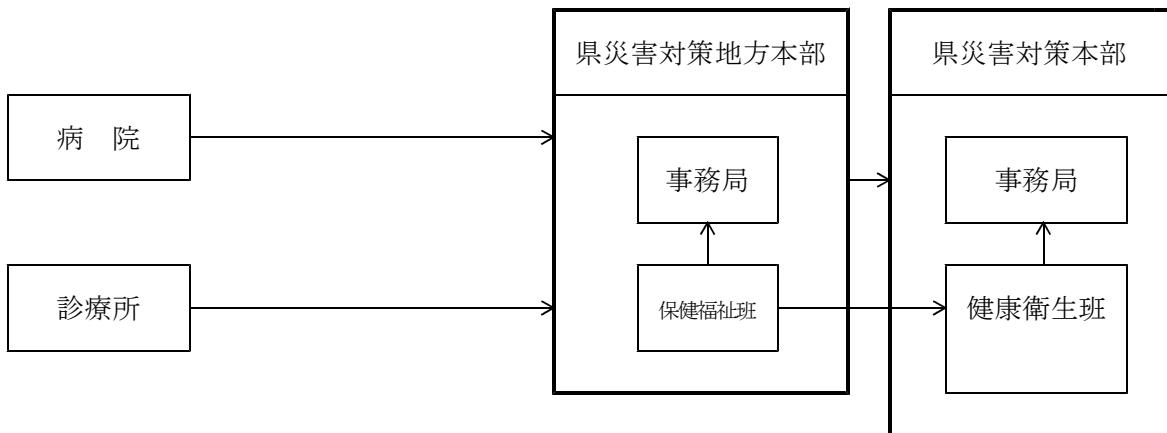
(1) 人的被害、建物被害等



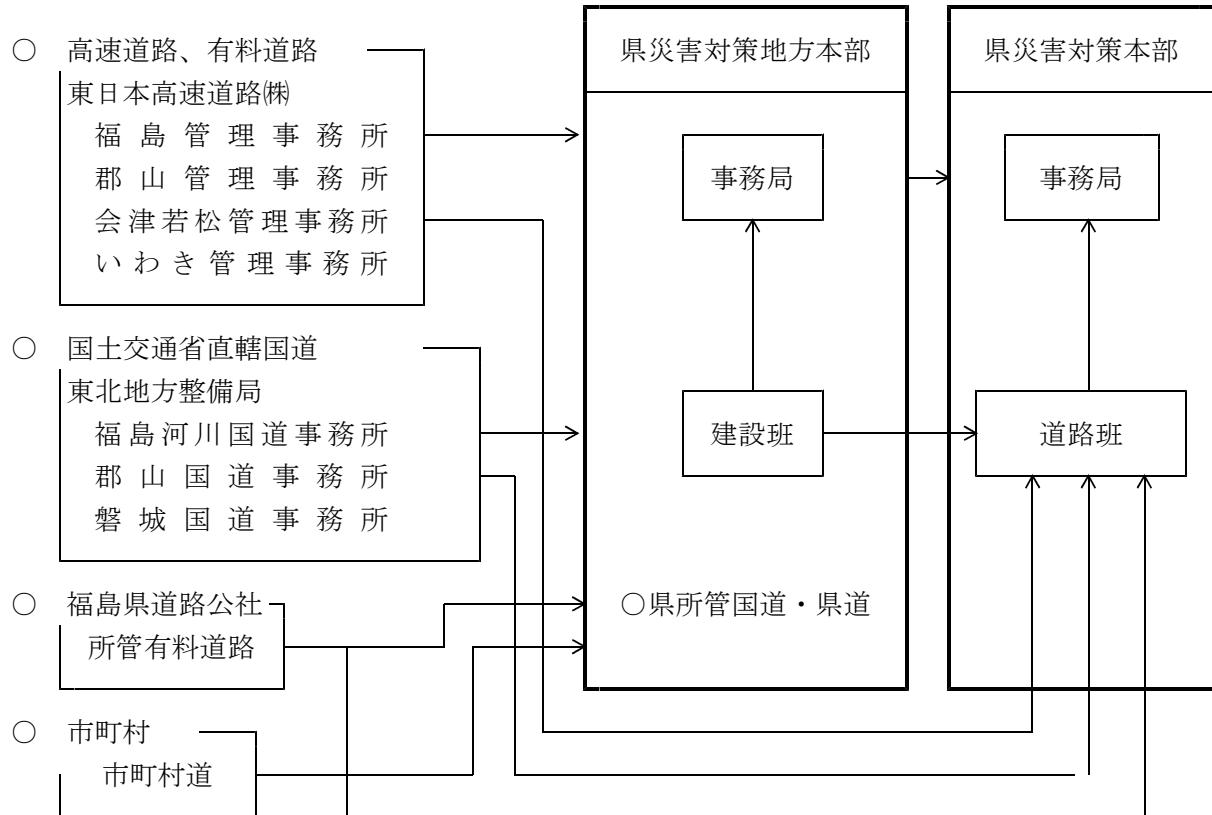
(2) 文教施設被害



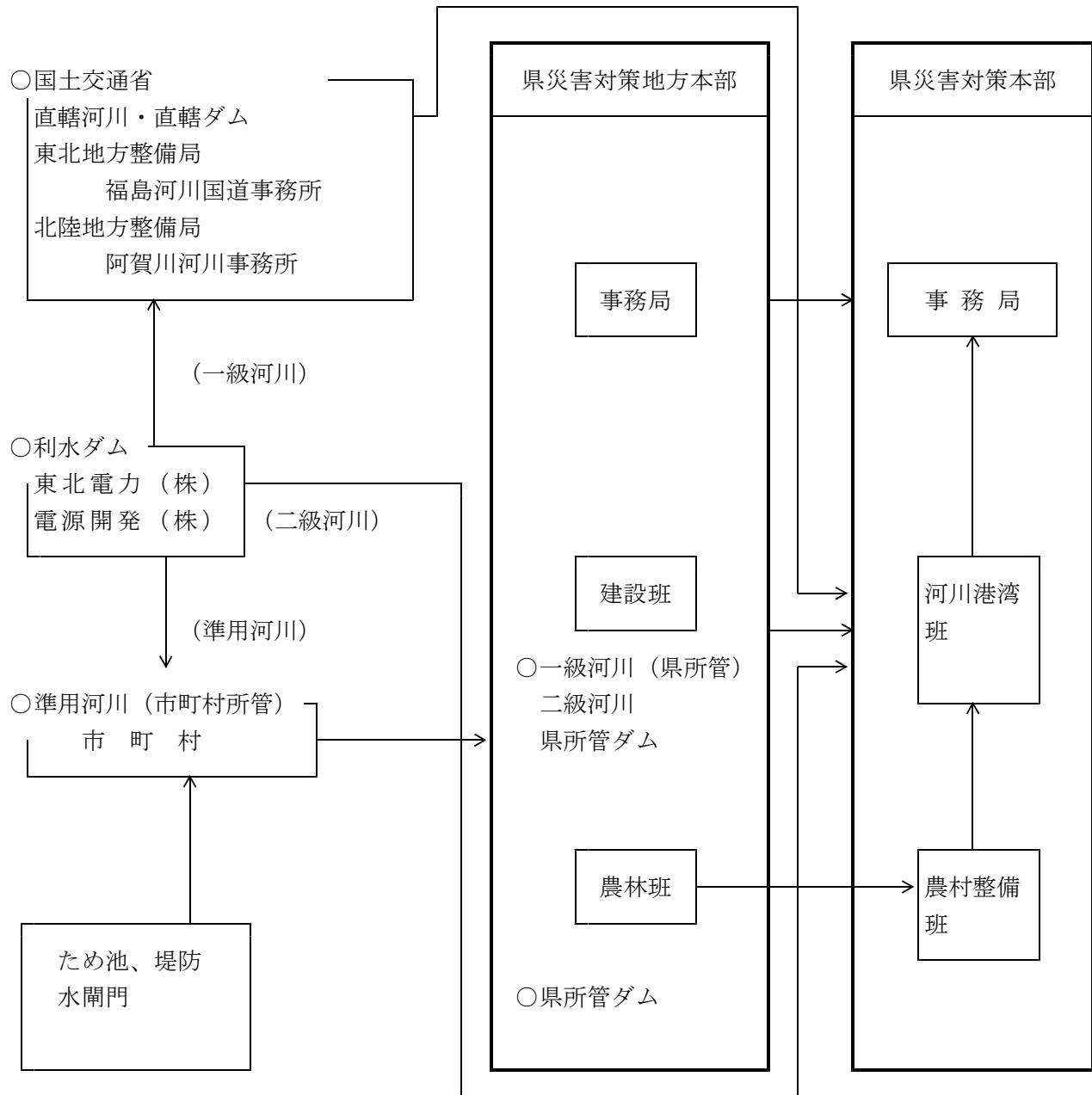
(3) 病院被害



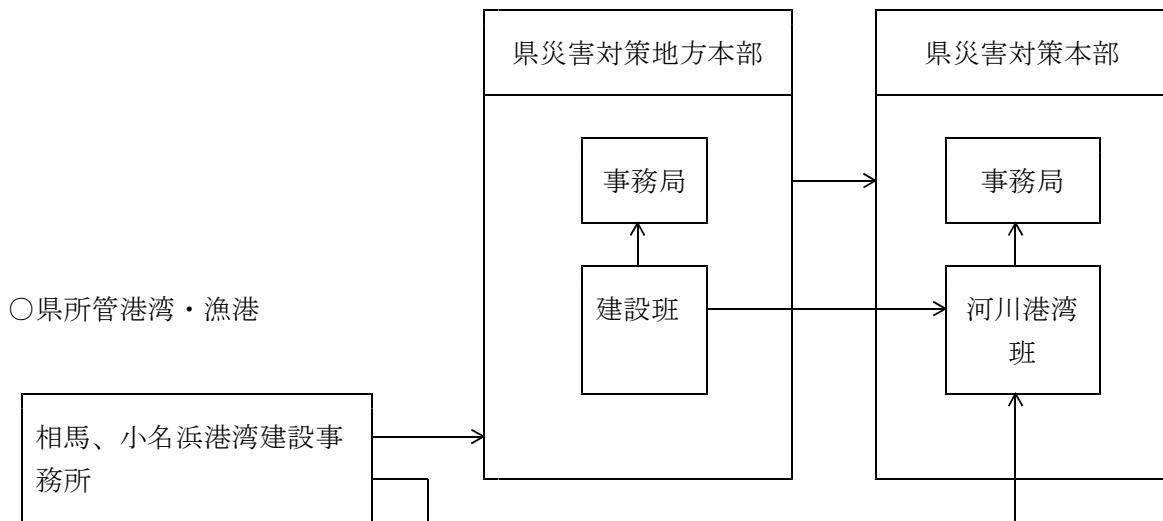
(4) 道路、橋りょう被害



(5) 河川災害、その他水害被害

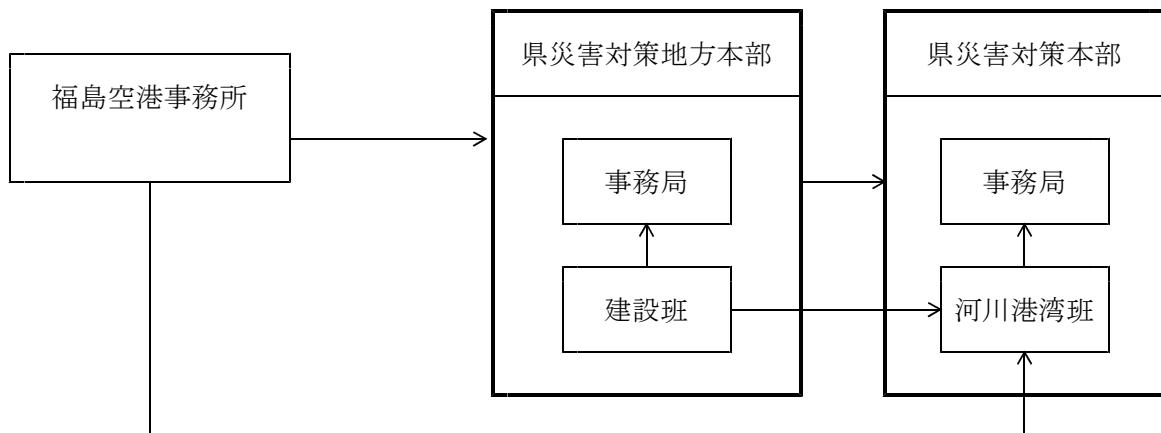


(6) 港湾・漁港被害

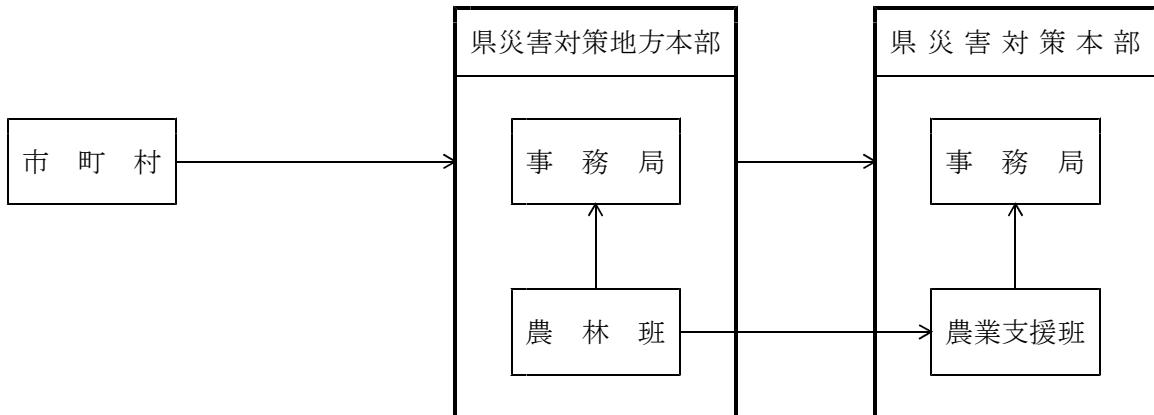


ただし、湖南港については県中建設事務所より、翁島港については喜多方建設事務所より、河川港湾班へ報告を行う。

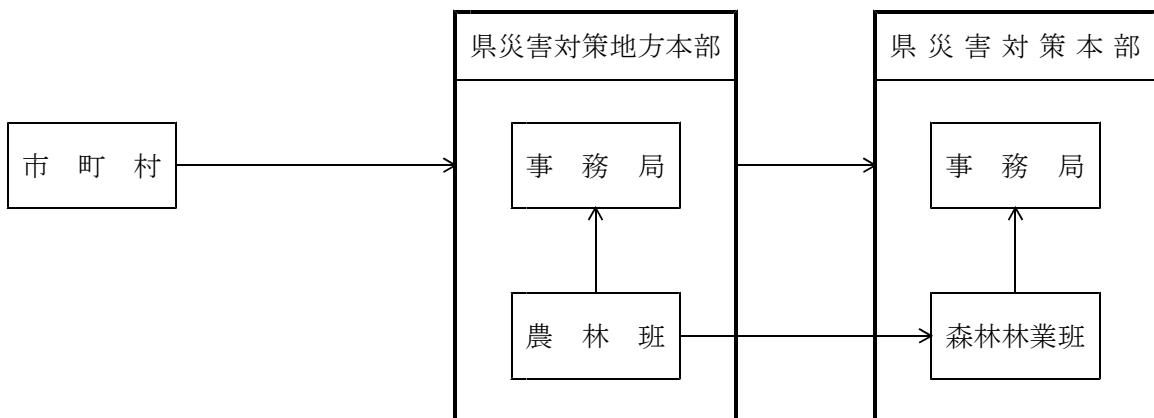
(7) 空港被害



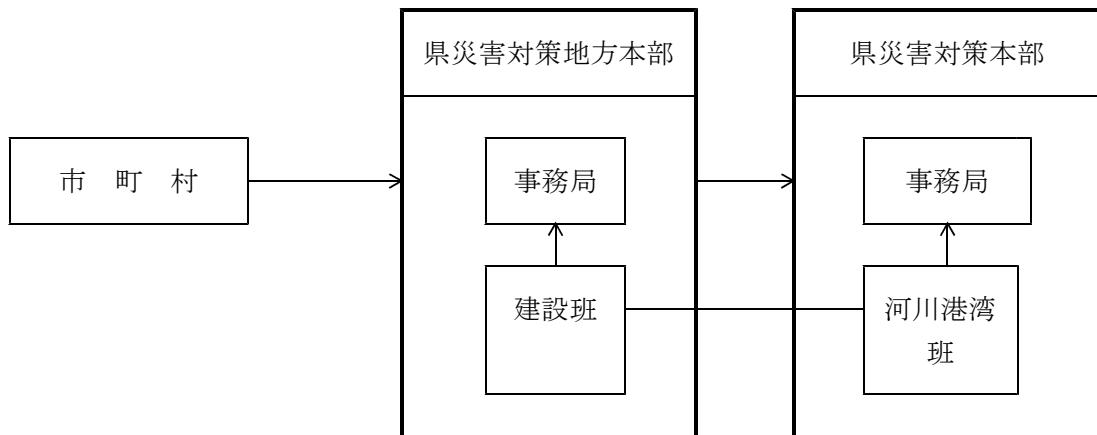
(8) 農産被害、畜産被害



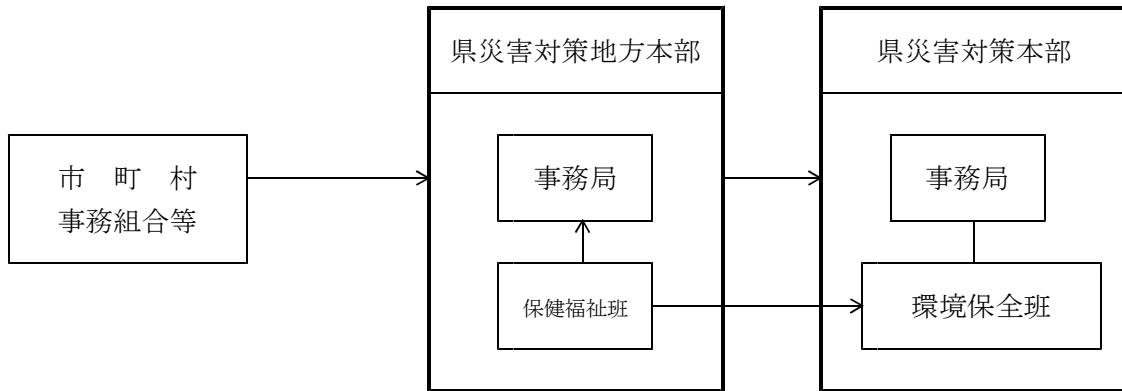
(9) 森林被害



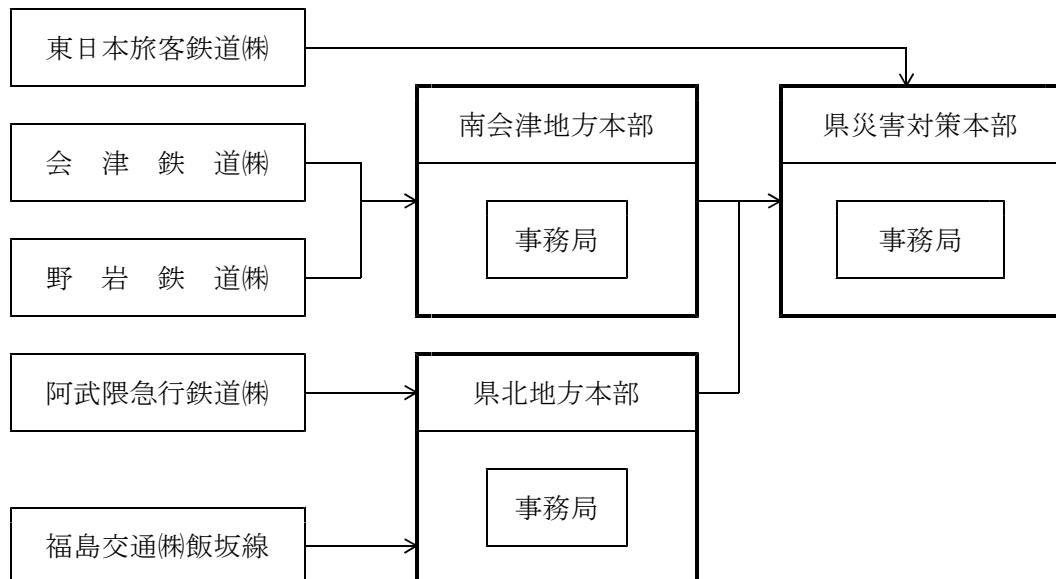
(10) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



(11) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



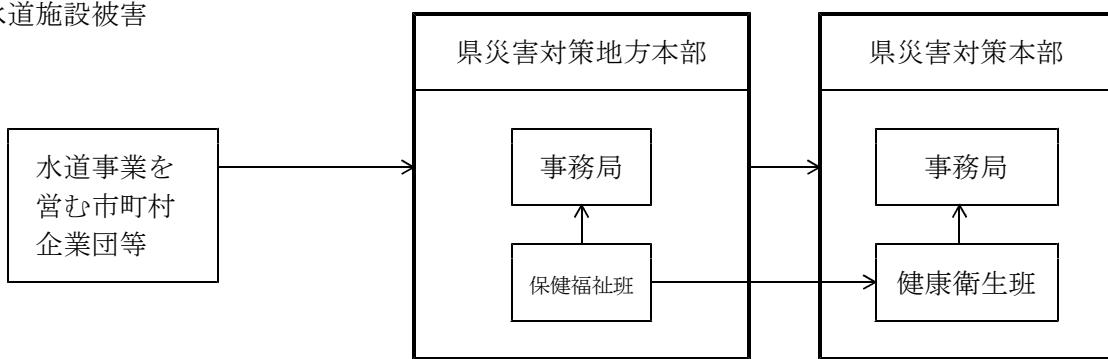
(12) 鉄道施設被害



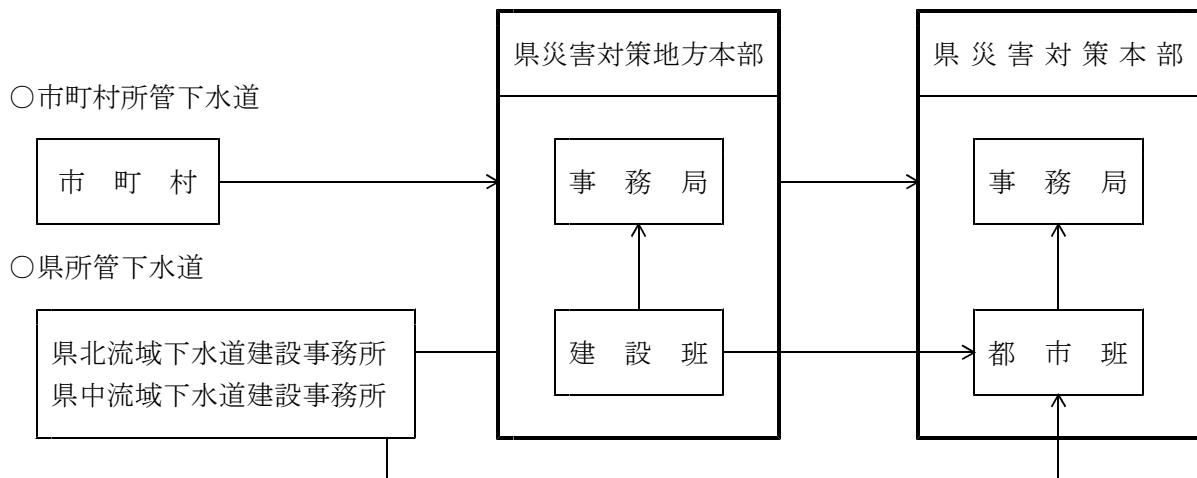
(13) 船舶被害



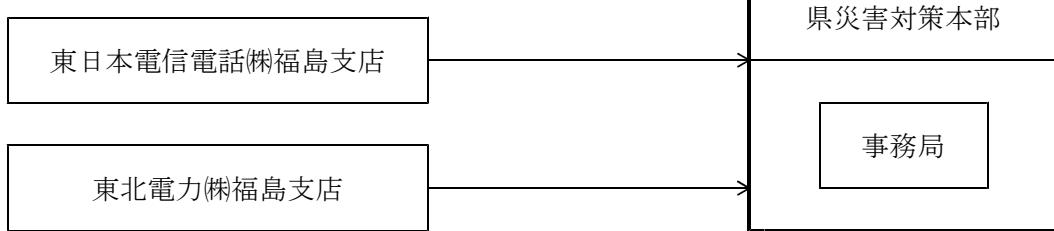
(14) 水道施設被害



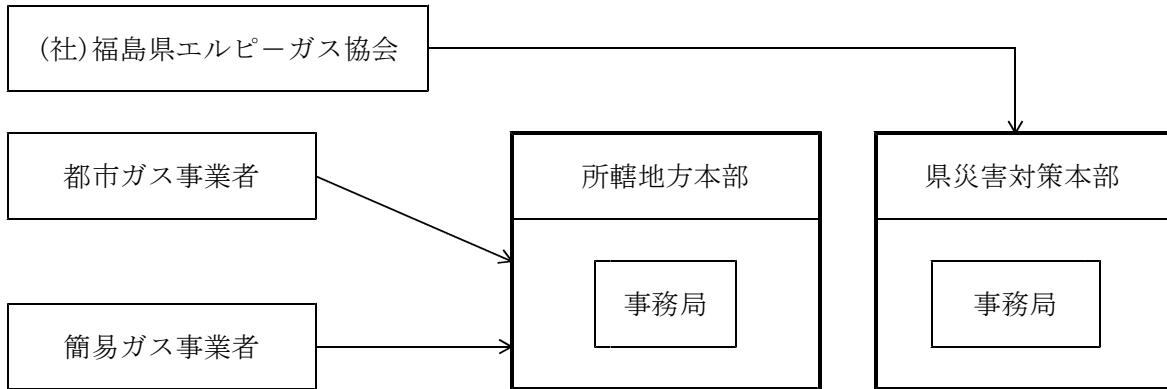
(15) 下水道施設被害



(16) 電話・電力施設被害



(17) ガス施設被害



6 報告の内容と種類

(1) 市町村から県への報告

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

市町村からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容に準じて行うものとする。

(2) 県から国への報告

県は、災害対策基本法第53条の2に基づく国（総務省消防庁）への被害状況等の報告に当たっては、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

また、確定報告の際には、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を消防庁に提出することによって行う。

第4節 通信の確保

(生活環境部、警察本部、市町村、東日本電信電話㈱福島支店、日本赤十字社福島県支部、各放送機関、東北地方非常通信協議会々員)

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 県、市町村及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信及び県防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
また、通信の緊急性に応じ、非常又は緊急通信として特番102（エヌ・ティ・ティ ソルコ㈱情報案内サービス事業本部 仙台センタ）に接続を依頼する。

2 通信の統制

地震、災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力㈱福島支店、社団法人アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力をう。

(3) 警察通信設備の利用

県は災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信設備を利用する。

(4) 放送機関への放送要請

県は災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

4 災害対策地方本部及び現地災害対策本部が設置された場合の措置

地方振興局に災害対策地方本部を設置し、会議室等を執務室とする場合及び現地災害対策本部が設置された場合は、衛星携帯電話及び防災行政無線の可搬型の移動局により通信を行うとともに、東日本

電信電話(株)福島支店に臨時電話（携帯電話を含む。）の設置を依頼する。

第2 県防災行政無線の運用

1 災害時の通信連絡

県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、報告その他応急対策に必要な指示、命令、国又は他都道府県等への応援要請等は、総合情報通信ネットワークを活用し行う。

2 県防災行政無線の運用

県防災行政無線の運用については、「福島県防災行政無線運用規程」に基づき、次のとおり運用する。

(1) 無線通信の種類と取扱順位

ア 無線通信の種類

- (ア) 緊急通信 地震、台風その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある時に行う緊急を要する通信
- (イ) 一般通信 緊急通信以外の通信
- (ウ) 一斉通信 複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
- (エ) 個別通信 2無線局間で個別に行う通信

イ 取扱順位

災害時における無線通信の取扱順位は次のとおりとする。

(ア) 緊急・一斉通信

(イ) 緊急・個別通信

(ウ) 一般・一斉通信

(エ) 一般・個別通信

(2) 無線通信の手段

無線通信は、音声、ファクシミリ、データ传送及び画像传送により行う。

(3) 統制局（県庁）で行う通信の運用

ア 一斉通信

気象・津波予警報、気象・地震情報その他応急対策に必要な指示、伝達等を県機関、市町村及び防災関係機関へ同時に迅速かつ的確に行う必要がある場合は、統制局（県庁）の一斉指令台から一斉通信（音声一斉又はファクシミリー一斉）により行う。

イ 一斉通信業務の体制

統制局（県庁）から行う一斉通報は生活環境部職員が行い、水防情報に関する一斉通報は土木部職員が行う。

ウ 県災害対策本部設置時の防災行政無線の運用は、統制管理者（生活環境部長）の指示に従い、県災害対策本部事務局員（県民安全総室員）が一斉通信の業務を行う。

県災害対策本部設置時は、緊急通信を優先して行い、必要に応じて一般通信の規制、制限を行う。

エ 通信の統制

地震災害時に、通信が輻輳した場合、又は通信の輻輳の恐れがある場合の通信の統制は、県災害対策本部で行う。

県災害対策本部で行う通信の統制は、災害の規模、通信の輻輳の程度に応じて一次統制から三

次統制の3段階で行う。

(ア) 一次統制

緊急通信以外の個別通信を制限する必要がある場合には、無線回線を自動交換接続から手動交換接続に切り換えて通信の統制を行う。

(イ) 二次統制

通信量が増大し、緊急通信の確保が困難な場合又は通信の輻輳が予想される場合には、内線電話機から無線回線への接続をすべて規制し、防災用電話機だけが使用できるよう通信の統制を行う。

(ウ) 三次統制

通信が著しく輻輳した場合、防災用電話機のうち更に限定した電話機に限り通話が可能となるよう通信の統制を行う。

(4) 代行統制局

代行統制局の設置については、その業務内容と併せて今後検討を行う。

(5) 支部局（地方災害対策本部）で行う通信の運用

支部局に地方災害対策本部を設置した場合又は大規模災害等により統制局と支部局間の通信が途絶した場合には、管内市町村等の被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、伝達及び一斉通信の業務を行う。

この場合、県災害対策本部と可能な限り連絡をとり、その指示に従い行うこと。

なお、支部局（地方災害対策本部）で行う主な通信業務は、次のとおりである。

ア 管内市町村等からの被害状況の受伝達

イ 一斉通報による管内市町村等への災害情報の伝達、指示等

ウ 移動無線局による情報の収集、応急対策活動等

第3 市町村における通信の運用

市町村における通信の運用は、第1の通信手段の確保に準じて行う。

また、防災行政無線が設置されている市町村においては、住民への警報等の伝達、避難の勧告及び指示等についてこれを活用する。

第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置

1 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

(1) 交換機又は伝送路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。

(2) 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。

(3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。

(4) 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況（呼量）を監視するとともに、迅速に必要措置を講じる。

(5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を

優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。

- (6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講じる。
- (7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（Web 171）、災害伝言板サービス（iモード）を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

2 東日本電信電話(株)の無線の運用

- (1) 孤立防止用移動無線機と移動無線車

災害発生時に通信の手段が失われ孤立するおそれのある県内の市町村の役場、支所、出張所等7箇所に配備した孤立防止用衛星通信方式(KU-1ch)（1回線）を活用することにより、全国通話が可能となる。

また、東日本電信電話(株)主要各支店に配備された車載用TZ-151型移動無線機（1回線）を機動的に活動させる。

- (2) 可搬無線機による回線の作成

交換所間の中継回線が被災した場合には、東日本電信電話(株)福島支店に配備した11P-50M（672回線）型無線機を緊急出動させ、臨時に中継回線を作成し、被災交換所から他地域への一般ダイヤル通話を可能にする。

- (3) ポータブル衛星通信システムの配備

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信の孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話（最大20回線及び40回線）を確保する。

第5節 相互応援協力

(生活環境部、市町村、防災関係機関)

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 県と市町村の相互協力

- 1 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（県民安全総室）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は応援のあっせんを求めることができる。
- 2 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- 3 知事は、必要に応じ、災害を受けた市町村が応急対策を円滑に実施できるよう他の市町村に対し、応援についての指示を行い、又は防災関係機関の応援をあっせんするものとする。
- 4 市町村長が知事又は他に市町村長の応援又は応援のあっせんを求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由
 - (2) 応援を要請する機関名
 - (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) その他必要な事項

5 知事の指示

知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条に基づき、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示するものとする。

知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

6 市町村への連絡要員の派遣体制整備

知事は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、市町村へ連絡要員を派遣するものとする。なお、迅速に派遣ができるようあらかじめ具体的な体制整備に努めるものとする。

第2 国に対する応援要請

1 知事の応援要請

- (1) 知事は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。
- (3) 知事は、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣を要請したときは、派遣された職員を受け入れるための体制を整備するものとする。

また、大規模災害発生に備え、受入れ体制についてあらかじめ整備に努めるものとする。

2 市町村長の応援要請

- (1) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

3 手続き

知事（市町村長）は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、知事（市町村長）が、内閣総理大臣（知事）に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、県又は市町村は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 他都道府県に対する応援要請

1 知事の応援要請

- (1) 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」及び「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」に基づき、他の都道府県知事に対し応援を求め、災害対策に万全を期する
- (2) 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条の規定に基づき、協定を締結していない都府県知事に対し応援を求める。
なお、北海道東北地方知事会（北海道及び東北8道県）以外のブロック知事会を構成する都府県に広域応援を要請する場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて要請できることになっている。
- (3) 知事は、市町村長からの要請により、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他都道府県が所有するヘリコプターの派遣要請を行う。
- (4) 県は、災害が発生して、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、その事務又は知事の権限に属する事務の一部を他都道府県に委託して、他都道府県知事にこれを管理し、及び執行させることができる（災害対策基本法第75条）。
- (5) 知事は、他の都道府県に職員派遣を要請したときは、派遣された職員を受け入れる体制を整備するものとする。

また、大規模災害発生に備え、受入れ体制についてあらかじめ整備に努めるものとする。

第4 県と防災関係機関との事前協議

災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、県においては次のとおり協定等を締結し、

あるいは事前協議を整えて協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

1 日本赤十字社福島県支部との委託契約

「災害救助業務委託契約書」

災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約で、昭和58年4月1日に締結している。

2 日本放送協会、民間放送局各社及び新聞社との協定

「災害対策基本法第57条の規定による放送に関する協定書」

災害時において緊急の通信を必要とする場合に、放送の実施を要請することになっている。

協定締結機関名

日本放送協会福島放送局、株式会社ラジオ福島、福島テレビ株式会社、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送、株式会社テレビユー福島、株式会社エフエム福島

「災害時等における報道要請に関する協定」

災害時等において被害の拡大の防止等を図るため、報道の要請を行うことになっている。

協定締結新聞社名

株式会社朝日新聞社福島支局、株式会社毎日新聞社福島支局、株式会社読売新聞社福島支局、株式会社日本経済新聞社福島支局、産経新聞福島支局、株式会社河北新報社福島支局、株式会社時事通信社福島支局、社団法人共同通信社福島支局

3 防災関係機関会議の開催

県、県警察本部、陸上自衛隊（第44普通科連隊、第6特科連隊）及び日本赤十字社福島県支部において、防災関係機関会議を開催し、協力体制の確立を図っている。

第5 市町村と公共的団体等との協力

市町村は、区域内における公共的民間団体及び自主防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について、市町村地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- 6 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等に協力すること。
- 7 被害状況の調査に協力すること。
- 8 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 9 災証明書交付事務に協力すること。
- 10 その他の災害応急対策業務にすること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、自主防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第6 他の都道府県への応援

他の都道府県において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、被災都道府県から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合又は国から応援若しくは職員の派遣についてあっせんを受けた場合は、可能な限り応援又は職員の派遣を行うものとする。

その場合、全庁的な支援体制が必要なときは、災害対策本部における事務分掌に準じて「連絡会議」等を設置し、全庁的な体制により応援を行うものとし、それに至らない場合には、生活環境部を窓口として、災害対策本部における事務分掌を踏まえて、応援要請の内容を各部局へ伝達依頼するものとする。

また、他都道府県において大規模な災害が発生し、本県独自の判断で応援をする場合も同様とする。なお、直接各部局へ被災都道府県又は国から要請があった場合は、要請を受けた部局で対応するものとし、その実施内容については、生活環境部へ連絡するものとする。

第6節 災害広報

(知事直轄、企画調整部、生活環境部、警察本部、市町村、報道機関)

災害時において、被災地住民、県民及び県外関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、県、市町村及び防災関係機関は地震発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

第1 県の広報活動

1 報道機関、国機関等との連携体制の強化

県をはじめとする防災関係機関は、報道機関から、災害報道のための取材活動をするに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力を行うものとする。

この際、県は、災害対策本部を設置した場合に広報の窓口を災害対策本部事務局広報班に一元化し、混乱した状況の中で、不正確な情報が提供されることを防ぎ、災害の拡大を防止し、県民の安全・安心につながる情報を積極的に広報する。

また、報道機関においても、各防災関係機関から、災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

さらに、指定地方行政機関、公共機関等と相互に連絡を取り合うものとする。

2 広報内容

県（災害対策本部）は、地震災害について収集した情報のうち、県民生活に關係する、特に被災者の必要性に即応した情報を中心に、以下の事項について広報を行う。

- (1) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動に関する情報
- (2) 火災及び二次災害等の防止に関する情報（余震の見通しに関する情報を含む）
- (3) 市町村等が実施した避難に関する情報
- (4) ライフライン、交通機関の稼働状況及び交通規制の状況に関する情報
- (5) 安否情報に関する情報
- (6) 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- (7) 義援物資、義援金の取扱いに関する情報
- (8) 犯罪防止、流言飛語の防止に関する情報
- (9) ボランティアに関する情報
- (10) その他の応急対策活動状況の他、必要と認められる情報

なお、被災していない地区の状況についても、状況問い合わせ、安否確認のための電話の殺到、被災地への車の流入等を極力防止するため、状況が判明し次第、安心情報として積極的に広報を行うよう努める。

3 広報の方法

(1) 一般広報

- ア 市町村等の広報体制を活用した広報
- イ 広報車による広報
- ウ ヘリコプターによる広報
- エ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
- オ インターネットを利用した広報等（ホームページ開設）（知事直轄・企画調整部）

カ 携帯電話を活用した広報

キ テレホンサービスによる被災地情報提供

なお、災害の状況によっては、臨時FM局の開設による広報の実施についても検討を行う。

(2) 報道機関への発表

ア 地震災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

イ 発表は、原則として災害対策本部広報責任者（知事公室広報課長）の立会いのもとに、県政記者クラブで実施するものとする。

ウ 必要に応じ、他の場所で発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報責任者に発表事項及び発表場所等について協議するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報責任者に報告するものとする。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関が地震災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部広報責任者と協議の上、実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報責任者に報告するものとする。

オ 災害対策本部広報責任者は、報道機関に発表した情報を災害対策本部各班のうち、必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

カ 報道機関との協定

県（生活環境部）は、災害対策基本法第57条の規定に基づき「災害時における放送要請に関する協定」を放送機関と協定している。

また、県（生活環境部、警察本部）は、災害時等における被害の拡大の防止等を図るため、「災害時等における報道要請に関する協定」を新聞社と協定している。

(3) 災害時要援護者に配慮した広報の実施

次のような災害時要援護者に配慮した広報の実施を心掛ける。

ア 外国人に対して多言語による広報（生活環境部生活環境総室、（財）福島県国際交流協会等）

イ 聴覚障がい者に対して文字放送、手話通訳等の実施（知事直轄、保健福祉部）

第2 市町村等の広報活動

市町村等は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ（多重放送含む。）の広報番組、さらにコミュニティFM放送局等の協力を得ながら、前記第1の3の方法に準じて、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階 ④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要である。

1 地域の被害状況に関する情報

2 当該市町村における避難に関する情報

(1) 避難の勧告に関するこ。

(2) 収容施設に関するこ。

(3) 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報

3 地域の応急対策活動に関する情報

- (1) 救護所の開設に関すること。
- (2) 交通機関及び道路の復旧に関すること。
- (3) 電気、水道の復旧に関すること。

4 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報**5 その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）**

- (1) 給水及び給食に関すること。
- (2) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
- (3) 防疫に関すること。
- (4) 臨時災害相談所の開設に関すること。

第3 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県、市町村及び報道機関に広報を要請する。

第7節 消火活動

(生活環境部、市町村、消防本部)

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、市町村は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第1 消防本部による消防活動

県内12消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

(1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

消防本部と連携をとりながら以下の活動を行う。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 他都道府県への応援要請

1 市町村長は地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

市町村長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 市町村への進入経路及び結集場所

(2) 緊急消防援助隊の受け入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
- エ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

2 隣接協定による要請

他県の消防本部と隣接応援協定を締結している消防本部にあっては、協定に基づき速やかに応援要請を行う。

3 消防庁長官への派遣要請

知事（生活環境部）は、市町村長から他都道府県の応援要請を求められた場合で、必要と認められる時は、速やかに消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村へ連絡する。

また知事は、福島県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防活動調整本部の設置をはじめとする、円滑な活動のための受け入れを行う。

【緊急消防援助隊応援要請先】

国 (消防庁等)	区分		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	回線別			
N T T回線	電話 F A X		03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線	電話 F A X		90-49013 90-49033	90-49102 90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話 F A X		TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

4 広域航空消防応援

知事（生活環境部）は、市町村長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、本県の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県及び他都道府県市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請する。

第8節 救助・救急

(生活環境部、市町村、消防本部、その他防災関係機関)

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出ることが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

市町村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、県民及び自主防災組織が救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行うことが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

- 1 自主防災組織、事業所の防災組織及び県民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。
 - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
 - (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
 - (4) 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。
- 2 建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動が迅速かつ的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助技術、救助活動の習熟
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 市町村（消防機関を含む）による救助活動

- 1 市町村は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。
また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接な連携のもと救助作業を実施するものとする。
なお、これらの状況については、遂次県に報告するものとする。
- 2 市町村は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じて民間団体にも協力を求めるものとする。
 - (1) 応援を必要とする理由
 - (2) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (3) 応援を必要とする場所
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- 3 市町村は、当該市町村で予想される災害、特に建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。

- (2) 地震による土砂崩れ、なだれ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び県民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 県の業務

1 県は、市町村から被災者等の救助活動について応援を求められ、また、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずるものとする。

なお、県は、各種の応急対策の実施に当たり、救助活動が住民の生命にかかる業務であるという観点から、市町村において救助活動を優先して実施できるよう配慮するものとする。

- (1) 県職員を派遣し救助活動を支援する。また、消防防災ヘリコプターを活用し、救助活動を行う。
- (2) 他の市町村に対し応援を要請する。
- (3) 自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (4) 救助活動の総合調整を行う。

この場合において、必要に応じ、現地対策本部を設置し、警察、市町村、消防本部、自衛隊、他県からの応援部隊等の救助活動全体を調整する。

2 県（生活環境部）は、必要に応じて、消防防災ヘリコプターを活用し、医療機関と連携して救出された負傷者等の救急搬送を行う。

3 県（生活環境部）は、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 自主防災組織、事業所及び県民等に対し、救助活動についての意識啓発
- (2) 救助技術の教育、救助活動用資料の作成

第4 消防本部による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動す

る。

3 救助・救急体制の整備

- (1) 消防署（所）、消防団詰所、警察署、派出所及び町内会事務所等に救助・救急資機材を整備し、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行い、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。
- (2) 高層建築物等に関する救助・救急活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛消防組織の整備について徹底した指導を行い、自衛体制の強化に努める。

第5 広域応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接応援協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、市町村長は県（生活環境部）を通じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第9節 自衛隊災害派遣

(生活環境部、警察本部、陸上自衛隊、市町村)

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

知事は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために、市町村長、警察署長及び防災関係機関から自衛隊派遣要請の要求等を受けたとき、又は自らの判断により自衛隊の派遣を要すると認めるときは、部隊等の派遣を要請するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等
- (3) 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路、水路等交通路上の障害物除去
- (7) 診察、防疫、病害虫防除等の支援（大規模な伝染病等）
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
- (10) 救援物資の緊急輸送
- (11) 炊飯、給水
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13、14条）
- (13) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- (14) 予防派遣（災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、事情やむを得ないと認められる場合。）
- (15) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

福島県知事

知事は、地震の規模や収集した被害情報から、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合は、直ちに要請するものとする。

また、事態の推移の応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣要請要領

知事（県民安全総室）は、自衛隊の派遣を要請するときは、自衛隊と協議の上、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合に当たっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 自衛隊の災害派遣隊区及び担当窓口

(1) 陸上自衛隊福島駐屯地

担当区域 県北、相双地方振興局管内市町村

担当窓口 陸上自衛隊第44普通科連隊 第3科

TEL 024-593-1212 内237 (防災行政無線 280-01)

時間外 福島駐屯地当直司令 内302 (防災行政無線 280-02)

(2) 陸上自衛隊郡山駐屯地

担当区域 県中、県南、会津、南会津、いわき地方振興局管内市町村

担当窓口 陸上自衛隊第6特科連隊 第3科

TEL 0249-51-0225 内235 (防災行政無線 380-01)

時間外 郡山駐屯地当直司令 内302 (防災行政無線 380-02)

第3 市町村長の災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

市町村長は、市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県地方振興局長を経由して、知事（県民安全総室）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（県民安全総室）に要求し、事後、文書を送付するものとする。この場合、速やかに県地方振興局長へ連絡するものとする。

ア 提出（連絡）先 県生活環境部県民安全総室

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

- (1) 市町村長は、前項の要求ができない場合は、当該市町村を災害派遣隊区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事に通

知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するものとともに、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

第4 防災関係機関の災害派遣要請の依頼

1 災害派遣要請の依頼

災害の区域を管轄する警察署長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（県民安全総室）に対して自衛隊災害派遣要請の依頼を行うことができるものとする。

この場合、知事は、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに要請の手続きをとるものとする。

2 災害派遣要請の依頼要領

(1) 依頼に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により依頼し、事後、文書を送付するものとする。

なお、警察署長が知事（県民安全総室）に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、県警察本部長（警備課）を経由して依頼するものとする。

ア 提出（連絡）先 県生活環境部県民安全総室

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(2) 警察署長及び官公署の長は、前項の依頼ができない場合は、第3の2の(2)の措置に準ずるものとする。

第5 部隊の自主派遣

1 初動における情報収集

(1) 情報の収集

部隊長は、担当する災害派遣隊区において震度5弱以上との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集するものとする。

(2) 情報の伝達

部隊長は、収集した情報を上級部隊に速報するとともに、必要な情報を速やかに知事（県民安全総室）及びその他の関係機関へ伝達するものとする。

2 災害派遣の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、災害派遣隊区担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣するものとする。

この場合においても、できる限り早急に知事（県民安全総室）に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

災害派遣隊区担当部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項について次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つことまがないと認められること。

第6 自衛隊との連絡

1 情報の交換

県（県民安全総室）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、自衛隊と絶えず情報の交換を行うものとする。

2 連絡班の派遣依頼

県（県民安全総室）は、災害が発生する段階に至った場合又は災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、自衛隊に対し県災害対策本部（本部設置前にあっては県民安全総室）への連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

3 連絡班の自主派遣

自衛隊は、大規模な地震発生の覚知後、県災害対策本部（本部設置前にあっては県民安全総室）と連絡が取れない場合、連絡班の派遣依頼を待つことまがないと判断した場合及び特に必要があると認められる場合は、自らの判断で県庁に連絡班を派遣するものとする。

第7 災害派遣部隊の受入体制

知事、市町村長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に關係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 市町村における自衛隊との連絡体制の確立

市町村長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、市町村役場又は災害現場に市町村と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

知事は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長及び関係市町村長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

また、知事は、出動部隊及び現地関係機関との連絡調整のため、必要があると認める場合は、県職員を現地に派遣するものとする。

(1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として災害地市町村役場又は市町村と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

(2) 宿舎

(3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

(4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）

(5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

第8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

2 他人の土地等の一時使用等

3 現場の被災工作物等の除去等

4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第9 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合又は部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第10 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市町村、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 県、市町村の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露營、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第10節 避難

(生活環境部、保健福祉部、県教育委員会、警察本部、市町村、
消防本部、自衛隊、福島海上保安部、防災関係機関、県社会福祉協議会)

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導を行なわなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「災害時要援護者」が地震災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、災害時要援護者への情報伝達、災害時要援護者の避難誘導、避難場所における生活等について、特に配慮が求められる。

第1 避難の準備情報提供、勧告及び指示

市町村長等は、地震発生による火災、山崩れ、崖崩れ、津波等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う。

1 避難の実施機関

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が各住民に周知徹底するよう情報伝達の方法に十分配慮する。

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備情報の提供	市町村長	一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	市町村長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	市町村長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められとき。

避難の指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第29条）	立退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官（災害対策基本法第61条）	立退き及び立退き先の指示	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	警察官（警察官職務執行法第4条）	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官（災害対策基本法第61条）	立退き及び立退き先の指示	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	自衛官（自衛隊法第94条）	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2 避難のための勧告及び指示の内容

市町村等避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 市町村の措置

ア 知事への報告

市町村長は、避難のための立退きを勧告・指示し、又は立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難勧告・指示の有無
- (イ) 避難勧告・指示の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

イ 住民への周知

市町村は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた

場合は、市町村地域防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

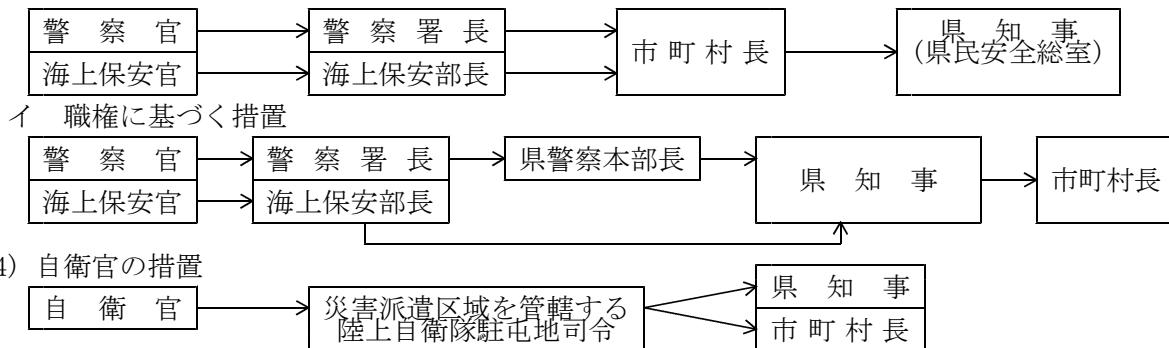
(2) 県（生活環境部）の措置

県は、市町村又は他機関から避難の勧告・指示の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったため、自ら避難の勧告・指示を行った場合、さらには地すべり防止法に基づき、自ら避難の指示を行った場合は、第5節の災害広報により、広報を行なう。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(3) 警察官又は海上保安官の措置の報告系統

ア 災害対策基本法に基づく措置



第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 市町村長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- (4) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (5) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (6) 知事（災害対策基本法第73条　市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である市町村長又は避難指示を発した者がそ

の措置に当たるものとする。

2 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の災害時要援護者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は収容先での救助物資の支給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

3 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 歩行困難な者
- ウ 高齢者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

4 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

5 県の業務

県（生活環境部）は、被災地域市町村長から避難状況の情報を収集するなど状況を把握するとともに、災害救助法適用市町村長から、遠距離地に避難するための輸送に要する車両等の調達の要請があった場合は、第13節緊急輸送対策により車両等を確保するものとする。

災害救助法による避難輸送の範囲

- ア 被災者自身を避難させるための輸送
 - (ア) 災害によって被害を受けた者
 - (イ) 災害によって被害を受けるおそれのある者（市町村長等の指示による避難に限る。）
- イ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

第4 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、市町村長が実施するものとする。
- (2) 市町村限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 市町村長の措置

市町村長は、市町村地域防災計画にあらかじめ避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

なお、市町村は、あらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

(1) 避難所の開設

市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に市町村職員等を維持・管理のための責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその収容状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

開設報告事項

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

市町村長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安部等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- オ 被災者への情報提供

(必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段の設置を図ること。)

カ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(4) 県有施設の利用

県は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時収容するため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市町村長が行う収容活動に協力する。

なお、施設管理者は、収容の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、収容した被災

者の管理は、市町村長が実施する。

(5) その他の施設の利用

市町村長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を経由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するものとする。

3 県の措置

県（生活環境部）は、被災地域市町村長から避難状況、収容を要する人員及び収容状況の報告を受けたときは、その状況を把握するとともに、その指導及び実施状況を確認するものとする。

また、野外収容施設の設置を要する場合において、市町村長から要請があった場合は、県土木部への仮設又は技術指導を要請するものとする。

4 避難所の運営

(1) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市町村職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

なお、県警察本部は、避難所における安全の確保と秩序の維持のため、必要に応じて、（社）福島県警備業協会に対し、あらかじめ締結した協定に基づき、避難所の警戒活動業務を要請するものとする。

(2) 市町村は、町内会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3) 町内会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等は、避難所の運営に関して市町村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。

また、避難所での生活が長期化する場合は、自主的運営による被災者自身による自発的な避難所での生活ルールづくりを支援する。

(4) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、市町村は避難所の運営を行う。

5 避難所での生活が長期化する場合の対策

市町村は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

- (1) 畳、マット、カーペット
- (2) 間仕切り用パーティション
- (3) 冷暖房機器
- (4) 洗濯機・乾燥機
- (5) 仮設風呂・シャワー

- (6) 仮設トイレ
- (7) テレビ・ラジオ
- (8) 簡易台所、調理用品
- (9) その他必要な設備・備品

6 指定避難所以外の被災者への支援

市町村は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給する。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（市町村庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第5 災害時要援護者対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

市町村等は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、災害時要援護者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

県及び市町村は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

市町村は、地域住民、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。

避難誘導に当たっては、災害時要援護者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難場所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

市町村は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

3 避難所における配慮等

(1) 避難所のバリアフリー化等

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、高齢者・障がい者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、トイレに近い場所を確保するなど災害時要援護者の生活エリアの確保を図る。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

市町村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) メンタルヘルスケアの実施

さらに、市町村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の災害時要援護者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 施設・設備の整備

市町村は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

第11節 医療（助産）救護

(生活環境部、保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、福島県医師会、福島県薬剤師会、福島県病院協会、福島県看護協会)

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

県（保健福祉部）は、医療救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を県民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

保健福祉事務所は、市町村及び都市地区医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県（保健福祉部）に速やかに報告する。この場合において、医療機関は救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、市町村の防災行政無線により報告を行う。

県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、市町村などの関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて県民に情報提供する。

第2 医療（助産）救護活動

県、市町村及び各医療関係団体は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、被災地内で医療救護活動を行う。

また、被災地所轄の保健福祉事務所は、派遣された医療救護班の配置調整等を行う。

1 県（保健福祉部）

- (1) 県は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。
 - ア 避難所
 - イ 災害現場
 - ウ 医療機関
- (2) 県は、市町村から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、基幹災害医療センターの県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。
- (3) 医療救護班の業務内容
 - ア 診療（死体検査を含む。）
 - イ 応急処置、その他の治療及び施術
 - ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
 - エ 薬剤又は治療材料の支給
 - オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
 - カ 看護
 - キ その他医療救護に必要な措置

2 市町村

- (1) 市町村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ都市医師会等の協力を得て、医療救護班

を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

(2) 市町村は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

3 その他の機関

(1) 日本赤十字社福島県支部

ア 日本赤十字社福島県支部は、県の要請に基づき医療救護班を派遣して救護活動を行うものとする。なお、災害の状況に応じて独自の判断で救護班を派遣して、被災地の医療機能が回復、若しくは地方公共団体等による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間において、日本赤十字社独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができるものとする。

イ 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。

ウ 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、当県支部と同様の取扱いとする。

(2) 災害派遣医療チーム（DMA T）

ア 福島県は、災害発生時に、被災地に迅速に駆けつけ救急医療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMA T）を災害医療センターのうち5カ所に整備するとともに、機能強化のためのDMA T隊員の研修機会を確保する。

イ 福島県は、「第5次福島県医療計画」により、災害拠点病院等へのDMA Tの整備を進めるとともに、DMA Tの運用について「福島県災害救急医療マニュアル」に位置づけ、災害の急性期（概ね48時間以内）における支援及び受入れに対応できる医療体制の整備を図る。

(3) 福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県看護協会

ア 福島県医師会、福島県歯科医師会及び福島県看護協会は、県（保健福祉部）及び市町村から協力要請があり、その必要を認めたときは、郡市地区医師会、地区歯科医師会及び看護協会支部に救護活動を要請する。

イ 医療救護班の業務内容は、県の医療救護班と同様とする。

(4) 福島県薬剤師会

福島県薬剤師会は、県、市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保と応援医薬品の荷分け、また、救護所において医薬品の管理と調剤を行う。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

ア 医療救護班の班長は、医療救護及び助産救護の介護を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。イ 重症者などの場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプターを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として基幹災害医療センターや

二次保健医療圏単位に設置されている地域災害医療センターへ行う。

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村、医療救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた県、市町村及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

県及び市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保

1 県（保健福祉部）

(1) 県は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により市町村、医療機関等から医薬品等の供給要請があった場合は、福島県医薬品卸組合との委託契約に基づき、卸幹事営業所に供給要請を行うとともに、数量が不足するなどの不測の事態が発生した場合には二次的供給にあたるその他の営業所に供給要請を行うものとする。

(2) 県は、災害発生後医薬品等の薬事営業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医薬品等の調達に努める。

(3) 県は、状況に応じ、県立病院等が所有している医薬品等の活用に努める。

2 市町村

市町村は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

第5 血液製剤の確保

県（保健福祉部）は、災害発生後、県内血液センター施設等の被災状況を速やかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

(1) 血液センターに対して被害の軽微な地域に採血車を出動するように依頼し、県民の献血による血液の確保に努める。

(2) 近隣の都県及び日本赤十字社各支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の導入を図る。

(3) 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊に対し派遣を要請する。

第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県（保健福祉部）及び市町村は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第7 広域的救護活動の調整

県（保健福祉部）は、地震災害時における医療救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円

滑に実施できない場合には、県内他地域又は県外からの応援活動を要請するなど、広域的な調整を図るものとする。

第12節 道路の確保（道路障害物除去等）

(土木部、警察本部、国土交通省東北地方整備局、東日本高速道路(株)、陸上自衛隊、市町村)

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するため必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 優先開通道路の選定基準

(1) 選定基準

「第2章 第15節 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

(2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。

第2 資機材の確保

1 県（土木部）

県は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図る。

なお、県建設業協会等の関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、国、東日本高速道路(株)、市町村と調整を図るものとする。

2 市町村

市町村は、県と同様、普段から資機材の確保を図る。

3 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、各事務所において、資機材の確保を図る。

4 東日本高速道路(株)

東日本高速道路(株)は、応急復旧が可能なように、資機材の確保を図る。

第3 道路開通作業の実施

県災害対策本部は、県内の道路網の被災状況を把握し、県、国、市町村、東日本高速道路(株)の道路開通作業の調整を図るものとする。

1 県（土木部）

県は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、緊急度の高い第1次確保路線道路から開通作業を実施する。

地域によって第1次確保路線から開通することが困難な場合は、第2次確保路線以下の道路から開通する。

なお、被害の状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

また、必要に応じ災害復旧用応急組立橋による復旧を行う。

2 市町村

市町村は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて開通作業を実施する。

3 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡回を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努める。被害があった場合は、確保路線の開通作業を実施する。

また、迂回路等については、県警察本部と協議するものとする。

4 東日本高速道路(株)

東日本高速道路(株)は、被害の状況を迅速に把握するため、速やかにパトロールカー等による巡回を実施し、遅滞なく確保路線の開通作業を実施する。

第13節 緊急輸送対策

(総務部、生活環境部、農林水産部、土木部、警察本部、福島運輸支局、福島海上保安部、陸上自衛隊、(社)福島県トラック協会、(社)福島県バス協会、福島県漁業協同組合連合会)

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救援用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の搜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

第1段階に加え、

- ア 食料、水等の生命維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

各道路管理者は、「第12節 道路の確保（道路障害物除去等）」のとおり、第1次確保路線から緊急輸送路の確保を図る。

2 陸上輸送拠点の確保

県（生活環境部）及び市町村は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び市町村物資受入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

3 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者（県土木部）は、地震災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能を確保する。

また、市町村及び県（生活環境部）は、東北運輸局福島運輸支局、倉庫事業者等の協力を得ながら、荷捌、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

4 物資受入れ空港の確保

県（土木部）は、地震災害時の航空輸送を円滑に行うため、福島空港の物資受入れ空港としての機能を確保する。

5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

県及び市町村は、地震発生時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 県の確保体制

県の輸送手段の確保体制は、次のとおりである。

(1) 車両の確保

ア 県有保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、各担当部局において保有する車両を利用するものとする。

さらに、車両が不足する場合においては、総務部（文書管財総室）において集中して管理している車両を利用するものとする。

なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、管轄警察署に事前届出の申請を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておくものとする。

イ 外部への協力要請

(ア) 生活環境部（生活環境総室）は、あらかじめ締結した「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」に基づき、(社)福島県トラック協会に対して緊急・救援輸送を要請する。

(社)福島県トラック協会は、「緊急輸送実施要綱」に基づき、緊急輸送対策本部を設置し、トラック協会各支部の協力により災害時の緊急・救援輸送を行う。

また、東北運輸局福島運輸支局を通じ、(社)福島県バス協会加盟のバス事業者へ対して協力要請を行う。

(イ) 各防災担当総室は、関係業者（特殊車両等保有業者）に対して、保有する特殊車両等の利用

について協力要請を行う。

(ウ) 生活環境部（県民安全総室）は、陸上自衛隊に対する派遣要請を行う。

(2) 船舶の確保

- ア 県有船舶の利用（農林水産部生産流通総室、土木部河川港湾総室）
- イ 県漁業協同組合連合会に対する漁船の協力要請（農林水産部生産流通総室）
- ウ 東北運輸局福島運輸支局に対する調達・あつ旋を依頼（生活環境部県民安全総室）
- エ 福島海上保安部への応援要請（生活環境部県民安全総室）

(3) 航空機（ヘリコプター）の確保

- ア 県消防防災ヘリコプターの利用（生活環境部県民安全総室）
- イ 県警察保有のヘリコプターの利用（警察本部）
- ウ 陸上自衛隊への派遣要請（生活環境部県民安全総室）
- エ 福島海上保安部への要請（生活環境部県民安全総室）
- オ 民間ヘリコプター会社に対する協力要請（生活環境部県民安全総室）

(4) 鉄道車両の確保

鉄道機関に対する協力要請（生活環境部生活環境総室）

2 市町村の確保体制

(1) 市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

(2) 市町村は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつ旋を依頼する。

3 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第14節 警備活動及び交通規制措置

(警察本部、福島海上保安部)

大規模な地震の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、県民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 警備活動

1 警備体制

(1) 職員の招集

県警察本部は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 災害警備本部等の設置

県警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

(3) 広域緊急援助隊の運用

県警察本部は、被災状況の全体把握に努めるとともに、広域緊急援助隊（被災都道府県警察本部の要請により出動し、被災情報、交通情報等の収集・伝達及び救出救助活動並びに緊急輸送路の確保、緊急輸送車両の先導等の任務を行う部隊）の援助を必要と認めるときは、直ちに隣接（近接）都道府県警察本部等に対して援助の要求を行うものとする。

2 警備活動

(1) 災害情報の収集

県警察本部は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たるものとする。

(2) 救出援助活動

県警察本部は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出援助活動を行うものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、市町村等と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 死体見分

県警察本部は、市町村等と協力し、死体見分場所等を確保するとともに、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

県警察本部は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険箇所等について、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

県警察本部は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察本部は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

県警察本部は、市町村等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

県警察本部は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

交通情報の収集

県警察本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

県警察本部は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接又は近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

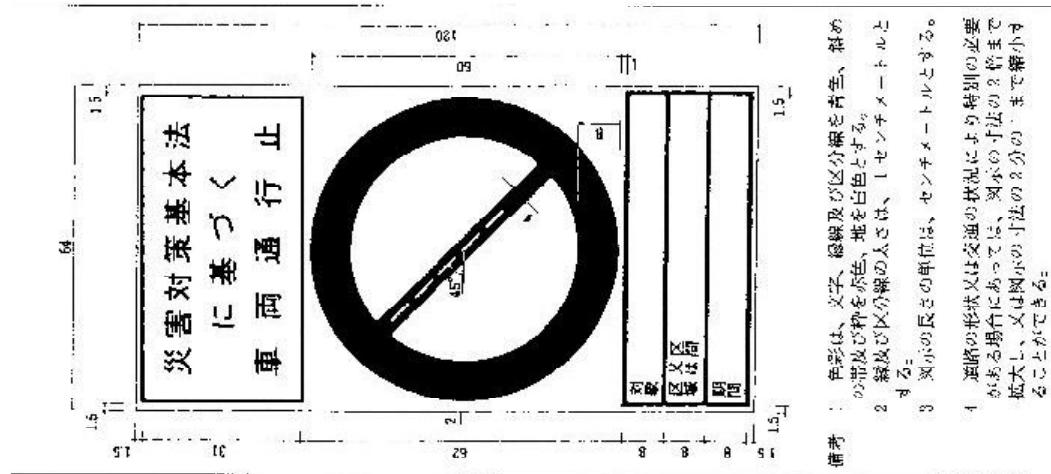
ウ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域におけるインター・チェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

*「標示」の様式（災害対策基本法施行規則第5条 別記様式第2）



イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知するものとする。

(3)緊急通行車両に係る確認手続

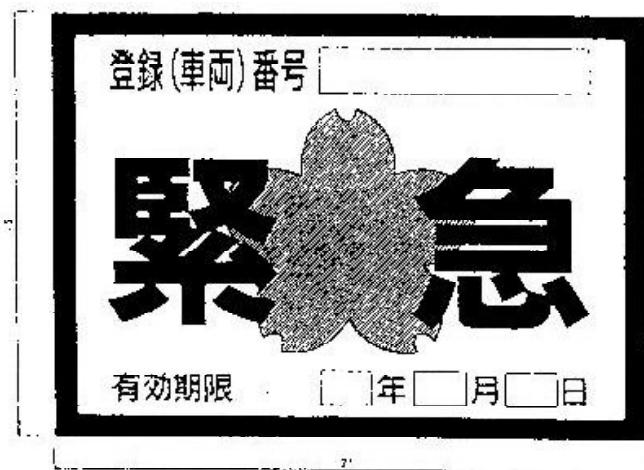
ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）

イ 確認手続き

知事又は公安委員会（警察本部又は最寄りの警察署）は、車両の使用者の申出により、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

※「証明書」の様式（災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第4）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 ① 公安委員会 ②		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急） 輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

- ア 公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るために、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき行うものとする。
- イ 緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略するものとする。
- ウ 公安委員会は、事前届出の申請についての処理、届出済証の交付を受けた者からの確認申請があつた場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。
- エ 公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- (2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいたために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第3 海上警備活動等

福島海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船等及び航空機により、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取り締まりを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第15節 防疫及び保健衛生

(保健福祉部)

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 県の業務

(1) 防疫体制の確立

県（保健福祉部）は、災害防疫対策本部を設置し、被災地域、被災状況等を迅速に把握の上、災害に即応した防疫対策を企画し、防疫活動を推進する。

(2) 健康診断

(3) 患者等に対する措置

ア 就業制限

イ 入院の勧告、措置、退院

ウ 入院患者の医療

エ 移送

オ その他の手続き

(4) 消毒その他の措置

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令、指示

イ ねずみ族、昆虫等の駆除の命令、指示、実施

ウ 物件に係る措置の命令、指示、実施

エ 死体の移動制限等

オ 生活の用に供される水の使用制限等

カ 建物に係る措置

キ 交通の制限又は遮断の措置

ク その他の手続き

ケ 予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種の命令、実施

(5) 報告

ア 被害状況の報告

知事は、被害の状況、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、管内市町村の状況を取りまとめて速やかに厚生労働省に報告する。

イ 防疫活動状況の報告

知事は管内市町村の報告を取りまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式(2)に記載する事項を毎日厚生労働省へ報告する。

2 市町村の業務

(1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。

(2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

ア 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族昆虫等の駆除

ア 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに管轄保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局长通知様式5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

第2 食品衛生監視

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県（保健福祉部）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、当該地区に派遣する。派遣された食品衛生監視班は、所管保健福祉事務所長指揮のもとに活動を行うものとする。

2 食品衛生監視班の編成及び指揮

当該地区の所管保健福祉事務所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。

3 食品衛生監視活動内容

食品衛生監視班は、保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

県（保健福祉部）は、災害の状況により、栄養指導班を編成し、被災地に派遣する。

2 栄養指導活動内容

- (1) 炊き出し、給食施設の管理指導
- (2) 患者給食に対する指導
- (3) その他栄養補給に関するここと

第4 保健指導

県（保健福祉部）・市町村の保健師・栄養士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談を実施し、災害時要援護者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

第5 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

県（保健福祉部）は、災害の状況に応じ、被災地に精神科救護所を設置し、精神科医療チームを派遣して精神科診療体制を確保する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

県（保健福祉部）は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、必要に応じ精神科医療チームを避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

県（保健福祉部）は、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

1 県（保健福祉部）

(1) 防疫及び保健衛生機材の備蓄対策

- ア 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。
- イ 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

(2) 調達計画

- ア 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。
- イ 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、防疫資材の調達に努める。

2 市町村

防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第7 動物（ペット）救護対策

1 県（保健福祉部）の業務

- (1) 災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。
- (2) 保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。

第16節 廃棄物処理対策

(生活環境部、市町村)

災害時におけるごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 ごみ処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されるものと想定される。

市町村においては、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

2 収集体制の確保

市町村は、被災等における環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求める。

このため、市町村は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、市町村は、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ

粗大ごみが大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、市町村は必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

地震による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、市町村は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

2 収集体制の確保

市町村の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講ずることとする。

このため、市町村は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものとの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿、及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくこととする。また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずることとする。

第3 がれき処理

1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

市町村においては、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造 1 m^2 当たり 0.35 t 、非木造 1.20 t を目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として市町村又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、各市町村はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、国や隣接県とともに広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、県（生活環境部）としてはその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関を指導する。

第4 廃棄物処理施設の確保と復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、強いては周囲の環境汚染を引き起こす恐れがあるので、普段より施設の管理を十分に行う。

2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村等の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。なお、被害状況を勘案し、廃棄物処理施設災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱通知に従い、早急に県（生活環境部）に報告するなどの処置を講ずる。

第5 応援体制の確保

市町村は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県（生活環境部）に支援を要請するものとする。また、県は、市町村からの要請あるいは客観的な判断のもとに、近隣市町村等からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、県及び市町村は、震災時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくものとする。

第17節 救援対策

(生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、市町村、
水道事業者、水道用水供給事業者、東北農政局福島農政事務所)

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、県民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体としての市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

市町村は、県（保健福祉部）及び国の協力を得ながら地震等による被災者に対しておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目指とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 市町村の対策

- ア 市町村は、給水班を組織し応急給水を実施する。
- イ 市町村は、水道事業者が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。
- ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。
 - (ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」
 - (イ) 指定避難所等における「拠点給水」
 - (ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(2) 県（保健福祉部）の対応

県は、被災市町村の給水状況及び必要応急給水量を把握し、必要に応じ他の市町村水道事業者及び国の救援について、連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。

(3) 水道事業者の対策

水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、市町村が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。

3 生活用水の確保

県、市町村及び水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

市町村及び県は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食糧、副食・調味料等を調

達し、被災者等に対して供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、市町村、東北農政局福島農政事務所、日本赤十字社福島県支部などとの連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

2 調達及び供給

(1) 県（農林水産部、商工労働部、生活環境部）の措置

ア 県（農林水産部）は、「災害時における米穀の確保及び供給に関する協定」を締結しており、市町村の要請に基づき、広域的な調達能力を有する米穀の販売業者に対し、保有精米の供給を要請する。

イ 県（農林水産部）は、災害の状況その他必要に応じ、東北農政局福島農政事務所に対し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定」等に基づき、政府所有米又は政府保有乾パン等の供給を要請する。

ウ 県（農林水産部）は、「災害時における物資等の調達に関する協定」に基づき全国農業協同組合連合会福島県本部、及び広域的な調達能力を有する販売業者等に食料の調達を要請する。

さらに、県商工労働部は協定等に基づき広域的な調達能力を有する販売業者等に、県生活環境部は福島県生活協同組合連合会に、食料の調達を要請する。

(2) 市町村の措置

市町村は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、高齢者や病弱者等の災害時要援護者への配慮等、質の確保についても配慮するものとする。

3 広域協定に基づく応急物資の調達

県（生活環境部）は、災害の状況その他に応じ、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互支援に関する協定」等に基づき関係都道府県に対し、食料等供給及びそれに必要な資機材提供、衛生知識を有する職員等の派遣を要請する。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

市町村及び県は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあっせん又は調達し、供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、市町村、東北経済産業局、日本赤十字社福島県支部などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとする。

寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、ボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

3 生活必需物資等の調達及び供給

(1) 県の措置

県（商工労働部）は、市町村の要請に基づき、広域の調達力を有する販売業者等から協定等により生活必需物資等を調達するなどして、市町村への円滑な供給を図る。この場合において、県生活環境部も、福島県総合生活協同組合連合会との連絡調整を行い、生活必需物資等の供給を実施する。

(2) 市町村の措置

市町村は、備蓄されている生活必需物資等及び調達計画に基づき地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。

第4 義援物資及び義援金の受け入れ

1 義援物資の受け入れ

県（保健福祉部）及び市町村は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び市町村の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、阪神・淡路大震災の教訓に鑑みて、原則として、個人からの義援物資については、受入れを行わないものとする。

2 義援金の受け入れ

県（保健福祉部）及び市町村は、あらかじめ義援金の受け入れ体制を整えておくものとする。

第18節 被災地の応急対策

(知事直轄、生活環境部、土木部、福島財務事務所、日本銀行福島支店、福島海上保安部、市町村、(社)福島県建設業協会、(社)プレハブ建築協会)

被災地内の住民の生活を復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。

また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行うとともに、日本銀行等は応急金融措置を実施する。

第1 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

- ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市町村長がその障害物の除去を行うものとする。
- (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には市町村が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（管轄の建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、(社)福島県建設業協会（以下、この項目において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 河川における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

イ 河川管理者は、河川法第22条第1項に規定による緊急措置を行うものとする。

ウ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第21条の規定による緊急措置を行うものとする。

3 港湾・漁港の航路等における障害物の除去

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。
- (2) 福島海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずる。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には市町村等の設置する廃棄物処分場へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

なお、市町村においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地等の公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

5 関係機関との連携

- (1) 県（土木部）は国の出先機関、市町村、県建設業協会の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、確保等に努めるものとする。
- (2) 県（建設事務所）は、県建設業協会（支部）の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所について、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示するものとする。
- (3) 県は、市町村等から住民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関等

- ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の立案と実施は、市町村長が行うものとする。
- イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。
- ウ 市町村は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- エ 県（土木部）及び市町村は、応急仮設住宅の建設及び下記2の住宅の応急修理に当たり、資材の調達及び要員の確保について、（社）プレハブ建築協会、県建設業協会等に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれか

に該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県（土木部）が当該市町村長の協力を求めて行うものとする。

ただし、県は状況に応じて当該市町村長に事務委託することができるものとする。

ウ 規模・構造及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

(イ) 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去された（バリアフリー）の仕様とする。

(ウ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

(ア) 都市計画公園予定地 (イ) 県有施設敷地内空地

(ア) 公営住宅敷地内空地 (オ) 国・市町村が選定供与する用地

(ウ) 公園、緑地及び広場 (カ) その他の適地

現在、県（土木部）においては、「災害時における応急仮設住宅供給に係る報告要領」に基づき、毎年2回調査を実施し、応急仮設住宅の建設可能地の把握を行っている。

オ 着工及び完成の時期

(ア) 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

(イ) 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

(ウ) 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

カ 建設が遅れた場合の措置

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、厚生労働省と協議の上、公営住宅の一時使用、民間賃貸住宅の借り上げ等により住宅の供与を行う。

2 住宅の応急修理

(1) 実施機関等

ア 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、市町村長が行うものとする。

イ 災害救助法を適用した場合の被災家屋の応急修理は、知事が行う

(2) 実施方法等

ア 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

(ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力では応急修理ができないものであること。

イ 応急修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から1カ月以内に完了するものとする。

3 応急措置及び応急復旧の指導・相談（建築物応急危険度判定士等の養成・活用）

(1) 建築物応急危険度判定士等の養成

県（土木部）は、被災地において被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行うとともに、災害時において判定士等を迅速かつ効果的に活用するための制度（ボランティア登録制度等）づくりを行うものとする。

(2) 市町村は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

4 公営住宅等のあっせん

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

県（知事直轄、生活環境部）及び市町村は、地震により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

市町村は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

県においては、各地方振興局（災害対策地方本部）が、関係部局及び関係機関の協力を得て行うものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部局及び国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

(1) 生業資金のあっせん、融資に関する事。

(2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関する事。

(3) 行方不明者の捜索に関する事（被災者の安否の確認に関する事）。

(4) その他住民の生活に関する事。

第4 応急金融対策

1 日本銀行福島支店の措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずるものとする。

なお、被災地における損傷銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、日本銀行福島支店又は被災地所在金融機関が緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図るものとする。

また、現金の輸送に際しては社会不安等を生じさせることのないよう、県警察本部等の協力のもと、その安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 金融機関の業務運営の確保

必要に応じ、営業時間の延長及び休日臨時営業を行うとともに、金融機関相互の申し合わせ等により、同様の措置を取るよう指導するものとする。

また、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行うものとする。

(4) 金融機関による非常金融措置

被災者の便宜を図るため、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置を取り得るよう、あっせん、指導を行うものとする。

ア 預金通帳を滅（紛）失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災したために支払期日が経過した手形について、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができる。また、災害関連手形の不渡処分について適宜配慮すること。

エ 損傷銀行券及び貨幣の引換えについて、状況に応じ必要な措置をとること。

オ 国債を紛失した又は汚損した場合の取扱いについて、相談に応ずること。

カ 被災者への融資に対し、相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化等の措置を取ること。

(5) 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、(3)金融機関の業務運営の確保及び(4)金融機関による非常金融措置については、福島財務事務所等関係行政機関と協議の上、これを行うこととし、また、金融機関及び報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

第19節 死者の搜索、遺体の処理等

(生活環境部、保健福祉部、警察本部、福島海上保安部、市町村)

県又は市町村は災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 県内医師会及び歯科医師会との協力体制の整備

警察本部は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ県内の医師会及び県内歯科医師会等との協力体制の整備を図っておくことが重要である。

県（保健福祉部）が派遣した医療救護班においても、検案業務を行うことになっている。

3 広域的な遺体処理体制の整備

市町村は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要である。

この場合において、県（保健福祉部）は、民間事業者への協力要請、他都道府県を含む広域的な支援体制の調整を行い、市町村を支援する。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

(1) 市町村は、県（保健福祉部）、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、市町村は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

(2) 福島海上保安部は、海上における遭難船舶の乗組員及びその他の行方不明者の申告があった場合は、所要事項を聴取のうえ、必要と認めるときは巡視船等により搜索する。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

(1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。

(2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1（災害救助法による救助の程度、方法及び期間）による。

3 市町村以外の機関の対応

県（保健福祉部）及び消防機関は、市町村の実施する遺体搜索活動を支援する。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官又は海上保安官による検視及び医師（医療救護班）による検査を終えた遺体は、市町村が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、靈柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

市町村は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

市町村は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておくものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

(1) 災害の際死亡した者についての遺体に関する処理は、以下の事項について行うものとする。

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）

イ 遺体の一時保存

ウ 検査（原則として医療救護班によって行う。）

4 県警察本部及び海上保安部の対応

(1) 遺体の検視

警察官又は海上保安官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

(2) 遺体の搬送

市町村が実施する遺体の搬送活動に協力する。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、市町村が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬に当たっては、市町村は火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 燃骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

ア 市町村は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少數の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 市町村は、火葬許可に当たっては、管轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

(1) 火葬・埋葬は原則として当該市町村内で実施する。

(2) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1（災害救助法による救助の程度、方法及び期間）による。

第5 災害弔慰金の支給

市町村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、当該市町村の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金の支給対象災害及び支給限度額

1 対象災害

(1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

(2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合 500万円、その他の者の場合 250万円を限度として支給する。

第20節 生活関連施設の応急対策

(保健福祉部、土木部、水道事業者、水道用水供給事業者、下水道事業者、東北電力㈱、(社)福島県電設業協会、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPGガス事業者、(社)福島県エルピーガス協会、東北経済産業局、各鉄道事業者、東北運輸局、東日本電信電話㈱、各放送事業者、東北総合通信局、工業用水道事業者)

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急復旧対策

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、地震発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧に当たっては、緊急性の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎、冷却水を必要とする発電所・変電所などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

県（保健福祉部）は、震災による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整をするものとする。

3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、隨時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定期限等についての情報の提供・広報を行うものとする。

第2 下水道施設等応急対策

下水道管理者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に障害がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

下水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

2 応急対策用資機材の確保

下水道管理者は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置するものとする。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他電力会社からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプターその他実施可能な運搬手段により行うものとする。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てる。

4 災害時における広報

- (1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。
 - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
 - ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
 - エ 浸水などにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、災害対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆（住民）の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 会社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 復旧の状況と見通し

ウ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずるものとする。

7 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧作業の完了見込み

カ その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

[県の措置]

県（土木部）は、外線以外の工事（各家庭等の内線工事の復旧は除く。）で、避難場所、公共施設、官公庁、各防災施設の内線工事の復旧、非常用電源の確保について、災害の状況により、必要

に応じて(社)福島県電設業協会に復旧を要請するものとする。

第4－1 ガス施設（都市ガス）応急対策

1 災害対策本部

震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた社員・職員が出動し、巡回・点検等を行い、供給停止等の被害が生じた場合には、二次災害防止のための供給停止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、次に掲げる備品等を通常から整備しておくものとする。

- ア ファックス等の通信機器
- イ 被害状況連絡表
- ウ 需要家リスト
- エ 導管図等所要設備資料

2 人員の確保

(1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定に当たっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

(2) 社員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」((社)日本ガス協会)に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生し、ガスの供給を停止する場合は、需要家の不安の除去に重点をおいて広報活動を行うものとする。

(1) 地震発生直後の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車等を通じて「ガス栓や器具栓を閉めて、ガスの火を消すこと。」などを広報するものとする。

(2) ガス供給停止時の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

- ア ガスの供給を停止したこと。（一部の地区のみを停止した場合は、その地区をわかりやすく広報すること。）
- イ ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。
- ウ ガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況によりガスの供給停止等措置の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 一般情報

- ア 供給区域の地震規模に関する情報の収集

- (ア) 地方気象台からの地震情報
- (イ) 事業所内等設置の地震計による地表面最大加速度
 - イ 一般被害状況に関する情報の収集
 - (ア) 一般住民の家屋被害情報、人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
 - (イ) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
 - (ウ) その他災害に関する情報（交通状況等）
 - (2) 設備の被害情報
 - (ア) ガス送出能力に係る設備の被害情報
 - (イ) ガス導管網の被害状況

5 災害時における緊急措置

ガス需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、被害状況から供給の継続が困難と判断された場合には、災害対策本部長は、供給停止等の措置を講ずるものとする。

また、被害状況から供給継続の可否を総合的に判断できるよう供給停止判断のための基準等をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、供給停止の際の具体的な措置は次のとおりとする。

- (1) ガス製造を停止し、ガスホルダー、主要な中圧導管、整圧器等を緊急遮断して送出を停止する。
- (2) 二次災害の発生を防止するため、中圧導管内の残留ガスの減圧を行う。
- (3) 需要家への供給停止及びメーターガス栓閉止依頼の広報を行う。

6 復旧作業等

- (1) 災害対策本部は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

- (ア) 救援を必要とする作業内容
- (イ) 要員
- (ウ) 資機材及び工具車両
- (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等

ウ 復旧作業の日程

エ 仮復旧の見通し

オ その他必要な対策

- (2) 復旧作業計画の策定、中圧以上の復旧作業、供給操作等は、被災事業者独自の供給形態、地域特性に依存するところが大きいため、原則として被災事業者が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

- (3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

- (4) 他事業者等との調整（情報の提供）

復旧作業を効率的に行うために、県又は市町村は、水道事業者等他の事業者の復旧作業について、調整が必要となる場合は情報を提供するものとする。

第4－2 ガス施設（簡易ガス）応急対策

1 災害対策本部

震度5弱以上の地震が発生した場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動し、巡回・点検等を行い、被害状況によっては、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

2 人員の確保

(1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定に当たっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

(2) 社員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「簡易ガス事業の防災に係る通報・応援実施要領」((社)日本簡易ガス協会東北支部)に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRに努めるとともに、災害時においては、広報車等を通じて二次災害防止等の広報を行うものとする。

4 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況によりガスの供給停止の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 設備の被害情報

- ア 特定ガス工作物に係る被害状況
- イ ガス導管網の被害状況

(2) 需要家からの情報

- ア 供給地点の地震に関する情報の収集
- イ 需要家の家屋被害情報

(3) 一般情報

- ア 気象台からの地震情報
- イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
- ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

5 災害時における緊急措置

ガス需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、被害状況から供給の継続が困難と判断された場合、警察、消防機関等から危険予防措置の要請があった場合等には、災害対策本部長は、供給停止等の措置を講ずるものとする。

6 復旧計画等

(1) 災害対策本部は、各設備ごとの被害状況を把握し、前記〔都市ガス事業者〕6の(1)に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織等に速やかに報告するものとする。

(2) 復旧作業に日数を要する場合は、容器等により仮供給を行うものとする。

(3) 復旧作業計画の策定は、被災事業者独自の供給形態、地域特性に依存するところが大きいため、原則として被災事業者が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本

部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(4) 復旧計画の策定及び実施

前記〔都市ガス事業者〕6の(3)に同じ。

第4－3 ガス施設（L Pガス）応急対策

1 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出動して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 社団法人エルピーガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 地震等による災害が発生した場合等

地震により災害が発生し、被害の状況がB級事故以上等の規模になると認められる場合又は震度5以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、「福島県L Pガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報するものとする。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、地震時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

(2) 地震発生直後の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車等を通じて「ガス栓や器具栓、ガスの火を消すこと。」などを広報するものとする。

(3) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ L Pガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の地震規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及び都市ガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道

等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

(1) 協会の現地災害対策本部長は、各設備ごとの被害状況を把握し、前記〔都市ガス事業者〕6の

(1)に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

(2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施

前記〔都市ガス事業者〕6の(3)と同じ。

第5－1 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社）応急対策

1 災害應急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 仙台支社対策本部

(ア) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付きは関係課長又は担当者とする。

イ 現地対策本部

(ア) 現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

(イ) 本部付きは関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。

イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びS I値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

ア 地震が発生した場合の運転取り扱いは次による。

(ア) 地震計に12.0カイン以上（一部6.0カイン以上）の場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(イ) 地震計に6.0カイン以上12.0カイン未満（一部3.0カイン以上6.0カイン未満）の場合、初列車を、25km/h又は35km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(ウ) 地震計に6.0カイン未満（一部3.0カイン未満）の場合、特に運転規制は行わない。

イ 列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

(ア)迂回又は折り返し運転

(イ)臨時列車の特発

(ウ)バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

(1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動搖・混乱の防止に努める。

(2) 駅長等は、災害時の動搖・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。

(3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。

(4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第5－2 鉄道施設（その他の民有鉄道事業者）応急対策

県内のその他の民有鉄道事業者は、地震による災害発生時における旅客の安全確保と円滑な輸送を図るため、各事業者の災害応急処理規程等の定めるところにより、東日本旅客鉄道株式会社に準じて応急対策を実施するものとする。

第6 電気通信施設等応急対策

地震災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県、市（本部）及び各防災関係機関と密接な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 災害時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検を行う。

ア 電源の確保

イ 非常用対策機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備

ウ ビル建築物の防災設備の点検

エ 工事用車両、工具等の点検

オ 保有する資材、物資の点検

カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

地震により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が難になつたり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

ア 通信の利用制限

イ 非常通話、緊急通話の優先・確保

ウ 無線設備の使用

エ 非常用公衆電話の設置

オ 臨時電報、電話受付所の開設

カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧工事

a 電気通信設備を応急的に復旧する工事

b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

a 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 地震等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にし

たがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	<input type="radio"/> 気象機関に設置されるもの <input type="radio"/> 水防機関に設置されるもの <input type="radio"/> 消防機関に設置されるもの <input type="radio"/> 災害救助機関に設置されるもの <input type="radio"/> 警察機関に設置されるもの <input type="radio"/> 防衛機関に設置されるもの <input type="radio"/> 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの <input type="radio"/> 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの <input type="radio"/> 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<input type="radio"/> ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの <input type="radio"/> 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの <input type="radio"/> 選舉管理機関に設置されるもの <input type="radio"/> 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの <input type="radio"/> 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの <input type="radio"/> 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	<input type="radio"/> 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第7 放送施設等応急対策

1 基本方針

(1) 日本放送協会福島放送局

災害が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速かつ的確に必要な措置をとる。

なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、あらかじめ選定した退避所に速やかに移転し、放送を継続する。

(2) ラジオ福島

災害が発生した場合は、「災害時における放送実施体制要領」に基づき、災害対策本部の設置、放送機器の確保、速報体制の確立、速報の実施等の措置を速やかに行う。

(3) 福島テレビ

災害が発生した場合は、非常事態対策要綱に基づき、県民に必要な情報を伝達する放送の公共的使命に鑑み、その業務執行体制を敷き、非常事態対策本部のもとに、総務対策部、放送対策部を置き、非常時情報を放送するために対応する。

(4) 福島中央テレビ

放送施設の機能が損なわれる規模の災害が発生した場合は、F C T 非常事態対策要綱に基づく対策本部を速やかに設置する。

各対策部は、あらかじめ定められた分掌により、災害の規模、地域に応じた適切な措置を取るものとする。

(5) 福島放送

非常災害が発生した場合は、非常対策規定に基づき、非常災害対策本部を設置し、放送対策、管理対策に分類した応急復旧活動に努める。

(6) テレビュー福島

非常災害時放送対策要綱に基づき、非常災害対策本部を設置し、情報収集、放送の確保、及び非常災害時編成要領に従い番組を放送するとともに、マニュアルにより応急復旧活動に努める。

(7) エフエム福島

災害が発生した場合は、「エフエム福島非常災害対策要領」に基づき速やかに必要な措置をとる。

なお、放送施設の確保、災害放送の継続等についても全国FM協議会加盟局と連携を密にして応急復旧活動に努める。

2 応急対策

(1) 日本放送協会福島放送局

ア 放送設備

空中線、給電線、放送機器、電源等の各箇所の被害については、応急措置を講ずる。

イ 会館、施設設備

(ア) 演奏設備が回復不能と判断される場合は、あらかじめ選定した退避所から直接放送を行う。

- a 非常用放送施設の開設運用
- b 非常持出し機材・書類の搬出及び保管
- c 必要機材の借用、調達（工事要員を含む。）
- d 連絡系統確保、非常無線通信の利用
- e 施設の応急対策
- f その他送信確保に必要な事項

(イ) 局間連絡系統開設順位

- a 放送回線
- b 打合せ専用回線（VHF回線を含む。）
- c 加入電話
- d NHKの基地局、陸上移動局及び簡易無線局
- e NHK専用線（試験打合せ線、専用線借用）
- f 非常通信協議会加盟通信網

ウ 被災地への情報提供のため、次の措置を講じる。

自治体要請により、受信機の貸出し、受信設備等復旧対策

(2) ラジオ福島

ア 演奏系の被災に対するもの

(ア) 本社に仮演奏所を設ける。

(イ) 市内の適当な場所（NTT中継所等）に仮演奏所を設ける。

(ウ) 郡山放送局に仮演奏所を設ける。

イ 送信系の被災に対するもの

(ア) 空中線の倒壊、異常変化についてはメーカーに急報し、仮設空中線を建設する。

(イ) 災害を受けない送信系機器を被災局に移動設置する。

(ウ) 他社の移動用送信系機器を借用し、設置する。

(エ) 中継、伝送系については、陸上移動局による対応、又は隣接局の放送を受信し、代用回線とする。

ウ 電源設備

(ア) 停電

各局共、自家発電装置又はバッテリーによる予備電源があり、停電時に対応する。

(イ) 火災

各局共、ハロン系消火設備が設置されており、火災時に対応する。

エ 中継局設備

(ア) 送信系の被災については、イに準ずる。

(イ) 停電、火災については、ウの設備により対応する。

(ウ) 放送回線断に対しても、陸上移動局による対応、又は隣接局の放送を受信し、代用回線とする。

オ 災害情報速報体制

(ア) 第一段階

あらかじめ決められたインフォメーションを繰り返し放送する。

(イ) 第二段階

a 周辺の取材レポート

b 気象台、県警本部、消防本部からの発表を中心に放送する。

(ウ) 第三段階

a 被害状況の説明

b 飲料水、避難方向、救急病院の指示、誘導

c 食料、救援物資の指示

d 避難、誘導のお知らせ

e 関係機関から被災者への連絡

f 尋ね人の放送

(3) 福島テレビ

ア 取材班

① 取材計画体制及び取材方法

② 非常時放送番組の制作送出

③ 現地との連絡回線の確保

④ 取材及び中継

⑤ キー局・関係各社への連絡

イ 編成・放送班

① 非常時番組の放送

② マイクロ回線の確保

③ キー局・関係各社への連絡

④ 放送機能の確保

⑤ 送信機能の確保

⑥ 非常時放送の準備と送出

(4) 福島中央テレビ

ア 本社・演奏所が被災し、機能を喪失した場合

機能回復に相当の時間を要すると判断した場合は、以下の方法により放送の継続に努める。

(ア) 中継車を使用して番組を送出する。

(イ) 送信所に中継車を派遣する。

イ 送信所が被災し、機能を喪失した場合

基本的には社員及び専門メーカー技術員を緊急に招集し、機能回復に全力を注ぐものとする。

- (ア) 給電線が被災した場合、予備給電線への切替えによって対応する。
- (イ) S T L・T S L回線が被災した場合、F P Uによって対応する。

ウ 中継局

主要中継局が被災した場合は、以下の応急処置により放送の継続に努める。

- (ア) 停電が長時間に及ぶと判断した場合、可搬型発電機を使用する。
- (イ) 中継放送機器が被災した場合、代替放送機器を使用する。
- (ウ) 空中線・給電線系が被災した場合、社員及び専門メーカーによる応急措置及び修理を行う。

エ その他の設備

N T T回線が不通となった場合は、N T V系列のS N G（通信衛星）回線により番組の配信を受ける。長時間に及ぶ場合は、N T T端局・中継局と演奏所の間に臨時マイクロ回線を設置し対応する。

(5) 福島放送

放送設備、送出設備、演奏所、電源設備、送信所、中継施設、衛星受信局等の各箇所の被害については、迅速・的確に応急措置を講じ、放送の継続を確保する。

(6) テレビュー福島

ア 送信所、中継局設備

空中線、給電線、放送機器、電源等の各箇所を点検し、被害がある場合は応急処置を講ずる。

イ 演奏所、施設設備

(ア) 演奏所設備の一部が断の場合

- | | |
|---------------|--------------|
| a N T T回線断の場合 | S N G回線に退避運用 |
| b マスター設備断の場合 | 副調整室にて仮設運用 |
| c 副調整室機能断の場合 | 中継車を出動させ仮設運用 |
| d 受電系統断の場合 | 非常用発電機にて運用 |

(イ) 演奏所設備が回復不可能と判断される場合は、送信所等から直接放送を行う。

- a 中継車を出動させ仮設運用
- b 連絡系統確保（仮設S T Lも含む）

(ウ) 連絡回線開設順位

- a S N G打合せ回線
- b 各支社打合せ専用回線
- c 業務無線専用回線（基地局回線）
- d 加入回線
- e 非常通信協議会加盟通信網

(7) エフエム福島

ア 放送設備

中継局設備を含め、空中線、放送機器、電源等の各箇所を点検し、被害については社員及びメーカーによる応急処置を行う。

イ 演奏所設備

- (ア) マスター設備が被災した場合は、副調整室から運用
- (イ) マスター設備、副調整室共に被災した場合は、直接送信所から放送を行う。

ウ その他

衛星受信局が被災した場合は、I S D N回線で放送の継続を確保する。

第8 工業用水道施設等応急対策

工業用水道事業者は、災害が発生した場合は、直ちに被害状況の調査等を実施し、次により工業用水道施設の復旧対策を行うものとする。

1 的確な情報伝達・広報活動

施設の被災状況や復旧見込み等について、速やかに工業用水使用企業や関係機関等に対して情報の提供を行う。

2 要員の確保

緊急時の配備体制により応急復旧に必要な要員の確保を図る。

3 応急復旧用資機材の確保

応急復旧工事に必要な資機材の優先調達を図る。

4 復旧計画の策定

管理施設、ポンプ場及び処理場などの施設毎に、次の事項等を内容とした復旧計画を策定する。

(1) 応急復旧の緊急度及び工法

(2) 復旧資材及び作業員の確保

(3) 設計及び監督技術専門家の確保

第21節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

(総務部、土木部、農林水産部、県警察本部、東北地方整備局、
北陸地方整備局、市町村、東日本高速道路(株))

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 県管理道路の応急対策計画（土木部）

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置を取る。

ア 市町村

(ア) 行政区域内の道路の被害について、速やかに県（土木部）に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(イ) 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

イ 県

(ア) 防災機関等への連絡

道路管理者は、地震による道路の被害状況、措置状況等の情報を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(イ) 点検措置

地震の発生後、道路等について、直ちに点検を行い、緊急に復旧計画を策定し、応急措置計画を樹立する。

(ウ) 交通規制

地震災害発生と同時に、警察と協力して交通規制を行い、インターネット、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し交通情報等を提供する。

(3) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

ア 市町村

市町村は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県（土木部）に被害状況を報告する。

イ 県

県は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに災害復旧計画を作成する。

2 直轄管理の国道の応急対策計画（東北地方整備局）

(1) 基本方針

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、県の災害対策本部等の関係機関に連絡する。

イ 道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

この場合、主要避難路及び緊急輸送路から優先的に実施する。

ウ 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、広報等、住民の安全確保のため必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

3 東北自動車道、磐越自動車道及び常磐自動車道の応急対策計画（東日本高速道路（株））

(1) 基本方針

地震災害が発生した場合は、東日本高速道路（株）の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部長による非常体制を指令し、職員等の非常出動体制による災害応急活動に入る。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

イ 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとる。

ウ 交通規制

地震災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

エ 初期消火及び火災防止活動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

オ 救出及び応急対応

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、消防機関等の行う救急活動に協力する。

カ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

4 主要農道、主要林道応急対策計画（県農林水産部）

(1) 基本方針

地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。

特に農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ 交通の確保

農道・林道管理者は所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(3) 交通規制

農道管理者は通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また、林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

5 交通安全施設応急対策計画（県警察本部）

(1) 基本方針

県警察は、地震により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、迅速に対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、体制の整備及び主要交差点における交通信号機電源附加装置の設置等、交通安全施設の整備を推進する。

(2) 応急対策

ア ヘリコプターによる被害状況の把握

テレビカメラ搭載のヘリコプター（ヘリテレ）により、被災地域内の交通安全施設等の被害状況を早急に把握する。

イ 信号機等の応急復旧

交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、次により復旧する。

(ア) 国道4号、国道6号、国道13号及び国道49号をはじめとする県指定の緊急輸送路等を優先して復旧する。

(イ) 前記路線の信号機の復旧順位については、県警警備本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先等諸般の状況を総合的に判断し、順次復旧する。

ウ 交差点における交通整理

被災地内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置して交通の安全と円滑化を図り、被災地域住民の不安の解消に努める。

エ 交通情報提供装置等による交通（道路）情報の提供

道路利用者に対し、交通管制センターの交通情報提供装置、テレガイド等による情報の提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を抑制する。

オ 報道機関に対する交通（道路）情報の提供

報道機関へ交通（道路）情報を提供し、ラジオ、テレビを通して被災地域内への一般車両の流入抑制を図る。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設及び海岸保全施設応急対策

(1) 基本方針

県（土木部）は、地震による被害を軽減するため、市町村、消防機関等の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設及び海岸保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

- ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
- イ 水門、樋門等に対する遅延のない操作
- ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備
- エ 市町村における相互の協力及び応援体制

(2) 応急対策

市町村の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等、調整にあたる。また、併行して河川管理施設及び海岸保全施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

市町村の応急復旧についても技術的援助及び調査を行う。

(3) 復旧計画

- ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。
- イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

[直轄管理の河川管理施設の応急対策]

(1) 基本方針

東北地方整備局及び北陸地方整備局は、地震による被害を軽減するため、県、市町村、消防機関等の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設及び海岸保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合にも施設の応急復旧に努める。

- ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
- イ 水門、樋門等に対する遅滞のない操作
- ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

(2) 応急対策

県、市町村の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等、調整にあたる。また、併行して河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 復旧計画

- ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。
- イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

2 港湾・漁港施設応急対策

(1) 基本方針

県（土木部）は、地震により、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾、漁港施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

(2) 応急対策

港湾管理者及び漁港管理者は、災害の発生を知ったときは、直接又は船舶所有者の協力を得て港内を点検し、被害状況を速やかに的確に把握し、必要な場合、関係機関の協力を得て応急措置を講ずる。

(3) 復旧計画

地震により港湾、漁港土木公共施設が被害を受けた場合において、各施設管理者は被害状況を調査し復旧する。特に公共の安全確保上緊急に復旧を必要とするものについては、速やかに復旧する。

港湾、漁港施設の被害のうち、特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 係留施設の破損で、船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの。

イ 臨港交通施設の破損で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能か、又は著しく困難であるもの。

ウ 水域施設の埋塞で、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。

エ 外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

3 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

(2) 応急対策

ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に水位の低下等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関及び一般住民への連絡・通報は、各ダムの操作規則又は操作規程等により行う。

4 砂防施設等応急対策

(1) 基本方針

県（土木部）は、地震により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、震後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、関係市町村の協力を得て土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所の災害発生状況を調査する。

(2) 応急対策

震後点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等より二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や市町村と協力し、応急対策に努めるものとする。

5 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに当該市町村に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、市町村長の指示のもとに直ちに緊急放流

や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止を重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

3 県庁舎等の応急修理

(1) 被害状況の把握

県庁舎等の管理者は、庁舎等の被害状況を速やかに調査し、関係主管機関に報告するものとする。

(2) 応急修理

軽易な被害については、庁舎等管理責任者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、関係主管部は総務部と協議のうえ修理を行うものとする。

なお、必要に応じ、土木部の応援を得るものとする。

(3) 仮設庁舎の設置

被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し必要により仮設庁舎を建設する。

第22節 文教対策

(総務部、県教育委員会、市町村教育委員会)

県・市町村教育委員会及び校長等は、地震災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、震災時における応急対策計画を定めるものとする。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
ただし、障がいのある生徒等については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、生徒等を教室等に集める。
- (2) 生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がいのある生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るために、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

3 教育施設の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

この場合、県教育委員会は、関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図る。

4 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（特別支援学校の別）に参集する。

(ア) 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

(イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、県教育庁学校経営支援課を通じて教育総務課に報告する。

(ウ) 県教育委員会の指示

教育総務課においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校に対しては学校経営支援課を通じて、市町村教育委員会に対しては教育事務所を通じて、教員の配置等適宜指示連絡をする。

(エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもつて授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	a 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 b 管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。 c 管内隣接校の協力を求めること。 d 短期、臨時的にはPTAの適当なもの協力を求めること（退職教員等）。
2 校舎が全部被害を受けた場合	a 公民館、公会堂等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等の利用を行うこと。 d 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	欠員（欠席）が多数のため、b、cの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請して県において配置するよう努めること。
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。	長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておくこと。
4 県内全域に大きな被害が発生した場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用するこ	

5 学用品の確保のための調査

- (1) 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。
- (2) 県教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して教科書等の学用品を給与するために、文部科学省及び県内図書取次店等への協力要請等必要な措置を講ずる。

6 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、市町村の防災担当部局、県教育委員会及び市町村教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市町村担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

7 授業料等の免除

被災によって授業料等の免除等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料等を免除する等の特別措置を講ずる。

8 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の設置者がそれぞれの責任の範囲において実施する。

第3 文化財の応急対策

建築物が被災した場合には、県（教育委員会）は、市町村教育委員会や文化財パトロール員による被害状況報告を受けて、以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害が小さいときは、地元と連絡を取り合って応急修理を行う。
- (2) 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

また、五輪塔などの石造建物には崩壊するおそれのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧が可能であり、市町村を指導して保存の処置を進める。

第23節 災害時要援護者対策

(生活環境部、保健福祉部、市町村、社会福祉施設等管理者)

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第11節避難」のとおり、災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな災害時要援護者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要援護者に係る対策

1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿つて、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、被災市町村は、以下の点に留意し、民生・児童委員の協力を得ながら、要援護者対策を実施する。

- (1) 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努める。
- (2) 要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
 - ア 避難所へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- (3) 要援護者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要援護者の把握調査を開始すること。

2 県（保健福祉部）は、国（厚生労働省）との連携を図りながら、前記の市町村が行う措置について、他の都道府県及び市町村への応援要請等必要な支援を行う。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第11節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。
- 4 県（保健福祉部）及び市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。

(3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

- 1 県（保健福祉部）及び市町村は、避難所や在宅における一般の要援護者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。
 - (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
 - (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用するにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
 - (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
 - (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
 - (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

- (1) 県（保健福祉部）及び市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。
 - ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、県（保健福祉部）及び市町村に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
 - イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
 - ウ 県（保健福祉部）及び市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
 - エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。
また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営むまでの経済的支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

県（保健福祉部）は、被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

県（保健福祉部）及び市町村等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

市町村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

市町村は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人登録原票等を活用した外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市町村は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

この場合において、県（生活環境部生活環境総室）は、（財）福島県国際交流協会と連携して市町村を支援する。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県（生活環境部生活環境総室）及び市町村は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

県（生活環境部生活環境総室）は、（財）福島県国際交流協会内に災害に関する外国人への相談窓口を開設する。

また、市町村においても、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第24節 ボランティアとの連携

(生活環境部、保健福祉部、市町村、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、農林水産部、土木部)

大規模な地震により県内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生した場合、県（災害対策本部）及び市町村は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し込み等があった場合には迅速かつ的確に受け入れるものとする。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等については、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを市町村及び県単位に設置し、対応に当たる。

2 情報提供

県及び市町村は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努めるものとする。

特に、発災直後においては、近隣都道府県・市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

県災害対策本部における総合的な窓口は文化スポーツ班が当たるが、各担当班においても積極的に窓口を設けて情報提供を行う。

3 活動拠点の提供

県及び市町村は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設の提供を行うものとする。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊きだし、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 老人介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 10 無線による情報収集及び伝達

なお、組織化されていないボランティアについての受け入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申し出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、県及び市町村において効率的な活用を図るものとする。

第3 ボランティア保険の加入促進

県、市町村及び県社会福祉協議会は、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるとともに、災害の態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

第25節 危険物施設等災害応急対策

(生活環境部、保健福祉部、市町村、消防本部、(社)福島県危険物安全協会連合会、各危険物取扱事業者、(社)福島県火薬類保安協会、各高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）、福島県地域防災協議会、福島県L Pガス卸売協議会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会、(社)福島県冷凍空調設備工業会、各毒物劇物取扱事業所)

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

危険物取扱事業者は、地震により危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防機関及び近隣事業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整えるものとする。

2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、地震の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報

- ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
- イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
- ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防署、警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講じるものとする。

- (1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、ただちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。
- (2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣事業所へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。
- (3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

5 県（生活環境部）、市町村その他防災関係機関の対応

- (1) 災害情報の収集及び報告

市町村長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、

その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 社会混乱防止対策

市町村、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。県は、必要に応じて他の消防本部等への応援の指示及び他県への応援要請について考慮する。

(4) 避難

市町村長は、所轄警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、勧告、避難所への収容を行う。

(5) 交通応急対策

道路管理者、県警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

(6) 海上の危険物対策

福島海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第2 火薬類施設応急対策

1 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者（以下、この項目において「関係事業者」という。）は、地震発生による火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所（以下、この項目において「施設等」という。）が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整えるものとする。

2 人員の確保

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置等の必要の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況

(2) 施設等の周辺の火災状況

(3) 一般被害状況に関する情報（交通状況等）

4 災害時における緊急措置

関係事業者は、消防署、警察署等との連携を密にして、速やかに次の措置を講ずるものとする。

(1) 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(2) 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講じる。

- (3) 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講じる。
- (4) 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。
- (5) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。

第3 高圧ガス施設応急対策

1 出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）は、震度4以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた社員・職員が出動し、巡回・点検等を行い、製造設備等にガス漏れ等の被害が生じた場合又は危険な状態になったときは、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

(1) 製造設備、消費設備等の被害情報

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

4 災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておくものとする。

(1) 製造施設等が危険な状態になったときは、ただちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。

(2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。

(3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第4 毒物劇物施設応急対策

1 出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が地震による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にし

み込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害予防規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

(1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、消防署、警察署、保健所等の関係機関との連絡を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

(1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合

ア 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講じる。

イ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

ウ 漏洩した毒物・劇物は、土砂等への吸着、希釀、中和等により、速やかに処理する。

エ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。

オ 毒物・劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。

また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(2) 火災発生の場合

ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。

イ 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。

ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

なお、毒物・劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。

エ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。

なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。

カ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(3) その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、災害状況について関係機関に報告

するとともに、被災を免れた貯蔵設備の応急点検を講じるものとする。

第26節 災害救助法の適用等

(生活環境部)

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、同法施行規則、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととするとできるとされている。（法第30条第1項）
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。（法第24条～第27条）
 - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
 - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
 - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第29条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法26条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

(1) 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合。

[施行令第1条第1項第1号]

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	40世帯
15,000人未満	50世帯
15,000人以上	60世帯
30,000人未満	80世帯
30,000人以上	100世帯
50,000人未満	100世帯
50,000人以上	150世帯
100,000人未満	
100,000人以上	
300,000人未満	
300,000人以上	

(2) 福島県の区域内の被害世帯数が2,000世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合

[施行令第1条第1項第2号]

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上	20世帯
15,000人未満	25世帯
15,000人以上	30世帯
30,000人未満	40世帯
30,000人以上	50世帯
50,000人未満	50世帯
50,000人以上	75世帯
100,000人未満	
100,000人以上	
300,000人未満	
300,000人以上	

(3) 福島県の区域内の被害世帯数が、9,000世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数である場合 [施行令第1条第1項第3号前段]

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては各市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合 [施行令第1条第1項第3号後段]

例 ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合 [施行令第1条第1項第4号]

例 ① 船舶の沈没、あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

③ 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため、多数の者が危険にさらされている場合

④ 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合

⑤ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

- ⑥ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
- ⑦ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、資料編「被害の認定基準一覧」のとおりである。

第3 災害救助法の適用手続き

1 市町村

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、市町村における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 県

- (1) 知事は、市町村長の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めたときは、直ちに厚生労働省に報告するとともに、当該市町村長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示するものとする。
- (2) 知事は、災害救助法による救助を行うときは、速やかにその旨及び適用地域を告示するとともに、関係機関に通知するものとする。

3 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて、市町村においては県に、県においては厚生労働省に逐次報告するものとする。

4 特別基準の申請

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、厚生労働大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。
- (2) 市町村長から救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の申請があった場合、及び県が実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要が生じた場合は、電話でその概況を厚生労働大臣に連絡し、事後、速やかに次の事項を明らかにした文書により申請するものとする。
 - ア 一般基準により難い理由
 - イ 特別基準の内容
 - ウ その他必要な事項
- (3) 厚生労働大臣から「特別基準」の承認又は不承認について指示があった場合は、取りあえず電話で関係市町村に連絡し、事後、速やかに文書で通知するものとする。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧」のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第44条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

知事は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

2 公用令書の交付

知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより損害を補償しなければならない。
- (2) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

(総務部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、県教育委員会、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関)

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

県（総務部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

県又は市町村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町村は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業

- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

(1) 県の措置等

県（総務部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会）は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

(2) 市町村の協力等

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 激甚災害指定の促進

県（総務部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会）は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

第4 災害復旧事業の実施

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努めるものとする。

第2節 被災地の生活安定

(総務部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、福島労働局、日本赤十字社福島県支部、郵便事業(株)、市町村、市町村社会福祉協議会、住宅金融公庫)

大規模震災時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

(1) 県（保健福祉部）

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集団体代表（日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等）からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市町村に送金して、被災者に配分する。

(2) 日本赤十字社福島県支部・県共同募金会

日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会に寄託された義援金については、原則として、(1)の義援金配分委員会に付託して配分する。

(3) 市町村

市町村に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

第2 被災者の生活確保

1 職業あっせん計画

公共職業安定所長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

エ 災害救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。

ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

4 租税の徴収猶予等の措置

国、県（総務部）及び市町村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

5 郵便関係措置等

郵便事業㈱は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかる災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

6 生活必需品等の安定供給の確保

県（生活環境部、商工労働部、農林水産部）は、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 大規模な地震発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3) 関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

- ア 情報提供
- イ 調査
- ウ 集中出荷
- エ その他の協力

第3 被災者への支援

1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生

する被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）

3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- ア 居住する住宅が全壊（全焼、全流出を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- ウ 火碎流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）

4 支援法の適用手続き

(1) 市町村の被害状況報告

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、市町村長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

5 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	35.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く) (法第3条第2項第2号)	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

市町村は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

市町村は、支給申請書に添付する必要のある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できるり災証明書
- ③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

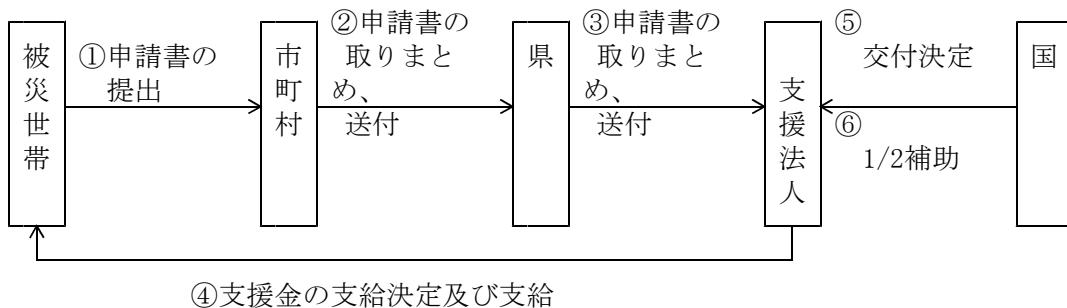
市町村は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。

県は、市町村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ

**第4 被災者への融資**

1 農林水産業関係

県（農林水産部）は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金を無利子又は低利で融資し、農林漁業経営の維持・安定を図るものとする。

2 商工関係（中小企業への融資）

県（商工労働部）は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するものとする。

また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずるものとする。

3 住宅関係（住宅金融公庫による災害復興住宅資金）

住宅金融公庫は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を行うものとする。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金の貸付

ア 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資するものとする。

イ 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をするものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第5 り災証明書等の交付

前記の第1から第3、第4（4(1)アを除く）に掲げた被災者の各種支援措置を実施するためには、り災証明書等が必要となるため、地震発生後早期にり災証明書等の交付体制を確立するものとする。

1 市町村は、あらかじめ被害認定及びり災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図るために、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

2 消防本部は、火災によるり災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第6 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、県、市町村等は、その制度の普及促進に努めるものである。

第5章 津波災害対策

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画)

第1節 総則

第1 津波災害対策の目的

この章においては、震災対策のうち、特に津波対策を定めたものであり、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震津波防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

法第3条に基づき指定された本県の推進地域の区域は、本県沿岸10市町（以下「市町」という。）である。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

第3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

第4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に關し、県、指定地方行政機関、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第6節第2「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置については、第3章第1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

- 1 災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、福島県災害対策本部条例、福島県災害対策本部規程及び福島県災害対策本部事務局運営要綱に定めるところによるものとする。
- 2 災害対策本部等の組織及び運営については、第3章第1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

- 1 知事は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を定めるものとする。
- 2 職員は、地震発生後の積極的な情報等の収集に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。
- 3 職員の参集計画については、第3章第2節「職員の動員配備」に定めるところによる。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 津波警報等、地震及び津波に関する情報

(1) 津波警報等の種類と内容

地震が発生すると、気象庁では直ちに震源を求め、必要に応じ津波警報等を発表する。

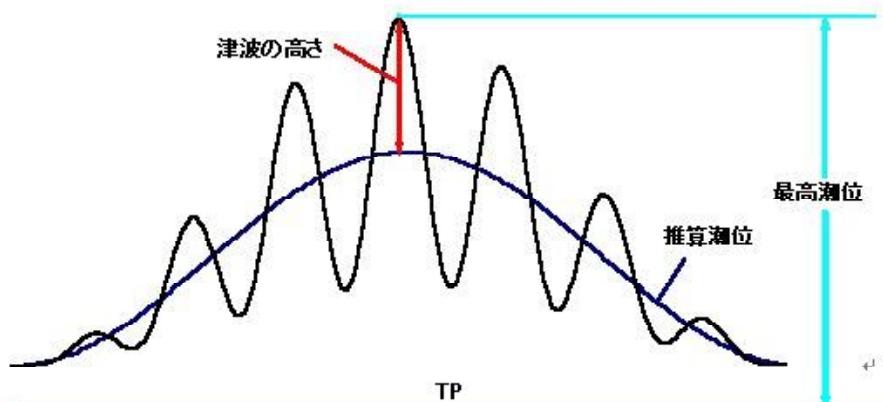
種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒して下さい。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意して下さい。	0.5m

注) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

注) 津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波の高さ



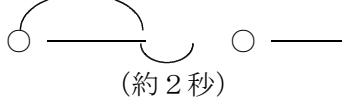
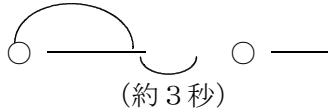
※TPとは、東京平均海面の略 T.Tokyo P.Pel(オランダ語で基準の意味)

(2) 津波注意報・警報標識

津波注意報及び津波警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

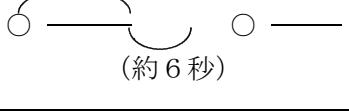
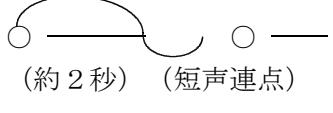
(気象庁告示—予報警報標識規則)

津 波 注 意 報 標 識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報 標識	(3点と2点との斑打) ● — ● — ● ● — ●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点の斑打) ● ● ● — ●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

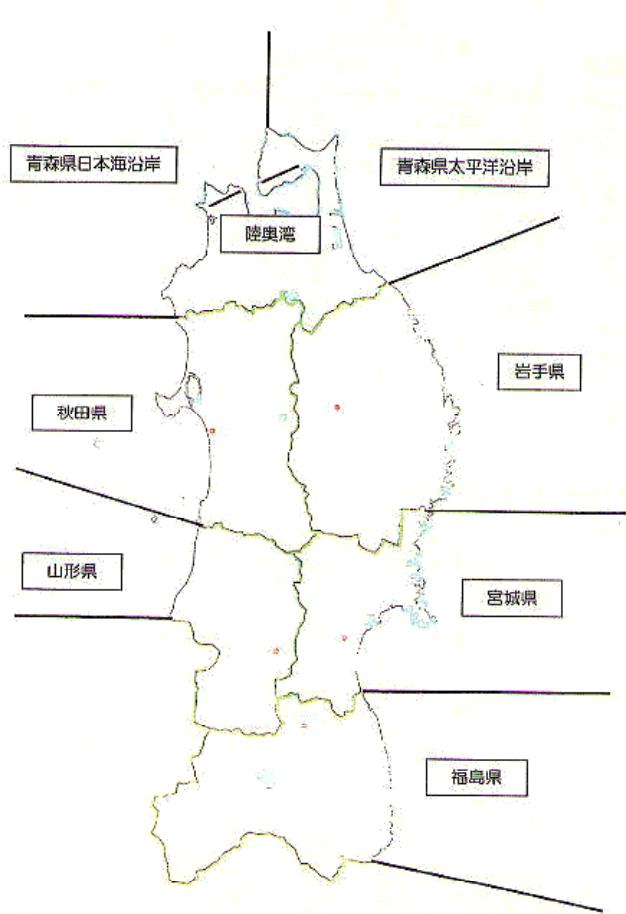
津 波 警 報 標 識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報 標識	(2点) ● — ● — ● — ● — ● — ●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標識	(連点) ● — ● — ● — ●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(3) 津波予報区

津波予報海域区分は、次のとおりである。気象庁から発表される津波警報等は、福島地方気象台を経て伝達される。



(4) 地震及び津波に関する情報

ア 情報の種類

(ア) 地震情報

- ・ 震度速報（地域震度）
- ・ 震源に関する情報（震源要素・地震の規模、津波による被害の心配なしのコメント）
- ・ 震源・震度に関する情報（震源要素・地震の規模、地域震度、大きな揺れを観測した市町村震度）
- ・ 各地の震度に関する情報（震源・規模、震度1以上を観測した震度観測点）
- ・ 地震回数に関する情報（地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震の回数）
- ・ 顕著な地震の震源要素切替えのお知らせ
- ・ 地震活動状況等に関する情報

(イ) 津波情報

- ・ 津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報（津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、震源・規模）
- ・ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報（各地の満潮時刻、津波到達予想時刻、震源・規模）
- ・ 津波観測に関する情報（津波第一波観測時刻及びその高さ、津波の最大高さの観測時刻及びその高さ）
- ・ 津波に関するその他の情報（津波に関するその他必要な事項を発表、津波予報（津波の心

配がない場合を除く) を含めて発表)

イ 発表基準

- (ア) 気象庁、独立行政法人防災科学技術研究所、並びに県が整備した県内の各観測点のうち震度1以上が1箇所以上の地震を観測したとき(「震度速報」は主に震度3以上、「各地の震度に関する情報」震度1以上で発表)。
- (イ) 福島県沿岸に津波警報、津波注意報が発表されたとき
- (ウ) その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき(群発地震等)
- (エ) 特に発表が必要と認めた場合

2 津波警報等の伝達受理

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合、一刻も早く住民等に伝達する。

防災関係機関は、次の津波警報等伝達系統図により、可能な限り迅速、的確に伝達する。

また、「地震及び津波に関する情報」の伝達は、津波警報等の伝達に準じて行う。

- (1) 福島地方気象台は、福島県を対象区域として津波警報等又は「地震及び津波に関する情報」を受理し、又は発表したときは、津波警報等伝達系統図により速やかに、防災情報提供システムにより伝達する。

(2) 県

福島地方気象台から通報される情報は、県民安全総室(県府防災行政無線統制室)が受理し、県防災行政無線(総合情報通信ネットワーク)により直ちに市町村、消防機関、県出先機関に伝達する。

(3) 市町

ア 市町は勤務時間外においても、県防災行政無線により伝達される情報が、担当部課長へ迅速・確実に伝達されるよう、連絡体制を定めておく。

イ 情報の伝達を受けたときは、関係部課に周知徹底できるよう予め情報の内部伝達組織を整備しておくとともに、各市町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある団体に周知徹底させる。

なお、定められた伝達ルート以外で津波警報等を覚知したときも直ちに住民に伝達できるようあらかじめ体制を整えておくことが重要である。

ウ 津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意をするとともに、的確な情報の把握に努める。

(4) 県警察本部

県警察本部は、所轄の警察署を通じ、市町村に津波警報等を伝達する。

(5) 福島海上保安部の措置

ア 船舶関係団体、企業等に対し、電話、一斉FAX等により周知する。

イ 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、たれ幕等により周知する。

ウ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

エ 被害が予想される地域の沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

- (6) 東(西)日本電信電話株式会社(エヌ・ティ・ティ ソルコ株式会社情報案内サービス事業本部仙台センタ)は、津波警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより市町村に伝達する。

(7) 放送機関

放送機関は、福島地方気象台から情報を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

3 被害状況等の情報の収集・伝達

被害状況等の収集・報告については、第3章第3節第2「被害状況等の収集・報告」に定めるところによる。

4 施設の緊急点検・巡視

県は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

5 二次災害の防止

県は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関と相互に連携して実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町へ指示するものとする。

なお、県は、市町が二次災害防止のために実施する被災建築物応急危険度判定活動を支援する。

6 救助・救急・消火・医療活動

ア 救助・救急活動については、第3章第9節「救急・救助」に定めるところによる。

イ 消火活動については、第3章第8節「消火活動」に定めるところによる。

ウ 医療活動については、第3章第12節「医療（助産）救護」に定めるところによる。

7 物資調達

(1) 県は、発災後適切な時期において、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

(2) 県は、市町における備蓄量について把握するとともに、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施する。

(3) 県は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、市町で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国及び他の都道府県に対して調達、供給の要請を行う。

8 輸送活動

輸送活動については、第3章第14節「緊急輸送対策」に定めるところによる。

9 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3章第16節「防疫及び保健衛生」に定めるところによる。

10 被災地等の応急対策

上記1～9のほか、被災地等の応急対策は、第3章第19節「被災地の応急対策」、第21節「生活関連施設の応急対策」及び第22節「道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策」に定めるところによる。

第2 市町の措置

1 津波監視

市町は、津波注意報が発表されたときは、消防機関と協力をして、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

また、津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への津波情報の広

報、伝達並びに避難の勧告及び指示を優先させて、余力がある場合は津波監視を行う。

2 津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、消防機関と協力をして、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台等安全な場所に避難するよう勧告し又は指示をする。

3 避難の勧告、指示

- (1) 市町は、津波監視により異常を認めた場合は、津波危険地区にある者に対し、速やかに避難の勧告、指示を行い、その周知徹底を図る。
- (2) 市町は、津波注意報が発表された場合は、海浜にある者に対し、直ちに海浜から退避するよう勧告・指示を行い、その周知徹底を図る。
- (3) 市町は、津波警報が発表された場合は、津波危険地区にある者に対し、直ちに避難の勧告、指示を行い、その周知徹底を図る。

特に、海岸部に近い社会福祉施設や災害時要援護者に避難勧告、指示を行う場合は、自主防災組織等の付近住民や当該施設管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。

- (4) 市町は、津波の河川遡上のおそれがあるときは、水門の操作管理者等とともに、水門の操作を行い、また、付近住民の避難勧告、指示を行う。
- (5) 津波による災害が発生し、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県が避難の勧告・指示を行う。

4 県への連絡

市町が避難措置を実施した場合には、災害対策基本法の第60条第3項の規定に基づき、直ちに知事に報告をしなければならない。

第3 その他防災関係機関の措置

1 警察官及び海上保安官の措置

(1) 警察官の措置

警察官は、津波警報が発表された場合又は津波のおそれがある場合において、市町長が避難の勧告、指示をすることができないと認めるとき、市町長から要求があったとき又は危険が切迫していると警察官自ら認めるときは、沿岸住民、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

警察官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市町長に通知を行う。

(2) 海上保安官の措置

海上保安官は、津波警報が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、巡視船艇、航空機を巡回させ、磯釣り客、港湾工事関係者、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

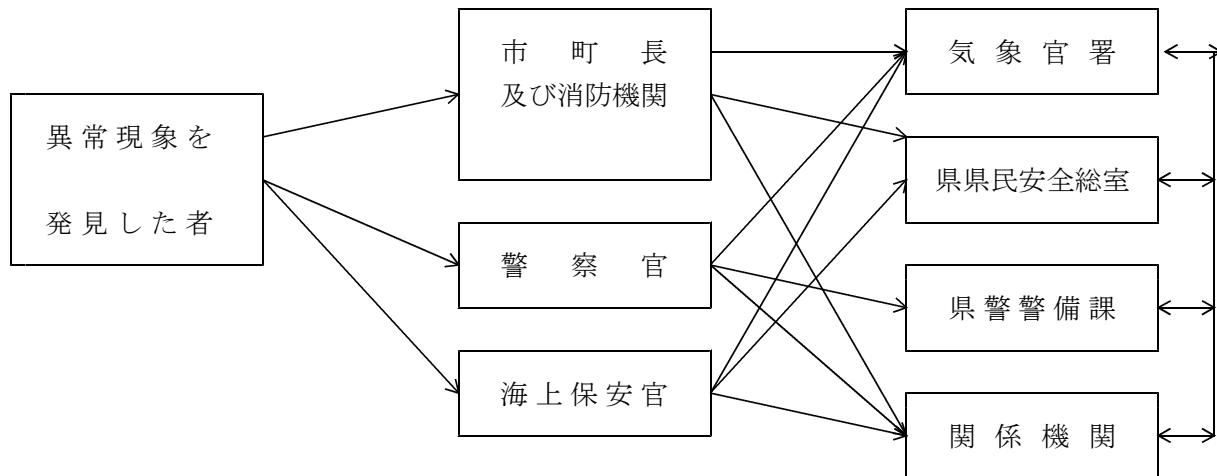
海上保安官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市町長に通知を行う。

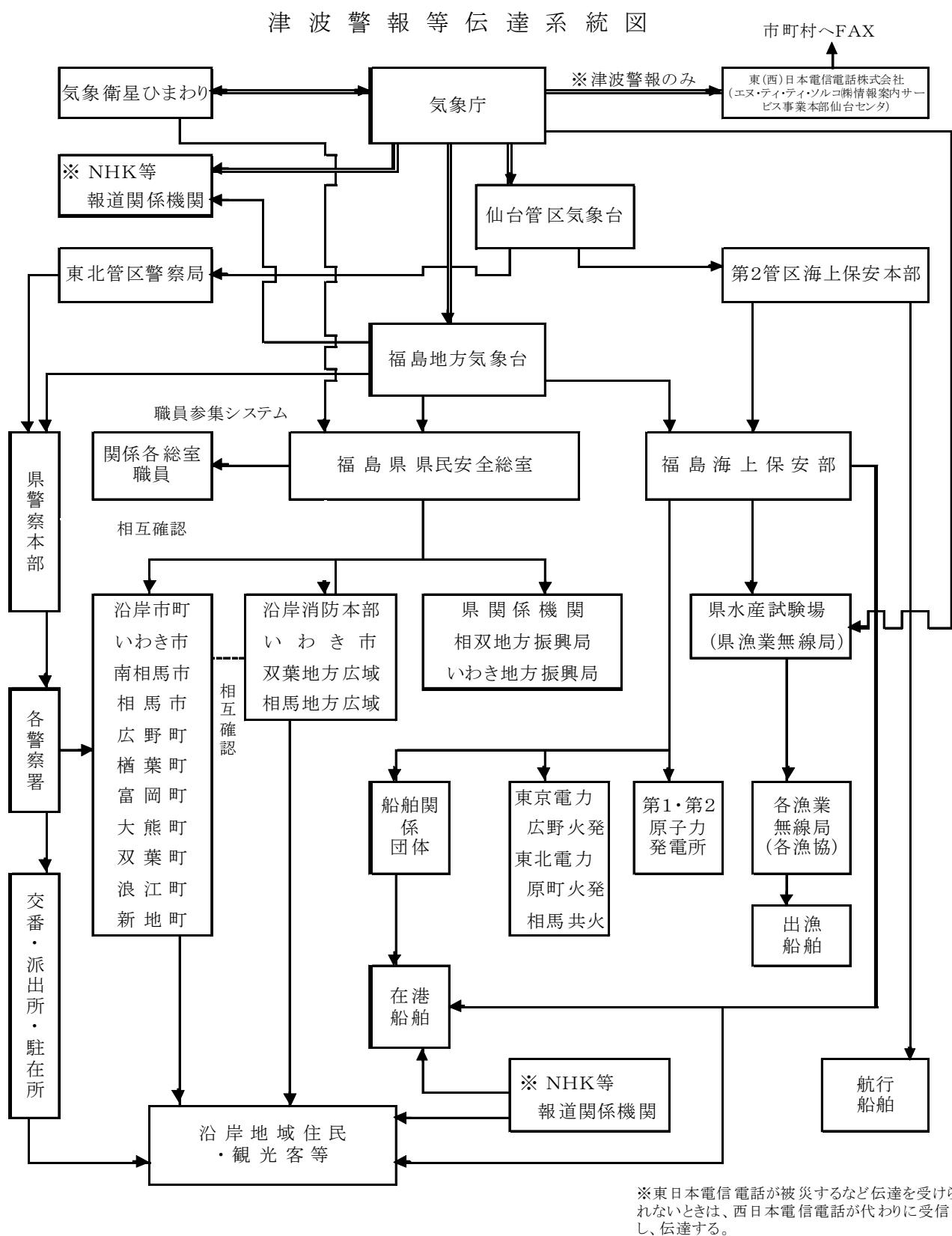
2 福島海上保安部の措置

福島海上保安部は、津波警報が発表された場合又は津波のおそれがある場合において、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。

第4 異常を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合は、次の図のように速やかに関係機関に通報するものとする。





(※) バックアップ回線を用意するなど被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮するものとする。

第5 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

県は、市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町から当該物資等の供給の要請があった場合、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置をとるほか、必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

2 人員の配備

県は、市町における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、福島県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第6 他機関に対する応援要請

1 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。

- (1) 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定
- (2) 災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定
- (3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

2 県は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

3 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の派遣要請は第3章第10節「自衛隊災害派遣」に定めるところによる。

4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずるものとする。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、必要に応じ次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
なお、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。
- 3 市町は、必要に応じ次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - (2) サイレン、広報車等の整備の方針及び計画
 - (3) 海岸線の防災行政無線通信施設（同報系）等の整備の方針及び計画

第2 津波監視体制の整備

市町は、次により津波監視体制の整備を図る。

- 1 津波監視場所の設定
津波の監視場所は、高台や堅牢な建物にするか遠隔監視設備を導入するなど監視者の安全確保を考慮するとともに、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。
- 2 津波監視担当者の選任
沿岸市町は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として、あらかじめ選任する。
- 3 津波監視場所の情報伝達手段の確保
津波監視場所の情報伝達手段として、無線通信施設の整備を図る。
- 4 波高及び潮位観測施設
県（土木部）及び国土交通省小名浜港湾事務所が波高観測あるいは潮位観測施設を小名浜港、相馬港及び四倉漁港に設置しており、県（生活環境部）は市町への情報提供を行う。

第3 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3節第1の1及び2のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置
- 3 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第4 津波避難対策等

1 県の措置

県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び支援を行うとともに、次の点について市町に協力するものとする。

なお、この場合、高齢者、児童、傷病者、障がい者等災害時要援護者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

また、県は災害救助法の対象となる市町が行う避難対策について以下の措置等をとるものとする。

- (1) 避難路となる道路のうち県が管理するものについて、災害を防除するための必要な措置及び除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置
- (2) 第9の2(2)に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力
- (3) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

2 県及び市町の措置

県及び市町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策として、避難路や避難場所について居住者等に周知を図るとともに、海浜地への立看板の設置、パンフレット、チラシ等を作成し、海浜利用者等に対して、津波防災の知識の普及を図る。

また、大津波が発生した場合には、河川の遡上による被害が発生することもあるので、河川沿いの避難の危険性についても周知を図る。

県（生活環境部）及び市町は、津波系統等、避難命令等の伝達については、福島地方気象台等と緊密な調整を図り、きめの細かい情報伝達体制を確立する。

このため、防災関係機関と連携して津波情報伝達訓練を定期的に実施する。

また、市町は、消防機関及びその他防災関係機関と協力し、夜間、休日においても、沿岸の住民や海浜にいる観光客及び旅行者等に対して、津波警報等を迅速かつ正確に伝達できるよう、体制を整備する。

3 その他の関係機関の措置

津波警報、避難勧告・指示等の伝達については、福島海上保安部、東北地方整備局等の関係機関は、あらかじめすべての系統、伝達先を再確認しておくものとする。この場合、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場及び海浜の景勝地等の行楽地、さらに養殖場、沿岸部の工事区域等については、あらかじめ、沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織と連携して、協力体制を確保するとともに、日ごろより津波についての啓発活動を行うよう努めるものとする。

4 津波危険地区の指定

市町は、県が提供する浸水予測図等に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行うとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

この場合において、県地震・津波被害想定調査結果等から浸水危険予想地域、津波の到達時間、津波高等について周知し、津波の危険性についての啓発を図る必要がある。

5 津波避難計画の策定

市町は、津波発生時における迅速かつ円滑な避難対策を実施するため、県地震・津波被害想定調査結果等を参考にするとともに、震度、津波警報等、津波監視結果等を勘案した避難指示等の発令基準

及び避難地、避難路の選定を含めた避難計画を地域防災計画の一環として作成し、関係住民に周知徹底を図る。

県（生活環境部）は、市町に対し、より実効性のある避難計画を作成できるよう支援を行う。

6 避難地、避難路の誘導標識の整備

市町は、選定した避難地、避難路の誘導標識の整備を行う。

7 災害時要援護者及び外来者の避難

災害時要援護者の避難については、自主防災組織、消防団及び近隣者を含めた避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

また、観光地、海水浴場等外来者の多い場所では、駅、宿泊施設及び行楽地に、住民用浸水危険予想地域の掲示、避難場所及び避難路の誘導表示などを行うことにより、外来者に対し周知を図るものとする。

第5 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催

県、市町、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

- (1) 津波注意報・警報発令時の警戒体制
- (2) 津波注意報・警報の住民への伝達体制
- (3) 住民の避難等
- (4) 被害時の応急対策
- (5) 震災に対する住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法
- (6) 沿岸地域の危険性の把握
- (7) その他連絡会が必要と認める事項

第6 消防機関等の活動

1 市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

2 県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとるものとする。

- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資・資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

3 地震が発生した場合は、施設管理者等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒
- (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 資機材の点検、整備、配備

第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定公共機関東北電力株式会社福島支店が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を行うものとする。

4 通信

(1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するよう、必要な通信を確保するため、電源の確保・地震発生後のふくそう時の対策等の措置を行うものとする。

(2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社福島支店が行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

(1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(2) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波警報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

(3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとする。

(4) 指定公共機関日本放送協会福島放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

(5) 指定地方公共機関福島テレビ㈱、㈱福島中央テレビ、㈱福島放送、㈱テレビユー福島、㈱ラジオ福島、㈱エフエム福島が行う措置は、別に定めるところによる。

第8 交通対策

1 道路

県公安委員会は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制及び避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

道路管理者は、情報板などにより津波発生に関する情報や、地震被害による通行規制情報の提供に努めること。

また、避難所へのアクセス道路等について、災害を防除するための必要な措置及び除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

2 海上

福島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶

を退避させる等の措置を講じるものとする。

3 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

4 乗客等の避難誘導

駅、港湾のターミナル等の施設管理者は、市町が定める津波避難計画との整合性を図りながら、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナル等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

なお、計画は避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものであること。

第9 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院等にあっては、重症患者や新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、職業訓練校等にあっては、

(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあっては、重度障がい者や高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に

掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市町推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

地震が発生した場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するようあらかじめ定めるものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

第2章第4節「都市の防災対策」に定めるところによる。

2 避難地の整備

第2章第4節「都市の防災対策」に定めるところによる。

3 避難路の整備

第2章第9節「道路及び橋りょう等災害予防対策」に定めるところによる。

4 津波対策施設

(1) 海岸保全施設整備事業

県（土木部、農林水産部）は、津波による災害を防止するため、被害のおそれのある地域において次の事業を実施し、海岸保全施設の整備を図る。

- | | | |
|---|-----------|-------|
| ア | 高潮対策事業 | (土・農) |
| イ | 侵食対策事業 | (土・農) |
| ウ | 局部改良事業 | (土・農) |
| エ | 補修事業 | (農) |
| オ | 海岸改良事業 | (土) |
| カ | 海岸防災林造成事業 | (農) |

(2) 施設の安全性の確保

国、県（土木部）は、津波による被害のおそれのある地域において、構造物、施設等を整備する場合、耐震化の推進を図るなど津波に対する安全性に配慮する。

(3) 避難施設の整備

県及び市町は、津波による危険が予想される地域について、浸水域を想定し、地形、標高等の地域特性を十分に配慮した避難場所、避難路の整備及び防潮堤の避難階段等避難施設の整備を図る。避難場所としては、公共施設のほか、地域特性を考慮して、民間ビルの活用など種々の検討を行い、より効果的な配置となるように努める。特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人口構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定に努めるものとする。

5 消防用施設の整備等

第2章第13節「火災予防対策」、第19節「航空消防防災体制の整備」に定めるところによる。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

(1) 道路の整備

第2章第15節第2「緊急輸送路等の整備」に定めるところによる。

(2) 港湾又は漁港の整備

国、県は、次の事業を実施し、防波堤等港湾施設及び漁港施設の整備を図り、津波に対しての安全性の確保を図る。

- ア 港湾改修事業

- イ 水産基盤整備事業

上記のほか、第2章第10節第2「港湾・漁港施設災害予防対策」に定めるところによる。

7 通信施設の整備

県、市町、その他防災関係機関は第3節第1及び第4節第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

第2章第2節「防災情報通信網の整備」に定めるところによる。

第6節 防災訓練計画

- 1 県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。
なお、冬期等避難行動に支障をきたす場合を想定し訓練を行うよう配慮する。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 県は、市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に次のとおり行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
- 5 県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言を行うものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県は、市町、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 県職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各機関ごとに行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

県は、市町と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに市町等が行う住民等に対する教育・広報に関し必要な助言を行うものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地、避難路及び津波避難記号に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育・広報

児童、生徒等に対する教育・広報は、第2章第20節第4「学校教育における防災教育（総務部、県教育委員会、市町村教育委員会）」に定めるところによる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

防災上重要な施設管理者に対する教育・広報は、第2章第20節第2「防災上重要な施設における防災教育」に定めるところによる。

5 相談窓口の設置

県及び市町は、地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

なお、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシの配布、津波注意、津波

避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等の広報を行うものとする。